まえがき

第二次世界大戦後、既に四十数年が経過している。 戦後「地方自治法」が「日本国憲法」と同日に施行され、自治体にとって、新しい時代が到来することとなった。

神奈川県における戦後は、戦争によって荒廃した県土から産業などの復興をいかにして図るか、新しい視点からの県としての果たすべき役割は何かという課題をもってはじまった。

そのなかで、住民の意向を受けて、県議会とともに、各時期ごとに内山、津田、長洲 という三人の知事を中心として、神奈川県行政はさまざまな政策を実施してきている。

その神奈川県が自治体としてどう政策を立案し、また、決定してきているのか。戦後四十数年の神奈川県の政策、特に公害行政を中心とした政策の動向を検証することによって自治の歴史をたどりながら、首長と議会などが神奈川県の政治運営にあたっての課題をどう把握し、その解決のための政策をどう立案したのか。更に政策決定過程における争点は何だったのか。また、政策の変容があったとするならばそれはどう起こったのか、政策執行後の状況の変化はどうかなど、政策への課題から政策決定、政策執行、更には政策執行後の過程における経緯と問題点を明らかにし、政策の在り方について考える。それらを産業の発展と住民福祉との関係を中心にみてみようというのが、この調査研究の趣旨であった。

総合計画や公害防止条例を中心に据え、神奈川県の歴史を改めて振り返ってみると、 そこには多くの人々の営みが、また、努力の跡が見えてくる。政治と行政の複雑多様な 連環が、浮かび上がってくる。

「神奈川県の主要政策」という主題は、大きく、そして複雑である。調査研究期間に 比して、あまりにも長いその対象期間中の事柄には、さまざまなことがあり、不明な点 も多々あり、十分な検討を加えることは困難であった。そういうことから、この報告書 は十分な検討を加えられているとは言い難いが、今後、これを基礎として更にこの分野 の調査研究が進められることを希望したい。

この報告書が、住みよい神奈川県を招来することができる政策を進めることの検討材料になれば、幸いである。

1989年3月

神奈川県自治総合研究センター所長 天 内 宏

目 次

第1章 戦後	神奈川の主要政策1
1. は	じめに1
2. 戦	後神奈川の課題と政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	戦後復興期(1945年~50年)2
	工業化前期(1951年~60年)4
	工業化期(1961年~74年)6
	低成長期(1975年~)10
第2章 工業	の発展と公害防止14
1. 戦	後復興期と朝鮮特需・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
:	新しい時代 14/ 経済開発本部 14/ 相模川河水統制事業 15/
:	相模原畑地かんがい事業 15/ 工業生産の復興 16/
;	横浜貿易博覧会 17/ 朝鮮特需 18/
2. 産	業の復興と発展・・・・・・・・・・・・18
:	神奈川県専門委員 18/ 神奈川県産業構造の基本問題 19/
:	各種調査の実施 19/ 工業振興協議会 20/ 工業試験所の設置 21/
	工場誘致 21/ 中小企業対策 22/ 第一次総合計画 23/
3.事	業場公害防止条例の成立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
:	条例の作成へ 24/ 商工会議所意見 25/ 東京都及び大阪府の条例 26/
	8月県会 27/ 主管課問題 29/ 10月県会 30/条例案の提出 31/
:	条例案審議 32/ 修正案の提出 34/
4.条	例成立後の動向35
	事業場公害審査委員会 35/ 朝日製鉄問題 36/ 公害の認識 39/
	騒音防止条例 39/ 川崎市煤煙防止対策協議会 39/
	工業試験所などの役割 40/ 公害発生の増加 41/ 大気汚染調査 41/
	水質汚濁調査 41/
第3章 工業	の発展と環境の悪化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
1. 工	業地帯の造成と工業の発展43
	もはや戦後ではない 43/ 土地及び水資源に関する総合計画 43/
:	神奈川県産業構造の基本問題 44/ 土地利用対策委員会 44/
	川崎臨海工業地帯造成事業 45/ 扇島埋立事業 46/
	内陸工業地帯土地造成事業 46/ 横浜臨海工業地帯の造成 48/

工場誘致条例 48/ 相模川総合開発事業 49/ 工業の発展 50/
京浜工業地帯の産業構造 51/
2. 人口の急増と環境の悪化52
人口の急増 52/ 工場の増加 53/ 公害課の設置 54/
住み心地よき郷土 55/ 1950年代後半の公害状況 56/ 届出制の新設
市長への事務委任 57/ 中小企業公害除去資金助成要綱 58/
ばい煙の排出の規制等に関する法律 58/ 市町村問題 59/
環境の悪化 60/ 公害防止予算 63/ 公害防止に関する行政監察 64/
横浜市の初期公害行政 65/ 川崎市の公害行政 66/
3. 公害事前防止体制の整備と条例改正68
公害の防止に関する条例 68/ 事前防止 69/ 条例改正案の作成 70/
公害対策特別委員会 72/ 条例の運用 72/ 公害審査委員会 73/
4. 公害防止協定と県の課題74
神奈川県第三次総合計画 74/ 公害工場の認定 76/ 調査の継続 76/
県の課題 77/ 公害防止協定 78/
第4章 良好な環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
1. 公害対策基本法の成立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公害審議会設置 82/ 経済団体連合会意見 82/ 知事会議意見 83/
自治省意見 83/ 経済団体連合会の主張 83/ 公害審議会答申 84/
公害対策基本法の成立 86/ 大気汚染防止法制定 87/
公害反対運動 88/公害対策本部 89/
2.調和条項の削除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
津田県政 90/ 公害対策推進本部 90/ 調和条項削除 91/
公害県会 93/ 全部改正 93/ 社会党修正案 94/ 12月県会 96/
公害事件 97/ 横浜方式の展開 97/ 川崎市公害行政の展開 99/
県会意見書 101/ 公害国会 102/
3. 良好な環境の確保に関する基本条例の制定
条例改正提案 103/ 良好な環境の確保に関する基本条例 104/
神奈川県公害防止条例 105/ 条例案の作成 105/ 条例案の提出 107/
決議案 109/ 過失犯 109/ 公害対策審議会条例案 111/
4.生活環境の保全と総合行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
1960 年代後半 111/ 1970 年代前半 112/ 公害白書 112/
神奈川県新総合計画 114/ 横浜市の公害行政 116/
川崎市公寓防止条例 118/ 川崎市公寓健康被害補償条例 119/

第 5	章	3	新た	こな	: 環	境	O) 1	創	造.										٠.		٠.								٠.				 121
		1.	. 珍	景境	影	響	評	価	条值	列																							 121
				革	新	知	事]	121	1/	′ 環	り境	音	ßO) 討	设置	<u>.</u>	1	21	/		新	神	奈][[計ī	画		1.	22,	/		
				環	境	ア	セ	ス	メ、	ン	7	1	23	/		珍	탫	影	響	評信	五字	⋛例		124	_/	鷌	! 会	の i	義詣	Ħ	126	3/	
				修	Œ	案]	127	7/	,	楫	貨浜	; †		景埕	1	シ誓	信望	平伯	田打	計道	拿扌	自金	+	1:	28,	/						
				Л	崎	市	環	境	影響	響 :	評	価(に	関	す	る	条	例		12	9/	/											
		2.	. 祁	申奈	<i>[]</i> [県	公:	害[坊」	止纟	条位	例																					 129
				神	奈	Ш	県:	公:	害	坊」	Ŀŝ	条	列		12	9/	/																
		3.		~後	この	課	題																										 130
おれ	っりし	2																															 132
篁	}	料																															
	神	奈	川県	も	業	場	公:	害[坊」	Ŀ €	条1	例																					 158
	神	奈	川県	も	業	場	公:	害[坊」	止纟	条位	例(カ	_	部	を	改	正	す	る	条	例											 157
	神	奈	川県	も	業	場	公:	害[坊」	止纟	条位	例(カ	_	部	を	改	正	す	る	条	例											 156
•	公:	害	のほ	ち止	: K	関	す	る :	条任	列																							 135
	公:	害	のほ	ち止	: K	関	す	る 🕯	条任	列(D -	— ½	部	を	改	正	す	る	条	例													 140
•	公:	害	のほ	ち止	: KZ	関	す	るき	条任	列(D -	<u>}</u>	部	を	改	正	す	る	条	例													 141
	良																																
	神	奈	川県	具公	:害	防	止	条1	例·																								 145

第1章 戦後神奈川の主要政策

1. はじめに

この報告書は、第二次世界大戦後の混乱のなかで、地方自治法が、その附則の規定に基づいて日本国憲法と同じ日から施行され、四十数年を経過しているが、その間における神奈川県の、特に公害行政を中心とした政策について調査研究し、その結果をまとめようとするものである。

戦後、神奈川県は、その中枢部分の一つであった横浜市中心部の多くを連合軍に接収され、その復興には長い年月を必要とするにいたった。一方、川崎市の臨海工業地域は、朝鮮戦争による特需によって、比較的早い時期から、工業の発展を経験することとなった。 やがて、横浜市の復興が進み、川崎市とあいまって、臨海工業地帯の工業の発展が見られるようになると、人口の増加が急カーブを描きはじめ、これらによって住宅の不足、水需要の増大、道路交通問題が惹起され、また、農用地や山林から、住宅用地や工業用地への土地利用の転換が増加した。こういうことから、水資源の開発及び県土の有効利用が重要な課題となってきている。

工業の発展が環境の悪化をもたらし、それが徐々に進行して自然保護や環境保全の運動が発生し、それが拡大して、政策上福祉が前面に押し出され、環境の重視とともになって、 社会全体の空気に変化が起こり、その動きが目にみえるものとなってくる。

神奈川県における、こうした動向とその変化は、神奈川県行政にも大きく影響を与えて いると考えられる。

公害の問題が、経済発展優位の思想に楔を入れたのである。

この問題によって、「地方自治」は、政府や自治体のものとしてではなく、主権者である 国民や県民にとって実践の場、生活の場としての意義を持つようになったのである。そう いう意味において、公害が、国はもとより、自治体にもたらした影響は大きなものがある といっていいだろう。

こういう点から、神奈川県の戦後の主要な政策のなかから、あえて公害を取りだして、 神奈川県行政が地方自治をいかに確立しようとしたのかを検討してみようとするのが、以 下の報告書の内容である。

はじめに、神奈川県の戦後における政策の動きを、四つに分けてみてみる。戦後復興期、 工業化前期、工業化期、そして低成長期である。これは経済的な側面を重視する視点から の神奈川県の時代分類である。日本の代表的な大企業が立地している重化学工業などの臨 海工業地帯を京浜地区に擁し、また交通の利便性からこの他の県内にも工場の立地が数多 くみられること、また、東京都に隣接していることから、国全体の経済動向が神奈川県に 与える影響が大きなものであることは、いうまでもないことであろう。

そうしたなかで、狭溢な面積の神奈川県は、工業地帯の造成事業を主とする産業政策を

とり、それによって県民の福祉をすすめようと意図したと思われる。

次に、1951年、1964年及び1971年に公布された公害防止条例に注目しながら、本県の公害行政を中心として、その動向をみてみることとする。

なお、今回の調査研究は、本県における、また、神奈川県行政における公害史といったものの作成を主目的とするものではない。したがって、公害対策上の施策のすべてを取り上げようとするものではないし、県民などの公害に関する行動についても同様であろうことを、あらかじめお断りしておく。

また、文中においての敬称を略させていただいたことを申し添えます。

2. 戦後神奈川県の課題と政策

戦後復興期(1945年~50年)

敗戦直後の神奈川県政は戦災からの復興と罹災者対策という全国的に共通な課題に加えて、占領軍への対応という大きな課題を抱えていた。戦後初の県会(1945年11月)において藤原知事は「本県は御承知の如く其の心臓部とも云ふべき横浜、川崎方面に甚大なる戦災を蒙りました上に、終戦の結果尨大なる軍需産業の全面的停止の逢いましたる為め、多数の失業者を生ずるに至り、所謂戦争に因る被害最も深刻なるものがあると共に、多面聨合軍進駐の中心地点として全国を代表する立場に立って居るのでありまして、以上の二点に付き一層十分なる認識を以て県政施策の遂行に万全を期さねばならない」と述べた。この県会においては、予算の修正、追加が審議され、歳出面で食糧増産、住宅・公共施設等の復興建設、戦災者援護の徹底、民需生産の振興、復員失業対策の確立、遺家族傷痍軍人援護の強化等に重点がおかれることになった。

元来、神奈川県は主食の70%を県外に仰いでいるうえ、1945年の県内生産米は平年作の3分の2以下にすぎず、県では北海道や東北に出張所を新設、米穀や魚介等の確保にあたるほか未利用資源開発のための指導を行うことにしたが、効果はあらわれなかった。また、住宅建設については応急簡易住宅の建設が主で、県会では根本的な復興計画のもと都市計画や土地の区画整理などが必要ではないかとの意見が出された。

1946年1月、いわゆる「公職追放令」をうけて地方長官の大異動が行われ、神奈川県知事には内山岩太郎元アルゼンチン公使が任命された。

この年になると食糧問題はさらに深刻化した。県では知事はじめ各部長、議員、一般消費者代表などが産地を訪問し協力要請したが効果はなかった。配給される食糧は内容・量とも不十分なうえ遅配・欠配が重なったため、県民は不安動揺し、食糧要求の陳情やデモが連日のように県庁に押し寄せた。このような状況のなかで内山知事は占領軍に直接交渉し、米軍から2,500トンの小麦の放出を得た。

1947年4月、地方自治法の公布にともない、知事、市町村長、県会・市町村議会議員の選挙が行われ、神奈川県知事には官選知事から無所属で立候補した内山岩太郎が当選

した。就任にあたり内山知事は、「なによりも当面緊急に処理すべきことは食糧問題の解決であり、次いで戦災復興のために長期的な資源開発、産業興隆対策、教育、文化、民生、労働などの対策を通じて戦災復興に万全を期したい。また住宅、警察、財政など、県政全般にわたって"明日の神奈川"を展望し、巨視的視野と微視的視野の合理的なかみ合わせに万全を期したい」と述べた。また、神奈川独自のものとして「観光事業こそ日本の経済的、文化的発展のため最も有望かつ意義ある部門といわざるを得ない。自然の美しい地理的、国際的環境からいって、神奈川県は絶好の条件を備えている」と「観光立県」を打ち出している。観光については前年(1946年)4月、すでに神奈川県観光協会を創立しており、内山知事にとって観光行政は「神奈川県における積極施策の出発点」(『神奈川県政の回顧(速記録)一神奈川県知事内山岩太郎談一』、1955年2月)であった。

観光行政の県の組織としては、1947年9月、商工部に貿易観光課が新設され、同時に観光施策樹立のため、県観光事業振興委員会(のちの県観光委員会)が置かれた。1948年9月には観光課が独立、観光資源の保護開発、施設の整備拡充、宣伝にあたることになった。

また、神奈川県独自のものとして、内山知事を本部長とする「経済開発本部」の設置 (1947年)があげられる。この「経済開発本部」は県内にある未開発資源の調査を行い、開発利用し県の施策・計画に生かす目的のものであった。開発本部では丹沢山塊に重点をおき資源調査を行ったが直ちに開発事業化しうるものは見出せなかった。しかし、このように県内の諸調査を行ったうえで県の施策・計画に生かそうという発想は受け継がれ、その後専門委員等により各種調査が行われている。

当初の地方自治法には特別市に関する規定があった。それは「特別市は都道府県の区域外とする。特別市は人口50万以上の市につき法律でこれを指定する」というものであった。横浜市をはじめとする大都市は戦前から府県からの独立の運動を行っていたが内山知事は横浜市が独立すれば川崎市が飛び地になること、県財政の大きな財源ともなる横浜からの税収ぬきには県政を運営できないとの考えから絶対反対の立場をとった。そして五大都市をかかえる府県や県下の他市町村に働きかけ反対運動を展開、新憲法の「一つの地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票において、その過半数の同意を得なければ国会はこれを採決することが出来ない」という条文を楯に特別市実現には関係都道府県の住民投票が必要であると主張、GHQの支持をとりつけた。その結果、特別市指定については関係都道府県の住民投票に付すという地方自治法の改正が1947年12月になされ、特別市は実質上法文上だけのものとなった。なお、五大都市側はその後も特別市制の実現運動を継続したが1956年、行政事務の配分に特例を設けることで決着、特別市の名称は法文上からも消えた。

戦後復興期の神奈川県財政は危機的状況にあった。戦災により税源の70%程度を喪失 し国庫補助が大幅に削減される一方、歳出面では住宅建設、失業救済、生活保護などの経 費が激増したのに加え占領軍関係費、地方制度や学制改革による人件費等の増加など必要 経費は膨張しインフレの進行がそれに輪をかけた。このような財政危機を突破するため、1947年8月定例会において知事は宝くじの発行、県立学校授業料・病院入院料などの値上げの他、地方税法改正(1946年9月)により認められた法定外独立税として原動機税、牛馬税、ミシン税の三税を導入することを提案したが、三新税導入案は否決された。9月に召集された臨時県議会でこの問題は再度提案され「将来他に適当な収入が求められる場合は即刻廃税又は軽減」の付帯条件を付して可決された。

こうして新税の創設はなされたが、短期の資金ぐりは困難で、職員の給与・期末手当の支給もあやぶまれる状況に陥った。県では、指定銀行に融資を申し入れたが断られ、1947年の年末静岡県の駿河銀行から5,000万円の融資を得て急場をしのいだ。 戦後復興期の県政は極度の財政難の中で、相次ぐ占領軍命令と食糧問題などその日暮らしのやりくりに追われていたともいえる。

工業化前期(1951年~60年)

1950年朝鮮戦争がぼっ発、それによる特需景気によって産業ことに工業が急速に復興・発展した。工業の発展は同時に公害の発生ともなり、工場からのばい煙、粉じん、騒音などによる被害が発生し、住民の苦情が県にも寄せられるようになった。県では、1951年12月の定例県会に「事業場公害防止条例」を提案したが、当時は産業の振興が第一であり、所管をどの部局にするか内部で議論があったものの、衛生部が所管すれば取締条例になってしまい生産が停滞するとの懸念から経済部所管となり、条例の目的も「産業の発展と住民福祉との調和をはかる」ことにあった。

1950年ころから県民生活の安定と向上のため長期的な産業復興計画策定の必要が指摘されるようになり、その基礎となるべき調査資料整備の急務が叫ばれた。そこで、県では1950年10月、諸調査の実施と計画策定を担当する企画審議課を設置した。同年12月には国土総合開発法による県計画の策定を行うため、神奈川県総合開発審議会を発足させた。

また、1951年、地方自治法第174条に基づく専門委員として、田中二郎(行財政)、大河内一男(経済労働)、磯辺秀俊(農業)、田辺寿利(漁業)、鮫島茂(建設)の5氏に委嘱、県政全般についての基礎調査を行うこととした。1951年9月に出された大河内委員による最初の報告書『神奈川県産業構造の基本問題』は「神奈川県の経済復興の鍵が一そしてまた日本経済総体としての『自立再建』の鍵が一工業生産力の復興再建を基盤とし根幹とするものであって、その他の諸産業は、原則として、この工業生産力の展開の上に成り立ち、それと結びついて栄え、そこから豊富にして安定した所得を引き出し、国民生活の安定もまた、そこからはじめて築かれる」と工業振興に重きを置くべきことを述べている。

1950年代前半は県立施設の建設が相次いでなされた時期でもあった。県立の最初の施設は1949年7月横浜市神奈川区内に建設された勤労会館である。戦後、連合軍によ

り大きなビルや広大な地域が接収され、人々が使える建物は少なかった。内山知事は「民主主義とは人が集まって話し合いをすることで、そのためには集まる施設が必要である」と述べ、会館建設に積極的に取り組んだ。1951年近代美術館(鎌倉市)、1952年農業会館(平塚市)、社会福祉会館(横浜市神奈川区)、1954年図書館、音楽堂(横浜市西区)が建設されている。

1955年3月、総合開発審議会の4年余りの審議を経て「神奈川県総合開発計画」 (第一次)が策定され発表された。計画策定にあたり京浜工業地帯総合実態調査、箱根周 辺地区観光実態調査、農村実態調査、平塚市実態調査、地下資源実態調査、相模川総合開 発基礎調査など基礎的諸調査が行われた。第一次総合計画は1954年度を初年度とする 5か年計画で「県内諸産業の振興と県民生活の安定をはかるため産業立地の整備と災害の 防除」を重点に次の6項目の重点目標を掲げている。

- (1)工業の振興-本県産業の基幹をなす工業の振興をはかるため、京浜工業地帯に重点を置き、併せて衛星都市の立地条件を改善する。
- (2)交通施設の整備-産業の発展と生活の向上に欠くことのできない交通諸施設を整備して輸送の合理化をはかる。
- (3)農水産業の振興-大都市周辺地域として極めて複雑な性格を有する本県農村の特殊性を考慮しながら農業生産性の向上と農家経済の安定につとめるとともに、三崎を中心とする遠洋漁業その他沿海漁業の振興をはかる。
- (4) 災害の防除-相模川・早川・酒匂川水系の治山治水事業に重点を置くとともに、利水面の調整を合理的に行う。
- (5)都市機能の整備-産業の発展に関連して、年々膨張する京浜大都市の機能を整備するとともに、人口再配分の立場から地方産業都市を育成する。
- (6) 観光地帯の整備-箱根・湯河原地方における観光施設の整備に重点を置き、併せて 湘南・三浦地方の観光地を整備する。

そして重点目標を達成するに必要な基幹計画として①工業地帯整備計画②交通施設計画③農水産振興計画④水政計画⑤都市整備計画⑥観光地帯整備計画⑦財政計画が策定されている。これらの計画は審議会の各部会一工業部会、交通部会、農水産部会、水政部会、都市部会、観光部会の策定したそれぞれの計画をまとめたもので整合性が充分とれているとはいえず、計画書も「緊急に取り上げ整備していかなくてはならない、或は既に計画実施されつつある諸計画の蒐成ともいうべきもので一部を除いては調整が充分行われているものとはいえず、今後に於て補完して行くべきものである」と述べている。 県の利水政策はわが国初の河川総合開発として戦前(1938年)から相模川河水統制事業が実施され、それに基づく相模ダムが1949年7月完成、日量270万トンの給水源となり都市用水、工業用水、農業用水の供給を行っていたが、商工業の発展、それに伴う人口の急増によって将来の水資源不足が心配されるようになった。そこで県では1958年、城山ダム建設を含む「相模川第二次河水統制基本計画」を発表した。しかし、城山ダム建設計画は水没

地区の住民の反対にあい起工式が行われたのが1962年、ダム完成は1965年のことである。

1955年、戦争で中断していた京浜工業地帯造成事業の再開が決定され、1956年 川崎市大師河原地先、1957年扇島、1959年鶴見川左岸の埋立造成が開始された。 川崎市、横浜市もそれぞれ数次にわたる巨大な埋立造成事業を行っており「工業化」政策 の優位がつづく。

第一次総合計画では土地と水の問題については課題として残されていたが、工業の発展、 人口の急増により工場や住宅のための土地及び水資源の需要が激増した。また、国の首都 圏整備計画は東京からの人口及び産業の分散を図るため周辺都市の積極的な整備開発を企 図しており神奈川への影響も考慮せざるをえなくなった。そこで県では土地と水の高度利 用に関する長期的、総合的な計画を立てる必要があると考え、1956年4月、総合開発 審議会に対して諮問、1957年3月、その基本構想、1959年3月、整備計画につい て答申を得、5月、「土地及び水資源に関する総合計画」(通常、第二次総合計画と呼ばれ る)を策定した。この計画は土地と水資源の高度利用を第一義的な目的とするいわば調整 計画で、1959年を初年度とする7か年を計画期間としていた。その内容は土地利用に ついては、1975年時における市街化予想区域を想定し、その範囲内で住宅地造成、工 場の立地、公園・緑の開発、都市造成事業など積極的な土地開発計画を実施する一方、こ の範囲外での都市形成を極力抑制することとしている。また、水資源に関しては工業、農 業、生活の各種用水の需要量及び供給量を想定し水源別分水計画を策定、高度利用の方策 として河川流量及び地下水の調整、農業用水取入口の統合、用水路の改善、工業用水の反 復利用などをあげている。こうして策定された第二次総合計画は財政計画が伴っていなかっ たため、2年後の1961年、当時の白根財政課長のもと「財政需要5か年計画」が立て られローリング・システム・プランニングとして毎年同様の計画が立てられる予定であっ たが、結局一度の策定で終わってしまった。

戦後の混乱期から脱し高度成長の足がかりを築いた1950年代においては、産業振興あっての住民生活の向上という観点から、県行政の第一の課題は京浜工業地帯を中心とする産業振興であった。そして産業立地条件の整備としての道路の整備、利水対策、土地の高度利用が重点課題とされていた。1957年2月の県会において内山知事は、「社会福祉全般について、いよいよ充実強化し先進福祉県としての名を辱めないよう努力したい」と述べているが、第一次、第二次の総合計画においては住民の福祉や生活環境については、ほとんどふれられていない。

工業化期(1961年~74年)

高度経済成長に突入した神奈川県では、1955年から7年の間に人口は100万人増加し1963年には400万人を超えるに至った。それに伴い児童数、生徒数も急激に増加、戦後のベビーブームの影響が高等学校に波及するのは明らかになった。そこで県では

高校生急増対策として1961年2月、「神奈川県立高等学校整備計画」を策定した。その内容は、普通高校3校、工業高校4校を新設、既設41校について教室の増設、校舎の改築等の整備を行うというものであった。その後の高校新設をみると、産業の発展に即応する工業教育の振興をはかるという考え方から、工業高校、技術高校の新設が目立つ。後に述べる「第三次総合計画」においても高校教育については「技術革新を中軸とする産業構造の変化に応じた科学技術教育、産業教育を推進し、技術者の育成をはかる」「高等学校の現在の普通科と職業科の定員の比率は6.5:3.5であるが5:5を目標として漸次これに近づける」と産業発展のための人づくりの方針を強く打ち出している。

高度成長によって県民所得は著しく豊かになったが、京浜地帯への集中と京浜地帯重視の政策は県内に地域格差を生み出し拡大させた。県からの委託をうけ大河内一男専門委員が1963年にまとめた産業構造の基本問題に関する第三次報告書『京浜工業地帯の産業構造』においては、「埋立工業地帯、城ケ島大橋、あるいは諸々の会館や文化施設等。その賑やかさに比べて、県央、県北に入ると、あまりに対照的な状景が展開される」と述べられている。また、前2回の報告書では京浜工業地帯の発展が県民生活安定の基本条件をなすとの見解をとっていたが、この報告では「地域経済は、さまざまな角度からその自主性が攪乱され、日本経済の高度成長と地域の安定とは必ずしも一致せず、重工業地帯の躍進と県民生活の向上とはしばしば対立することになる」と述べ、県政の中心課題は社会資本の整備とともに各種のひずみを除き、県民の生活環境を整備することにあるとの判断を示した。

報告書に指摘されるまでもなく、1960年代に入ると高度成長や人口の過度の集中がもたらすさまざまなひずみ―公害問題をはじめ住宅不足の恒常化、教育施設の不足などが顕在化し生活環境が悪化した。また、相模川総合開発事業により1965年4月に城山ダムが完成したが、人口の急増や工業の発展がこのまま推移すれば水資源の不足をきたすおそれが生じた。そこで県では、1965年10月、過密の弊害の除去と予防のため「住みよい県土の実現」を究極目標においた「第三次総合計画」を策定した。

第三次総合計画は、1965年から1975年までの11か年を計画期間とし、計画最終年度の1975年の県人口を600万人、工業生産額を5兆5000億円と想定、これを基本的与件をしている。そして基本的施策として①資源の活用と基盤の整備、②生活環境と福祉の向上、③産業の調和ある発展、の3つをあげている。その中でも強調されているのが土地利用の合理化と水資源の高度利用で、土地については土地利用計画を定め住宅・工場立地等が周辺と十分調和するよう配慮する、既存の土地利用対策委員会を適切に運営し現行法制度を総合的に駆使適用する、区画整理方式を積極的に活用する等の方策を、水資源については合理的使用を指導推進する機構、新水源開発のための先行投資財源、水源地地元の理解、既存水源の水質保全等の方策を講ずるとしている。 内山知事は、1960年頃から県会の新年度予算案の説明の際に、「民生安定」を強調、「日の当たらないところに日を当てる施策」の充実をはかることを述べている。この姿勢が「生活環境と福祉

の向上」が第三次総合計画の一つの柱になっていることに反映している。しかしながら、 第三次総合計画は、一方では京浜工業地帯における公害の発生、地盤沈下や内陸部への工 場進出による地価上昇、離作傾向の増加などの弊害を指摘しながらも「県民経済と県民所 得の源泉である産業の振興もゆるがせにできない」とし、「地域開発と生活環境保全との調 整」を掲げるなど矛盾点もみられる。

そのほか、第三次総合計画の特徴としては、①財政計画をリンクさせ、前期5ヵ年(1965年度~69年度)後期6ヵ年(1970年度~75年度)のそれぞれについて事業費を計上している、②国や市町村の事業であっても県民にとって必要であると認められるものは計画に盛り込んでいる、③計画推進上の課題として「政府諸機関に対する要請」の章を設け財政問題、土地利用問題等につき国に法令や制度改革その他対策を求めている、ことがあげられる。

1967年、官選知事を経て公選知事5期を勤めた内山知事が引退、津田文吾前副知事が知事に当選した。同年6月の定例県会において津田知事は①住みよい県土の建設、②職場における明るい人間関係の確立、③中小企業、農林漁業対策の推進、④社会福祉の徹底、⑤安心して住める近代的な地域社会の実現、⑥住宅対策の推進と新しい町づくり、⑦青少年対策の充実と教育環境の整備、⑧貿易振興と観光資源の再開発、を基本政策とすることを表明した。

高度成長のテンポは1960年代後半になってもゆるまず、神奈川県の工業出荷額は1967年から2年連続して年間8000億円を超す大幅な上昇を示し、1968年には5兆円を突破、第三次総合計画が1975年の目標値として想定した5兆5000億円に迫る情勢となった。また、人口も自然増を上回る社会増が続き1968年7月には500万人を超え、1969年7月には521万人に達した。

このような急激な工業の発展と人口の増加は、第三次総合計画の基本的与件の修正を余儀なくさせ、県では1969年7月、第三次総合計画の改定計画を策定した。改定計画は、第一の与件である人口については従来どおり600万人と想定、第二の与件である工業生産額を前計画の5兆5000億円から7兆円に変更した(いずれも目標年次・1975年における想定値)。改定にあたっては既成市街地における過密化と周辺部における都市化の進行の中で県民所得の向上に見合う「より高い行政水準」を確保できるよう長期的な展望のもとに県行政全般を慎重に検討したとしているが、基本的な方向は前計画をそのまま踏襲している。

また、丹沢地域総合計画、相模川総合整備事業計画、酒匂川総合開発整備計画、相模湾総合整備計画、道路交通網計画の5つの大規模プロジェクトを計画に組み入れており、依然として開発指向が強いことがうかがわれる。

このような開発指向の政策は行政投資の状況をみるとなお明らかになる。1967年度の県の行政投資をみると道路投資が群を抜いて高く(33.6%)次いで住宅(18.0%)、治山治水(9.7%)、文教施設(7.4%)となっており、全体として産業基盤投

資(40.3%)が生活環境整備(35.7%)を上回っている(『神奈川県史通史編5 近代・現代(2)』)。そして、これは高度成長がもたらした公害をはじめ住宅、交通、下水 、ゴミ等の社会問題を一層深刻化させることとなった。

こうしたなか、公害反対や開発反対の住民運動が県内各地で激化し、環境破壊への住民の強い抵抗が示された。1970年の9月県会は「公害県会」と呼ばれたように、その多くが公害関係の議論に費やされ、1964年に制定された公害防止条例から「産業の健全な発展との調和」の字句が削除された。1971年3月には、新たに「良好な環境の確保に関する基本条例」及び「神奈川県公害防止条例」が制定され、総量規制方式が取り入れられた。1972年9月には「自然環境保全条例」が県会で可決された。この条例は国の自然環境保全法が制定されたのに伴い、「良好な環境の確保に関する基本条例」の趣旨をふまえ、自然環境保全地域を指定し指定地域における開発行為を規制するとともにその他自然環境の維持及び回復について必要な事項を定めたものである。また、2期目の津田県政は市街化調整区域の大規模開発を認可せず、ゴルフ場の新規造成もいっさい許可しないなどの原則を確立していた。

このように1970年代に入ってようやく開発優先の政策から方向転換がなされていき、1973年11月、福祉優先の新しい視点に立った「新総合計画」が策定されたのである。計画書は人口増加や工業の発展が公害問題や自然環境の破壊をもたらしていること、住宅、下水道、公園など住環境整備が不十分であることを指摘、「これまでの高度経済成長の過程のなかで経済合理性を追求するあまり、人間を尊重する施策が立ち遅れたことは否めない事実である」とこれまでの政策に反省を加えている。

「新総合計画」は1985年を目標年次とし、自然の尊重と人間性の回復を基調とし、福祉優先の豊かな地域社会の実現をめざすことを目的とした計画で、人口の適正規模と産業の適正配置の方向を明らかにしている。人口は1973年4月には600万人に達していたが、総体的に良好な環境を維持するための望ましい人口規模を730万人と算出、東京都からのベッドタウン人口の流入抑制、土地利用規制の強化、広域的な抑制措置の要請等を通じて流入人口抑制に努力を傾注することとした。産業配置では資源消費型から知識集約型工業への転換が望ましいとし、試験研究機関や情報処理機関の立地に将来展望を見出している。また、内陸部への工場進出については①公害を発生しないもの、②産業廃棄物の処理が容易なもの、③多量の用水を必要としないもの、④大量の貨物輸送をともなわないもの、という方針に沿うものに限り立地を認め、立地にあたってはあらかじめ十分な緑地空間を確保させ、地域社会の環境保全に十分配慮する企業を優先して受け入れることとした。

課題としては、①環境の保全と関連都市施設の整備、②社会福祉と保健医療の飛躍的向上、③教育の充実と文化の普及、④農林水産業・中小企業の振興と基盤の充実、⑤働きがいの充実と県民スポーツ・レクリエーションの普及、⑥資源の節約と有効利用、⑦消費生活の安全と物価および地価の安定、⑧基地対策、の8つをあげており、さらに、①環境の保全と

都市施設の整備、②県民福祉の向上、③教育・文化の充実、④県民経済の調和ある発展、⑤働きがいの充実とスポーツ・レクリエーションの普及、の5点を柱として1980年度までの8ヵ年の整備計画が策定されている。(消費生活の安全と向上については「県民福祉の向上」の項でふれられている。)

この計画では県立高校について、計画の最終年度である1985年までに100校新設(うち60校を1980年度までに建設)の方針を立てたことが注目を集めた。前述した1961年の高等学校整備計画においては1969年の高校進学率を70%強と推計していたが、実際1970年には90%を超える高い進学率になったためである。また、景気変動による企業側の新規採用の減少や県民の普通高校増設を求める声の高まりなどから職業教育に重点をおいた高校再編成の計画は変更を余儀なくされた。この高校100校計画は後の県財政に大きな影響を及ぼすものになった。

1973年秋中東戦争をきっかけに起こったオイルショックは、海外の安い石油資源に依存してきた日本の高度成長に終止符を打ったと同時に国民生活にも大きな影響を及ぼした。ことに、石油元売り業者や商社による買占め売惜しみによって灯油をはじめ洗剤、トイレットペーパーなど生活物資が店頭から姿を消し「モノ不足パニック」がおこるなど住民生活は大混乱に陥り物価は異常に高騰した。県では、1974年1月、知事を本部長とする「県民生活安定緊急対策本部」を設置した。対策本部は県庁のほとんどの部局の職員からなる横断的な組織で、「生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」および「国民生活安定緊急措置法」に基づく違法行為に対する監視・指導や県民からの苦情処理・相談を行った。

この緊急対策本部は約半年で解散したが、1974年10月、県は「県民生活安定対策措置条例」を制定した。この条例は消費者保護基本法に基づき県・市町村・事業者の責務と消費者の役割を明記し、危害の防止や規格・表示・包装の適正化など消費者保護の諸施策を掲げ、価格の安定に関する緊急対策として価格の動向調査、供給の協力要請等を規定、違反者に対しては行政指導、勧告、公表という制裁措置を設けている。

一方、石油ショックによる原材料の価格の高騰と不況による受注の減少は中小企業に深刻な打撃を与え倒産が続出した。このため県では中小企業金融制度の拡充・強化、事業指導等に力を入れた。

こうして県政の重点は産業振興、地域開発から県民の福祉・生活の向上に移り、地域福祉の推進や消費生活の安定と向上、社会教育の推進などソフトな施策が次々にうちだされていくようになってくる。

低成長期(1975年~)

1975年4月、長洲一二前横浜国立大学教授が県知事に当選、"革新県政"がスタートした。長洲知事は同年6月の県議会で県政に臨む基本姿勢として「自治と連帯の社会」「生活者の心がしみ通り脈うつ県政」「子や孫に誇れる神奈川」の3点の実現をめざすとの所信

を表明した。長洲知事が就任した当時、神奈川県は深刻な財政難に陥っていた。1973年秋のオイルショックによって1974年の国民総生産は戦後初めてマイナス成長となったが、重化学工業中心の産業構造下にあった神奈川経済への打撃は大きく、生産は急激に落ち込み、県税収入も激減、1975年度には地方交付税の交付団体に転じていた。知事はこの財政危機打開のための基本的方途として税財政制度の改革、行政の「ぜい肉」落とし、行政全体のシステム転換の3点を実行すべきことを表明した。そして庁内に財政緊急対策本部を設けて事務事業の総点検に取り組む一方、手数料、水道料金、高校授業料の値上げ、法人事業税の超過課税による歳入増をはかった。

1976年2月の県議会では長洲知事による初めての当初予算案が審議された。提案説明のなかで知事は、1976年度予算案は前年の「耐乏と緊急対策型」予算から財政再建を展望する「危機克服型」の予算にしたいと述べ①不況克服と雇用の安定、②教育の先進県化、③県民の福祉と健康づくり、④災害と公害から県民を守ること、を重要施策として掲げた。

高度成長時代の終わりは物質的豊かさを追い求めた時代の終わりでもあった。人々の価値観も変わり生活の量的拡大よりも質の向上を求めるようになってきた。知事は就任直後、こうした激動の時期に21世紀を展望する長期的視野に立って県民生活と県行政の方向と目標を定める新しい総合計画の必要性を説き、ただちに策定に着手した。そして、1978年2月、「新神奈川計画」が策定された。新神奈川計画は従来の行政計画の枠をこえた社会計画として性格づけられ、「自治と連帯」の社会のために次の6つのスローガンを掲げている。

- ○県民の命と健康が守られ、仕事のなかに生きがいがあり、しかも日々を真剣に働く人び との努力が公正に報われる神奈川にしよう。
- ○福祉を優先する心がまちづくりにも、人びとの生き方にもしみとおり、福祉の心のとも しびが明るく温かく照らしている神奈川にしよう。
- ○生活のなかに自主性と創造性が生かされ、それぞれの地域に伝統的な文化や特色を生か した独自の文化が息づく神奈川にしよう。
- ○限られた県土で県民の命と心を守り育てる豊かな自然環境と住みよい生活環境を保全、創造し、子や孫に誇りをもって引き継げる神奈川にしよう。
- ○県民生活の平和と安全が守られる住みよい郷土づくりをめざして、米軍基地の全面返還 を促進し、安心して暮らせる神奈川にしよう。
- ○世界に向かって開かれた窓として、県民による経済、文化、そして人間同士の交流を進め、国際友好と平和を深める役割を担う神奈川にしよう。

さらに、「あすの神奈川をめざす基本方向」として①健康を守り福祉の向上をはかる、② 文化をはぐくみ教育を充実する、③自然を守り住みよい環境をつくる、④生活と調和した産業の発展をはかる、の4つを掲げている。これらの基本目標のもと、文化行政、民際外交、情報公開、婦人行政、環境アセスメントなど先駆的な施策が実施され、「健康づくり運動」 「ともしび運動」「かながわふるさとまつり」「クリーン・アンド・グリーン作戦」など多様な県民運動が各地で展開されるようになった。

「新神奈川計画」は基本構想、基本計画、実施計画の3層構造をとっている。基本構想は21世紀の神奈川のビジョンを示し、基本計画は1975年~1985年度の8ヵ年の基本方策、実施計画は1978年~1982年度の5ヵ年の主要施策の実行計画を明らかにするものである。実施計画は計画と現実との乖離を生じないよう3年目ごとに見直しを行い次の5ヵ年計画として修正延長するものとされた。

また、「自治と分権へのシステム転換」として、地方自治確立のための国・県・市町村の 役割分担の再編成の必要性を強調している。 この考え方が長洲知事による「地方の時代」 の提唱、市町村への権限移譲となって現れていく。

1980年1月、当初の予定どおり新神奈川計画の実施計画が改定された。改定実施計画では「今日的課題」として①高齢化社会への対応、②婦人の自立と社会参加の促進、③総合的地震対策、④緑の創造、⑤エネルギー対策、⑥神奈川を頭脳センターに、の6点をあげている。これらの新しい課題を含む長期課題に対応するため、「かながわ女性プラン」(1982年6月)、「総合産業政策」(1982年12月)、「みどりのまち・かながわ計画」(1983年1月)、「かながわ環境プラン」(1983年3月)など分野別の計画がつくられている。また、1980年3月には「県民生活安定対策措置条例」にかわり、消費者の5つの権利を基本にすえた「神奈川県消費生活条例」が制定された。

1981年7月、県の人口は700万人を突破した。県では、これを機に経済・社会をとりまく社会情勢の変化や県民の新たなニーズに対応するため「新神奈川計画」の改定に取り組み、1983年1月、「改定新神奈川計画」を策定した。改定計画は「新神奈川計画」の基本計画と実施計画を改定したもので、目標期間は基本計画が1983年~1990年度、実施計画が1983年~1987年度となっている。改定にあたっては、80年代の県政の基本課題として①地域に根ざした福祉社会・神奈川、②世界に開かれた国際県・神奈川、の2つの目標が設定され、政策の総合化と地域化が強調されている。

1980年代半ばから、国際金融市場での円高・ドル安基調が定着、重厚長大型の産業中心であった産業構造が転換しサービス経済化がすすんだ。人々の価値観の多様化もすすみ社会全体のソフト化が言われるようになってきた。

このような状況の変化の中で、県では新神奈川計画策定当時必ずしも鮮明でなかった2 1世紀の姿も浮かんできたと、計画全体を基本構想にさかのぼり見直しを行った。こうしてできたのが、1987年3月策定された「第二次新神奈川計画」である。

「第二次新神奈川計画」は①人口の成熟化、②技術革新の進展、③情報の高度化、④国際化の展開、⑤多元社会の到来、を21世紀へ向かう時代潮流ととらえ、「活力と魅力あふれる明日へのかながわ・くにづくり」をメインテーマに次の6つの目標を定めている。

- Ⅰ ふれあいとやすらぎに満ちた≪地域社会≫の創造
- Ⅱ 生きがいと個性を尊重する《人生80年》の創造

- Ⅲ みどりと文化が共生する《県土・環境》の創造
- IV 産業と県土・環境・技術を結ぶ≪地域経済≫の創造
- V 市民と世界の出会いによる≪平和・国際協調≫の創造
- VI 新世紀の「地方の時代」を開く《社会システム》の創造

新神奈川計画改定から第二次新神奈川計画が策定される間にも、分野別の計画として地域保健計画 $(1985 \mp 3月)$ 、いちょう計画 $(新職業訓練体系整備計画、1985 \mp 3月)$ 、湘南なぎさプラン $(1985 \mp 7月)$ 、神奈川の情報政策 $(1986 \mp 6月)$ 、いきいき未来相模川プラン $(1986 \mp 11月)$ 、かながわ都市マスタープラン $(1986 \mp 12月)$ 、新かながわ女性プラン (1987 ∓ 11) 、みどりのまち・かながわ計画(改定版、1987年2月)、かながわ福祉プラン $(1987 \mp 3月)$ が策定されている。これらの個別計画は、それぞれ政策の総合化や地域を特定した政策の総合的展開を主なねらいとしている。

第二次新神奈川計画の策定後も「青少年プラン」、「観光プラン」、「新産業プラン」等が 策定され、総合計画を具体化するための個別計画の策定という体系が確立した。

「地方の時代」提唱から10年余を経た今日、地方自治は国の行革路線による補助金カットや東京への一極集中などで大きく揺れ動いている。多様な県民ニーズに的確にこたえる個別の政策の充実とともに、地方分権確立のために国と地方、県と市町村間の行財政システムの見直し、県庁内の組織・人事、事務事業の見直し等の内部改革も大きな課題になっている。

第2章 工業の発展と公害防止

1. 戦後復興と朝鮮特需

新しい時代

地方自治法の制定など、地方自治制度の大きな変革によって、地方公共団体には、これまでの官治的な地方自治とは異なった政策を求められるようになった。自治体としての県についても、新しい視点からの県の果たすべき役割は何かという問題が重要な県における課題とされるようになった。

これは各県に共通した課題であっただけに、当時の社会的な混乱のなかで日々の県民の 生活を安定させるという緊急に要求されていた施策とともに、本県にとっても緊急にその 独自な方向を与える必要に迫られた課題であった。

県民の生活の安定と向上をはかるには、産業の復興、それらによる雇用の機会の増加、 公共施設の復旧などが当面の重要な政策として考えられた。

一方、長期にわたる県の振興対策としては、一つには未開発資源を開発、利用して資源の不足と人口の過剰を解決しようとする考えがあり、一つには既存の諸産業について、その構造を分析し発展の阻害要因を究明することにより合理化を促進し、その振興を図ろうという考えがあった。このいずれによるにしても、それらの状況を把握するための調査が必要とされ、実施されねばならなかった。

経済開発本部

1947年、内山知事を本部長として「経済開発本部」が設置され、未開発資源の開発利用に乗り出した。各界の代表者を参与に迎え、さらに各専門分野の権威者を専門委員に委嘱し、調査の実施及び計画の策定を開始したのである。

開発本部が当初から重点的に取り上げ、また期待をかけたのは丹沢山塊の資源開発であった。未開発であったこの地の森林資源、地下資源、薬草を中心とする植物資源、水資源、観光開発などの各種の調査を実施した。しかし、その結果、直ちに開発事業として行うことができるものは発見されなかった。(神奈川県『戦後の神奈川県政』、1955年3月)

しかし、この調査を実施したことは、後の県政推進上の指針となり、また諸事業を実施 するにあたり少なからぬ計画資料を提供したという。

経済開発本部は、1949年3月に解散した。

なお、この後も、後述するように、県専門委員による各種調査などが1950年代に入って盛んに実施された。

相模川河水統制事業

戦前から引き継いだ事業のなかに、相模川河水統制事業がある。この事業は、後に大阪府知事、そして横浜市長に就任した半井清知事の時代であった1938年1月27日、相模川河水統制事業を審議するために招集された臨時県会において可決された重要政策であり、津久井郡与瀬町にダムを建設し、発電を行うとともに、工業用水を相模原・京浜地区方面へ供給しようというものであった。すなわち、横浜市の人口増加による生活用水、工業の急速な発展による工業用水需要の増大、及び川崎市における県営工業用地埋立事業工事の振興に伴う新規工業用水の需要の発生、並びに相模原開田事業を実施に移すための農業用水を主とした相模原開発用水の新規需要など、水に対する要求から生まれた事業であった。

当時、国の電力国家管理関係法案が1月には国会に提案される情勢となり「この通過の 暁には、わが神奈川県の計画している相模川河水統制事業もこの法律によって手足をしば られ2度と日の目を見ることが出来ない運命にたちいたることが明らかにな」(半井知事)ったので、急遽速成立を図ったものでもあった。

当初は1938年度から4か年の継続事業として計画されたが、補償問題の難航(全戸が湖底に沈む日連村勝瀬部落の強い反対があった)、資材や労力の不足、物価騰貴、事前調査の不備によって継続年期が数度にわたって延長されたうえ、1945年6月には軍需次官から戦局の情勢から建設工事中止の命令が出された。その後、翌年7月に内山知事などの連合軍総司令部や中央官庁に対する説得工作もあり再開され、1947年6月14日、竣工式を行い、さらに各種の付帯工事を行って1949年7月に全工事を終了した。こうして内山知事にとってその完成が「念願のひとつであった」(内山岩太郎「神奈川県政十七年を顧みて」1962年12月、神奈川県)相模ダム、相模湖が誕生したのである。

これによって、横浜市水道、川崎市水道及び工業用水、相模原地区等畑地かんがい事業、 そして東京都水道へと分水することができることとなった。京浜工業地帯への工業用水供 給の目途が立ち、工業発展のひとつの礎石となったのである。が、同時に、上に述べたよ

(神奈川県企業庁『神奈川県企業庁史』1963年3月)

うに農業用水への供給も期待されていたのである。

相模原開発畑地かんがい事業

この事業は、戦前の相模原台地の開田開発の動きにはじまっている。戦後の食料事情の 逼迫によってこの計画が再燃し、1945年末から相模原開田事業調査が再開したが、そ の後の食料事情の好転と養蚕業の復活などから、地元においても次第に開田計画に反対の 動きが生じた。このような状況と、食料増産に対する国の態度の変更、大学などのかんが い用水研究発表、地理的条件などによって、1947年には畑地かんがい計画に移行した。 この転換によって、かんがい面積が約3倍に拡大され、水稲に変わって陸稲が増産される ことはもとより、高燥火山灰台地地帯であるこの地の農業経営を安定化させるなど、その 経済効果が充分に期待されたのである。水田用水しか扱った経験がない時代のことで不安があり、県においても関係市町村においても危惧する向きは強かったが、計画が立てられ、1948年12月県会に提案されるに至った。農林省の協力もあり、国庫補助事業として実施されたこの事業は、全国初のモデルケースとして見学者が殺到したが、急激な都市化の進展とのギャップが出てきた。議会においても、1950年ころから問題にされ、一部の地区については工場用地とすべきであるなどの意見が述べられた。さらに1956年の首都圏整備法の制定に基づく市街地開発区域の指定がこの傾向に拍車をかけた。

このような状況の変化に対し、若干の目的の変更はあったが、幹線及び支線用水路は1961年に、共用導水路は1964年に完成した。なお、1959年に有料による農業用水の供給に給水方式を変更しているが、これはわが国最初のもので、全国の農業関係者の注目をあびた。(『戦後の神奈川県政』、『神奈川県企業庁史』、神奈川県議会『神奈川県議会の百年』、1979年3月)

戦後食料増産が叫ばれ、遮二無二土地改良事業を行い、生産力の基盤を強化することが 増産に結びつくものと考え、この点においては農家の側に立って物事を考える余裕をもっ ていなかった。特に農業経営、農業技術の改善の面での取り組みが足りなかった、との反 省もされている。(神奈川県農政部耕地課『神奈川県相模原開発畑地かんがい事業史』、1 965年3月)

食糧事情の悪化もあり、農業の発展を、工業のそれと同様に考えていた時代のひとつの 大事業であったが、工業生産の回復、都市化の進展とともに、本県産業に占める農業の地 位は、工業のそれに比較して、低下していったのである。

工業生産の復興

鶴見・川崎地区を中心とする京浜工業地帯は、第二次世界大戦中の空襲によって、全滅に近い打撃を受けたといわれている。1946年には、その生産額は1930年の半分にまで低下した。1949年に至っても、工場数のみは1940年の水準に戻ったが、工員数では8割足らず、また、生産額においては4割足らずに過ぎず、1935年の生産額にも達しない状況であった(神奈川県『神奈川県産業構造の基本問題』、1957年3月)。この原因は、空襲による生産能力の破壊に加え、神奈川県の工業が拠ってきたところの軍需の消滅に原因があった。1948年ころからは、企業は合理化によるコストの引下げに努めはしたが、国内市場の狭隘化と資本蓄積の不足が、合理化の急速な実施を妨げた。

国は、1946年8月12日、経済安定本部を発足させ、関係法令を公布した。その総裁は内閣総理大臣であり、物資の生産、配給、消費から、労務、物価、金融、輸送までの経済安定のための総合計画と各省庁事務の調整を行う統制経済の中枢部門であった。同年12月24日、鉄鋼石炭の超重点的増産の経済危機突破根本方針を閣議決定した。所謂、石炭3000万トン生産の傾斜生産方針の決定である。有沢廣巳東大教授らの提唱とも、また司令部と商工省の担当者たちが考えたともいわれる(経済企画庁『戦後経済復興と経

済安定本部』、1988年8月)が、これを促進するために翌年1月に復興金融公庫を発足させ、さらに重要生産資材割当制、指定配給物資配給制などを実施し、価格差補給金や復金融資により生産力の回復をはかった。これによって、1948年には生産活動は軌道に乗ってきた。しかし、価格差補給金や復金債の日銀引受けは復金インフレとなった。なお、経済安定本部の設立により、経済統計を基礎とした科学的、実証的な経済分析が発展したといわれ、第1次経済白書である「経済実相報告書」も1947年7月4日、ここから発表されている。

1948年10月、アメリカの国家安全保障会議が新しい対日政策の骨子を決定し、経済面の要求は「経済9原則」にまとめられ、12月18日、GHQから日本政府に指令された。この政策を推進するためデトロイト銀行頭取のジョセフ・ドッジがトルーマン大統領の特命により、公使として来日、日本経済を、両足を地につけずにアメリカの援助と国の補助金という竹馬にのっているとし、1949年度の超均衡予算案の編成、実施を命じるとともに、1949年4月には1ドル360円の単一為替レートを設定し25日から実施させ、日本経済の自立、復興をはかろうとした。ドッジ・ラインは安定恐慌をもたらしたが、製品価格の下落、需要の不振などの不況ももたらし、価格差補給金や復金融資に依存していた企業や、中小企業に大きな打撃を与え、大企業の合理化による人員整理や中小企業の倒産によって、失業人口が増大した。

本県では、食糧増産を図るために肥料の生産に国が力を入れたことによって、昭和電工 (株川崎工場は硫安の生産に励み、終戦の年には早くも硫安を出荷、戦後第1次から3次に わたる工場建設工事を計画、実施し、早い立ち直りをみせた。

1948年4月には日本鋼管㈱では川崎製鉄所の第5高炉が稼働、翌年6月には第4高炉にも火が入り、7月には4基のトーマス転炉も操業を再開した(日本鋼管㈱『日本鋼管株式會社50年史』、1962年6月)。賠償工場の指定の解除も加わり、本県下の工業生産も回復への道を歩んだ。ドッジ・ラインに対応して、大企業では企業合理化が進められ、人員整理をめぐって労働争議が起こった。これに伴い、大企業からの注文の急減や下請代金の支払遅延によって中小企業は苦境に追い込まれた。

こういうなかで、後に述べるように、中小企業対策に追われる日々が到来するのであるが、その対策のひとつとして各県で信用保証協会の設立があり、本県では、県補助金500万円、業界出資金332,000円を保証基金として、1949年1月、社団法人神奈川県信用保証協会が設立され、県は協会に対し1949年度には4500万円、1951年度及び1952年度には各2500万円を交付している。

横浜貿易博覧会

県は、川崎市に比較して、市中心部の大部分を接収され発展の遅れていた横浜市の復興 に力を入れ、市と共同して1947年に「横浜貿易館」を開設し共同経営するとともに、 1949年3月から6月にかけて「横浜貿易博覧会」を共催している。野毛山公園付近を 第1会場として、恒久施設として迎賓館、野外劇場、水泳プール、児童遊園地などを新設、 更に特別施設として観光館、児童館、科学発明館、演芸館、天文台、石炭館を設けた。神 奈川区反町の第2会場には、貿易館、産業館、外国館、水産館、専売館、繊維機械館、農 業機械館、食糧館、他府県館などを設置した。

1950年には、民間自由貿易制度への移行に伴って、県貿易課内に貿易相談所を置き、輸出取引の指導斡旋を行い、海外の博覧会などへも出展するなどし、また、同年3月には「東日本貿易振興審議会」を、知事を会長として設立し、貿易の振興に 積極的な姿勢を示している。

朝鮮特需

このようなとき、1950年6月に朝鮮戦争が起こり、繊維品、トラック、鋼材、有刺鉄線などの戦略物資や、車両、機械修理、資材輸送、通信などの役務サービスといった特需が発生し、「糸へん」景気、「金へん」景気となり、日本の工業生産は1951年に戦前の水準を超えるに至ったのである。

本県においても、朝鮮戦争に伴う特需によって工業生産が急増している。

2. 産業の復興と発展

神奈川県専門委員

内山知事は、1950年初頭に、「今年は産業政策の徹底をはかりたい」、「本年は産業の振興を協力に推進する考え」と述べている(神奈川新聞、1月1日、5日)。4月に公表した「廿四年縣政の回顧と本年の展望」のなかでは、農業、治山治水事業、観光事業、災害復旧、民生事業、労働問題、住宅建設について述べた後、「私は地方自治の問題を実際面に活かし、財政的に自ら賄う覚悟を新たにするとともに神奈川縣の特殊性を十分に現し、今後とも本縣の発展にまた縣政の円滑な運営に微力を捧げたい」(同、1月5日)と書いていた。

1950年、県は企画審議委員制度を設けた。主幹に松本副知事を任命、他に県部長2名、学識経験者3名によって、行政事務配分、公共事業の総合調整はじめ、県の総合開発計画の策定に携わる予定であり(神奈川新聞、1950年4月13日)、企画審議委員室が置かれた。当時、ここに所属した鴇田像一は「私は、特別市制に関する資料を作成していた」(談)という。

その後、同年12月25日、地方自治法174条の規定に基づく専門委員を設置している。翌年3月6日までに委員就任の内諾を得ている。内山知事と鈴木重信企画審議課長の人選で、行財政部門担当として東京大学教授田中二郎、経済労働部門担当として東京大学教授大河内一男、農業部門担当として東京大学教授磯部秀俊、漁業部門担当として東洋大学教授田辺寿利、建設部門担当として工学博士鮫島茂に委員を委嘱した。

神奈川県産業構造の基本問題

これは、本県における産業構造の特質を総合的に把握することを目的として、神奈川県専門委員のひとりであった大河内一男東京大学社会科学研究所教授に調査研究を委託し、柳川、有泉亨教授、今野、遠藤湘吉、氏原正治郎、松本助教授ら同研究所員が、主として県が提供した調査統計資料を基に検討した(神奈川新聞、1951年5月24日)結果、1951年5月に発表され、同年9月に発刊された報告書である。

神奈川県は、他県と比較して、炭鉱を除き、おそらくすべての生活態様をもっとも多角的に包摂した産業構造をもっているが、全体としては、製造業を中心として本県の産業及び生活全体が形勢されてきたことや、今後とも製造工業の復興と再建を通じて、神奈川県の経済的文化的な発展が期待されるであろうから、港湾、道路、輸送などの諸計画も、商業、農地、住宅、厚生、観光などすべて、世界的な重工業地帯としての神奈川県の建設計画の基盤のうえに、はじめて健全なかたちで発展することが可能となると、この報告書はまず述べている。

「本報告書は、神奈川県産業復興の鍵は、――そしてまた日本経済総体としての『自立再建』の鍵が――工業生産力の復興再建を基盤とし根幹とするものであって、その他の諸産業は、原則として、この工業生産力の展開の上に成り立ち、それと結びついて栄え、そこから豊富にして安定した所得を引き出し、国民生活の安定もまた、その上にはじめて築かれるという考えの上に組み立てられている。」(序論)

そのうえで、問題点として、労働力の供給、住宅の建設、交通の強化、下請工場の育成、 土地改良・治山治水事業の遂行などをあげている。なお、大河内と鮫島両専門委員が根本 川崎商工会議所会頭らと懇談した際に、業界側は従来、県の施策などに無関心であったこ とを認めるとともに、県に対し業界の要望を入れて今後の計画を推進するよう要望してい る(神奈川新聞、1951年3月24日)。これが、その後の工業振興協議会の設立や京浜 工業地帯造成事業につながっていったとも考えられる。

各種調査の実施

また、『神奈川県産業構造の基本問題』は、本県の経済再建案の確立にとって各種の根本的な統計資料の整備が必要であり、これを整えることを強く要求している。

内山知事は、1951年の知事再選後の記者会見において、「今後の進べき道を明らかにする意味で、根本的な県の実態調査のようなことをやりたいと思っている。これは多少の経費はかけてもやるつもりだ」(神奈川新聞、5月27日)と述べている。こうして、県は各種の調査を専門委員に依頼した。そのいくつかを示してみると、「京浜工業地帯総合実態調査」(1951年-52年度)、「箱根及び箱根周辺地帯観光行政実態調査」(1951-52年度)、「農業実態調査」(1951年度)、「平塚市実態調査」(1952年度)などである。

その他の調査として、国土総合開発法に基づき、1952年度から各種の調査、例えば

「臨海工業地帯工場実態調査」(1952年度)、「工場適地基本調査」(1953年度)、「都市近郊農村実態調査」(1953-54年度)、「臨海漁業実態調査」(1953年度)などを行い、また企画審議課が主管して、「相模川総合開発基礎調査」(1952-54年度)、「電力需要並びに電力施設に関する調査」(1953年度)、「河川水質調査」(1953年度)なども実施している。

これらの調査は、専門委員のほか、助教授、助手などや、また、県職員も加わってまとめるなどし、県行政推進に当たって参考とされていくのである。

工業振興協議会

『神奈川県産業構造の基本問題』の報告書や、朝鮮戦争に伴う特需景気による法人事業 税の税収増加や、雇用の増加などによってと思われるが、知事は、臨海工業地帯の重要性 に気付き、これを大切にしようと思ったのであった(矢柴信雄、当時、副知事談)。 大企 業と自治体とのつながりは極めて希薄で、自治体の工業政策は中小企業に限定され、また 大企業は国と直結して地域問題を省みることがなかった。ところが、戦後地方自治制度が 確立するにつれて、県と大企業との間に地方税の問題などをとおして直接的な関係が生じ、 同時に工業用水、電気、輸送、港湾利用など企業自体だけでは解決し得ない地域的な工業 振興上の諸問題についても、また、中小企業問題も大企業との関係を抜きには考えられず、 さらに工場誘致にしても総合的な見地からの工業政策が必要であるなど、県が積極的にそ の解決を図らなければならないようになってきたという事情があった。1951年2月に は「神奈川県工業振興会」を設置しようと準備しており、5月ごろには発足する予定であっ た。従来、重視されていなかった大企業と中小企業との連携、民間諸団体との結びつきが、 この協議会を通じて密接化することが期待されていた。こうして、全県的な組織として県 下における主要工場の代表者を構成員とする「神奈川県工業振興協議会」が1951年8 月31日に発足し、副会長に日本鋼管鶴見製鉄所長田中国雄、明治製菓川崎工場長伊藤俊 男を互選、9月25日に同協議会の発会式が行われた(朝日新聞、神奈川新聞、1951 年9月26日)。民間人を会長に据えたかったが難しく(西田喜七、当時、商工課長談)、 発会式当日、知事を会長に選出したのであった。

工業の振興を図り、それによって県民の福祉を確立しようとしたのである。

大企業からは、道路橋梁など県行政に対する不満があり、税金を払わないと脅迫されるような状況もあったという。そういう状況のなかで企業とのつながりの場を設ける必要も生じたのであろう。協議会の発会式においても、その後においても、企業者側から活発な要望と意見が出された。

この協議会の設置以前は、大企業との交流は、全くというほどなかったという (西田談)。これによって、大企業工場長などをとおして企業との接点が確保されたのである。1951年10月3日には、県工業協会の要請によって、内山知事ほか県総務、土木、経済の各部長が、川崎市の富士電気、日本鋼管川崎製鉄所、コロンビア、味の素、昭和電工の5

工場を視察したが、工場側からは、特に電力の増強、工業用水工事の推進などが県に対して要望されている(神奈川新聞、1951年10月4日)。更にその後、知事は鶴見地区、そして日本石油、日産自動車、昭和電工横浜工場、日本ビクター、日本製糖横浜工場の横浜地区の視察を行っている(神奈川新聞、1951年11月14日)。 その後も1952年2月22日には、県工業振興策を現場において協議するため、内山知事、県の総務、経済の各部長などが川崎市に出向き、日本コロンビア、東芝堀川、柳町工場など大企業の工場を視察している。

工業試験所の設置

経済再建のためには工業の振興が必要であり、そのためには工業技術の指導が重要であるとの認識から、業界の要望もあり、県は総合試験所としての「工業試験所」を1949年12月15日横浜市金沢区富岡町に設置した。1943年廃止された布帛指導所と、1945年戦災により全焼し廃止されていた工業試験場の復活要望に答えるものであった。工科大学と工業実習場を兼ねたものとし、財政難を乗り越えて、1951年3月23日、開所式を行った。機械、化学、材料、繊維の4部10科を置いた。

内山知事が、国の工業技術院長に優れた人材の推薦を求めた結果、全国から俊英を集めていた理化学研究所に所属していた北嶋三省理学博士が所長として赴任したのであった(西田談)。

1954年9月1日には、同、川崎支所を本県工業地帯の中心地である川崎市南幸町に設立している。

「生きた大学だと思って」「その整備充実については人的物的両面において万全を期するよう努めて来た」この試験所の「最終の目的は県下産業界の技術的水準を世界的最高度のものとしその生産物が国際競争場裏において優秀な地位を占めうるようあらゆる方途を講じなければならないものと思うのである」と、後年、内山知事は回顧している(神奈川県工業試験所『IRI創立10周年記念誌』、1959年)。

特に化学部では「公害除去の研究に努め」るなど公害防止条例による調査研究も195 0年代前半から実施している。

工場誘致

愛知県では1950年、名古屋市、同商工会議所を中心に「工場誘致委員会」を結成し、 積極的な姿勢をみせていた。本県では東日本貿易審議会がこの問題を取り上げ、7月に 「縣外輸出生産工場誘致委員会」を専門部会として設け、旧軍用土地などへの繊維工業関係の精練染色工場など仕上げ部門の誘致に乗り出そうとしていた。しかし、9月に入ると 輸出の重点となる重化学工業を県外から誘致する、また、県内工場の規模拡大を図るとい う考えに変わってきている(神奈川新聞、1950年9月19日)。その後、県貿易課長が 愛知県の県外工場誘致の実情調査をしたところ、基礎的な調査が整っており、敷地、工業 用水、交通、動力など詳細な資料が直ちに閲覧できる状況にあることが分かった。このことがまた、各種調査の実施につながっているだろう。

他県の状況から商工会議所を中心として工場誘致を推進することとし、東日本貿易審議会常任委員会で県商工会議所に委任することに決定した(神奈川新聞、1951年2月26日)。ところが、同年6月29日になると、工場誘致運動は実をあげたとして、今後の業務は県において実施を願うこととし、工場誘致委員会は解散した(神奈川新聞、6月30日)。

工場誘致については、1951年に各府県の誘致対策を調査し検討した結果、本県は直 ちには誘致条例制定の必要を認めず、事業税の減免などの措置についても一般的には規定 しない方針でこれにあたることとした。

県としては、工場進出の便を図る意味から、立地条件に恵まれた工場適地や遊休施設を調査し、その結果を紹介するほか、道路整備、工業用水確保など公的施設の整備に重点を置き、新設工場の発展を側面から支援する方向をとったのである。1952、3年に工場適地調査を実施し、「工場適地の紹介」のパンフレットを作成し、関係機関、著名工場などに配付した。 県下市町村においても鎌倉市が「鎌倉市企業誘致の奨励措置に関する条例」を1953年12月25日に制定し、茅ヶ崎市などが続いて工場誘致の条例を制定するなど、積極的に工場誘致の方向に向かっていった。小田原市は、大同毛織㈱(1953年)、国光産業㈱(1954年)、PSコンクリート㈱(同年)などの誘致に成功している(『戦後の神奈川県政』)。

中小企業対策

本県にとって、大企業の発展とともに、数多くある中小企業の育成は重要な政策のひとつであった。

1948年末から翌年1月にかけて、1948年5月に創設された中小企業本部工業部会の専門委員によって第1回の工場診断が実施されているが、続いて1949年11月24日に設立された神奈川県商工指導所における工場診断や経営指導、工業試験所、織物指導所、工芸指導所による工業技術指導による企業合理化の指導、中小企業等協同組合による企業の組織化、中小企業振興運用資金の預託、同年1月設立の神奈川県信用保証協会などによる企業の金融対策などによって中小企業の振興を図った。1953年には「神奈川県中小工業機械類貸与及譲渡に関する条例」を定め、県が機械類を購入し、県内の中小工業者に貸与、譲渡することにより生産設備の近代化を促進し、経営合理化を図る方策をとっている。

1950年から53年にかけて商工課長の職にあった西田喜七によると、当時は非常に忙しかったという。中小企業対策が主たる仕事であったが、その内容は商工組合中央金庫、 国民金融公庫など政府系の金融を引っ張って来ることと、精算を延期することであったといい、商工課長というより、金融課長と言われたという状況にあったという。

第一次総合計画

1950年5月26日公布され、同年6月1日から施行された国土総合開発法による県計画の策定を行い、県行政の効率的運用により効果的な開発を進めるため、1950年12月神奈川県総合開発審議会条例を公布し、学識経験者、県議会議員、県関係部長を委員に委嘱して、翌年3月31日第1回審議会を開催した。その際、内山知事は「本県は他県と異なり、原始産業は比較的少なく、面積は狭小で人口は多く全く現在の日本の縮図であります。しかも本県は日本産業に於ける最も重要な地位に立つものであり、その使命もまた極めて重大であります」と挨拶している。

会長に鮫島茂、副会長に矢柴信雄県総務部長を互選し、計画策定を東部、中部、西部の 3地区に分けて調査研究を進めるとともに、総合、経済、農林水産、建設交通の4部会設 置の提案が事務局からなされたが、遠藤、磯辺、北村、鮫島、高橋、矢柴の6委員を小委 員として慎重に検討することとなった(神奈川新聞、1951年1月4日)。

その後、7月20日の第2回審議会で設置された総合部会(基本計画に関する事項、各部会の連絡調整、金融資金に関する事項等)、産業部会(商工業の振興、観光、農林、水産等に関する事項)、建設部会(建設事業、運輸交通通信に関する事項)が活動をするとともに、専門委員による基礎調査が行われ、1953年4月以降には、総合開発の意義や基本方針などを検討し、1954年に至り新たに委員、特別委員が任命、委嘱され、会長も鮫島茂から知事とし、総合計画策定について集中的に検討を加え、総合、工業、交通、農水産、水政、観光の各部会を設置、さらに1955年には各部会の結論を都市の視点から検討することが必要と認識された結果、都市部会を新設するなどした後、各部会において審議されたそれぞれの計画案を集約し、同年3月、神奈川県総合開発計画がまとめられた。

県内諸産業の振興と県民生活の安定を図るため、産業の整備と災害の防除に重点を置き、6つの重点目標をあげている。①工業の振興、②交通施設の整備、③農水産業の振興、④災害の防除、⑤都市機能の整備、⑥観光地帯の整備、である。これらを達成するために基幹計画を策定するとして、①工業地帯整備計画、②交通施設計画、③農水産振興計画、④水政計画、⑤都市整備計画、⑥観光地帯整備計画、⑦財政資金計画、の7つをあげている。

工業地帯整備計画は、計画の重点を京浜工業地帯に置き、これの整備は国家的な課題でもあり、産業合理化政策の一環として、工業生産の基礎をなす立地条件の改善により、生産コストの切り下げを可能とし、輸出の振興、経済自立の達成に寄与しようとするものとし、併せて衛星都市の立地条件を改善するとし、この整備は、人口再配分の立場から大都市問題を解決するため、これら都市の立地条件を改善し、近代産業の立地を容易ならしめ、健全な地方産業都市を育成することを目的とすると述べている。

また、保土ヶ谷、戸塚、大船などを中心とする区域、その他平塚、小田原方面に陸面工業用地の造成計画を立案すべきこと、住宅用地や農地を含めた全般的な土地利用計画を樹立すべきであることなどが今後に残された問題であるとしている。

また、本県工業は今後とも京浜地帯に重点がおかれるであろうことは否定できないが、

臨海地帯においては工場用地の狭溢が叫ばれているので、計画中の埋立造成事業の促進が 緊急の課題であるとしている。

本県工業の特徴として、生産額においては、食料品、第一次金属、輸送用機械器具、電気機械器具、化学の各業種の比率が大きく、合わせて77.1%を占め、なかでも機械、金属部門のそれは総生産額の54.2%に相当すること、これに化学部門(化学、石油、ゴム)を加えると、重化学工業全体の比率は70.5%を示すこと、従業者からみると、機械、金属部門に全体の66.7%が雇用されていることを指摘している。規模別においては、工場数では、4人以上30人未満の小企業が79.3%であるが、従業者数ではこれらは15.2%に過ぎず、生産額においても6.3%であること、これに対して、500人以上の大工場は、従業者数では54.0%、生産額では60.5%を占め、特にこの傾向は、石油(91.5%)、輸送用機械(86.6%)、電気機械(83.9%)、第一次金属(83.9%)において顕著であるとも指摘している。

さらに、産業施設計画について、工業地帯整備の観点から考えるならばその重点を京浜 臨海工業地帯に置くのが至当であって、その他の地域はむしろ都市整備計画の一環として 用途地域計画ないしは各種の都市整備事業計画の中で問題を取り上げるべきとしたうえで、 輸送施設整備計画(港湾整備計画、道路・街路整備計画)、工業用水整備計画、工業用地造 成計画、産業用住宅建設計画、電力施設整備計画をあげている(神奈川県総合開発審議会 『神奈川県総合開発計画書(第一次)』、1955年3月)。

なお、国土総合開発法に基づきいくつかの県において総合計画が作成されたが、そのなかのひとつである「第1次富山県勢総合計画」(1952年3月)がなかなかよくできていたので、これの作成を指導した山越道三を招き、案の作成方法、工業生産の見積もり方法、人口の割りつけ方などいろいろと教わったという。また計画の作成は、場当たり的でなく財政計画を立て予算を執行することを職員に教えたという(鴇田談)。

工業をめぐるこのような動きのなかで、公害防止が問題としてあがってくるのである。

3. 事業場公害防止条例の成立

条例の作成へ

神奈川県において、公害に対する法的規制の必要が叫ばれるようになったのは、195 0年のころからである。

横浜市内に散在する工場から発生する騒音、煤煙などに対する付近住民の苦情や陳情が 県に度々寄せられるようになる(神奈川新聞、1950年11月15日)など、県に対し ての公害に関する苦情や陳情が徐々に増加したことが、県が公害防止条例を制定するひと つのきっかけになっている。

公害は、川崎市、鶴見区の工業地域そして茅ヶ崎の国鉄操車場における煤煙問題や、本 牧における海苔漁場の重油による被害など、既に顕在していた。 戦前に制定された工場取締規則はなくなっており、直接に公害を防止するための法規は 無かったのである。東京都と大阪府の条例はあったものの、まったくの白紙に近い状況から始まったといっていい。それだけに、どういう内容の条例を制定するかについての従来 からの束縛というものは、公害防止の面からはそれほどはなかったといえるだろう。

商工会議所意見

こういう状況に対処するために、県では当初、公害防止条例を1951年2月県会に提案する予定(神奈川新聞、1950年12月20日)でその制定準備に取り掛かったのである。

県商工課では、既に公害防止条例を公布などしていた東京都や大阪府の例を参考に公害防止条例を制定することを考え東京都、大阪府の実績を照会するとともに、県下全般にわたって公害実例の調査を実施し、また横浜商工会議所、川崎商工会議所にも工場公害防止について意見を求めるなど、ひろく公害についての意見を求めるという手段をとっている。

県経済部長から横浜商工会議所、川崎商工会議所の両会頭にあてた「工場等の公害防止 方法としての法的措置について」(1951年2月22日付け)のなかでは「工場取締規則 に準じた災害の未然防止策としての法的措置を採る必要がある」と県の決意を表明しなが らも、「一般経済界の企業熱を殺ぎかつ企業を不当に圧迫するようなことは極力避けたい所 存」と述べ、企業にとってマイナスになるようなことにはしないという暗黙の約束をした うえで、意見を提出するよう願うとともに、側面的に協力支援を願っている。これが後の 条例制定に当たっての拘束になったことは疑う余地がないといっていいだろう。

これに対する川崎商工会議所の回答(1951年3月20日付け)では、「特に公害に関する問題は起こっていない」、「煤煙は現状止むを得ないとして粉塵、騒音、振動、有害廃液等は特に採り上げるような問題は起こっていない」、「第三者の政治運動の具に利用される虞なしとしない」などと述べながらも、「工場外の民家に及ぼす悪影響は勿論考えなくてはならぬ問題」として防止設備に対して助成金を与えることなどによって企業の生産を阻止することなどのないよう求めている。

また、時は後になるが横浜商工会議所工業部でまとめた業者の公害防止条例案に対する意見は次のようなものであったと神奈川新聞は報じている(1951年9月7日)。

- ①業者の中には公害を及ぼすような不良施設をもっている者もあり、法規でこれを取り 締まる必要は認める。
- ②しかし、草案によれば公害防止のために整えるべき施設に関する規定があまりにも細かくこれを実行するためには莫大な資金を必要とする。これは資金難にあえぐ事業家にとっては到底不可能な要求である。
- ③かりに資金があっても講和後いよいよ工業生産力を高めるよう要請されていることを 考えれば、公害防止措置のために回し得る余裕はない。
- ④一方都市計画による工業、商業、住宅などの用地別がはっきりしているのだし、建築

条例もあるのだから公害防止はこの中に含めてもいいのではないか。

- ⑤もともと工場は公害を及ぼす危険性のある場所に建てたものではない。多くは郊外に 建てられしかる後に住宅や商店が進出して現在の姿になったのだから、多少の手心は 加えられてもいいのではないか。
- ⑥あまり厳格な規定を作ると、一部のボスがこれをたてにとって民衆をせん動、工場側 を圧迫するなど政争その他に利用される危険がある。

ここに示されている考え方が当時の企業経営者の一般的なそれであったようである。主 として、資金上の問題と土地利用上の問題になるといっていい。この2点のうち、前者に ついては県は後に助成金制度で対応するが、後者の問題は長く県の課題となる。

また、この後に横浜商工会議所が寄せた「神奈川県事業場公害防止条例に対する意見」(1951年10月2日付け)では、「工業が最近漸く混乱期を脱し、軌道に乗らんとする時に当り」公害防止条例を制定実施することによって「既存の事業場に新に著しい負担を加重し経営を圧迫する様なことがあっては、折角立直らんとする産業界を萎縮せしめ、其の発展を阻害するに至らんことを惧れる」「依って公害防止条例は其根本に於て工業発展助長の精神に則り且つ公衆衛生の保持を併せ考える構想に於て立案すべきで、現状に於ては単に一方的に公害防止のみに重点を置く(警察取締り規定に類する)条例は之を排除しなければならない」と述べ、東京都条例は「公衆衛生並に公共の福祉の維持に重点を置き、工業の助長発展に関する考慮が欠けている」ので、「業界の助長発展に対し周到にして且つ好意的な考慮が払われている」大阪府条例に倣って、県条例を制定する場合はその基準を修正することを望んでいる。

県では条例制定に当たって、東京都のように取締り規定の強い条例にするか、または大 阪府のようにこれの弱い条例にするか、条例をどう構成するかが問題となっていた。

東京都及び大阪府の条例

ところで、東京都の「公害防止条例」は1949年8月13日に公布され、同月15日から施行されている。その目的を「工場による公害を防止すること」(第1条)とし、「工場」を別表にあげる作業を常時行う工場又は事業場と規定し、公害とは「工場の設備又は作業によって発生する騒音、振動、爆発、粉塵、有臭、有毒なガス、蒸気、廃液又は煤煙等により工場外の人または物に與える障害をいう」(第2条)と規定し、機械機器名を具体的に挙げ、工場についても具体的に作業名を掲げ規制し、公害を生ずる虞れのあるときは適当な措置を講ずることを要求する(第8条~第14条)ものとなっている。また、著しく騒音、振動を発する工場、容易に爆発、破裂、火災を起こす虞れのある工場、著しく煤煙、粉塵を発散し又は著しく有臭、有害なガス、蒸気若しくは廃液を発生する工場は、住宅、商店、事務所、集会所及び興行場その他公衆の用に供する建築物の密集する場所に設置することはできない(第16条)とか、知事は、工場に対して除却、変更、修繕、使用禁止、使用停止、工事中止、作業時間の制限、その他の措置を命ずることができる(第1

8条)などとしているほか、命令違反に対しては10万円以下の罰金、拘留、科料に処する(第21条、第22条)など、取締りの要素が強い公害防止条例となっている。

一方、大阪府の「大阪府事業場公害防止条例」は、1950年8月25日に公布され、同日から施行されている。その目的を「他の法令に特別の定めがある場合を除くの外、事業場から生ずる公害を防止すること」(第1条)とし、「事業場」を別表「に掲げる作業を行う作業場及びその作業に使用し若しくは当該作業により製造された化学薬品の貯蔵所をいう」(第2条)として、公害を「事業場から発生する有害ガス、煤煙煙気、粉塵、廃液、騒音、振動、光線等であって」、別表に「掲げる基準を越えるもの又は基準以下であってもその継続若しくは反復の甚しいもの」または別表に「掲げないものについては、人畜又は物に著しい障害をあたえるもの」に該当し知事が大阪府事業場公害審査委員会に「諮問して除害の必要を認めたものをいう」としている(第2条)。事前調査の要求、行政措置の規定などを設け、後に制定されることになる本県の条例と対比してみるとその内容が非常に類似していることが判る。異なる点は事業場公害審査委員会の委員中に府会議員、市町村代表、学識経験者をそれぞれ一定数あげ、これを含まなければならないとしていること(第5条)、立入検査に際しては事業主は検査を拒むことはできないこと(第4条、第10条)を大阪府の条例では定めているが、本県の条例にはその規定がないことである。

なお、大阪府では、1954年4月14日に、この条例を全面的に改正し、同名の条例 を公布し、一部の規定を除き、同日から施行している。

8月県会

県では当初経済部が公害防止条例案を作成したが、経済界の現状、特に中小企業の設備、 立地条件、設備改修資本の不足、金融難などによって条例化を見合わせていた(神奈川新聞、1951年8月31日)。一方、衛生部がこれを取り上げ、公衆環境衛生、保健行政の 観点から条例案を作成した。しかし、経済、衛生、建築各部の意見が一致しなかったこと から、この提出は見合わせられた。

8月県会に提出を予定したこの案は17条から成り、許可制をとらず届出制を採用し、 ①工場に公害防止管理者を置く②事業場は公害防止について届出をし、振動防止、騒音防止、光線遮断などの措置を県衛生部へ報告する③知事は必要な限度で防止を命ずることができる④県議、学識経験者、第3者からなる公害審査会を設置し公開による聴聞会を開くことができる⑤工場、住民は処置に不服があるときは異議の申し立てができ1ヵ月以内に処理される⑥改造命令に応じない場合は最低1万円、最高10万円の罰金を課することができる、などと規定していたようである(神奈川新聞、1951年8月31日)。

1951年8月県会において、内山知事は質問に次の趣旨の答弁をしている。最近煤煙の問題が取り上げられるようになったのは、戦後工業地帯が全滅状況にあったところに工場が建たないので、一般の住宅が建った。或いは昔の住宅地に工場が建った。そこに、最近になり復興の状況がみえ、被害が発生している。住民に対して衛生的な生活を保証する

ことは当然であるが、一方同時に県の産業、特に中小企業を生かしていくことが必要であり、この二つをいかにして調和するかということが一番大事である(9月5日)。経済部の主張と衛生部公衆衛生課で立案した条例案の提案理由である「汚物掃除適用地内のみの規定では、環境衛生面から見るとき寒心に耐えぬので、この條例で公害(ガス、粉塵、煤煙、騒音、廃水など)を防ぎ公衆衛生の保持及び福祉の増進を図る」(神奈川新聞、1951年9月25日)という衛生部の主張との、企業側の要求と被害者である住民側の要求とのあいだにあって、県としてどう公害を規制していくかに悩む知事の姿が見えるようである。

工場誘致、中小企業の設備改善、資金の斡旋などが問題となってきた折りから、公害問題は経済問題との関連において意識されるようになってきたのである。

同じ8月県会において内山知事はこう答弁している。「神奈川県の将来を考察すると、立ち遅れた横浜の復興は日本のためにも、神奈川県のためにも絶対に必要であり、その再建こそは県に課せられた刻下最大の重要課題であると考える。先般横浜市当局及び横浜商工会議所等と会議を重ね、強く中央政府並びに主要政党首脳部と直結する横浜復興建設会議を興し、われわれの意のあるところを広く天下に声明する措置に出たのもこの趣旨による。なお県としては単に横浜の復興のみならず、広く京浜地帯の発展を目指し、川崎から横須賀に至る全地域を日本有数の商工業地帯として発展せしめるため、大いなる努力を傾注するつもりであります。」(8月27日)

この前、6月県会において、「県下に大工場の誘致策をかんがえなければならない」(加 藤高次郎議員(社会党)、6月16日)とか、「神奈川県の産業構造というものは少なくと も京浜の重工業地帯の再現ということがまず考えられなければならない」(八木邦継議員(民主党)、同日) などと、県の工場誘致に対する姿勢が問われ、椎野幸雄経済部長は、 神奈川県の産業構造は、かつて先般東京大学社会研究班の発表にありましたように大体京 浜工業地帯そのものの性格から重化学工業が主体となっておる現状であります。ところが 神奈川県といたしましては横浜港という国際貿易港を持っておるので、貿易との関連にお いて工場誘致の問題ないし産業再編の問題を考えて行かねばならぬという、こういう考え 方から昨年から東日本貿易振興審議会におきましてこの問題を取り上げた」とし、貿易と の関係においてこの問題を取り上げたために、本県において欠けている繊維産業の誘致と いうことになったのであって、今後は「今のようなかつこうでは非常に弱いと考えられま すので工場誘致委員会というものを設置して調査を精密にすると同時に各地元における受 入条件等を検討し、それと誘致を希望する工場との関連をはかる。こういうふうな方向に 組織的に進んでいきたいということで、すでに東日本貿易振興審議会の特別委員会におい てもそういう方向にこの問題を持って行きたいということを決議をしておる状況であ」(同 日)ると答弁していた。

このころ、ここでの答弁にみられるように、貿易による産業の振興という考え方から、 京浜工業地帯の工業の振興を図ることによる産業の発展という考え方へと、方向が変換し つつあったといえる。 1950年6月に朝鮮戦争が勃発し、その後の工業生産は、 ドッジ・ラインによる低迷の 時期から、一気に増大の方向へと向かって行った。この地帯の重要性を認識した内山知事が、工業を圧迫してはならないという意識を持つに至るのには、時間はかからなかったと 思われる。

先にふれたように、このころに京浜工業地帯の大企業を中心として神奈川県工業振興協議会の設立準備を行っており、9月25日にはその発会式を挙行している。さらに当時検討されていた総合開発計画の策定においても、京浜地域の工業振興を図ろうとしていた。つまり、この時期に既に県の基本方針は京浜地帯を中心として、工業の振興を主とする方向にあったとみることができる。

当時の県経済部長は通商産業省(1949年5月25日発足)から出向できていた椎野幸雄であった。通商産業省の意向がまるで無いとはいえないのではなかろうか。衛生部が条例案を作成したならば、条例は取り締まり的なものになり、取り締まり条例にしたのでは、折角、生産が回復しはじめたのに、これが止まってしまうと経済部が考えた(西田談)としても不思議ではない。例え、公害防止施設の設置を命令したとしても、そのための金銭的なゆとりは、中小企業にはない、そういう時代であった(西田談)という。

鶴見区では、8月29日、区選出県市議会議員16名が煤煙防止の決議を行い、30日には鶴見区の生麦町など22町の町民代表約100名が内山知事、椎野経済部長らに対して、早急に公害防止条例を制定することなどの陳情を行っている(神奈川新聞、1951年8月30日)。

公害事件については、例えば磯子区の太陽石油の騒音防止の陳情の際は、地元区長、経営者、住民代表の3者で協議し、勧告する形式をとり問題を解決したように、個々のケースによって対応していこうとしていたようである。

主管課問題

このころ県では公害問題の主管課をどこにするかが議論になっている。先の衛生部の立場もあるし、公害の発生源からいえば企業を管轄する経済部であるし、また鮎などの魚や海苔、また農作物、種苗などへの影響という面からは農林部においても関係があり、都市問題、区画整理問題からすれば土木部、建築部も関係する。さらに社会福祉という面からみれば民生部、総合的にみれば総務部となるという具合で、どの部が主管するのか判然としないことや住民の陳情が強いこともあったのだろう、各部が互いに譲り合うような状況になっていた。因みに大阪府では1950年の条例制定当時、事務は衛生部環境衛生課で、一部実務を商工部商工第一課で担当している。結局のところ9月25日の部長会議において、内山知事の裁断によって衛生部及び経済部両部の共管とし立案は衛生部公衆衛生課で当たることに決定し(朝日新聞、1951年9月26日。なお、同日の神奈川新聞は、衛生部公衆衛生課を主管と決定したとしている)、10月県会へ提案できるように成案を急ぐこととなった。

10月県会

しかし、その後の経緯は不明であるが、さらにその後、経済部においても立案し、衛生部案とあわせ検討し、公害防止条例案を10月13日に決定した。条例の運用に当たっては、条例による強権の発動は最後の手段とし、公害が発生した場合は関係者の話し合いにより被害を最小限に止めるよう行政指導することを建前として、工業の振興と住民の福祉の調和をはかる点に気を配っていたという。この日の会議では内山知事自ら条文を修正するなど異例の審議であったといわれ、経済、衛生、農林、農地、民生、建築、土木など関係各部局の共管とし、窓口は経済部にまとめることとされた(神奈川新聞、1951年10月14日)。10月県会に提出を決定した。「15日の自由党県政調査会においては二十余名の出席議員中15名が反対したといわれ、橋中千代蔵県会経済常任委員長は『条例の内容は殆ど骨抜きで大したものではないが、審議期間の関係もあるので十月県会では審議未了になると思う』と語ってい」たという(神奈川新聞、1951年10月23日)。議会各会派内部でも条例に対する態度はまちまちであったようで、問題の性質上公聴会を開催して慎重に審議すべきであると言う意見も強くあったという(同、26日)。結局、意見調整が難航し、10月30日の議会運営委員会において、各派とも難色を示しているため12月県会まで見合わすこととされた(朝日新聞、1951年10月31日)。

恐らくこのころに、内山知事の考えは、京浜工業地帯における工業の役割が県産業の発展にとって重要なものであるという認識に変化したのではないかと思われる。

10月県会において、笠井儀郎議員(社会党)の公害防止条例案が如何なる理由によっ て提案がされなかったのかとの質問に内山知事は答えている。「どうしても条例はつくった 方がいいという結論に達した。」しかもその条例は「決して工業を束縛するという意味では なしに、工業をして安んじて所を得さしめ、そうしてりっぱなる工業の発展を持ち来たら したいという考えから、それがらんぼうでなしにお互いの協力によって推進できるように という考え方から、この案を提出するよう努力して参った」と。さらに、今回の県会の開 会には、「常任委員その他の方々から見まして、いささか時期がむずかしい、むしろ切迫し 過ぎておったという感じがします。」「かような重大な議案はできることならばあらかじめ 御研究を願いまして、十分に御踏査、御討議できるような期間において提出いたしたいと 考えるのであります。そうして提出することには間違いなく提出するのであります。ただ いまのところでは12月県会には提出いたしたいという考え方であります。」(11月5日) 県の公害防止条例案が、十分な時間的な余裕がないままに常任委員会に提出されたこと をうかがわせる答弁である。それほどまでに提出を急いだ理由は何だったのだろうか。住 民からの要望や議会からの要求が強かったことや、内部での担当をめぐる問題の決着を急 いだこともあったのではないだろうか。また、一方で条例提案の時間をもらいたいとの主 張にも思われる。笠井議員は知事に、12月県会には公害防止条例案を上程してもらわね ばならぬ、と述べ、これによって県は12月県会へ公害防止条例案を提案をすることをほ

条例案の提出

12月県会の再開に先立ち12日の全員協議会において矢柴総務部長から県会に提出する議案について説明の後、質問は公害防止条例に集中した。そこでの質問は次のようであった。公害審査委員会は、公害そのものの調査、認定よりも住民と工場主との利害衝突の場になる危険がある。審査委員とともに審査基準、委員会の構成を予め決めておく必要はないか。除外施設の設置に10万円以上かかる場合は、罰金10万円を納めた方が得だという算段が成り立つ危険がないとはいえない。こういう事態にいたり条例が空文化した場合に行政効果を徹底させる対策はあるのか。公害防止条例の実施にともなう影響は、具体的にどんなものと考えているのか(朝日新聞・神奈川新聞、1951年12月13日)。これらに対する内山知事、椎野経済部長の答弁は次のようであった。公害はそれぞれのケースにつき委員会の審議を経て、公害に該当するか否かを具体的に決めていきたい。委員会は、県会議員、学識経験者、地元代表者、事業主などで構成する考えである。条例の制定についていろいろ要求があったので、住民の福祉と産業の発展をこの条例によって調整する考えで提案した。罰則の軽さについては、大企業の場合は住民と自主的に調和を図っているので問題は少ないが、中小企業の場合は確かに懸念される。県としては、できるだけ条例は発動しないで指導的に問題の解決に努めたい、などであった。(神奈川新聞、同日)

こういった経過を経て1951年12月13日、「従来きわめて強い要望のあった」(知事提案説明)「神奈川県事業場公害防止条例案」が議会に提出された。

取締条例にしないために、その名称を「防止」条例とし、名称と同様に各々の条文についても十分に検討を加えたものであった。

この条例の特徴のひとつは第1条に示されたこの条例の目的を「事業場から生ずる公害を防止し、産業の発展と住民の福祉との調和を図る」とした、所謂調和条項にある。これは先にふれた工業振興を進めようとする県の方針からくるものである。調和条項は後に中央政府においても採用するところとなり、神奈川県においても、国においても共に1970年に削除されるまで残ったものである。

別の言い方をするならば、東京都とは異なり、条例上は規制の弱い公害防止条例になっているということである。

この調和を図る、という考え方にしたがって、条例全体が調整されている。その他の、 以下にあげる特徴は、これにしたがうものである。

第2の特徴は、知事が任命又は委嘱する委員によって構成される公害審査委員会に諮問して、知事が除害を必要且つ適切と認めたものを「公害」と定義したことである。委員会の構成員についてはふれるところがなく、任命に当たっては議会の同意を必要とするとはしていない。また、公害の具体的な判断基準については、東京都及び大阪府の条例と相違して、置いていない。

第3の特徴は、事業主に公害が生ずる虞があるときに知事への事前調査の請求をすることができることとしたことである。

第4の特徴は、知事は公害が生じたときは、その除害について必要な措置を講ずるように事業主に通知することとしたことである。

第5の特徴は、知事に立入調査権を付与したことである。しかし、大阪府の条例と異なり、事業主はこれを拒むことができない、といった規定を置いていない。

条例案審議

19日の県会経済・衛生合同常任委員会では、この条例は住民の福祉から取り上げた取締条例であるべきことを満場一致で承認した後、公害審査委員会の構成、公害審査の基準などについて討議が行われたが、中嶋英夫議員(社会党左派)から修正意見が出され、社会党右派はさらに修正案を提案する意向が強かった。これに対して自由党の一部には、場合によっては2月県会にまで持っていこうという者もあった(朝日新聞、1951年12月20日)。また条例の主管については、住民の福祉からすれば衛生部とすべきだという意見もあり、各部に関する問題であるから総務部が適当であるという意見もあった。この点、角田栄太郎副知事は「公害発生のおそれのある事業場を適正に指導する上に適当と考えて経済部の主管とした」と答えている(神奈川新聞、同日)。

一方、同日に川崎市の高須市会議長、経済・厚生両正副委員長らは橋中県会経済常任委員長を訪ね、地元の意向を申し入れている。条例の適用を受けるのは川崎市と横浜市の一部といって過言ではなく、11月の川崎市議会でも「公害防止」、「農業経済障害除去」についての請願が採択され、経済、厚生両常任委員会において研究を進めているので、県の押しつけ的な条例には絶対反対である、と(朝日新聞、神奈川新聞、同日)。

この12月県会においての公害防止条例案の審議上、主として問題になった点は次の3点であった。第1は、条例の公害問題解決への姿勢。第2は、公害の定義。第3は、公害審査委員会の委員の構成である。

以下、長くなるが議会の質疑の状況の概要をみてみよう(12月17日)。

中嶋議員の質問。公害をどうすることによってなくすことができるかにその努力を集中するのが当然と考える。とするならば産業の発展と住民の福祉のどちらに主眼を置くかが明記されねばならない。福祉を願うものであるならば当然これは衛生部が担当である。経済部担当として出されたが、そう考えるならば、これは産業の復興の方が主であるということを感得するのは当然である。産業の平和と住民の福祉とのそのいずれに主をおき、いずれを従とするか。また、公害審査委員会の委員はいかにして公害かどうかを判断するのか。公害審査の基準があるだろう。委員の任命を知事が行うということであると、議会が公害の判断をしないことになる。この委員の任命については議会の同意を必要と考える。

内山知事の答弁。工場側を主とするのか、被害者である住民を主にするのか、これはど ちらを主にするというわけには行かない、言えないと思う。 椎野経済部長の答弁。公害を具体的に規制する場合にアメリカで研究されている最高許容濃度表がある。これについての研究はしたが、これをもって一律に規定することは煤煙の事情などがいろいろなので、妥当ではない。具体的な個々の事例について専門家が入った公害審査委員会においてケースに従って取上げ合理的に処理していくのが適当であると考えて条例にこの表をつけていない。公害と認めるか否かを認定する参考資料はつくっている。

中嶋議員の質問。この公害防止条例の案名を神奈川県事業場の公害調整条例と名前を変える意思があるか。なお一歩進めて真に公害からわれわれを守れるというものをつくることに努力願いたい。

内山知事の答弁。公害防止条例というのがすでにあちこちに出ており、そういうことの方がわかりやすいので防止条例というので済んでいる。内容は調整するのである。防止ということに力を入れると、忌憚のないところから言って、あるいは学者とか病人とかというところから考えてみれば、どんな工場でもやかましい、どんな工場でも煙を掃く、どんな工場でもにおいが出るということになってしまう。結局これは防止ということをあまり強く考えると、私どもは空気のいい所に行って、静かな山の中に行って住まなければならぬ。いわゆる仙人の生活をしなければならないようになるのではないかと思う。結局裁判所のような役目を勤めて、いろいろな訴えが来るのを正しく判断し、公平に冷静に判断して、この社会の情勢に適合するようにお互いに譲り合っていくということにおいて、工場の方もできるだけ公害を少なくする。できるだけ金をかけてもそれが生産に合う点において努力する。もともと公害を防止することによって工場が成り立たないというほど大きな公害があるならばこれは場合によっては始めから工場はつくらない方がいい。あるいは場合によってはある程度のものなら我慢してもらうということになる。

一方、自由党を代表して白幡萬平議員は、ようやく最近困難期を脱してまさに軌道に乗らんとするときに今回偶然にも県当局から条例案が出されといい、公害というものを確定するためにはどういう方法をとらねばならぬかという問題は遺憾ながらこの条文にはない。公害の定義は科学的な措置をまたねば判定することができないというのが今の条例のように見受けられる。公害審査委員会委員が工場の罪科を問うて罰金を科する資格があるかないか非常に疑念に思う。この条例の内容とほぼ性質が同じ法律が労働基準法である。労働基準法と重複するような点を研究したのか、と質問している。

椎野経済部長の答弁。県下における工業の健全なる発展を阻害しないようにということを十分に考えながら罰則を発動していってもらいたい。罰則がひどく行われて工業の伸長を害するというような、こういうことにはならないように十分注意して運用をして参りたい。

議会の度に議員から責められ、答弁には本当に苦労した(西田談)というが、工業生産も上げなければならない。一方、住民の希望も無視できない、という状況のなかでの苦しい選択からの答弁の様子を十分に窺わせる。

修正案の提出

このような質疑経過の後、12月22日に社会党の中嶋議員、笠井議員、和田誠次議員から「神奈川縣事業場公害防止条例に対する修正案」が提出された。その全文は次のとおりである。

①第1条を次の如く修正する。

この条例は他の法令に特別の定めがある場合を除くほか事業場から生ずる公害を防止し 住民の健康的生活とその生業を擁護することを目的とする。

- ②第3条第2項の次に次の項を追加挿入する。
- 3 事業場から公害を発生しまたは発生する虞れありと認めたる住民はその事業場について第2条第2項に該当の有無の調査を知事に請求することが出来る。

従って「第3条第3項は第4項とする。」

- ③第8条第1項第3項を次の如く修正する。
- 1 第2条第2項による公害審査委員会(以下委員会という)は、知事が県議会の同意 を得て任命、委嘱する委員二十人以内をもって構成する。
 - 3 知事は委員会が必要とする臨時委員を任命し又は委嘱することができる。
- ④第10条の次に新たに次の条を設ける。

(行政代執行)

知事は事業主が第5条及第6条第2項の命令、規定に違反し悪質と認められるときは行政代執行をすることができる。

従って「第11条は第12条とする。」

⑤附則を次の如く修正する。

この条例は昭和27年1月1日から施行する。

附帯決議案

- 1、住民の福祉擁護を主眼とする条例である以上この主管は衛生部が担当することが至当である。
- 2、公害審査委員会の構成は事業主代表とみられるものと住民代表とみられるものとを同数とし、他の委員は前両者の同意を得て任命されるべきことを知事は諒承することを条件とする。

この修正案についての中嶋議員の説明のあと、原案賛成の立場から自由党橋中議員は、企業者側からみると、「悪いことを意識して故意に公害を生ずるのでなくして自然発生的な現象に基づきまして心ならずもこの公害が生ずるのである。まことに申し訳ないということはこれまた企業者が考えておることは事実であります。しかしながら一つの法令として、この法令に基づいて、故意でなくして自然的な現象において法の罰則を受けることは何事である。少なくとも神奈川県は工業立県の立場といたしましてです。この法の罰則を受けるということは最も遺憾千万であるというようなことも企業者側は申しておるのでありま

す」と述べている。

この修正案及び附帯決議案は否決され、原案が委員会報告どおり決した。

修正案への賛成の立場から笠井議員は、「川崎のあの鉄道の南部に住居を有するところの住民は、夏ともなればほんとは戸を開け放しにして晩の食事でも食べたいのを窓を閉め切り、さらに蚊帳を吊って、その蚊帳の中において食事をしなければ食卓が煤煙に覆われるというこの事実」と述べ、「ただ感情でなしに他党から提案したからというのではなく、川崎住民がまさに血と涙の叫びをもって皆さんに要望するのであ」ると主張している。

経済常任委員会において経済委員長はこの条例を公害を取り締まるという目的を基本線として委員長は扱っていただくことができるかという質問に対し「しかり」と答えたという(中嶋議員の提案説明)。このような経緯や川崎市において住民が会費を納めて前年7月から煤煙対策委員会を開き県や市に、また会社や工場に陳情運動を続けたということ(笠井議員)が公害防止条例を、後に後始末条例といわれはしたが、産業の発展を図るなかにおいても重要な位置に置かしめたとおもわれる。

こうして成立した神奈川県事業場公害防止条例は、翌1952年3月1日から施行された。

このように、公害防止条例制定の要求は、ドッジ・ラインによる不況、朝鮮戦争による 特需景気をとおし、県の、貿易振興による産業振興対策から工業地帯を主とする工業中心 の産業振興対策への、政策変更の時期に当たったことから、工業の振興を図りながら公害 防止対策を実施していくという、また、取り締まりの姿勢を見せない神奈川県事業場公害 防止条例の成立へと結果したのであった。

こうしたなかで、この政策は本県工業の発展を招来したのであったが、それは同時に、 工場新設の時期に公害防止施設の設置の機会を逃すことにもなったのではないのだろうか。 また、公害取締りへの期待とともにその役割は事業場公害審査委員会に与えられたので あった。

4. 条例成立後の動向

事業場公害審査委員会

事業場公害防止条例の制定にあたって、議会において問題となった事業場公害審査委員会委員の構成については、1952年4月に入ってようやく決着がついた。

2日に発令された委員は、県議8名、学識経験者5名、官庁関係7名の計20名である。 具体的には、次のとおりとなっていた。

- ・県 議:橋中千代蔵、野崎勇次郎、石井孝、渡辺喜三郎(以上、自由党)、笠井儀郎(社会党右派)、中嶋英夫(社会党左派)、館豊次(日本民主党)、石川重郎(県政会)
- ・学識経験者:原良三郎(県商工会議所会頭)、竹内一(県医師会長)、北川徹三(横浜

国立大学教授、工博、理博)、佐藤鑑(同、工博)、萩原兼文(横浜市立大学教授、医博)

•官庁関係:角田栄太郎(副知事)、田中省吾(横浜市助役)、原保雄(川崎市助役)、 矢柴信雄(県総務部長)、安井常義(県農林部長)、椎野幸雄(県経済部 長)、村山午朔(県衛生部長)

同時に、臨時委員として金子柾(県土木部長)、鈴木和夫(県建築部長)を、常任幹事として西田喜七(県商工課長)、島崎祐三(県公衆衛生課長)を、幹事として川口正英(県農産課長)、矢板開一(県水産課長)、鈴木重信(県企画審議課長)、氏家愛治(県住宅課長)、永瀬肇(県計画課長)を任命した。

なお、10月9日にまとまった段階の経済部案では、県議6名、市町村代表4名、学識経験者5名、その他の計21名としていた(神奈川新聞、51年10月10日)。これは、大阪府の条例における委員会の構成と同じであった(大阪府事業場公害防止条例第5条)。その後の12月提出案において、20名以内と変更されていたものである。

初会合を11日に開催し、委員長に角田副知事、副委員長に橋中県議を選任した。臨時委員に議決権を認めるかどうかについて結論が出ず、今後の研究課題とされた。商工課長から公害処理状況について説明、今後の運営については、除害措置を徹底するためには関係会社工場の幹部、責任者と懇談する必要が強調された(神奈川新聞、1952年4月12日)。

この時の説明にあった公害は、鶴見区の日本コークス、河西コークスの煤煙、国鉄茅ヶ崎駅機関車操車場の煤煙、川崎市登戸の南武、神奈川、玉川製紙工場の廃液、小田原市万年町の木工場の騒音、鶴見区朝日町の朝木工業所の騒音であった(神奈川新聞、同日)。

朝日製鉄問題

神奈川県事業場公害防止条例が1952年3月1日から施行された後に、県において大きな問題となったことのひとつに朝日製鉄溶鉱炉建設の問題がある。

横浜市鶴見区の中心地区に溶鉱炉を建設しようという計画に対し1953年1月地元代表から口頭で調査の陳情があり、工業試験所が現地調査を行っている。このころから事件がはじまった。

県の調査の結果、操業開始は1954年4月ごろを予定していると判明(10月)。事業場公害審査委員会で朝日製鉄の調査の必要が強調される(12月)。1954年4月には、住民による「朝日製鉄溶鉱炉設置反対期成同盟」が結成されている。6月には事業場公害審査委員会に専門小委員会として「朝日製鉄株式会社操業監視委員会」が設置された。会社からの事業場公害防止条例に基づく事前調査申請書の提出、期成同盟の再三にわたる建設反対陳情、公害除害施設完成届出などの経緯を経た後、横浜市建築局の工場増改築工事中止命令、溶鉱炉増築建築申請に係る公聴会の開催、その申請不許可の決定、会社の通産省への輸入鉄鉱石割当申請、その割当通告といった経過があり、1956年12月27日

に朝日製鉄、期成同盟、県の間で覚書を交換した。その内容は、現在地での2年間の操業とその後の操業停止と移転などを確約するものであった。しかし2年後、会社からは操業継続の要請があり、円満解決までの保安操業を認め交渉が続き、県は覚書更改案を提示したが、結局調整がつかず、「朝日製鉄㈱、日本鋼管㈱、通商産業省重工業局長及び朝日製鉄溶高炉建設反対期成同盟の各責任者に対し、それぞれ今後の解決について努力方を要請すると共に特に」朝日製鉄社長に対して公害発生の未然防止に特段の配慮を払うよう勧告し、県は、差し当たり現在地における操業継続は止むを得ないとの結論に達するとともに、この事件のこれまでの経過概要を公表し、この問題に終止符を打った。

この止むを得ないとの理由は、①2年間の期間において当初懸念された公害が発生しなかったこと②鉄鋼需要増大の傾向にあるときに操業の中止、移転を行うことは、国家経済上から甚だ不経済であること③朝日製鉄が経営的に目下他に移転する資金的余裕がないこと④直ちの操業停止は会社に多額の損失をもたらし、再起不能に陥れること⑤再起不能は多数従業員とその家族を路頭に迷わせること、などであるとしている(「朝日製鉄株式会社溶鉱炉操業について、1959年4月6日、神奈川県」、『神奈川県史』資料編12)。

この決定に至るまでには、通産省や資金を出した日本鋼管㈱とのやりとりがあり、また ひとつには高度経済成長へと向かいつつあった時代の波があり、なによりもまだ全県的な、 全国的な公害反対運動の勢いがなかったこと、また自治体の力や権限が弱いことがあげら れよう。

朝日製鉄をめぐる議会でのやりとりをみてみよう。

この問題の経験に立ち公害防止条例を改正する必要があるかという中嶋英夫議員の質問に対して矢柴信雄副知事はこう答弁する。「朝日製鉄の事件というものは私どもにいろんなことを勉強させました」と述べてから、強制力の問題であろうが「最も適当なのは法制化されること」で「条令でもって産業に非常に大きな影響を与えるものを非常に強い強制力を持って条令で規定することが適当かどうかというような問題については、これは問題があると思う」、「むしろ法律自身についてもその問題があると思う」「私ども将来の問題といたしまして研究いたしますとともに、さらに政府等においてもこれに対して必要な研究をされるように進言いたしたい」と。

また、同議員は再質問において、公害防止条例の制定当時は「賛成する方も反対する方も経験の上に立ってのものではありませんでした」「われわれの気がつかない点も出て参りました。そういう制定当時の論点や何もかも白紙に返しまして、この問題ととつ組みたいことをお願いしたい」と述べたが、これに対して内山知事はこう答弁している。「神奈川県は御承知のように工業の盛んなところでありまして、しかも工業が盛んであるということは、同時にこの狭い日本でたくさんの人を養っていくために必要なことであります。従ってこの工業はできるだけ伸ばしてやらなければならぬものであります。」そこで「私どもはある程度工業に対しては譲って、でき得る限り工業の発展をはからなければならぬものと思っております。しかしながら一面においてわれわれは健康第一でありまして国民の健康

を無視しては工業の発展もなければわれわれの生存もあり得ないのでありまするから、でき得る限り科学の粋を尽くし、また都市計画の完全を期しまして公害防止に邁進したいと思うのであります。」県の公害防止条例は、「日本におきましてもきわめて初歩的な試みでありまして、決してこれは完壁なものではありません。またこの防止条例といえども、運用のいかんによってはわれわれの期待するところの要求が満たされるものと思いまするけれども、何にせよ日本では規則のないものをうまく運用することは下手であります」「どこまでもしゃくし定規にでき得る限りこまかくきめるのが大事であろうと思います」ので「工業を圧迫する、というような考え方でなしに、日本の将来のために最善を尽くすつもりで努力をいたしたいと思います」と(1954年9月25日)。

なによりも法律を重視し、後年の要綱行政などといわれた自治体の積極的な姿勢、法律 と条例との関係についての考え方を変えるということは、まだ考えられなかったのであろ う。

またそこには、条例は法律に反しない限りということの解釈をめぐる、自治体と国との 関係を上下関係でみる当時の一般的な考えが支配してもいただろう。

工業立県を目指す神奈川県としては、1954年はこれから基盤整備に力を注いでいかなければならない年という認識であったと思われる。

「公害問題は、国家的な問題で、必ずしも本県だけのことではない」、「川崎とか鶴見地帯のように全般的な問題となると、これは県だけではできない」と内山知事は1956年2月県会で述べ、国の対応に期待している。

朝日製鉄の問題は、県に対して公害問題の解決が困難なことを、強く印象づけ、また教えたのである。それまでの公害事件には、中央政府や大企業が背後などにあり、かつ、多数住民の反対があるという事件は、国鉄茅ヶ崎駅機関車操車場の煤煙問題があるが、少なかったのではないのだろうか。それに対しこの事件は、日本鋼管という県の税収に多大の影響を与える大企業と、通商産業省の産業政策とがあり、県の調整によって容易に解決がつくという性質のそれではなかった。大企業や中央政府という壁に対置して、県の公害に対する姿勢を、県の産業政策とともに問われ、さらに中央と地方の問題、自治の問題などに波及するということから、県首脳部に対し大きなインパクトを与えたのである。

さらにこの問題は、公害防止に県条例はあっても、これを直接対象とする法律は皆無であるという事実を強く県行政の施行に当たり印象づけ、公害防止を目的とする法律の制定を中央政府に対し要望することの必要性を思い知らせるとともに、議会答弁においても、先にふれたように、法律の制定にその解決策を託するなどのものが現れる端緒となったのである。

公害の認識

『戦後の神奈川県政』の「はしがき」に次の記述がある。「林立する煙突から競うように赤い、黒い、白い煙が吐き出され、クレーンの音、鎚の響はいや高く、織るように行き交うハシケの向うに、赤い腹を海に呑ませて、客船、貨物船がひきも切らぬ活況を呈するの

も遠いことではない」と。また、懸賞募集の結果1950年4月に発表(新聞発表は3月3日)された県民歌「光あらたに」の、その4番は「晴れてこころの ときめきは いまよみがえる 町にきく 鎚の響よ 黒けむり あ々神奈川は 新生の 歴史の鐘の 鳴るところ」となっていた。現在の歌には4番は、ない。

これが、このころの、公害に対する意識であったと思われる。つまり、公害というものへの意識が、公害被害地においては別であったかも知れないが、存在しなかったのである。

騒音防止条例

横浜市では、1953年8月7日横浜市騒音防止条例を制定している。このとき川崎市でも騒音防止条例を制定するべきだという動きがあったという。なお、1954年1月9日には、東京都が「騒音防止に関する条例」を公布している。これは、商業宣伝や自動車のクラクションの音など街頭騒音の防止に対する世論が高まったことにより、1953年に騒音対策委員会を設置し、その検討結果に基づいたものであった。工場公害防止条例で規制する工場騒音を除き、音響機器、楽器、音声、動作音、作業音等の規制をするものであった。

県会では1958年、騒音防止条例、また水質汚濁防止条例を制定する意思があるがどうかを酒井忠治郎議員(自民党)が質問している。自動車による騒音や農薬による被害については、現在の条例の対象とはなっていない、観点が違う、研究努力を重ねてまいりたいと、また「公害防止条例の改正というような形でやることは、これは事の性質が非常に違いますので、困難であるので、それ以外の問題として検討をしたい」と、また水質汚濁については、水道用水の問題と合わせて「基本的には国で検討されるべき問題」で、「このためにただいま県独自で条例を制定するというまでの準備もできておりませんし、その結論を持つまでには至っておらない。ただこれについては大きな関心を持ち、研究をしておる」、「たえば東京湾の水をよくする、こういったような問題にまで入って参りますと、これは一地方の条例でもって片づけるべき問題ではないのではなかろうか。むしろ政府において十分に考慮して参る必要がある」、こういう考え方をして参っておると知事職務代理者としての矢柴副知事は答えている(1958年6月25日)。

川崎市煤煙防止対策協議会

1955年ころ「田島・大師地区では夏でも窓をあけることができず、また窓をしめていても室内が油煙でけぶるありさまだったのである。これらの地域の住民はそれまでは工業都市である以上煙害は仕方がないとあきらめていたが、ビキニの死の灰の事件以降の市民運動の高まりのなかで公害反対の運動に立ちあがった」(川崎市役所『川崎市史』、1968年12月)という。

川崎市商工会議所は1950年6月、「飛散灰塵量は想像以上の多量にのぼり、近隣の工場学校及び一般民家に与える衛生上の禍害は実に憂慮にたえぬものがあるのであります。

ついては」「潮田、鶴見第一両火力発電所には集塵装置を欠いていますので、公害防止の見地から早急に同装置を施工されたく」と、工業振興対策委員会の決議として要望書を東京電力に提出している(川崎市商工会議所「煤煙防止に関する要望」、1955年6月)。

観音町の住民からの市議会への請願があり、同年12月には市議会に公害防止特別委員会が設置された。同月、川崎市商工会議所会頭を会長に住民、県議市議、労組代表などから構成される川崎市煤煙防止対策協議会が発足した。「現代の科学に於て煤煙の防除が可能であることは、自明の事実であることに鑑み飽く迄もその貫徹を期す」などを目的にしたこの協議会の活動は活発で、翌年1956年1月には公害防止の法制化促進を要望する陳情書を通産省や厚生省へ提出し、4月には衆議院の商工委員や通産省の課長などが川崎市の公害の実態視察を行っている。また、煤煙の主婦労働への影響調査、学童の目の疾患調査などを実施、県も川崎地区における煤煙禍の啓蒙と実態調査とを協議会に依頼している。

県会では1956年12月12日、横山三佐二議員(自民党)が、大都市が手を携え国の力を引き出すようこれに当たるべきことを主張している。

これには、当時厚生省が法制化を意図していた「生活環境汚染防止基準法」の成立に対する期待がこめられていた。

厚生省は、1954年3月29日に日本公衆衛生協会に対して、各種公害の許容限度がいかにあるべきかを諮問するとともに、1955年8月「公害防止に関する法律案要綱」を関係各省庁に提示、11月19日に先の諮問に対する答申を受け、これを考慮した「生活環境汚染防止基準法案要綱」を提示していた。なお、結局は時期尚早として成立を見送られたこの要綱案を厚生省は再度、1957年12月に修正のうえ提示したが、ふたたび見送りとなっている。

工業試験所などの役割

既にふれたように、公害の技術面については、工業試験所などが担当していた。事務は 商工課工務係などで担当していたが、事務職の者は技術的なことに暗いこともあり、具体 的な数値の問題となると専門家の調査によるべきであるとの判断によるのであろう。工業 試験所において公害に関する技術のエキスパートを育て、事務については工務係などの事 務職の者に委ねる姿勢を、本県の公害行政は採用したのである。

工業試験所では、事業場公害防止条例が施行された1952年から、公害防止条例による調査を実施している。その調査件数は、同年には21件、53年には58件、54年には64件、55年には70件、56年には80件、57年には174件、58年には243件となっている(『IRI創立10周年記念誌』)。これによっても、公害の発生件数が1957、8年に急増していることが推測できる。

公害発生件数が増加するにしたがって、各種の調査データの蓄積や研究が進み、このことがまた、公害解決のために役立っていくであろうという構図ができていくのであった。 また、内山知事の先の1954年9月25日の答弁にあったように、条例の運用の如何に よっては期待するところの要求を、或いは条例化できなかった点を満たせるかもしれなかった部分を、この工業試験所は担っていくのである。

同様に、衛生研究所は亜硫酸ガスや一酸化炭素などガスの研究分野を担っていくのである。その他の県試験研究機関もそれぞれに役割をもって、公害調査にあたっている。

公害発生の増加

公害問題の発生件数は、事業場公害防止条例施行時と比較すると増加の傾向を見せていた。1959年9月30日時点での条例施行時の1952年3月からの発生件数は、261件、うち解決件数は166件、騒音の発生件数が格別に多く150件に及び、全体の発生件数では横浜市が144件、川崎市が70件となっている。用途地域別では住居地域、準工業地域がそれぞれ3割をこえている。1952年の発生件数は24件であったが、57年に急増し42件、59年は9月までで53件にのぼった(神奈川県商工部『事業場公害関係問題発生及び処理概要』、1959年9月)。この他に事前調査中のものがあり、また表面化しないものもあると考えれば発生件数はさらに多かったと推定される。

大気汚染調査

公害が広域的になり、また複合的になってきたことにより、個々の事業場に対する防止対策とともに、大気汚染の科学的基本調査を行い、防止対策の確立が求められるようになり、1957年5月、「神奈川県京浜工業地帯大気汚染防止対策技術小委員会」が結成された。この委員会は事務局を県商工部工業課に置き、その構成員は、横浜国立大学工学部教授北川徹三を委員長とし、横浜地方気象台長、横浜市立大学医学部助教授宍戸昌夫、横浜市公衆衛生課長、川崎市衛生課長、県工業試験所長、県衛生研究所長、県環境衛生課長、県水産試験所技術吏員の各委員であり、京浜工業地帯の降下ばいじん、浮遊ばいじん、亜硫酸ガスなどの量や分布状況、気象現象の実態、保健衛生、農作物への影響、金属腐食などの長期の継続調査を開始するとともに、大気汚染の測定方法や防止技術の研究を行い、年報『大気汚染調査研究報告書』を作成している。

水質汚濁調査

河川の汚染も進行していたが、1958年6月におこった富士フイルム足柄工場から排出された毒物を原因として足柄上郡の狩川から小田原市内酒匂川河口にかけて約8キロにわたって鮎が浮かびあがった事件は、有害物質管理の問題に県民の目を向けさせた。また、同月、千葉県浦安の本州製紙㈱江戸川工場の汚水放流再開を原因とした起こった浦安漁業組合員の騒動をきっかけとして、同年12月25日には「公共用水域の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」が公布された。所謂「水質2法」である。これらの法律は翌年3月から施行されたが、はじめての指定水域となった江戸川上流下流の指定は1962年4月のことであった。また、工場排水規制法の規制対象となる特定施設の主

管を大臣とし、一部の権限を知事に委任するとしたこの法は、権限の分配の点において国 にとって意義のあるものとなった。

なお、水質の問題については、1951年3月5日、経済安定本部資源調査会は同本部総裁に対して、「水質汚濁防止に関する勧告」を提出し、水質汚濁防止法の制定をうながしていた。水質汚濁防止委員会の設置、水質調査事務局の設置、公共用水の許容限度(水質基準)の設定、水質科学研究所の設立などを勧告したこれは、産業復興期の最中のことであり、時期尚早をもって実現しなかった。

1954年6月、厚生省内に水質汚濁防止対策協議会が設けられ、そのなかに京浜地区協議会が置かれ、横浜市水道局長を会長に、土木、産業、水質第1及び水質第2の各専門委員を本県や山梨県、東京都、川崎市、横浜市、横須賀市、通商産業省の職員などをもって構成している。この協議会で、1955年に相模川に関する調査を実施している(水質汚濁防止京浜地区協議会『相模川調査報告書』、1956年10月)。

県においては、1958年、事業場公害審査委員会の下部機構として「工場事業場廃液対策部会」を設置し、県内主要河川の水質調査と流域工場の排水調査を計画的に実施することとした。1958年度、59年度には酒匂川、60年度、61年度には境川、62年度~64年度には多摩川を調査、その他にも森戸川、金目川、引地川などの調査も実施していくのである。それらの調査結果は『水系別河川水質調査年報』としてまとめられている。

また、資源調査会の社会経済部会水管理小委員会では、1957年度から水質汚染問題の研究に着手し、文献研究と現地実態調査を実施しはじめ、実態調査については全国代表的事例の半ば以上について既に完了している状況にあった(科学技術庁資源局「水質汚濁事例調査報告1)」、1958年11月)という。

こうしたなかで、京浜工業地帯などの造成事業は進行していくのであった。

第3章 工業の発展と環境の悪化

1. 工業地帯の造成と工業の発展

もはや戦後ではない

1956年2月、中野好夫は「もはや『戦後』ではない」(『文芸春秋』)を書き、8月、『世界』は「戦後への訣別」を特集した。7月17日に経済企画庁が発表した、1956年度『経済白書』「日本経済の成長と近代化」は「もはや戦後ではない」といい、「世界経済についてみると、技術革新(イノベーション)が高い成長率維持の根因になっている」、「幸運のめぐり合わせに酔うことなく、世界技術革新の波にのって、日本の新しい国造りに出発することが当面喫緊の必要事ではないであろうか」と書いた。

技術革新の成果の大きいことは、東洋レーヨンがデュポンとの技術提携を通して195 3年9月決算において帝人を抜き化繊業界のトップに立った実例が教えていた。

土地及び水資源に関する総合計画

本県においては、1960年以降、工場また人口の増加は著しくなりつつあった。また 農地の転用率も年々上昇の一途にあった。一方では、首都圏整備計画による開発要請もあっ て、県土の利用を今後どういった方向にもっていくことが適切なのかが重要な問題として 意識されるようになってきた。

このようなことから、土地と水の高度利用に関する長期的、総合的な計画について、1956年4月以来、神奈川県総合開発審議会に諮問をし、1957年3月にその基本構想について、1959年3月にその整備計画について答申を得た。これが、『土地及び水資源に関する総合計画』である。1955年の総合開発計画書(第一次)に次ぐ、所謂第二次総合計画である。

基本構想では、総論において、県下各地の開発構想及び工業配置の方向を示し、これに対応すべき本県農業のあり方を提示し、各論において、土地利用に関する構想、水資源の利用に関する構想及び土地利用の高度化と密接な関係にある交通施設に関する構想について、それぞれの基本方針を示している。

土地利用については、今後開発が進むにつれ、農用地、山林等から住宅用地、工業用地等へと土地利用の転換が行われることは止むを得ないとしても、土地の利用効果を最高度のものにすることが緊要であるとしている。工業用地は各地域の立地条件に対応した適正配置を意図しなければならないとし、埋立地は無限にもとめられるものではなく、やがて限界に達するであろうからその高度利用を策する必要があり、内陸工業地帯の育成については、従来、あまり顧みられなかったが、今後はここに立地条件に適した工業の導入を推進するなどと述べている。

水資源については、生活用水、工業用水、農業用水の需給調整と未利用水資源の開発等

により、その高度利用を図る必要をうたっている。

いずれにしろ限られた資源である土地と水をいかに有効に利用して、都市と農村とのそれぞれがお互いに調和のとれたかたちで発展するためにはどうしたらよいかという基本的な目的のもとに作成されたのが、この計画であった。

その前提として、将来の人口と工業の規模がどの程度になるのかを予想し、その結果に 基づいて市街化予想区域をえがき、これをもって土地の利用を調整する基準としたのであ る。

神奈川県産業構造の基本問題

これより前、1957年3月、大河内一男に調査委託の結果『神奈川県産業構造の基本問題』(第二次報告書)が大河内を含め11名によってまとめられている。

この報告書は、地方経済としての神奈川県経済の特質は製造業が占める比重の圧倒的なおおいさであるとし、鶴見地区、川崎地区を中心とする京浜工業地帯は神奈川県的存在であるというよりは、全日本的存在と言わねばならないが、この存在を考えずしては、神奈川県経済というものを理解できないし、神奈川県民の生活も正しく把握することはできないと主張する。にもかかわらず、この尨大な工業生産力が生み出す物資と国民所得とは、神奈川県という地方経済に還元されず東京都に流れ込んでしまい、神奈川県という経済地域は、単なる場所や立地の提供者に終わってしまっている。隣接地に東京都という政治的・文化的・経済的な一種の「過大都市」をひかえている地理的な関係が不変であるとすれば、地方経済としての神奈川県経済の産業政策や経済政策は今後どうあるべきかという問題意識によって書かれた。

土地利用対策委員会

こうした状況のなかで県は、1957年7月、神奈川県土地利用対策委員会を設置している。たて割りの組織では調整がつかないということから設置されたのであった(白根雄偉、当時、企画課長談)。「住宅及び工場諸施設の新設拡充等都市機構の急激な膨張に伴う土地利用に関する諸問題について、これを総合的、計画的に検討し、土地の高度利用を期するため」(「神奈川県土地利用対策委員会規程」1957年7月9日、神奈川県訓令第14号)に副知事を委員長とし、企画渉外、農政、商工、土木、建築各部の部長を委員としたものであった。

更に翌年2月には神奈川県水利用対策委員会を設置。「人口及び産業の急激な膨張、発展に伴う都市用水、工業用水及び農業用水並びに発電等の用水需要の増大に対処し、神奈川県における水資源の利用及び保全に関する諸問題について」(「神奈川県水利用対策委員会規程」1958年2月14日、神奈川県訓令第3号)上の委員会と同様の趣旨で設置したものである。知事を委員長に、副知事を副委員長とし、企画渉外、農政、土木の各部長及び企業管理者が指定する者を委員としてはじめられた。

後には、この両委員会に公害課長が他の課長とともに幹事として入っている。

川崎臨海工業地帯造成事業

京浜工業地帯造成事業計画は、1937年度から1946年度に至る10か年継続事業として、鶴見、川崎臨港地帯より多摩川河口に至たる、川崎市大師河原地先海面における運河と埋立てを施行するもので、1937年に着工された。1945年に戦災復興などの急を要する事業の発生により中止となったが、1950年ごろになり工業振興が叫ばれようになると、この事業は着目されるようになった。

県は、神奈川県専門委員の大河内一男に労働・住宅について、鮫島茂に工場立地について京浜工業地帯の総合調査を依頼した。鮫島は、この地帯の造成をめぐる計画が「全般を通じて総合性を欠いているため、現在各種の隘路を生じており、既存工場の生産をより高める上にも、新たなる発展のためにも、これが凹凸の是正整備は極めて大きなものといわなければならない」とし、工業用地、河川、港湾、電力、用水、道路、住宅などについての問題点と解決策を示し、「向後の日本工業発展のために臨海及び陸面の工業地を含めた京浜工業地帯総合再整備計画の早期立案とその実施が切望期待される」(神奈川県『京浜工業地帯の実態ー工場立地篇ー』、1953年5月)と書いている。この調査結果を検討の結果、この事業の再開を決定し、1952年7月川崎港将来計画打合会を運輸省第2港湾建設局企画課、県土木部河港課、川崎市港湾部の3者で行い、9月には「京浜工業地帯造成事業促進協議会」を発足させ、事業計画とともに名称も京浜工業地帯造成事業計画から川崎臨海工業地帯造成事業計画と変更し、1957年3月埋立工事に着手し、1963年に約91億円をかけ、444万㎡の造成を完成したのである(神奈川県企業庁『神奈川県企業庁史』、同『神奈川県企業庁史続編』、1980年3月)。

造成地の分譲は、神奈川県専門委員の鮫島茂に依頼して、まとめられた『川崎臨海工業地帯造成事業経済調査報告書ー誘致産業・立地条件および経済効果ー』(神奈川県、1957年3月)を基礎とした基本構想をもとに、行われた。

この報告書は、食料品、化学、石油、金属製品及び機械の5業種を京浜工業地帯の立地 条件に適合した業種であり、今後ますます発展の可能性をもったものとしてあげている。 また、適性工業の特質を次のように要約している。

- ①この地区における工業用地は将来における拡張余地にとぼしい。しかもその背後地域に は広汎な労働力供給源を擁している。したがって土地単位当りの付加価値額が高くかつ労 働者をより多く雇傭する業種が適切である。
- ②工業用水および電力の供給は十分であるとはいえない。 したがつて工業用水および電力をあまり多量に必要としない業種がよい。
- ③多くの関連産業および下請工場が集中していることは、この地域の工業立地上の一つの 大きな特徴である。したがつて、関連工場や下請工場の利用度の高い業種がよい。加工度 の高い業種を誘致することは誘致産業と関連産業および下請工場の共在共栄を促進し地域

経済を大巾にうるおすであろう。

④川崎地区は東京および横浜という大消費地のほぼ中央に位している。したがつて都会性工業を優先的に考慮する必要がある。臨海性が強くても地方性工業はこの地域に誘致すべきではない。

これを基礎として、契約締結後の変遷はあったが、1964年3月現在では、日本冶金工業㈱、いすず自動車㈱、芙蓉開発㈱、東京芝浦電気㈱、日網石油精製㈱、ゼネラル石油㈱、東亜燃料工業㈱、三井化学工業㈱、日本石油化学㈱などに分譲されている。

扇島埋立事業

扇島埋立事業は、横浜、川崎方面の工場から排出する残さいの処理を兼ね、産業施設用地を造成することを目的とし、1944年度から1953年度に至る10か年事業として、1943年に計画立案されたものであった。

戦力増強のための生産拡充によって、工場地帯から出る残さいが多量にのぼり、深刻な問題と化し、残さいの海中への無秩序な投棄により漁業、運航等に障害とならないよう鶴見防波堤前面の扇島周辺に膨大な水面を画し、残さいを投棄させ、工場の生産の増進に寄与するとともに、あわせて産業施設用地の造成を計るという計画であった。

1944年から実施に入ったが、終戦後、ほとんど事業は中止の状態となっていた。1954年に、更に1964年までの10か年間の延期をした。1958年4月から運輸省において石油施設整備に係る鶴見・川崎航路のしゅんせつ工事を実施することとなり、そのしゅんせつ土砂を扇島埋立地域に投棄することになったことから、事業内容の一部を変更して、運輸省の航路しゅんせつ土砂などを利用しての埋立工事の起工式を1958年4月に行った。

この事業施行に際しては、兵庫県が採用していた方法を採り入れ、県は日本鋼管㈱との間に、事業に要する費用は全額会社が負担し、県は造成地の90%を同社に譲渡する契約を締結したのである。

第1期工事の第1工区は1962年2月に、第2工区は同12月に、第2期工事の第3 工区の1は1964年3月に完成した。第3工区の2は「公害防止協定」を1970年1 2月25日に締結した後、1973年9月に完成している。京浜製鉄所の扇島移転である (『神奈川県企業庁史』、『同続編』)。

内陸工業地帯土地造成事業-中津工業団地の造成-

内陸工業地帯の必要性については既に述べたとおり『土地及び水資源に関する総合計画』で指摘されていた。県は工場適地調査を進めていたが、1961年度に厚木地区についての詳細な調査を実施した結果、厚木市及び愛川町にまたがる旧陸軍相模飛行場跡地及びその周辺部の地域が工場適地として取り上げられた。

この地帯は交通網等の整備により工業の発展が見込まれ、この地帯の南部には工場の進

出が増加してきていた。厚木市及び愛川町当局もこの地域の開発を検討していたので、1961年6月、県に対し現地視察の要請やその開発について陳情があった。7月には地元において結成された「旧陸軍相模飛行場跡地開発委員会」から、この地域の早期開発についての陳情が知事に対してされた。同月に内山知事も現地視察を行い、この結果、「近年県内に進出する工場のいちじるしい増加と、これに伴う地価の急騰等による無計画、無秩序な工場立地を整備し、また、本県工業の発展方向を考慮しての適正工業の誘致をもはかる必要があり、それには工場敷地を比較的低廉な価格で分譲することが必要で、この見地より県事業として、この地域の開発の方針を樹立するにいたった」という。

この事業は、1961年度を初年度とする2か年継続事業の予定であったが、同年中ごろから国が産業設備投資抑制の措置をとったことから需要の低下が予想され、更に2か年の延長を行い1964年度までの4か年継続事業とされた。更に1964年に1965年までの5か年継続事業に改められた。しかし、産業設備投資抑制政策の影響があらわれ、立地中止の企業も出て、1965年度以降単年度事業として行われ1968年末に至って事業の全部を完了した。

基本計画も変更され、当初は「企業の重要性、規模、現状、工場建設計画の内容、将来の発展性等を検討して決定するものとする」とされていたが、1961年ごろに、公害の発生する恐れのある企業は避け、機械器具製造工場の立地をはかる計画とされた。「内陸工場用地分譲御案内」(1962年1月、企業庁管理局開発室)は、「現況並びに将来市街化の環境を考慮し、機械、金属加工工場(輸送用機械、建設用機械、計測器類、金属製品、通信機器、電気機器、その他機械類製造等)」を「希望する企業」としている。分譲開始に当たり1962年12月、知事を会長に、副知事、企業庁長を副会長とし、関係部局長、学識経験者による委員会と関係課長による幹事会で構成する「神奈川県内陸工業地帯土地造成事業協議会」が設置され、誘致企業の審査・選考などにあたった。

造成地の分譲にあたっては、特に公害については県公害課において調査し、「公害の基準に関する規則」に定める基準を超える工場の申込みは受けない方法をとった。1964年5月12日に施行された「内陸工業団地建築協定」において「特に煤煙、騒音等により著しく周囲に影響を及ぼす作業を営む建築物を設けてはならない」こと、「排水、その他は適当な処理槽を設けて、敷地外排出しなければならない。なお排油などについてはオイルセパレーターを使用しなければならない」こととしている(『神奈川県企業庁史続編』)。なお、総面積は約234万㎡、1967年度までで94社に分譲されている。

計画当初は、「都市計画事業ではないから下水処理場は造る必要はない」などの意見が有識者から出るとか、公害防止のための工場調査において工場外調査を工場訪問前に完了するなどの方針で実施したことから県会企業常任委員会において「さながら検事のごとく、なんの断わりもなく工場側の意図をも無視して、隠密のうちに調査を行うとは、実にけしからん」と(『神奈川県企業庁史続編』)いった発言が出るなどといった時代であったという。

横浜臨海工業地帯の造成

1953年4月、鶴見区大黒町の埋立計画が横浜市議会において決定され、1955年 4月に工事に着工した。9月には固定資産税免除の条例を制定し、3年間の固定資産税免 除措置を決め、廉価な土地の供給と税制面の優遇によって工場誘致を推進しようとした。

1956年には根岸湾海面埋立計画が決定され、1959年2月に起工、同年、固定資産税免除の条例を制定している。1957年には国鉄根岸線の延長が決定、相模湖系統工業用水道拡張工事も始まった。1961年6月に大黒町地先約80万㎡の埋立事業が完成し(追加埋立事業を含む)、東京電力㈱、日東化学工業㈱、新亜細亜石油㈱、大洋漁業㈱に分譲された。1963年からは本牧産業関連用地の造成に着手し、1970年完了、日産自動車㈱、三菱重工業㈱などに分譲された。根岸湾臨海工業地帯造成事業は、第1期工事363万㎡が1963年3月、第2期工事のイ、口地区100万㎡が1965年3月、ハ地区142万㎡が1971年に完了し、日本石油精製㈱、昭和電工㈱、東京電力㈱、東京瓦斯㈱、㈱新潟鉄工所、日清製油㈱、石川島播磨重工業㈱、東京芝浦電気㈱、電源開発㈱が進出した。

国鉄桜大線(根岸線)は1964年に桜木町・磯子間が開通、1970年には磯子・洋光台間が開通した。1956年3月9日、県議会はこの新線の建設などに関する意見書を内閣総理大臣・大蔵大臣・運輸大臣・日本国有鉄道総裁あて提出したが、そこではこの線を「京浜地帯と衛星地区とを結ぶ極めて重要な国策的路線であり、これが建設は日本経済の振興、国力の充実に大いなる役割を果たすものと確信するものである」(「国鉄桜木町大船間新線の建設及び横浜線の複線化に関する意見書」)と主張している。同じ年11月には横浜商工会議所が「国鉄桜大線の建設に関する決議」を行い、多年にわたる駐留軍の接収によって戦後立ち直りの機をのがしたが、この路線によって飛躍的発展の機会をとらえる一方、根岸湾埋立てによる臨海工業地帯造成と併せて、その建設こそ横浜復興の鍵を握るとし、埋立計画に対する漁民の反対の声を遺憾として、これによって路線建設が妨げられることがあれば正に千載の恨事と言うべきであるとしている。県議会は同12月にも、この新設促進を求める意見書を提出している。

工場誘致条例

このように、1960年代には県や横浜市によるいくつかの工業地帯造成事業が完成し、 石油関係企業などが立地するが、一方、市町村も工場誘致条例を制定し工場の誘致に乗り 出している。しかし、それは別の動きをもって進んだ。

先に述べたように鎌倉市が1953年12月25日に工場誘致条例を制定したのをはじめとして、その翌年10月に茅ヶ崎市、1955年7月に相模原市、同8月に南足柄町などと制定が続き、4月15日に横浜市も制定している。「神奈川県東部地域の工場適地の紹介」(厚木市、1956年7月)によると、厚木市は適地を10地区紹介し、「厚木市工場(企業)誘致の奨励措置に関する条例」(1956年9月29日制定)及びその規則などを

掲載するとともに、県衛生研究所による各地区の水質分析表を示している。大和市の工場 適地の紹介も、水質分析を掲載している。これはひとつには繊維工場など水質を問題とす る企業への対策であったと考えられる。

しかし条例制定の流れから一転して、1956年7月には茅ヶ崎市、1960年には平塚市、1961年には秦野市・大和市・相模原市・厚木市などが工場誘致の条例を廃止し、横浜市も1963年3月には廃止する。市民税や固定資産税相当分を助成する措置が財政に与える影響や、公害反対運動の影響などが考慮された面もあったのではなかろうか。

相模川総合開発事業

1947年のカスリン台風による洪水、農業用水の需要増大、朝鮮戦争以後の電力需要の急増による電力不足などを契機として、相模湖の満水面標高を従来の165mから167mへと、2m上昇させることを主旨とした「相模川河水統制第1次増強事業」の計画は、1951年に具体化した。山梨県島田村地内、相模湖に全部落を没した旧勝瀬部落の共有地などの買収、補償及び第2次増強事業の実施との関係からこの事業は遅れ、1950年度から1961年度まで約10年の歳月を要し、1961年10月から2mかさ上げが本格的に実施に移された。

「相模川河水統制第2次増強事業」は、県営水道をはじめ、横浜及び川崎両市並びに東京都の各水道需要に対して万全の態勢を整えるとともに、相模原畑地かんがい事業に対する分水を確保するため実施されることとなった。またこの事業は、相模川の支川である道志川の流水を相模湖に導入し、その水量の増加を図るとともに、その際に生ずる落差を利用して発電をも行い、折からの電力不足に対応しようとするものでもあった。1952年から3か年継続事業として開始され、1955年には道志第1、第2発電所が完成し、事業を終えた。

さらに、人口、工業生産の増加による水需要の増大に対応するため、1958年2月、「相模川第2次河水統制事業」の実施が決定、1960年にはこの事業を廃止し、1961年度から「相模川総合開発事業」として発足した。この計画は県営水道事業及び電気事業が共同して利用する施設を建設して、利水及び治水の目的達成を図るとともに、本県は、横浜市、横須賀市、川崎市が行う上水道及び工業用水道事業のうち共同して利用する施設に係る建設事業の委託を受け、これらをあわせて行うものであった。当初は、1961年度から1963年度までの3か年継続事業とされ、「城山ダム」を建設するというものであった。電気専用事業としては、城山発電所及び相模第2発電所を建設することとされた。「城山ダムのごときはなにほどかかってもやらなければならぬものであります。もしこれをやらなければ、すでに神奈川県において投資されたところの多くのものが、途中で挫折するということになるのでありますから、今日神奈川県下には全国においても筆頭といわれるほどの設備投資が行なわれておりますが、これを助長し、完全に育成するためには、どうしても城山ダムは完成しなければならぬということでありますから、これはいくら金がか

かりましても、いかに困難がありましても、私どもはこれは克服していかなければならぬと考えております」と内山知事は議会で述べていた(1961年9月15日)。内山知事らの説得と最大限の補償によって、水没部落や相模川水系の漁業者の協力を得ることができ、長期にわたった補償交渉の大部分を終えた1962年2月に総合起工式を挙行し、その後の交渉も解決して、城山ダムの竣工式を1965年4月挙行、城山発電所も同年11月から営業運転を開始した(『神奈川県企業庁史』)。

相模川総合開発事業における水需要の見通しは、1975年まで対応できるものであった。しかし、高度経済成長に当たり、1960年代前半の水需要の趨勢は想像を絶するほど急伸し、1965年に策定された「第3次総合計画」においては、1975年次には新たに日量300万 m^3 の水源の確保が必要となると想定されることになるのであった。

人口の急増と工業の発展とによって、水問題は再び本県にとって重要な政策課題となるのである。その後、1970年には三保ダム建設などの酒匂川総合開発事業に着手し、更に現在は宮ヶ瀬ダム建設中というように、人口増加や水需要の増加に対応して、本県は水資源の開発に追われている。

工業の発展

1960年6月、新安保条約の自然成立そして発効後に引退を表明した岸信介のあと首 相となった池田勇人は、「忍耐と寛容」をモットーとし、安保問題で生じた対立の緩和を図 るべく政策目標の政治から経済への転換を意図し、12月27日には同首相などの数年来 の考えであった「国民所得倍増計画」を閣議決定した。「神武景気」後の「なべ底不況」は 終わり、日本経済は、「岩戸景気」を迎えていた。設備の近代化、貿易の振興、自給度の向 上、中小企業の育成を重点目標とした「経済自立5ケ年計画」(1956年度~60年度)、 産業基盤の強化、重化学工業の強化、輸出の増進をあげた「新長期経済計画」(1958年 度年~62年度)に続くこの計画は、社会資本の充実、産業構造の高度化、貿易と国際経 済協力の推進、科学技術の振興、二重構造の緩和と社会的安定を課題としていた。 国民 所得倍増計画が設定した成長率は7,2%であったが、10年間の実質成長率は10.9% となった。1961年6月公布の農業基本法による農業の大規模化推進の方針は進まず、 予想をこえる高度経済成長にともない労働力不足が生じ、農業から工業への大量の労働力 の流出が起こった。過疎過密問題が発生し、公害問題が進行した。この計画は公害問題に ついては、「産業の発展にともなう大気の汚染、水質の汚濁、地盤沈下などの各種の公害は、 今後ますます増大してくると予想される。これらに対する除害策として、法的な規制が実 施されるべきことはいうまでもないが、より根本的には、工業用水道の拡充、廃水処理施 設、下水道、堤防等の公害防止のための諸施設の整備、用途地域制の励行、工場配置の適 正化などの措置を促進することが必要であり、同時に公衆道徳とくに企業道徳の向上がの ぞまれる」(第2部第2章4)と、企業よりもむしろ行政に対して、その施設整備などの遅 れを指摘する傾向にあった。

1962年10月に閣議決定された「全国総合開発計画」は拠点開発方式をとり、また、この前後に地域開発のための一連の法律が制定された。この計画は公害にふれているが、それは「過大都市、工業都市等における公害については、ばい煙、汚水、地盤沈下の防止のための所要の規制ならびにこれに必要な金融、税制上の措置を検討する。また、騒音、振動、悪臭については、すみやかに実態の調査を行ない、必要な措置を講ずる」(第3章37))などと実態調査をまず実施し規制については検討するという微温的な表現にとどまっている。

1950年代後半は、「投資が投資を呼ぶ」といわれた時代で、「重化学工業を伸ばし、 広汎な産業間の連関の下に、加工度を向上させる方向に盛んな近代化投資をおこな」い、 これが高い経済成長の原動力となったと『経済白書』1960年度版は述べている。

1957年7月、通商産業省は石油化学工業の育成対策を打ち出し、石油化学第一期計画がはじまり、石油化学工業の基盤が整い、1960~64年度の第二期計画に入り、同省の積極的な技術導入認可なども加わって、スケールメリットの追求からプラントの大型化などとなり、コンビナートの形成となっていった。電力産業は水力発電から火力発電へと転換し、電力各社の発電機容量は建設のたびに大規模化していった。電気機械産業は三種の神器のブームに乗り、自動車産業も急速な発展をし、造船業はスエズ動乱による輸出船ブーム、さらに1963年ごろからの第2次輸出船ブームで伸長した。

京浜工業地帯の産業構造

工業地帯造成事業の進行による工場進出や工業の発展にともなう公害の増加にしたがい公害反対の運動が高まってくるなかで、1963年6月には本県の3度目の委託に答え第三次報告書として、大河内一男編『京浜工業地帯の産業構造』が発刊されている。今日では、「過当な競争がもたらした産業構造の上での、また経済生活の上での、アンバランスと不均衡とが是正され調整されねばならなくなっている。高度成長や技術革新の前向きの展望とならんで、その皺寄せや負の面が指摘され、その調整のための方途が総合的に考えられなければならない」とし、「経済の復興再建、高度な経済成長の段階を経て、調整的な総合的成長を計画的に考慮しなければならない段階に入りつつあるといえる」という、また「日本経済の成長は、そのまま自動的に地域経済の発展を意味するものではない」、「政治や行政の点においても、いわゆる中央に直結する政治や行政がそのまま地域経済にとってプラスであるわけではない」という視点に立ってまとめられたのである。

この報告書は、神奈川県経済の基本的特徴を機械工業を中心とした工業化の急速な進展 と人口増加にあるとし、これが、「今後、県経済を考える場合の前提条件であり、いわば独 立変数であ」って、「政策の根本は、神奈川県経済を、この事態にいかに適応させ、起こる べきまさつをいかに少なくするかにあるといってよい」と述べている。

この点で留意すべきこととして4点を示している。①農業および漁業については、工業立 地の地域変動の中で、長期的計画的編成の方向が考えられなければならないこと、②産業活 動の計画的成長のための前提条件として、社会的投資の計画的充実拡大が早急に必要とされていること、③労働者に対し、工業の高度化と大都市の複雑な市民生活に適応できるような教育計画と県外からの労働者の労働移動を円滑にするための職業紹介、職業訓練、社会教育の整備が必要であること、④急激な工業発展に遅れがちな、住居をはじめ、県民生活の福祉と向上のための環境整備と社会施設の充実が必要であること。そして、「社会的投資や基盤を準備し、また急速な工業の成長をもたらす各種の社会的摩擦の除去と、県民生活のそれへの適応力を高めることは、県の施策の中心課題でなければならない」と書いている。

報告書の第二編は、4章に分かれ、それぞれ労働、住宅、輸送、用地用水となっており、1950年代以降の神奈川県の重要な課題が、根本的には変化していない認識を示している。

公害対策は、これまでは工場自体に対しての対策と考えられてきた面が強かったが、「社会的投資や基盤の準備」からの対策が要求されるようになってきた。工業の急速な発展のなかで、企業に対する公害規制措置要求の限界を知ることから、公害の拡大をもたらした責任を問われ行政に対する批判が強まり、公害防止のための総合的な対策を行政に要求する動きが徐々に高まってきたのである。それほどに公害をめぐる社会状況は変化してきていた。

折しも、自民党総裁に就いた佐藤栄作は、所得倍増計画を批判し、政略的なものではあったが、「社会開発」と「高度成長の歪みの是正」とを今後の課題としてあげたのであった。

2. 人口の急増と環境の悪化

人口の急増

戦後神奈川県の人口増加は著しいものがある。1975年までの人口の推移をみてみると、次表のとおりである。

神	奈	Ш	県	人	口	\mathcal{O}	推	移	(単位:人)
---	---	---	---	---	---	---------------	---	---	--------

年	次	総	人	П	増	減	年		次	総	人	口	増	減
1 9	4 3	2,	506, 7	712		17, 992	1	9 5	5 8	3,	180, 8	382	103	, 419
1 9	4 4	2,	455, 1	104	A	51,608	1	9 5	5 9	3,	303, 0)49	122	, 167
1 9	4 5	1,	865, 6	667	A	5 89, 437	1	9 6	6 0	3,	443, 1	176	140	, 127
1 9	4 6	2,	149, 2	235		283, 568	1	9 6	3 1	3,	601, 0)66	157	, 890
1 9	4 7	2,	218, 1	120		68, 885	1	9 6	5 2	3,	793, 0)52	191	, 986
1 9	48	2,	317, 5	551		99, 431	1	9 6	3	3,	978, 9	938	185	, 886

1 9 4 9 1 9 5 0	2, 487, 665		1 9 6 4 1 9 6 5	4, 193, 936 4, 430, 743	214, 998 236, 807
1 9 5 1	2, 584, 716	97, 051	1 9 6 6	4, 598, 258	167, 515
1 9 5 2	2, 672, 557	87, 841	1 9 6 7	4, 802, 740	204, 482
1 9 5 3	2, 762, 962	90, 405	1 9 6 8	5, 028, 115	225, 375
1 9 5 4	2, 850, 066	87, 104	1 9 6 9	5, 248, 414	220, 299
1 9 5 5	2, 919, 497	69, 431	1 9 7 0	5, 472, 247	223, 833
1 9 5 6	2, 989, 183	69, 686	1 9 7 1	5, 707, 513	235, 266
1 9 5 7	3, 077, 463	88, 280	1 9 7 2	5, 914, 816	207, 303

*各年10月1日現在。ただし、1944年は12月1日、1945年は11月1日、1946年は12月31日、1948年は8月1日現在である。1950年以降5年毎の数値は「国勢調査」に基づくもの、1945年、1947年、1948年は臨時に行われた国の「人口調査」に基づくもの。その他の年次は、推計人口による。

1960年から10年間の増加が非常に大きい。1966年~67年の増加がその前後と比較して少ないのは、1965年の不況の影響と考えられる。

工場の増加

1956年から1965年までの10年間に県下に新規に立地した敷地面積1,500 ㎡以上の工場数は、次表のとおりである。この間の進出工場数は1,188社、敷地面積2,853 haにのぼり、ほぼ大和市に相当する面積が工場敷地になった。この資料は、「このような急激な工場進出をみたことは、・・・一方ではそのことが、地価の高騰を招き、その他立地条件等の悪化によって今後の工場進出を極めて困難なものとしております」との認識をしている。

1960年をピークとして、63年までの間に進出が多かったこと、また、湘南各市、相模原市、大和市、厚木市及び座間町に特に進出工場数の多いことがわかる。

同時に、後に示す公害陳情件数の表と比較してみると、細かい検討は除き、工場進出のピークとともに、陳情の増加がみられることがわかる。陳情の多くが横浜市及び川崎市の地区にかかわるものとはいえ、『神奈川県公害行政の概要』に掲載されている「条例第3条による届出年次別地区別状況表」と比較してみると、先のこれらの地区における陳情件数が1961年から急増していることも、工場進出とともに公害陳情が増加していることとの関連を示すものといっていいのではないだろうか。

次頁に示す「工場数、地域別年別進出状況表」において、「その他」とは、三浦市・清川村・大磯町・二宮町・山北町・松田町・中井町・大井町・相模湖町の各市町村を指す。原表は、この各市町村別に表示している。

工場数、地域別年別進出状況表

区分	計	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965
総計	1188	25	34	37	71	233	225	148	211	114	90
横浜市	319	8	19	18	27	85	43	25	47	13	35
川崎市	24	6	2	4		1	43	25 7	41	13	- 55
, , , ,	51	1		4	4	18	9	,	5	7	2
横須賀市			1					4			
鎌倉市	22	2	_	1	2	8	2	3	1	2	1
藤沢市	50	_	2	3	2	7	8	10	9	6	3
茅ヶ崎市	48	2	1	1	6	8	6	5	10	6	3
平塚市	62	_	_	_	8	21	9	1	14	8	1
相模原市	126	2	1	3	6	30	22	17	28	9	8
大和市	85	_	3	3	6	17	30	8	10	5	3
厚木市	74	3	1	2	1	5	14	11	22	12	3
秦野市	31	_	_	_	1	2	13	4	3	4	4
小田原市	19	_	1	_	_	3	4	6	1	3	1
座間市	87	_	1		3	11	30	16	18	6	2
綾 瀬 町	21	_	_	_	_	5	3	4	2	5	2
海老名町	33	_	_	_	_	4	8	9	9	2	1
寒川町	20	1	1	_	2	_	3	_	2	2	9
愛川町	31	_	_	_	_	_	1	_	16	12	2
伊勢原町	25	_	_	_	_	2	5	7	5	4	2
開成町	10	_	_	1	1	_	2	3	2	1	_
南足柄町	6	_	_	_	_	_	3	_	_	1	2
橘町	8	_	_	_	_	2	1	2	1	2	_
城山町	7	_	_	_	_	2	2	1	2	_	_
その他	29	_	1	1	2	3	3	5	4	4	5

(神奈川県商工部『進出工場一覧(昭和31年~昭和40年)』、1967年)

公害課の設置

事業場公害防止条例制定当時の公害行政の担当は経済部商工課工務係であった。その後、 組織変更に伴い1953年12月には商工部工務課保安係の担当となった。担当者は2名 であった(仁藤定吉、当時担当者、談)。1958年4月には商工部工務課に公害係を新設 している(組織変更により1959年7月から工業課となる)。

1962年7月、公害係を公害第1係(大気汚染)(10月1日現在で6名)と公害第2係(廃液・騒音振動)(同5名)に分離し、1963年6月20日企画調査部が設置され、

これと同時に商工部からはじめて移り企画調査部に公害課を新設している。庶務企画係(9月1日現在で5名)、ばい煙防止係(同6名)、水質保全係(同4名)、騒音防止係(同4名)の4係、課長を加えて職員20名であった。

既にみたように、公害行政の担当をどこにするかは条例制定当時から問題となっていた。制定後も議会において質疑がされている。1956年の県会では社会党左派の和田誠次議員が、商工経済部局が担当することは、公害を公正な意味で審査するという措置がとれない一つの素因となっているのではないかと質問し、内山知事は「今日まで商工部に置くのが適当であるという考えでやっている」などと答え(12月13日)、1963年には民社党の金子駿介議員の衛生部が担当するのが「正しい態度」であるとの主張には、「商工部が窓口としては最も都合がいいであろうということで、窓口を置いておる」などと答えている(2月25日)。

工業課には1962年10月当時、庶務・技術指導・保安・高圧ガス・公害第1・公害第2の各係があったが、これを3分割する案があったという。工業振興・工業保安・公害の3課といったような案であったという(中村惣二、当時、工業課長談)。当時総務部参事で後に初代企画調査部長に就いた白根雄偉は語っている。「この扱いを私は部長会議で批判し、『商工行政の一環として扱うと企業援護の立場におち入り易く、衛生部局で担当するとなると、必要以上に酷しい取扱いをするおそれなしとしない。従って企画調査部の所属にしたい』と、内山知事の判断を求めた結果」(談、「神奈川県政の改革に携わって」神奈川県史研究47、1982年3月)企画調査部に公害課を置くこととなった、と。

住み心地よき郷土

1959年6月、内山知事は先に実施された知事選挙において公約した事項として、15項を再確認し支援を願っている。そのうちのいくつかをあげると、①県民の意思を尊重し、県民に信頼される民主的責任政治の推進により明朗にして住み心地よき郷土建設を期す。②民主政治の基盤たる地方自治の確立と健全財政の維持に全力を尽す。③施策をあまねく全県下に及ぼし、恵まれぬ地域の解消とともに広く県民大衆を対象とする施策の実現に努力する。④総合開発年次計画に従い県の産業開発を促進し、特に埋立てその他の継続事業は責任をもって完成を期す。⑤治山治水、災害復旧の促進、全県緑化運動を強化するとともに水資源の涵養とその有効利用をはかる。⑥産業及び観光道路の整備と橋梁、砂防、港湾の改善を期す。⑦工業試験所、工芸指導所、繊維指導所及び商工指導所の活用と金融措置により中小企業の育成助長を推進する。⑧住宅問題については団地計画の実施と不良住宅の解消並びに不燃性建築を奨励する。⑨戦争犠牲者、未亡人、遺児その他恵まれざる者の救護並びに敬老思想の涵養に力を用いるほか勤労大衆の福祉に留意し、特に新卒者の就職と駐留軍労務者の失業対策につき力を注ぐ。

他には農水産業、観光貿易、教育、衛生、治安の関係及び海外移住政策の促進をあげている。

埋立事業、道路整備、住宅建設などの当時の重要政策とともに、恵まれざる者の救護や緑化運動が入っており、渉外知事、会館知事、道路知事などとともに、人情知事、福祉知事とも言われたという内山知事の思想の一端が、選挙公約とはいえ、表現されているように思われる。

ここでみる限りは、直接に公害という言葉は出ていない。「住み心地よき郷土」が公害に 関係しよう。「住み心地よき郷土」、この言葉はその後「住みよい」などに変化したが、長 く使われ、その意味するところも公害の悪化とともに重要になってくる。

1950年代後半の公害状況

先にふれた、神奈川県の第二次総合計画である「土地と水資源に関する総合計画」に公害に関する記述がある。

つまり、その整備計画各論の第4章「都市整備計画」の項に第7節として「公害対策」 を掲げている。都市整備のひとつとして公害対策が考えられている点に、いまだ総合的な 観点からの公害対策の視点が育っていないことがわかる。

現状として指摘されていることは、陳情又は事前審査の請求を受けた公害(地盤沈下を除く)の件数からみてみると、①1955年を境として増加の傾向にあること、②横浜市及び川崎市のそれを合わせると192件、80.9%と大半を占めていること、③地域別では、住居地域36.6%、準工業地域32.8%ととなっているが、工業地域では10.9%と農村地帯と考えられる未指定地域の9.2%と差があまりないこと、であった。

このことから、「公害対策計画は都市整備計画の一環として特に健康な住宅環境の保全と、創出という観点から樹立する必要がある」としている。また、廃液については、「未指定地域での発生率が高いので農水産資源保護のための計画を考慮した対策が望まれる」と。

公害問題の解決が困難な状況にあるが、その原因としては「発生態様の複雑さに加えてその被害の範囲が正確に把握し得ないため、法律関係の確定が容易でなく、責任の所在があいまいとなること」をあげるとともに、企業によっては、公害防除のための費用を捻出することが困難であることにあるとしている。したがって、公害対策は、既に発生した公害に対する措置以上に「公害の未然防止に重点をおくべきである」としている。以上のことから、今後の対策として、①工業専用地区の指定、新規工場の工業地域、準工業地域への誘導などの都市環境の整備といういわば外部的諸条件の整備、②工場自体に対しての指導監督を強化すること、新規立地希望工場に対しては公害防止施設の整備を条件として立地を承認することなどをあげている。

なお、京浜工業地帯における煤煙、ガス、粉じんによる大気汚染については、防除施設の整備を勧しょうするとともに、神奈川県京浜工業地帯大気汚染防止対策技術小委員会に おける調査結果をまってその根本的な対策を確立するとしている。

さらに、発生した公害に対しては、設備改善命令等の措置を講じてその解決を図ると述べている。

1955年には伊勢湾において異臭魚が現れ、また、イタイイタイ病についての発表があり、1956年には水俣保健所が所謂水俣病患者について発表、1953年にはこの患者が発病していた。翌1957年には喘息が多発していた四日市市で塩浜地区連合自治会が市長に対策を要望している。1960年には伊勢湾の魚の異臭が大きな問題となった。川崎市ばい煙対策協議会結成は1955年、浦安の騒ぎによる水質2法の公布は1958年である。全国的に公害が問題になってきていた。

届出制の新設

公害防止条例制定後、1953年7月20日の条例改正は公害審査委員会の名称にかかる形式的なもので、その後1959年4月1日及び1961年3月30日公布の条例改正が実質的な内容に係わるものである。

1959年の改正は①一定の機械の新設などや作業により発生のおそれのある公害の防止措置をあらかじめ知事に届け出ることとしたこと②届出があった場合において公害発生のおそれがあるときは必要な指導又は勧告を行うこととしたこと③神奈川県事業場公害審査員会委員の数を20人以内から24人以内に改めたこと、である。

市長への事務委任

1961年の改正は①知事は公害を生ずるおそれがあるときは、必要な指導又は勧告を行うものとすること②公害紛争処理調停事務の一部を各市長に委任するための根拠規定を設けること(規則の改正)③届出を必要とする機械、作業の一部追加・削除を行ったこと、である。

なお上の②について詳説すると、障害の発生又は拡大を防止するために特に緊急を要するもの及び事業場の規模が比較的小さいもの、障害を受け、又は受けるおそれがある地域がきわめて小範囲であるもの、事業場所在地と障害の範囲とが共に市の範囲にあるもの、その調査に高度の技術を要しないものに関する指導、勧告及びこれに伴う立入検査について、原則として市長に委任することとしたものである。

なお、前年1960年7月26日の部長会議において、公害問題が全県下に拡がりつつあることから公害処理の一部を市町村に委任する方針を決定し、9月県会に市長への委任を含む条例改正案を提出する予定であったが、「市側の一部にやっかいな公害処理の窓口となることを敬遠する空気があり、足並みがそろわないためしばらく見送ること」とされたことがあったという(神奈川新聞、1960年7月27日、8月26日)。公害事例の増加とともに、県のみにおいて対応することが困難になったであろうこと、身近な事件の解決は市行政に任せた方が適当と判断したこと、住民に陳情しやすくすることを考えたと思われる。

1961年の条例改正に当たっての議会審議において、佐々木仁一商工部長は鈴木角蔵議員(自民党)に答えて、相当大きな金額を組んでも公害問題については非常な困難があ

ることは言葉のとおりとして「公害の問題の処理につきましては国会でまず防止法を作っていただく、次の段階におきましては地方公共団体において条例その他において細部の適正を期して参りたい、こういうことにならざるを得ないと思う」と答弁している(3月7日)のは、内山知事が1959年6月22日及び1960年3月7日の議会において、法律を作って強く公害防止にあたることを期待する旨の答弁を行っているが、これと同一の趣旨となっている。

1961年の改正前に、廃案になったが次のような改正を考えたことがあった(同年2月)。①公害紛争処理調停事務の一部を各市長に委任する予定であることから、行政措置を行う都合上、公害の認定を知事限りで行えるように改正すること②住民側からの公害防止のための請求規定を明文化すること③行政命令違反に対し新たに拘留刑を加え、また代罰規定を両罰規定に改めること、であった(横浜市立大学経済研究所『京浜工業地帯公害年表』第1集、1982年3月)。

中小企業公害除去資金助成要綱

1961年6月20日には、前年2月議会で「将来の問題ではあるが・・・十分研究したい」(3月7日)と答えていた中小企業への補助を定めた「神奈川県中小企業公害除去資金助成要綱」を制定している。

新たに制定したこの要綱では、助成を受けることができる者の資格を、県内所在事業場で、資本金額・出資総額が1千万円以下または常時使用の従業員が300人以下の法人及び個人とするなどの要件を定め、助成金額は、施設改善に要する経費の2割5分以内とし、その最高限度額を、知事が特に認めたときは別として、50万円としていた。助成金額については、1963年5月と思われるが、工場移転は100万円とする規定が加わっている。

工業試験所などで公害防止技術について研究をしていたが、財政的な部分は技術では解決できない。公害事例や工場移転要求の増加などの実態に対応するためには財政的な支援をしなければならないとの判断をさせるほどの公害の状況となったのであろう。

なお東京都は、本県が制定するその前年1960年6月4日に「東京都公害防止設備改善資金貸付規則」を制定し、中小企業に対し公害を防止するために1企業300万円を限度に資金貸付を始めていた。

ばい煙の排出の規制等に関する法律

1962年6月2日には「ばい煙の排出の規制等に関する法律」が公布された。新産業都市建設促進法制定の約1か月後のことであり、また、全国総合開発計画の閣議決定はこの年10月のことである。その目的を「工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙等の処理を適切にすること等により、大気の汚染による公衆衛生上の危害を防止するとともに、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、かつ、大気の汚染に

関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資すること」(第1条)としていた。

この法案は骨抜き法案として批判された。「著しい汚染がすでにあるか、またはそのおそれのある区域に限って指定して規制を行い、当時進行中の新しい工業開発地域における予防は不可能なことや、排出規制が相対的な濃度方式のみであること、許可制でなくて届出制であること、鉱山、電力、ガス工場の規制権限は通産省にあり、地方自治体には権限がないこと、目的の中で産業の健全な発展との調和をうたっていること」(橋本道夫『私史環境行政』、1988年4月、朝日新聞社)、自動車排気ガス規制がなされていないこと、特定有害物質については排出基準自体が定められなかったことなどがその理由であった。

ばい煙の排出が規制される地域の第1次指定が1963年7月12日に京浜、阪神、北 九州の3大工業地帯に行われ、本県では横浜市及び川崎市の区域が指定された。

これを指定した政令の9月1日の施行を前に、法律の対象とならない小規模のばい煙発生施設を条例による規制の対象にすることができるのかどうかの問題が生じ、結局1条を追加し(32条の2)、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないとされた。国と自治体との間の責任分野の不明確さに起因するものであった。

また、本県では「ばい煙の排出の規制等に関する法律に基づく事務の委任に関する規則 」を1963年8月9日に公布し、9月1日から施行している。

なお、東京都は1955年10月22日の制定に続き、新たに1963年10月15日、「ばい煙防止条例」を公布し、同日から施行している。この条例は、「別に定めがあるもののほか、ばい煙による公害を防止し、もつて公衆衛生の保持と都市環境の浄化を図ることを目的と」し、「ばい煙」を「燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じんまたは亜硫酸ガス若しくは無水硫酸をいう」としていた。

市町村問題

1963年の知事選挙において、内山は知事に5度目の当選を果たした。内山は15の公約をし、そのなかに「公害防止対策の強化」をあげていた。このとき、横浜市では飛鳥田一雄が公害防止を公約にあげ、市長に当選している。

先に述べたように、1961年の条例改正において、公害紛争処理調停事務の一部を市長に委任したものの、県行政が行っている公害防止行政は多く、県担当課においては公害事例の処理に追われる状況にあった。「たとえば川崎・・・ほんとうに断固として公害に立ち向かうべきではないかと思う。・・・これは主として川崎市が中心になってやらなければならないものでありまして、川崎の市長さんも、その点については十分に覚悟しておるようであります」(1963年2月26日、笠井議員へ)と、また、「公害防止ということになりますと、その地方の市町村がやはり第一の責任者として活動してもらわなければ困る」(同年9月20日、小林幸平議員(社会党)へ)と内山知事は議会で答弁している。条例の改正にかかわらず、実際の公害防止行政においては市町村との連携は十分には機能しな

かったこともあったのではなかろうか。

「公害問題が取り上げられても、簡単にそれを判断するというわけには行かないので、専門家の知識を借り、専門家の調査を経て、その上で仕事をするわけであります。ことにこれははじめから悪いとわかっておりましても、これに対してどうすればそれでは直せるかということについても十分見きわめた上でないと必ずしも結論は早く出てこない」と小林議員に内山知事は答弁している。また既存の「大工場をわずかの間に改造してしまう」ことが「言うべくして不可能」なこと、おいおいと改善の方向に向かっていることを語るとともに、「これからできる工場については資格審査を厳重にして」いることを小松建夫議員(公明党)に答弁している(同年9月20日)。これは、先に述べた内陸工業団地の分譲についてみても、騒音の著しい企業を除くなどの措置をとったことに表れている。

環境の悪化

1960年代に入ると、公害はいよいよ住民を悩ませるようになっていった。このころの公害陳情事案の件数は、次表のようであった。

この表の数値は、この数値自体にも他の数値と相違がみられるが、発生した公害事件の 一部であると考えるのが妥当であることは言うまでもない。しかしながら、1961年か ら急増していることは異常である。

年 次	騒 音	振 動	廃 液	ばい煙	ガス	粉じん	悪 臭	その他	計
1 9 5 6	12	3	1	1	2	1	_	_	20
1 9 5 7	21	4	1	6	4	1	4	1	41
1958	37	2	3	8	-	2	3	_	55
1959	51	5	4	5	2	2	2	_	71
1960	52	6	2	5	6	2	2	_	75
1 9 6 1	124	9	20	24	-	18	18	1	214
1 9 6 2	103	11	19	34	4	10	34	1	216
1963	148	9	14	39	4	20	27	_	261
1964	53	8	2	12	2		5	_	82
計	601	57	65	134	24	56	95	3	1035

陳情問題、年次別,公害種類別、発生状況表

(『神奈川県公害行政の概要』)

大気汚染、水質汚濁、騒音振動、悪臭などの被害状況は、悪化の一途をたどってきた。 「臨海工業地帯に近いある学校では、近くの製鉄所の赤い煙から降ってくる酸化鉄が屋 上にたまって、学期ごとに掃除をするとバケツに二、三ばいの鉄の粉がとれるほどだ」

^{*1964}年は5月31日現在である。

(朝日新聞、1963年4月27日)というような報道が公害の実態を示すとともに、そういう状況からの回避を住民に願わせもしたことだろう。

朝日新聞京浜版に「小さな目」という欄があったが、そこにこんな詩が載った(196 3年12月20日)。

工場

ぼくたちの家のまわりは 工場のえんとつだ ぼくたちのつる見川も 工場のえきたいでよごれている まえは きれいだった まえは およげたと おとうさんは よくいう 家のまわりも いまはきたない つる見川も いまはおよげない ぼくは やだ こんなところ やだ

横浜市下野谷小学校 4年 相羽 高徳

降下ばいじん量の経年変化(横浜市・川崎市)(単位:トン/km²/月)

	昭和				38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年
	工	業地域	19.0	16. 2	13. 1	13. 7	19.0	17.6	16. 1	17. 3	15. 7
横浜市	準	工地域	15.6	13.5	9.4	9. 1	11.2	12.2	10.6	11.0	11.3
供供用	商	商住地域		9.4	7. 1	6.5	8.4	8.8	8.9	8. 5	8. 2
	田園地域		8.8	8. 7	8.8	7. 4	7.8	6.8	6.8	6.6	6. 7
	工	田島	55.6	47.0	34. 3	29.5	36. 5	33.3	34. 3	34.8	29. 7
	業	大師	21.5	18.9	18.3	15.3	16. 3	17.0	16.6	15.6	15. 4
川崎市	商	中央	18.9	13.8	12.2	11.7	13. 3	12.4	11.6	15. 7	10.5
<i>)</i>	業	中原	8.5	10.1	9.4	8.3	9.9	9.3	3. 4	9.4	6.6
	田	高津	9.6	10.4	10.6	10.3	10. 1	9.5	9.6	10.9	8. 7
	園	稲田	_		_		8.6	6.9	6.9	9.5	6. 4

神奈川県調べ (1971年版『公害白書』1971年7月、大蔵省印刷局)

大気汚染についてみてみよう。エネルギーの石炭から石油への転換や、高能率集塵機の

普及によって、すす、粉じんによる汚染度は低下したが、これにかわり亜硫酸ガスによる大気汚染が増大してきていたし、広域的に汚染が慢性化する傾向にあり、特に冬期の気象の悪条件下ではしばしば高濃度の汚染を示す状況にあった。硫黄酸化物の濃度は、1960年から増加の一途をたどり、64年には横浜市の商業、住居地域では60年の1.4倍に、川崎市では2.5倍に増加、また工業地域では横浜市では1.9倍に、川崎市では2.8倍に達していた。(『神奈川県公害行政の概要』)

自動車排気ガスについては、1962年から横浜市内の高島町交差点など街路における 汚染物質の測定を開始しているが、同交差点の一酸化炭素の濃度は無視できない現状にま できていた。

		昭和	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年
	工	業地域	1. 35	1.07	2. 30	2. 31	2. 41	2. 24	2. 32	2. 40	2. 11
横浜市	準	工地域	1. 07	1. 35	1. 78	1.66	1.71	1.81	1. 95	1.74	1.09
快 供 川	商	商住地域		0.71	0.83	0.94	1.04	0.83	0.79	0.76	0.73
	田園地域		_		-		-	0.04	0.38	0.36	0.35
	エ	田島	5. 56	5.07	5. 43	5. 68	4. 54	5. 33	4. 44	4. 19	4. 23
	業	大師	_		3. 56	3. 74	3. 11	3. 49	3. 56	3.62	3.48
川崎市	商	中央	1. 57	1. 73	1.81	1.88	1.64	1.60	1. 58	1. 47	1.45
川崎市	業	中原	0.67	0.66	0.76	0.57	0.85	0. 78	0.77	0.77	0.67
	田園	高津	_				0. 59	0.61	0.60	0.53	0.58
		稲田	_	_	_	_	0. 43	0.41	0. 42	0.38	0.37

硫黄酸化物濃度経年変化(横浜市・川崎市)(単位:mgSO3/日/100cm² Pb2)

(1971年版『神奈川の公害』1972年3月、神奈川県公害対策事務局)

日本鋼管鶴見製鉄所の「赤い煙」は集塵機の設置でようやく無くなり、同川崎製鉄所の煙も1965年には解決するといわれていた。過去には「海から風が吹いてくる春から秋にかけて白い洗たく物が薄茶色に変色する。窓をあけていると、わずか一時間で部屋中ほこりだらけになる」「キクなどの花が咲かないし、カキは実をつけない」(神奈川新聞、1964年6月4日)という体験が潮田東部地区住民にあった。京浜工業地帯のスモッグのため、横浜港に出入りする船舶は航行上に支障をきたしていた(同、1963年12月21日)。

「東電の集じん装置の建設費が一基二億円あまり、建設費の高いといわれる発電所の工費の数パーセントもかかってしまう。新しく作る工場ではともかく、すでにできている工場では建設費のかかることや用地難から、集じん装置に手をつけられないでいるのが実情である」(朝日新聞、1963年4月27日)というように、企業者側からみれば厳しい状

況にあった。

水質汚濁については、小田原市が工場誘致した工場群から排出される廃液により森戸川河口に設置した定置網などによる漁獲高が激減したとの申立てが酒匂国府津漁業協同組合からあり、県工業課が工業試験所、衛生研究所、水産試験所とともに調査を実施し、工場に改善措置の指示を行っている(『神奈川県公害行政の概要』)。しかし、工場廃水と不漁の原因が科学的に計数で証明しにくいことが漁協の運動にブレーキをかけたという(神奈川新聞、1964年6月19日)。また、酒匂川では鮎のへい死事件が起こっていた。農薬の影響が考えられているが、技術の精度上の問題などから明確な原因は不明であった(『神奈川県公害行政の概要』)。さらに渋田川などでは畜産公害が、目久尻川では家庭排水による汚濁が出始めていた(中村・石原信之・仁藤、当時、工業課所属談)。

騒音振動による被害では、鍛造工場のそれが特に件数も多く、またひどいものであったという。これについては、製材工場同様、工場の移転や改築を必要とするものが多く、また、技術的、経費的な問題もあって、現在地での解決は困難な場合が多かったという(中村、石原、仁藤談)。戦前からある工業地域指定地の工場周辺に戦後になって住宅が建てられ、また、工場の建設後に住宅が建造されたというような三菱重工自動車製作所(川崎市苅宿)のように、工場主からみれば、逆に公害で責められるという例が、この公害には多くあったようである。「昔は人が住んでいなかった所に私は来たのに、住民が後から来たのにと、鍛造工場の公害調査ではよく言われた」また、「住んでいる人は承知しているはずたとも言われた」(仁藤談)ということがしばしばあったようである。

悪臭では、後に述べる公害工場に指定された日本油化工業㈱の例がある。悪臭や騒音振動による公害は、その判断基準が示し難いだけに解決困難な公害であった。

このような公害のなかにおいて、県の美化運動、ゴミ収集の拡大、運河の埋立てなどや 生活の変化によって、公害の状況に変化も出てきている。工場公害のみでなく、生活者を 発生源とする公害や、自動車交通による公害が注目されるようになってきたのである。

公害防止予算

県の公害防止予算(公害防止対策・当初予算)を、各年度『予算の概要』(県財政課)に 記載されている限りではあるが、みてみよう。

1956年度	1,170 千円	委員会運営費	438
		公害関係調査費	732
1957年度	3, 320	公害防止調査対策費	2,020
		工業地帯空気汚染調査費	950
		事業場環境改善対策費	350
1958年度	6, 708	公害防止調査対策費	3, 358
		事業場環境改善対策費	350
		京浜工業地帯空気汚染調査費	3,000

1959年度	4, 263	公害防止調查対策費	1, 563
		京浜工業地帯大気汚染調査費	2,000
		事業場環境改善指導費	200
		事業場廃液設備等診断調査費	500
1960年度	4, 398	公害防止調査対策費	1, 280
		京浜工業地帯大気汚染調査費	2, 448
		環境改善対策費	200
		工場事業場廃液施設等診断調査費	470
1961年度	10, 330	公害防止調査対策費	2,067
		京浜工業地帯大気汚染調査費	2, 183
		工場事業場廃液施設等診断調査費	930
		中小企業公害除去設備助成費	5, 150
1962年度	12,041	公害防止調査対策費	2,913
以上は、	一般財源	京浜工業地帯大気汚染調査費	2,018
		工場事業場廃液施設等診断調査費	960
		中小企業公害除去設備助成費	6, 150
1963年度	25, 352	公害防止調査対策費	2,893
うち国庫オ	支出金 2,276	京浜工業地帯大気汚染調査費	1,880
		工場事業場廃液施設等診断調査費	1,073
		中小企業公害除去設備助成費	12, 250
		ばい煙等規制法施行費	7, 256
1964年度	38,032 うち	ばい煙等規制法施行費	7, 153
		公害測定室等整備費	6, 572

以上の詳細は分からないが、その他ここには含まれていない工業試験所をはじめ試験研究機関や中小企業関係の資金(中小企業公害除去設備助成費を除く)など公害行政に直接関係した費用などもあり、関係費用を計上すれば、これよりも多くなることは相違ないであろう。

工場進出のピークであった1960年の翌年、公害陳情事案の増加した1961年にこれに先駆けて中小企業公害除去資金を設定し、また、これによってこの予算額が急増していること、選挙の年であり、ばい煙排出規制法の施行を前に公害がいよいよ問題視されてきた1963年にはこの資金の予算額を倍額にしていることによって、公害防止予算が増加している。

公害防止に関する行政監察

1963年12月10日には、行政審議会会長水上達三から行政管理庁長官山村新治郎 あて「公害防止に関する行政監察結果について」が提出された。そこでは、「政府は公害防

止対策を一層積極的に講ずるとともに、これを総合的に行なうため、強力な推進態勢を整える必要がある」、「公害の実情は、一部地域においては、住民の死活問題、人権問題にまで発展しつつあることを認識し、即時防除の実施に踏みきることが切望される」などと述べ、これをもとに、14日には行政管理庁長官から「公害防止に関する行政監察結果(勧告)」が関係省庁に通知された。「公害防止対策の推進体制について」をはじめとして、「都市計画、工場誘致計画等における公害防止対策について」、「大気汚染の許容制度について」、「自動車排気ガス等の規制について」「公共用水域の流水の水質基準について」など19の項目をあげ、政府に対して早急な公害防止対策を講ずることを要求している。

本県においても、公害事例の増加にしたがい、解決の困難な事例が増加し、大企業に対する公害防止の要求が強まってきた。また、住民の公害防止への意識が一層高まってきたのである。

そうしたなかで、1963年12月には、事業場公害防止条例は「相当以前にできていたので、今の時代に必ずしも完全とは言えないので、時代の要請にこたえ十分審査した上で近く改正することを考えている」(碓井貞弘議員(自民第一)へ)と、また「できるだけ早く、ある程度の強制力を持つように改正したらどうかと考えている」(小川玉子議員(社会党)へ)と内山知事は議会で答えている(24日)。既に県会公害対策特別委員会において県は、後に述べるように、条例の全面改正についてその趣旨を明らかにしていたものであり、本会議において改正の考えを確認したものであった。

横浜市の初期公害行政

ここで横浜市の1964年以前の公害行政についてみてみよう。

明治末期からの埋立地の造成は、臨海部に京浜工業地帯と呼ばれる一大工業地帯の形成をもたらしたが、それは同時に巨大な公害発生源の出現ともなった。1937年に県会で鶴見有毒ガス被害が問題となり、また、東京湾内の重油流出事故によりノリの被害が続出するなど、第二次大戦以前にも公害の被害が発生していたが、市の対策としては一貫して産業発展が主脈であり、工場誘致のための免税措置が実施されていた。戦後も20年近くこの政策の流れは続く。1951年、横浜港の接収がおおむね解除され、その管理が市に移管されたのを機に本格的な復興がすすめられ、市は「港湾の整備拡充」と「工業生産力の発展」に行財政の主力を集中した。

終戦直後から横浜に駐留している米軍人とその家族の間で、横浜のよごれた空気のためゼンソク発作を伴う疾患が多発した。この事実が横浜米陸軍の軍医により発表され、"横浜ゼンソク"と呼ばれ話題になった。県、横浜市、川崎市の衛生関係者が共同調査を行ったが完全な解明はされなかった。

1953年8月、「横浜市騒音防止条例」が制定されたが、その適用範囲は「県事業場公害防止条例」(1951年制定)に規定された騒音を除いたものであり、拡声放送、人声、楽器、ラジオ等、いわゆる"街の騒音"にとどまっていた。

1955年、工業港湾施設の増強と大規模臨海工業地帯の造成によって横浜の新たな活路を開こうという「250万大横浜建設構想」が発表され、これに基づき、鶴見区大黒町の埋立てが決定された。それと同時に、工場誘致条例が制定され固定資産税3年間免除の措置がとられた。

1957年に策定された「横浜国際港都建設総合計画」も埋立てによる臨海工業地帯の造成、重化学工業の誘致により港湾及び工業都市としての基礎づくりを計画したものであった。1959年には根岸湾の埋立てが始まり、日本石油、東京電力、東京ガス等の企業に埋立地が「青田売り」された。

1960年4月、横浜市磯子区医師会が根岸湾臨海工業地帯造成にともなう公害防止施策に関連する陳情を市に行った。陳情を受けた市は、根岸湾臨海工業地帯に建設予定の諸工場に対して陳情書の写とともに公害防止に充分配慮してほしい旨の要望書を送付した。これに対して各企業からは「御趣旨に沿い善処致します所存であります」という回答を得たのみであったが、市はそれ以上の追及はしなかった。そして陳情者に対して、公害防止については県の事業場公害防止条例が施行されているので市条例の制定はしない方向であり、県の指導監督の充実と必要な機構の強化について等について申し入れを行う等を回答した。なお、陳情にあった「市民代表を含めた委員会の設置」については同年12月、市長の諮問機関として委員30名をもって構成する「公害対策委員会」が設置されたが、陳情が想定する「工場建設に先立ち市民の意見を充分とり入れて公害対策の完壁を期」すまでには至らなかったようである。

1961年4月、先に述べたように、神奈川県事業場公害防止条例の改正により調停事務の一部が市に委任された。同年6月衛生局公衆衛生課に公害担当者が配置された。翌年1962年「ばい煙の排出の規制等に関する法律」が施行された。このころになると都市部では連日スモッグ状態が続き、しばしば京浜運河の船の運行に支障をきたした。また、四日市ぜんそくや水俣病の公害被害が広範に知られるようになった。そのようななか1963年3月、市は工場誘致条例を打ち切ったのである。

川崎市の公害行政

川崎市においても横浜市と同様、明治末期からの臨海部の埋立地造成と工場誘致により工業都市としての基盤整備が行われており、「公害」という言葉が一般的に使われるようになる以前から、特定工場からの排出物による被害が発生していた。戦災により、軍需に結びついた金属工業、化学工業などの工場をかかえる川崎の工業地帯は壊滅的な打撃を受けたが、工業都市としての発展を図ることに重点がおかれた復興計画(市営埠頭の建設、工業港としての川崎港の建設、臨海工業地帯の埋立事業再開)と朝鮮戦争による特需景気に支えられ、再生・成長をとげた。

工業地帯の復興にともない、1950年頃から大気汚染に関する市民の苦情が現れはじめた。それまでは公害被害が発生しても、それは汚染物質を排出する特定の工場と周辺住

民との問題で損害補償により解決されていたが、被害が広範囲に及ぶようになり社会問題 化し、行政も対応せざるをえなくなってきた。

1951年、県は「事業場公害防止条例」を制定したが、市もこの条例について重大な関心を示し地元の意思を尊重するよう申し入れをしている。また、1952~3年ころから衛生部において臨海地帯の主要工場の燃料、熱管理の状況、煙の排出状況などについての視察調査をはじめた。

1955年、市議会が「公害防止対策特別委員会」を議員全員の参加で設置した。8月、住民、県・市議、労組代表、商工会議所など民間の有志により「川崎市煤煙防止対策協議会」が結成された。協議会では公害防止の法制化促進をはかる要望書を国に提出するなど公害反対の運動を展開した。

このような動きに対して、市では1955年、経済部で工場代表者を招いて各工場の煤煙対策の実情を聴取、監視面では1956年、降下ばいじん測定のためのデポジットゲートを市内に設置、翌1957年、硫黄酸化物濃度測定を開始し、本格的な取り組みが始まった。1961年1月、市は「中小企業公害除去施設助成要綱」を制定した。工場公害に関する住民の陳情に対して行政勧告等により何らかの解決をはかろうとしたが、資金難を理由に多くが放置されていたためである。しかしながら、公害除去のための設備改善だけが助成の対象で、しかも助成限度額が50万円というものであったため利用は少なく、年1~2件にとどまった。

1960年7月、全川崎労働組合協議会が煤煙防止対策の一環として市公害防止条例の制定を求める直接請求運動を開始、7000人を超える市民の署名を集め市選管に提出した。この直接請求は10月の臨時市議会で否決されたが市長の側から独自の市条例案を提出し、市独自の取り組みをはじめることを約させた。そして12月に市レベルで全国初の「川崎市公害防止条例」が市議会の可決を得て成立した。この条例は「公害を防止して都市環境の浄化を図り、市民の健康と安全を保持すること」を目的としてはいたが、県事業場公害防止条例に定めのあるものは除外されていたため、その適用範囲は浴場や病院などで既存工場に対する抜本的な規制を課するものではなかった。

1961年5月、経済局商工課(12月機構改革により工業課)に公害係が新設された。 このころ川崎市では市街地に1日55トンもの煤煙が降ったり刺激性のガスが流れたりしており、公害の苦情が連日市役所に持ち込まれていたという。1962年6月、「ばい煙の排出の規制等に関する法律」が公布されたが、1960年代にはいると臨海工業地帯の工場は燃料を石炭から重油に転換していったため、ばいじんの被害は少なくなりつつあった。 ばいじんにかわり硫黄酸化物が大気汚染の元凶として問題視されるようになっていた。

1963年策定された「川崎市総合計画」では、「公害」も住宅、保健衛生、社会福祉、消防などと並んで「生活環境関係」の課題の一つとしてとりあげられている。しかし、その内容は生活環境の悪化と対策の必要性は認めつつも、川崎は工業都市として工業とともに発展してきたこと、今後も工業の隆盛に期待することが大であるという認識に立ってい

る。したがって、市が規制措置をとることに消極的であり、工業の振興に力点をおき市民 の生活環境整備と調和均衡を図るという基本方針をとっている。

3. 公害事前防止体制の整備と条例改正

公害の防止に関する条例

1964年3月31日、「公害の防止に関する条例」が公布され、6月1日から施行することとされた。これによって、1951年に制定された「神奈川県事業場公害防止条例」は、廃止された。

この新条例の特徴は次のとおりである。

- ①旧条例は主として工場から生ずる公害を規制の対象としていたが、工場のほかに一般事業場をも規制の対象としたことである。ここで「「工場」とは、物の製造、加工、修理等の作業を行う作業場をいい、「事業場」とは、一般家庭住居以外のもので、社会的、経済的活動を営むのに必要な施設のうち工場を除いたものをいう」としている。なお、「交通機関及びこれに関係のある施設から発生する公害の規制については、今後更に検討することと」された。(「公害の防止に関する条例の施行について」1964年4月21日、39公第64号、各市長各地方事務所長あて企画調査部長通達)
- ②公害の種類に新たに「臭気」を加えるとともに、旧条例では排出される水については「廃液」と規定されていたのを、製造工程において使用する薬液を更新する際に生ずる廃棄薬液自体である「廃液」と雑用水である「汚水」とに区分して取り扱うこととしこことである。これによって条例に明記された公害は、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、ガス、臭気となった。その他「等」としては、「地下水の採取による水利の妨害や地盤の沈下、有害光線等考えられる」としている。(同)
- ③公害の認定を、知事が規則で定める基準に基づいて、公害の防止を必要と認めるものを公害として処理し得るようにしたことである。この規則は、「公害の基準に関する規則」として、6月12日に公布され、同日から施行された。基準の設定は、騒音、汚水及び廃液、ばい煙、ガスについては数値化されたが、振動、粉じん、臭気については数値が示されず、「周辺の人又は物に著しい障害を与えると認められる程度」などと規定されるにとどまった。しかし、振動については、「振動基準内規」を6月8日に定め、同12日から施行している。
- ④「公害の発生を防止することが、技術的にみて極めて困難な機械の設置や作業について は新たに許可制を採用」するとともに、届出を要する機械や作業の種類を拡大したことで ある。
- ⑤勧告や命令の権限のほかに、新たに行政処分に関する規定を設け、公害の防止に必要な限度において、期限を指定して、公害を発生させている機械の使用停止、移転、除却、作業の停止、物品の撤去を命ずる権限を知事に付与したことである。また、罰則の強化がなされ

た。

⑥条例第8条の規定による勧告権、届出の受理、立入検査権、報告徴収権を市長に委任し たことである。

⑦条例の目的において、旧条例と同様に、「生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を 図り、もって県民の福祉の増進に寄与する」と用語こそ変わったが調和条項が残ったこと である。

事前防止

1963年6月、先にふれたように、企画調査部の設置とともに、同部に公害課を設置し公害防止対策を検討した結果、「1)公害の発生を未然に防止することが公害行政の基本であること、2)公害問題の処理に当っては、行政措置の実効を確保することが必要である」(『神奈川県公害行政の概要』)こととの見地に立って、条例が全面改正されたのである。

許可を要することとしたものは、公害発生の可能性が特に大きく、しかも事後対策が極めて困難なものとして鍛造機、動力を使用する砕石機、動力を使用する砂利選別機、製材用のこぎり機、板金・製かん作業、鉄骨・橋梁の組立て作業、鋼製船舶の建造・修理の作業などの高い騒音を発するものと、魚介類などの臓器などを原料とする飼料や肥料の製造・加工作業であった。先にふれたように、鍛造工場や製材工場における騒音は代表的なものであった。この種の工場は街なかに多くあり、人家に接していることにより公害防止陳情が多かっただけに、思い切った措置ではなかったかと思われるが、それだけ騒音が異常であり、人々の苦しみが尋常ではなかったということである。魚介類の作業については、中小企業公害除去設備資金助成事業の最初の適用として50万円を受けた工場のひとつである日本油化㈱(鮪を中心とする魚のはらわたを加工、これに糠やふすまを混合させ、鶏や豚の飼料を生産する工場であった)などの悪臭の防止対策から規定されたものであろう。1960年5月に付近住民から知事あてに陳情があった後、脱臭装置が設置されたが、その後の工場拡張などにより一層悪臭が増していたものであった。

また、農地転用についてその取扱いを変更している。従来、農地転用申請を地元で審議する際には、公害の見通しについて、県その他公害担当当局の意見を別個に聞く形をとっていたが、転用目的が工場・事業場の新設であるものについては、申請者に対して、公害防止条例による機械(作業)許可申請書又は機械(作業)届出書提出の有無の確認及び写を添付するように農業委員会長あて要請する企画部長通達(1964年5月28日)、農政部長通達(同5月21日)を出したのである。

また、新設の工場などに対しては、建築確認申請の際に、建築主事から公害防止条例に 基づく手続をするよう協力を要請した。

条例改正案の作成

条例改正の作業は、1963年10月には既にはじまっていた。公害課の内部における 議論がはじまった段階では、事業場の規定は現行条例のままを想定し、許可条項も考えられていなかった。しかし、公害防止の勧告及び行政処分の規定は予定され、また行政処分に当たっては公開による聴聞を行うことを求め、臭気を加えること、立入検査を拒めないことや、報告の徴収の規定、罰則の強化、機械や作業の拡大については既に考えられている。規制の強化の方向にあったことがわかる。

さらに、公害の認定に当たっては、かつての考えにそい、知事の判断によってなしうるようにすることを考えている。処理の迅速化を図りたかったものであろう。

10月末には、公害認定の基準は制度的には明示せずに、審査委員会に諮問のうえ行政指導の指針としての基準を定めること、広域的な処理を要する事項以外の大部分の事務処理については、第一義的には市長の責任において行うべきものとし、県と市との相互間における責任と協力との関係を明確にすることにより、公害問題の解決促進を図ることとしていた。さらに、事業場立地の客観的条件や公害除去における技術的な対策の面から解決が困難と認められる事業場の新設については、認可性の採用を考慮するものとするとしている。また、機械の全てについて認可制を採用することは、その困難性と実効性の点から必要ないものと判断していたようである。

12月19日には県会公害対策特別委員会において、条例の全面的な改正について、後に述べるように、その趣旨を明らかにしている。

内山知事は、1964年の年頭記者会見において、第三次総合計画の策定にふれて、「これからは公害の少ないものを選ぶ方向で開発をすすめなければならない。公害のない、住みよい県土づくりを第三次総合計画の主眼にしたい」(神奈川新聞、1964年1月8日)と、語っている。

改正案作成の段階で、認可制の採用にはいろいろと議論があったようである。東京都の みが採用している認可制を採用するか、届出制を前提として規制を強化するか、採用して いる県はないが届出制に一部認可制を加味した折衷案をとるか。水質2法やばい煙の排出 の規制等に関する法律が届出制を採用していることから、一般的に認可制をとることは、 条例よりも法律が優先することや行政の統一性、認可基準の設定などの問題によって、事 実上困難と判断していた模様である。一部認可制の採用については、条例運用上から困難 が予想されることや条例と法律との関係からの内閣法制局の参事官の判断などから、結局 は現行の届出制を強化し、実質的には認可制に近い形をとる方向で条例を改正することが、 現状に即した措置という考え方も主張されていたようである。

1月に入ると、改正案を2月県会に提出する予定から、改正案づくりは急がれたであろう。このころは、条例制定の目的は、「生活環境の向上をはかり、県民の福祉の増進に寄与する」こととされていた。公害の認定については、知事が基準を定め、告示することとしていた。

このころ厚生省は、毒物・劇物の工場廃棄基準を作成し、9月ごろから実施したいとしていることが報道された(神奈川新聞、1964年1月15日)。

条例改正案の作成にあたって、内閣法制局の参事官の意見を聞いている。それによると、許可制・届出制の対象となる機械や作業を条例において規則で定めることに委任することは不可、住居地域などに機械の設置などを認めないという許可基準は建築基準法に抵触するので不可、公害の範囲を「人または物に与える障害」として「等」で示すことは法律的に規制の対象となる公害の種類が限定されないので不可、し尿処理場の規制は清掃法などに基準があるのでこの法律によって規制すべきである、懲役刑を設けることは可能だが実際問題として無理である、などの見解が示されたという。

改正案のなかに、1年以下の懲役刑を設ける予定であった。県当局は「とくに悪質な業者に対しては遠慮なくこれを発動して公害防止の重要性を認識させたい。心理的な影響も大きいのではないか」(神奈川新聞、1964年2月13日)としていたのであった。

また、内閣法制局は、行政処分を行うには基準の設定が必要という見解を示していた(同)。 基準の設定は、公害の認定という意味から、行政当局にとっても住民にとっても求められていたものであろう。「もっともきびしい基準を設け、水質基準など近い将来国の基準が出るものについては、できるだけ県の基準に準じたものを設けるよう国に対して働きかける」(神奈川新聞、1964年2月5日)と、県当局は述べていた。「ほぼその実態と将来における利用度をは握し、工場、事業場の水質規制の見通しをつかめたし、また限られた人員、機材をもってしてはいたずらに長期間を要し、規制の遅れはかえって水質汚濁の進行を招来するなど悪影響が考えられたので、あえて」(『神奈川県公害行政の概要』)国の基準が示される前に、河川を3区分して水質基準を設定するなどしたが、一方では条例に規定された住民の福祉と産業の発展との調和を図るという趣旨から、企業に対する配慮もし「いやしくも過剰投資を強いることのないよう注意した」(同)のである。

なお、当初、「認可」とあったものが、「許可」と変わっているが、これがいつ、またどのような経緯によって変わったのかは、わからない。

1月も下旬になって、上層部との検討の段階に入ると、知事の許可を要するものに含まれていた敷地面積や水の使用量が一定以上の工場等の新設が、条例の趣旨が違うなどからの判断があったようで、取り除かれ、また、公害発生防止措置の命令の規定中にあった、一定の期限内に限り命令できるという規定もなくなった。

また、産業の健全な発展との調和という、現行条例にあった所謂調和条項が復活している。この言葉が遅い段階ではいっていることは、注目に値する。

同じ目的の項にある、生活環境の「向上」が「保全」に変更され、基準についても、知事が別に定めるとしていた規定から規則で定めるように変わっているが、いずれともどの段階においてそうなったものかはわからない。法令審査の段階だろうか。

かくして「公害防止に関する条例案」は作成された。

公害対策特別委員会

改正案が上程された2月県会において、知事は「公害事件は、・・・今後ますます重大化するおそれがありますので、公害防止対策を一段と強化し、環境浄化、住民福祉の向上に努めることといたしました」と説明し、「大企業の公害には企業者自体がその害を認めて一日も早くこれは直そうという努力をしておるのでありまして、・・・気をゆるめずに、われわれも要求しますがやがてこれが改善されていくものと期待するのであります」と松尾正吉議員(公明党)に答え(3月9日)、また、「これをつくってなるべくわれわれは安んじてすんでいきたいものである。また住みよいところにしたいものだ、こういう方向にいっておるわけであります」と坂本正広議員(共産党)に答弁している。2月定例会での質疑はこの2件のみで、全政党、全会派の賛成をもって可決されたことは注目される。

1963年6月16日、議会に「公害対策特別委員会」が設置されている。「大気及び水の汚染並びに騒音の防止について」を事件の名称(審議案件)として、委員定数を11人として発足したのである。

12月19日に公害対策特別委員会において条例改正についての説明がなされ、「条例改正後における取締りの強化等についての意見が述べられ」た。同16日に開催された「総務企画常任委員会」では、条例についての報告があった後、「これに関連して、1公害の概念を明確にして公害問題に対処すべきである。2公害防止規制の違反者に対する罰則を強化すべきである。3事業場公害防止条例を実施するに当っては、憲法が保障している基本権の侵害問題を起すことのないよう考慮すべきである等の意見がのべられた」。

(『議会時報』 VOL.15 NO.9)

12月に続き開かれた1964年3月24日の公害対策特別委員会では、「公害審査委員会の構成と性格、ばい煙規制法と条例との関係、公害基準と公害発生に対する勧告回数による罰則の軽重、建築現場における騒音並びに操車場の振動及びばい煙等の規制等について活発なる質疑がなされ、特に大工場公害の除去については適切なる行政指導と監督を行ない、罰則の適用についても強力に行なうべきであるとの意見がのべられ」た(『議会時報』VOL. 16 NO. 2)という。同特別委員会の次の開催は新条例公布後の7月のことである。委員会の記録は非公開であるし、記録自体も既に廃棄されており、詳細な議論は明らかではない。

本会議の質疑とあわせてみると、大企業を原因とする公害について、厳しい規制が要求されるようになったことがわかる。

条例の運用

担当部長であった白根企画調査部長が、従前の条例ではなまぬるいという判断から、営業停止処分といったものを条例中に規定することを承認してもらえまいか、最高裁判所までいってもやるべきだと思いますが、と内山知事に伺いを立て、「君、やりなさい」との内山知事の決断によって(白根談)、行政処分の規定が条例案中に挿入されたようである。行

政の不作為を指摘されないようにという一念からであった(白根談)という。

一方、公害基準などの扱いについては、慎重である。いかなる目的で作成された資料か不明であるが、『「公害防止に関する条例」参考資料(神奈川県公害課)』という文書がある。そこには、こう書かれている。「公害基準の運営に当りましては、基準に基づいて適正かつ公平な公害認定を行なうことを期しておりますが、基準はあくまでも、ひとつの目安でありまして基準に示された数値をこえたものがすべて公害であるというような形式的な判断を下すことなく、周囲の環境など立地条件を勘案し、公共の福祉の保持という観点から公害防止の措置を必要とするかどうかについて慎重に検討を加え、公害の認定を行なって参る所存であります。」

また、許可制については、問題の発生が予想される場合には許可しない方針であるといいつつ、「公共の福祉の保持と営業自由の権利の保護との均衡を充分慎重に検討を加えた上で、許可、不許可処分を進めて参る所存であります。なお、この点についての内閣法制局の非公式な意見としては、その機械の設置等が必然的に公害の発生と結びつくものについては、問題はないが、許可制を採用しなくても公害の発生防止に支障のないものまで規制の対象とすることは行きすぎであるとの意見であったので、他の法令との関係も検討し最小限度に許可対象業種を整理いたしました」と述べている。

更に行政処分については、「非公式ではありますが、内閣法制局の御意見も伺い、憲法に 違反するものでない旨の回答をいただいております」と。

これらは「公害の防止に関する条例の施行について」(前掲、企画調査部長通達)に示されている姿勢と合致する。つまり、そこでは行政処分にふれて、「その際、事業主に対し不当な処分とならないよう慎重を期し、あらかじめ神奈川県公害審査委員会に諮問することを要件としており(条例第11条)、これによって公共の福祉の保持と個人の財産権の保護との権衡が期せられることになっている」といっているのである。

先にふれたように、公害対策特別委員会においては、憲法が保障している基本権侵害の問題を起こすことのないよう考慮すべきであるという主張が出されており、また、これまで公害については行政処分の経験がなかっただけに慎重にならざるを得ないこともあったと思われる。

先に書いたように、条例運用上から困難が予想されることや条例と法律との関係からの 内閣法制局の参事官の判断などから一部認可制の採用については否定的な主張もされてい たようであるし、行政の統一性や許可基準の設定の問題もあって県内部での意見は必ずし も統一されていなかったようにも考えられる。それに加えて議会側の先の意見もあって、 上の通達にみられる慎重な表現をわざわざ書くこととなったのではなかろうか。

公害審査委員会

条例附則によって「附属機関の設置に関する条例」を改正し、構成委員数を30人以内と する「神奈川県公害審査委員会」が設置された。従前の「神奈川県事業場公害審査委員 会」は廃止された。

6月1日に委嘱又は任命された委員の内訳は県議8人、学識経験者10人、県職員6人、 市関係職員4人、計28人であった。学識経験者が5人から10人に増えているのは、技 術面が重視された結果であろう。具体的には次のとおり(神奈川新聞、1964年6月2 日)。

県 議:伊藤寅雄、村越源造、館豊次、小川玉子、池上貞治、松尾正吉、

笠井儀郎、中井一郎

学識経験者:東大名誉教授秋谷七郎、県医師会長五十嵐貞蔵、

横浜国立大学教授北川徹三、県工業試験所長北島三省、

県衛生研究所長児玉威、横浜国立大学教授佐藤鑑、

横浜市立大学教授宍戸昌夫、同名誉教授萩原兼文、

弁護士山下卯吉、県商工会議所会頭李家孝

県 職 員:企画調査部長、衛生部長、農政部長、商工部長、土木部長、建築部長

市関係職員:横浜市衛生局長、横須賀市経済部長、川崎市経済部長、藤沢市助役

こうした動向のなかで、本県の公害行政に対する姿勢が強く問われ続けるのである。

4. 公害防止協定と県の課題

神奈川県第三次総合計画

1965年10月、2年間の検討を終えて「住みよい県土」の宣言であり、また「アピール」でもあるという「神奈川県第三次総合計画」が決定した。

「東京の二の舞を繰返すな」を目標として策定された(朝日新聞、1964年11月16日)この計画の特色は「行政の究極目標である県民福祉の向上という一点に計画の目標を集約したことにある」といい、「住みよい県土の実現」を目標に①資源の活用と基盤の整備、②生活環境と福祉の向上、③産業の調和ある発展、の三つを基本的施策として策定したものであった。基本的与件として、計画の目標年次である1975年の人口を600万人と想定し、過密地域の人口規模をなるべく抑制する必要があるとして低くみ、工業出荷額を5兆5000億円として、基準年次の2.6倍になると見込んだ。財政面では、歳入想定を前提としての財政計画ではなく、財源枠をこえても実施しなければならない需要額をすべてとりあげた結果、計画期間中の所要額に対し、その充足率は70%と見込まれた。つまり、現行税財政制度に基づけば、この計画は70%しか達成できないということとなったのである。そこで計画は一般財源の充足方法として、積極的には財政運営上または行政推進上において一層の工夫をこらし、投資効果の最大を期する努力をする、さらには現行税財政制度そのものの検討を国に期待し、地方公共団体の自主財源の充足をはかりうるように政府機関に要請し、その実現に努力する。消極的には、財政制度において国が積極的

な方策を講ずることに理解と努力を払わない場合は、政府に対して人口集中防止および工場立地規制の行政措置を要請し、それも望めない場合は、県独自の施策として人口集中および工場立地規制の行政措置を講ずるという自衛手段に訴えざるを得ないのではなかろうか、としている。

「たとえば、人口の過度集中による過密都市の弊害を防止するため、人口抑制の措置を講じよう」にも「規制すべき法の定めは、現在においてはなにもない。ひたすら行政指導によるのほかはない」、「当たり前のことを実現することは、県としては、きわめてむずかしいことなのである」、「政府が本気になって財源の賦与に努力してくれなければ、地方公共団体としては、どうにもならないのである」(「第三次総合計画を世に送るに当たって」『第三次総合計画』)と、地方自治体ともいわれながら自治権が弱いことに、不況の影響によって県財政自体が苦しかった時期であったことも加わったのだろう、国に苦言を呈するかたちになっている。「考えてみた『工場立地規制条例』も国でなかなかいい顔をしない」(朝日新聞、1964年11月16日)状況であった。

また、「県民経済と県民所得の源泉である産業の振興もゆるがせにできない」としつつ、「地域開発と社会開発との調和をはかることが急務であり、その調和のはかれないかぎりにおいては、地域開発規制もやむをえないとする」。産業については、各産業間の調整、特に農工調整が当面解決の必要に迫られている問題としている。

公害の防止、保健衛生の向上、社会福祉の向上などとともに、大河内第三次報告書において求められた教育文化の向上や労働力の確保にも1章を割いている。

公害の防止については、産業の著しい発展や人口の増加が、工場及び住宅の過度集中又は混在を招き、結果的に、都市公害又は産業公害を多発化させる要因ともなっているという視点から問題点を取り上げている。公害事案の発生は横浜、川崎の両市が88%を占めてはいるが、県央、県西、湘南地域においても次第に多発化の傾向にあるし、広域的な大気汚染、河川の汚濁が進行している。横浜、川崎の両市では、工業、準工業地域の降下ばいじん量は減少しているものの、エネルギー転換によって亜硫酸ガスの濃度が高まっているという現状から、公害関係法規は公害防止の観点からみると不備なものが極めて多く、新たに公害の防止に関する条例を施行しはしたが、自治法規としての限界もあり、諸制度の抜本的な改正を政府に強く要請するとして、公害対策基本法の制定、排出ばい煙総量を前提としての環境基準の設定、水質汚濁関係法の抜本的な改正、建築基準法や都市計画法の改正などが必要とするとともに、水質2法については①主務大臣の権限を知事に委譲すること、②法律で規制を受ける特定施設以外の施設については、県条例によって規制しうることを明確にすること、③水質保全法における水域の指定及び水質基準の設定は、知事の発議に基づき水質審議会に諮問するよう制度を改正すること、を国に要望している。

さらに、国と地方公共団体又は地方公共団体相互間の行政責任の範囲を明らかにし、公 害対策の一体的な運営を行う必要があり、市町村当局の無計画な工場誘致や立地によって おこる公害問題の処理に関する行政責任も明確にする必要があると述べ、県の公害対策と 市町村の産業対策との衝突、また公害対策の責任の所在において、両者の間に問題が起こっていたことを示している。

また、法律関係の専門職員及び専門的技術職員の配置と新鋭測定機器の設置などを計画 し、町村区域において発生する公害問題処理の権限を地方事務所長に相当程度委任するこ と、影響圏の狭い局地的なものは市町村の責任において処理してもらい、県はこれらを総 合的広域的立場から整理し、これに対処する方向に重点を置く必要があることをうたって いる。

公害工場の認定

1965年1月28日、県は4つの工場を条例適用上の公害工場として認定し、関係市長あて通知するとともに条例第8条の規定による勧告を要請した。これが公害だと認定したのは、全国で初めてということであった。

県は、障害の程度が公害の基準をこえているものを直ちに公害として認定することは避け、事業主に指示することによりその自主的な防止対策に期待する方向で条例の運用に当たっていたが、効果的な措置を講ぜず、付近住民の多数に長期にわたり著しい障害を与えている工場に対して、これを公害工場として認定することとしたものであった。(『神奈川県公害行政の概要』)

認定された工場は、①日本油化工業㈱(悪臭公害、川崎市、工業地域、従業者20人、飼料製造業)、②太平飼料㈱(悪臭公害、横須賀市、工業地域、従業者35人、飼肥料製造業)、③富士チタン工業㈱平塚工場(廃液及びガス公害、平塚市、工業地域、従業者500人、酸化チタンの製造)、④㈱大同鉄工所(騒音及び振動公害、横浜市鶴見区、住居地域、従業者24人、鍛造業)であった。

しかし、この時点において、県公害課では「4社がとくに悪質であるという意味ではなく、たまたま調査、市町村との協議を終わり、公害の影響が解消されていない会社をとり上げたにすぎない。公害認定の可能性のあるものはまだ二十~三十社あり、調査が終わりしだい認定するものは認定して処理する。認定までいかなくても、行政上の警告を発する必要があるものに対しては、被害の程度に応じて警告を出して改善を指導する」(神奈川新聞、1965年1月29日)としていた。しかし、公害工場としての認定はしなかったようである。この4社に対する措置は、公害基準をこえていたその他の工場への、公害防止対策を講ずることへの期待を込めたものであったといえるのではないだろうか。それにしても、条例の規定をこれまでは発動したことがなかっただけに、この措置はその後いつでも発動できるという自信を行政に与えたと思われる。と同時にこれによる反響をみる立場になり、またこれに対する用意もある程度できていたことを示すものでもあったろう。

調査の継続

1964年に開設した公害測定室を、翌年には拡充し検査測定係として公害課に設置す

るとともに、このころ公害測定機能の整備をし、また技術職員の確保に努め、衛生試験所、 工業試験所、農業試験所、水産試験所など、県の試験研究機関との連携を得て公害行政の 推進をはかっている。同年3月には、これまでの工場事業場関係者に限らず、広く一般市 民を対象とした「生活と公害展」を川崎駅前の百貨店で横浜市及び川崎市とともに開催し ている。

1964年12月には、横浜、川崎両市とともに設置した「神奈川県臨海地区大気汚染調査協議会」が、横浜川崎臨海地区の大気汚染状況を調査し、また「横浜、川崎地区における大気汚染時の措置要綱」を1964年12月22日から実施した。その内容は亜硫酸ガスの自動測定装置を横浜・川崎市内9か所に設置し、大気汚染の常時観測を行い、一定の状況に至った場合には注意報の発令を出す体制を主要ばい煙発生工場と取り決めたものであった。しかし、スモッグの正確な発生状況がつかめないこと、具体的な防止措置がなければ、警報を出しても住民に無用の不安を与えるだけということから、スモッグ警報を出すことに県は二の足を踏んでいた(神奈川新聞、1965年1月22日)ようであり、それは次の答弁にも感じられる。「しかしながら、それはあくまでも会社側を、あるいは工場側を対象として注意報を、あるいは警報を出す。そして会社側に対しまして事前措置を、心がまえを十分持たせるというようにとどめるべきではないか」(1967年2月28日、奥村栄議員(社会党)に対する白根企画調査部長の議会答弁)。

水質などについても、引き続き調査を実施している。内山知事は、議会でこう答弁している。「必ずしも中央政府の指揮監督を受けないでも、十分に公害防止ないしは公害調査については、自信のある調査がやり得るのでありますから、もし中央政府の仕事がわれわれの仕事に対してじゃまをするというような場合においては、これを排除してもやっていくつもりでありますが、現在のところは、なるべく中央の機関と提携して、この実効を上げていきたいとおもっております」と(小笠原康夫議員(民社クラブ)への答弁、1965年3月9日)。長年にわたり実施し、積み上げてきた調査への自信と政府への対策の遅さに対する苛立ちから出たことばではなかろうか。

課題

県議会の「公害対策の強化に関する意見書」(1965年3月28日)は、早急に公害に関する基本法の制定をはかること、特定地域に対する許容基準の設定等現行法令の抜本的改正を実施すること、地方公共団体に対する大幅な財政的措置を講ずること、そしてこれらをもって国民の生活と産業の調和ある発展がはかられること、を要望している。公害対策基本法については、既に1963年以降毎年衆議院に議員提出されており、また、後述するように厚生大臣の発言もあって、その制定の方向へと進みはじめたところであった。

これに次ぐ「公害対策の推進に関する意見書」(同年12月18日)では、硫黄酸化物、 自動車の排気ガスなどに基因した大気の汚染、水質2法が本県にはまだ適用されていない ことなどにふれながら、一地方公共団体の行財政能力では到底充分なる実効をあげえない ことから、国と地方公共団体との責任と権限の明確化、関係法令の抜本的な改正、地方公 共団体及び工場などに対する適切な財政措置などを強く要望している。

翌年の県会公害対策特別委員会でも自動車排気ガス対策が問題として議論されている (1966年3月24日、7月2日、9月28日)。工業試験所で開発した自動車のスロー調整により一部では効果があがっていたが、今後の増大が予想され、根本的な対策が要求されるようになっていた。

本県の自動車台数の伸びは、次の表のように著しいものがあった。

このうえ、通過交通量が加わるのである。本県の自動車に対する直接の排気ガス対策は、1966年、全国に先駆けた気化器のスロー調整ネジの調整により自動車排出ガス中の一酸化炭素濃度が2.5%以下になるように使用過程中の車両について指導したことから、はじまった。この問題は1970年のマスキー法の影響による国の対策によって改善はされたものの、現在においても解決困難な問題として残されている。

水質については、その水質基準が、多摩川は1966年3月6日(適用は10月1日) に、同下流は67年2月24日(適用は8月24日)に、鶴見川は同日(適用も同じ)に ようやく告示された。

年 度	総数	年 度	総数
1955年	55,843台	1962年	228,838台
1956年	65,797	1963年	261,256
1957年	77,137	1964年	3 1 4, 6 5 6
1958年	94,251	1965年	364,574
1959年	1 1 5, 7 6 7	1966年	428,297
1960年	146,796	1967年	517,136
1961年	185,060	1968年	611,862

自動車総台数

*各年度末現在の数である。

(『統計神奈川県史下巻』1966年3月。『県勢要覧』各年版、ともに神奈川県)

公害防止協定

ここで「横浜方式」と呼ばれる独自の公害防止対策をうんだ横浜市の、このころの公害 行政をみてみよう。

1963年4月、福祉優先をかかげて飛鳥田市政が誕生した。1964年4月、根岸湾の埋立地に建設された日本石油根岸製油所の操業が始まると、発電機やプラント施設からの騒音や異臭が発生、洗濯物が汚れるなど住民の生活がおびやかされるようになった。そ

こで、6月、中区、磯子区の町内会役員、医師会役員、保健指導員代表、民生委員、区社会福祉協議会役員、婦人団体代表、地元商店会幹部らは実行委員200人に及ぶ住民組織「中区磯子区環境衛生保全協議会」を発足させ、公害事前調査を国、県、市に陳情した。また、中区医師会、磯子区住民運動連絡会議準備会もほぼ時を同じくして公害防止の要望・陳情を市に行うなど公害反対の気運が高まった。

市では1964年4月に衛生局公衆衛生課に公害係(7名)を設置した。同年7月、市から根岸・本牧地区の公害対策について諮問を受けていた学者グループが次の9項目からなる提言を市によせた。

- 1 市当局は、工業立地計画・都市計画を再検討する必要がある。
- 2 火力発電所の立地を変更することが必要である。
- 3 公害に対する観測網を整備強化すること。
- 4 住民の健康管理体制を強化し、緊急施設を設置すること。
- 5 市独自の公害防止基準を設定し、行政指導を強化すること。
- 6 横浜市の公害対策行政機構を強化する必要がある。
- 7 公害の基礎的及び応用的研究を充実するために、公害研究所を設置することが望ましい。
- 8 市当局は、国の公害対策に対して、積極的に発言すべきである。
- 9 市当局は、公害問題に対して<公開の原則>を堅持すべきである。

この提言はその後の横浜市の公害行政の基盤ともなっている。

1964年6月には横浜市公害対策委員会にかわり横浜市公害対策協議会が市条例によって設置された。この協議会は「公害防止対策を樹立し、これを推進して市民生活の環境保全と産業の健全な発展との間に調和をはかる」ことを目的とし学識経験者、民間諸団体等の代表者、市議会議員、工場事業場の代表者から成る30人の委員で構成されていた。

このように住民運動、学者グループの要請などを背景に市では公害行政の体制整備をすすめ、「横浜方式」と呼ばれる独自の公害行政を展開するようになる。

「横浜方式」の第一号は電源開発株式会社磯子火力発電所との公害防止協定である。1964年2月、根岸湾の埋立地への立地企業の一つである東京電力が、敷地の一部を電源開発の磯子火力発電所用地として譲渡したいと市に申し入れてきた。埋立地売買契約の中に企業がその用地を転用する際には横浜市の承認を要するという一項が入っていたためである。市ではこの条項をテコとして公害対策の推進をはかろうと、用地譲渡の条件として技術的に可能な公害防止対策の実施を主張した。

電源開発との折衝に先立ち、市は電源開発の監督官庁である通産省に対し、公害防止の指導・監督、予算措置等についての要請を行い、10月、「要望の趣旨にそうよう取り計らいたい」との回答を得た。そこで市は、市公害対策協議会の答申案にそって電源開発に対し、煙突の高さ、使用石炭の品質、煙突排出口の含塵量など14項目の申し入れを行った。何回かの折衝の後、12月、市と電源開発の間で「公害防止協定」が結ばれた。ばいじん

 $0.6 \,\mathrm{g/Nm}$ 、亜硫酸ガス $5\,0\,0\,\mathrm{p}\,\mathrm{p}\,\mathrm{m}$ という協定内容は当時のばい煙防止法の基準 $1.0\sim1.2\,\mathrm{g/Nm}$ 、 $2\,2\,0\,0\,\mathrm{p}\,\mathrm{p}\,\mathrm{m}$ と比較すると大変厳しいものであった。また、①市が必要と認めた場合は業務に支障のない限り市職員に必要な調査をさせる、②公害の発生が予測される場合は両者協議のうえ市の指示に従って必要な措置をとる、③協定の各項目を電源開発が履行しない場合、また現実に被害が発生した場合は両者協議の上、市が必要な公害防止の措置を講ずることがある。その措置に要した経費は電源開発が負担する、と立入調査権、代執行権を取り入れた。このことは、「国の公害基準のワクに制約されることなく、市民生活の立場から独自の基準を企業に要求する」(鳴海正泰著『都市変革の思想と方法』、1972年12月、れんが書房)という姿勢のあらわれである。

東京電力は埋立地に重油専焼の火力発電所建設の計画をもっており、これが完成すると 硫黄酸化物による大気汚染をひきおこす恐れがあった。そこで市では、電源開発との交渉 と並行し、東京電力と将来の発電所建設に伴う公害防止についての話し合いを行った。交 渉は難航したが、最終的には、12月に①東電は火力発電所を建設する際は横浜市に対し 事前に公害防止対策上必要な建設計画を提出し、市と充分協議を行う②協議不調の場合は 改めて協議を行い、両者合意の上でその用地の処置を決定する、ことで合意した。

翌1965年1月には日本石油根岸工場とも協定を結んだ。1967年7月の東京電力 南横浜火力発電所との協定では、東京電力側の重油専焼の計画を硫黄分のないLNG (液化天然ガス)に変更させた。これはわが国では初めてのことであったので、市では独自に海外のLNGの安全対策に関する資料をとりよせ翻訳するなど慎重に検討の上、防災対策をつぶさにチェック、防液堤の完備やガスもれ検知体制の整備等を義務づけた。以降1989年3月まで、24の発電所、製油所、工場、研究所と44契約を結ぶに至っている。協定の内容は法定の基準を上回る厳しい排出基準その他企業の公害防止施策が細かく定められているほか、市職員による立入り調査、公害発生の場合における操業停止等の行政措置、変更の際の事前協議などが柱になっている。これらによって「現行法上の公害規制の不十分さを補い、地域社会の実情に応じた個別的に妥当な公害防止対策を可能にし、公害防止技術を開発すること等々が期待」(横浜市公害対策局『公害との戦い』1974年度版)されたのである。

1964年12月、衛生局公衆衛生課公害係が公害センターに昇格した。公害センターは、環境汚染状況の測定監視、公害問題の調査・指導等公害行政の実施機関として位置づけられた。1965年5月、庁内関係部局間の連絡調整をはかり公害問題の処理を円滑にするため「公害対策連絡調整会議」が設置され、公害センターに附置された。それと同時に、助役通達をもって、各部局に開発など公害に関係する許認可、計画、その他の行政を行う場合には必ずその起案に際して公害センターに合議することとした。こうして、公害センターに内部調整の権限をもたせ、総合行政としての一元性を確保した。

1965年度、市経済局では、中小企業金融制度の一環として無利子・無担保で限度額150万円までの資金を中小企業に直接貸し出す、中小企業公害防止設備資金貸付制度を

発足させた。

1966年3月にはテレメータによる大気汚染集中監視を開始し、市独自でスモッグ注意報を発するなど監視体制強化が行われた。

また、自動車の排気ガス対策についてもいちはやく取り組み、1964年3回にわたり 市内数カ所の排ガスを調査、1965年からは排気ガス除去装置を庁用車にとりつけ実験 を行い、その結果を公表し排気ガスを一掃する運動を展開した。

1. 公害対策基本法の成立

公害審議会設置

1963年、小林厚生大臣は四日市などの実情視察の後、公害基本法の制定を検討すべきであるという発言をしている。翌1964年3月に至り閣議決定によって総理府に公害対策推進連絡会議が設置された。この会議は、総理府総務長官ならびに経済企画庁、行政管理庁、科学技術庁、法務省、大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、及び自治省の各事務次官ならびに警察庁長官の各委員により構成され、「公害対策に関し関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡をはかり、もつて総合的かつ効率的な対策を推進する」ことを目的とするものであって、公害対策基本法の制定を意識したものではなかった(岩田幸基編 『新訂公害対策基本法の解説』、1971年3月新日本法規出版)。1965年4月14日に開催された参議院本会議において、公害対策について基本法を設けるべきではないかとの質問に対して、政府としては基本法はなお時期尚早との考え方を表明している。

1964年3月、黒川調査団の四日市についての勧告が出され、9月には沼津市議会が全員協議会において三島・沼津コンビナートの建設に反対の決議をした。地域住民による反対運動によって、自治体の要望と国の法律に基づく手続で指定され承認された計画が取り止めとなったことによる影響は、国にも、自治体にも、経済界にも強い衝撃を与え、そして住民には自信となったと思われる。翌1965年5月、四日市市は大気汚染による公害病患者の医療費の自己負担分を全額市費でまかなう制度を全国に先駆けて実施した。また、この年半ばには、新潟県阿賀野川流域の所謂第二水俣病が発見されている。

1964年11月の自民党総裁選挙では、佐藤栄作が産業公害対策をして住みよい日本にするという公約をあげ総裁となり、12月には公害防止事業団の設置が大臣査定で決まり(橋本、前掲書)、翌年10月に同事業団が設立された。1965年3月第48国会において衆参両院に産業公害対策特別委員会が設置されたが、同国会で衆議院の同委員会は公害防止事業団法を可決する際に、「公害の基本に関する諸問題について、すみやかに所要の法的措置を講ずるように検討すること」という附帯決議を行っている。

こういった情勢を背景に、1965年6月30日に厚生大臣の諮問機関として公害審議会が設置された。9月27日その第1回総会が開催され、公害に関する基本施策について、環境基準設定の方策について、公害に関する試験研究施策について、などの諮問がなされた。

経済団体連合会意見

経済団体連合会は1965年11月、「公害政策に関する意見」を発表した。そこではこ

う主張している。「根本的には、適切な産業立地政策や都市計画など、公害問題を未然に防止するための計画的かつ統一的な政策がなく、工場誘致は無準備無方針に行なわれ、また下水道その他公共施設への投資ははなはだしく不足し、さらに官民ともに公害防止技術の研究開発が立ち遅れていたことなどが決定的な」公害発生の要因である。「産業は厳しい国際競争に直面していてその負担には限度があるから、これに一方的に過重の負担を課して産業の存立を脅かすことのないよう、とくに慎重な配慮を加え、産業の健全な発展と生活環境の保全との調和をはかる方針のもとに公害対策を推進すべきである。」さらに「公害についての十分な科学的解明が行なわれておらず、また公害問題に対する基本的な考え方が確立されていない現状のもとでは、基本法の制定は時期尚早と考える」ともこの時期には主張していた。

1966年4月1日の参議院予算委員会及び5月12日の衆議院産業公害対策特別委員会における質疑において、鈴木厚生大臣は、公害審議会の答申を得たうえで、基本法案を次の通常国会に提案するよう推進したい旨の答弁をした。4月及び6月には、公害対策推進の決議などが国会においてなされている。

知事会議意見

公害審議会の審議の進捗にともない、関係各団体などからこの問題に対する意見が続続 と寄せられるようになった。関東地方知事会議は1966年6月に、同8月には全国知事 会議が意見を提出している。

自治省意見

1966年8月4日の公害審議会中間報告を契機として、自治省で9月4日まとめた「公害対策基本法制定についての意見」は、公害原因者責任を明示し、国または地方公共団体の公害防止対策に対して負担金を課すべきこと、公害は地方公共団体によって総合的に対処されるべきものであること、広域公害(大気汚染、水質汚濁、地盤沈下など)は都道府県が、局地公害(騒音、振動、悪臭など)は市町村が処理すべきものであること、公害防止地域の指定は、特別な地域については内閣総理大臣が、その他については都道府県知事が行うこと、指定地域ごとの環境基準及び排出基準の決定は都道府県知事が行うこと、公害関連企業の出資による公害補償基金制度を設けることを検討することなどを主張した。

経済団体連合会の主張

経済団体連合会は、公害審議会答申の行われる直前の10月5日、「公害政策の基本的問題点についての意見」を発表し、「生活環境の保全という立場からのみ公害対策をとりあげ、産業の振興が地域住民の福祉のための重要な要素である半面を無視するのは妥当でない」とするともに、「立地対策、公共施設の整備、公害防止技術の開発、公害発生源の規制、除害施設への適切な助成等が総合的にすすめられることが必要であって、これら総合対策の

確立をはかることなしに、一部公害発生源への規制の強化のみによって問題の解決をはか ろうとする考え方をとるべきでない」と述べていた。

また「本来国及び地方公共団体の行なうべき公害防止のための事業については、緩衝地帯の設置や集団移転等をも含めて、その費用は原則として国及び地方公共団体が負担すべきである」ともしていた。

さらに、「公害行政における地方公共団体の権限については、現在の地方制度の特質上、 排出基準の設定その他公害の規制管理上の重要な権限を大巾に委ねることは不適当と考え られる。地方の権限は主として公害の監視、公害関係の公共事業、公害防止への助成等を 中心とすべきものと思う」と述べていることは、注目してよい。

公害審議会答申

公害審議会は、10月7日に答申「公害に関する基本的施策について」を厚生大臣に提出した。

はじめに公害対策のすすめ方としては、①今後すすめられるべき公害対策は、地域全体についての一定の目標を明らかにしたうえで、総合的な方法により裏付ける必要があり、この点からは、環境基準が今後の公害対策の基礎となるべきものである、②従来、公害対策が事後規制的にすすめられていたのに対し、今後は土地利用そのものに着目した地域的予防的施策を公害対策の基調とすべきである。このためには、公害行政の総合化がはかられなければならない、③公害問題の処理にあたっては、企業その他の原因者についての公害責任の明確化と都市公害についての公共投資の立ち遅れの点についての国及び地方公共団体の責務は重大である、④既存の公害についての対策と、今後発生することが予想される公害の防止策とを区別して考えるべきである。今後は予防対策に重点を置き、法的規制等は厳格に実施し、既存の公害の防除については、関係者間の協調のもとに段階的な措置を講ずるなど実施の円滑化を期するよう配慮が必要である、⑤公害対策を樹立するうえで、当面の効果を急ぐべき施策と長期的計画的な目標をふまえて策定されるべき施策とを正しく認識すべきである、としている。

公害の原因を明らかにすることを求めるとともに、自治体の責務を強く主張するものと なっている。

次に、対象とする公害については、「政府が当面公害対策の確立を期するうえで、その対象としてとりあげるべき公害は、一般に公害と呼ばれている現象のすべてを含まなければならないものではなく、そのような現象のうち、公法上の対策が必要でありかつ可能なものであって、行政上の公害という共通した概念によって同一の原則の下に処理されることが望ましいものを選ぶべきである」として、さしあたりは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の五種類のものを行政上の公害として扱うことが妥当としている。自治体が強く要望していた地盤沈下については、「一般に公害として受けとられ、これに関する対策の必要性も高いのでことがらに応じて」上と同様に扱ってよいとしている。

その他の公害については、「必ずしも本答申における対策と同一の方法で処理すべき性質のものでないこと、あるいは規制の方法についてもなお検討すべき点が多いこと、あるいはその規制についてすでに別個の法体系があること等の理由によりさしあたりは必ずしも上記の公害と同様の取扱いは要しない」としつつ、今後の社会的諸事情の進展により施策の対象として加えていくという態度で臨むべきであろう、とした。

なお公害対策において取り上げるべき公害は公法上の規制対象としょうとするものであるので「汚染等の状態が一定の限度をこえ、かつ、その影響が地域的に多数の人々や物に及ぶ性質を持つものに限られるのが建前」であると限定して考えている。

次に環境基準については、原則的な考え方のみを示すこととなったが、次のようにいっている。1)「環境基準は公害から国民の健康や生活環境その他の利益を保護するために、環境上守られるべき条件を定めるものであ」る。2)「環境基準は、行政上の基準であり、科学的に究明された汚染物質等の量と影響との関係を基礎にし、社会的、経済的、技術的配慮を加えて定められるべきものである。」しかし、この配慮が具体的にどのように加えられるかは明らかにはされていない。3)「環境基準は行政の目標として設定されるものであるから、この基準をこえたからといって、直接的な法的規制が加えられるものではない」。今後「排出基準の強化、発生源の立地の規制、使用燃料の規制、その他の施策が国及び地方公共団体によって実施されることによって、間接的に規制の役割を果たすことになる。」「国及び地方公共団体の責任による発生源の立地を適正にするための施策が特に重要である。」4)環境基準は、「当面は人間の健康に及ぼす影響を中心に」設定するのが現実的であろう。5)「当面環境基準の設定は」「大気汚染、水質汚濁及び騒音の三種類をとりあげるべきである。」

これをみてみると、この答申がいかにその後の公害対策を規定したかが理解できる。 この答申は、公害防止計画、原因者の責任及び費用の負担、国及び地方公共団体の責務、 公害による被害の救済措置の整備など、あわせて15の項目について述べている。

そのなかから「国及び地方公共団体の責務」についてとりあげてみる。公害の原因者の責任を明らかにしても、それによってすべての問題が解決するものでないのが公害の特徴であって、また、「公害行政の立ちおくれや公害防止に関する公共投資の不足が公害発生の大きな原因となったことを考え」れば、「公害防止のための国及び地方公共団体の責務の重大さが強調されなければならない。」このことから1)公害の発生源について必要かつ適切な公法上の規制を実施すること、2)公害防止に関し国及び地方公共団体でなければ実施できない公共的な性格を有する事業を積極的に行うこと、3)公害防止施策に必要な財政措置その他を講ずることを、責務としている。

「国及び地方公共団体の事務の配分」についてみてみよう。ここでは国及び地方公共団体の事務配分が必ずしも明らかではなかったことが公害行政の円滑な推進を妨げる一因でもあったので、それぞれの役割を明確にすべきであるとしている。そこでは国は公害防止に関し、次の事務を行うとして1)公害防止に関する法制の企画制定、2)環境基準及び排出

基準の設定、公害防止指定地域の指定等公害対策の基本的事項の決定、3)公害防止に関する技術的財政的援助、4)公害防除技術の開発、公害の人体等に及ぼす影響の解明、公害に起因する疾病の治療方法の研究その他公害に関する科学技術の推進、5)公害に関する専門技術職員の養成、6)広域的汚染にかかる公害の状況の把握及びその対策についての援助措置、7)公害に関する知識の普及、社会道徳の昂揚その他の啓蒙活動の推進、をあげている。一方、地方公共団体の事務としては1)公害防止計画の策定及び実施、法の規定に基づく発生源の規制に関する事務、汚染状況の測定把握、公害に関する苦情処理その他公害行政の具体的実施、2)国の規制の直接の対象とならない地域または施設に関する条例に基づく公害対策の実施、をあげている。なお、地方公共団体の事務は、主として都道府県による処理を原則とするが、公害に関する苦情処理等の事務は市町村において処理することも考えられるとしている。

公害対策基本法の成立

この答申を受けて厚生省は「公害対策基本法(仮称)試案要綱」を同年11月22日公害対策推進連絡会議に提出、公害対策推進連絡会議はこれを基礎に翌1967年2月「公害対策基本法試案要綱」を公表した。公害対策の所管について、議論があったが、2月24日の閣議において、公害対策基本法の主務大臣は厚生大臣とすることと決定された。経済団体連合会は、3月8日「公害対策基本法案要綱に関する要望」のなかで、公害対策は経済企画庁の所管とすべきであると主張した。

前年12月、衆議院は解散された。自民党は総選挙の公約に公害対策基本法の制定をかかげており、政府案の行方が注目されていた。

3月2日の公害対策推進連絡会議幹事会において、法律案作成の事務手続に関して、内閣法制局審査にあたっては厚生省が中心となって法文化作業を進めること、国会提出後の質疑答弁は厚生省が総括する立場でこれにあたること、内容的には、できる限り試案要綱に示された事項の趣旨を修正することなく法案の成文化をはかるべきであるという方針が明らかにされた(岩田編、前掲書)。

こうして厚生省を中心として作成された法案は5月16日閣議決定され、17日衆議院に提出された。かつて公害対策基本法は、社会党及び社会民社党から国会に提出されたことがあったが、審議未了になっていた。この第55国会においては、社会党、民主社会党及び公明党から、それぞれ公害対策基本法案が提出された。

政府としての総合的な公害対策の確立と各省がそれぞれに対策を実施している現状を統合していくことを最も本質的なねらいとした公害対策基本法案は、政府案が衆議院において修正可決、参議院において衆議院修正案どおり7月21日可決され、成立した。こうして公害対策基本法は1967年8月3日公布され、即日施行された。なお、両院において、それぞれ附帯決議がなされている。

厚生省の案と、公害対策推進連絡会議の案、制定された法との大きな相違点は、①厚生

省案にはなかった経済の健全な発展との調和が公害対策推進連絡会議案及び法律では入ったこと②環境基準の定義を、人の健康を保持し、及び、生活環境を保全するために「維持されるべき」環境上の条件に関する基準としていた厚生省案が、公害対策推進連絡会議案及び法律では「維持されることが望ましい」環境上の条件に関する基準と変化したことである

公害対策基本法はその第5条に地方公共団体の責務として、国の施策に準じて施策を講ずること、地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施することを求めている。また、第18条ではこれを受けて、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村の行なう施策の総合調整にあたるものとしている。また、国とともに、事業者に対し金融上税制上などの措置を講ずるよう努力義務を課している。

国に対しては地方公共団体に公害防止対策の費用について、財政上の措置などを講ずるよう努力義務を課している。

「公害対策基本法案は、政府としての総合的な公害対策の確立をねらったものであり、各省がバラバラの現状を統合していくというのが、もっとも本質的なねらいであった」 (橋本、前掲書)が、公害対策基本法制定後の最大の課題は、これに盛り込まれた施策の具体化を図ることであった。

大気汚染防止法制定

1968年6月10日、大気汚染防止法及び騒音規制法が公布され、同年12月1日から施行された。

大気汚染防止法案の関係各省との意見調整の段階において、ばい煙発生施設設置の許可制、電気工作物に対する法の適用、緊急時における燃料規制等の事項が盛り込まれないこととなった。立法技術的には、「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の一部改正の形式もとりうるものであったが、公害対策基本法の精神にのっとった新たな観点から大気汚染防止対策を推進していくことを明らかにする必要があり、環境基準という新しい考え方の導入、自動車排気ガスも措置の対象とすることにより大気汚染の主たる原因となっている行為や物質を全面的にとらえて防止対策を進めようとするこの法案の考え方は、上の法律の規制措置の単なる延長ではなく、その考え方をこえるものであるとされ(環境庁大気保全局編『新訂大気汚染防止法の解説』、1972年5月、新日本法規出版)、大気汚染防止法案とされたと理屈づけがされている。

大気汚染防止法及び騒音規制法とも、電気工作物及びガス工作物についてはその適用を除外しているが、これは火力発電所が公害発生施設として重要な位置を占めてきていた自治体の公害防止対策にとっては、期待を裏切るものであった。また、特定有害物質について具体的な排出基準は定められず、自動車排気ガスの規制対象については、新車のみにとどめられたことも、同様であった。なお、自動車排気ガスに係る許容限度の我が国ではじ

めて設定は、新型車については1966年9月以降、新造車については1967年9月以降、一酸化炭素濃度が新車時に3%以下でなければならないとした1966年7月14日 運輸省自動車局長通達(自車 62202)であった。

また、大気汚染防止法及び騒音規制法の関係省庁との意見調整に入った段階で、通商産業省から「工場立地適正化法案」が示された。「工業の過度集中または無秩序な立地および工業の集中的な立地による公害の発生の防止を目的とし、大都市周辺地域および産業公害が問題となる地域において工場の立地規制を行なうことならびに分散企業について助成を行なうとともに、工業が必要とする適地を確保する等を内容とする」(前掲書)ものであったが、関係方面との調整がつかず、第58国会への法案の提出は見送られた。

公害反対運動

「公害対策基本法制定の過程から世の中の空気は急速に変わってきた。公害反対の住民 運動が各地に拡がり始め」(橋本、前掲書)たのである。

四大公害被害者の裁判への訴えもはじまった。阿賀野川水銀中毒事件については1967年6月12日に昭和電工㈱が、四日市公害事件については同9月1日に昭和四日市石油 ㈱・三菱油化㈱・三菱化成㈱・三菱モンサント化成㈱・中部電力㈱・石原産業㈱が、神通川イタイイタイ病事件については1968年3月9日に三井金属工業㈱が、熊本県水俣病事件については1969年6月14日にチッソ㈱が被告として提訴されたのである。

このような動きの中で、新都市計画法が1968年6月15日公布、イタイイタイ病についての厚生省見解が同5月8日、水俣病についての厚生省見解が同9月26日、硫黄酸化物による大気汚染防止のための環境基準の閣議決定が1969年2月12日、カドミウムによる環境汚染暫定対策要領が同年9月11日、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が同年12月15日公布されている。

一方では、ガソリンの無鉛化政策が打ち出され、また、鉛の環境基準が検討されることとなった新宿区牛込柳町鉛害事件が1970年5月に報道されている。光化学スモッグ事件が同年7月18日に杉並区を中心に起こり、私立東京立正高校では女生徒43人が目、喉などに痛みを訴え病院に収容され、、呼吸困難を起こし倒れる者も出た。なお、その前月には千葉県木更津市の海岸で魚釣りをしていた小学生が光化学スモッグによる被害を受けているという(村田徳治「環境問題の回顧と展望」、『都市問題研究』1989年2月)。

1968年12月3日の国連総会において、1972年に人間環境に関する国連会議が開催されることを骨子とする決議が採択された。また、アメリカのニクソン大統領は1970年1月22日の一般教書で公害問題に対する積極的な決意を表明、つづいて2月10日、「環境汚染防止に関する教書」を議会に送り、具体的な防止対策を明らかにし、8月10日には本格的な公害に関する「大統領教書」及び「環境報告」を提出した。この報告は、生活環境を保護するためすべての土地利用に関して規制を強化するなどの具体策を提案し、公害追放のため水質規制基準の実施を強化するなど51項目の対策を勧告するとともに、

国連を中心とする国際協力の強化、公害問題に関する諮問機関及び市民団体の参加、環境 問題の教育促進などの必要性を強調するものであった。

同年3月、東京では国際社会科学評議会環境問題特別委員会(代表、都留重人)が国際公害シンポジウムを開催し、12日に東京宣言を採択した。そこではジョセフ・サックスミシガン大学教授の提案を入れ、「とりわけ重要なのは、人たる誰もが、健康や福祉を侵す要因にわざわいされない環境を享受する権利と、将来の世代へ現代の世代が残すべき遺産であるところの自然美を含めた自然資源にあずかる権利とを基本的人権の一種としてもつという原則を、法体系の中に確立するよう、われわれが要請することである」(宮本憲一『日本の環境政策』、1987年5月、大月書店)と環境権の宣言を述べていた。同じときに、世界エネルギー会議公害問題特別委員会が箱根で開催され、日本側提案の約100項目の公害問題調査票案について協議している。

さらに、スウェーデンの環境保護庁が1967年、アメリカの環境保護庁が1970年、イギリスの環境省も同年に設置され、OECDも環境委員会を設置するなど、環境問題は、国際的な動きとなっていた。

佐藤首相は6月29日、大阪で開催中の万国博覧会日本デーを訪れ、「一部では大企業の 責任だと言われやすいが、大企業の方は対策を立てやすい。中小企業以下になると小さな 公害が積み重なって大きな公害になる。そこにこれから取り組む姿勢を明らかにしたい。 農薬が発達して害の方が言われるようになってきた。これにも取り組んでいかねばならな い。公害を恐れるあまり進歩を止めてはいけない。何もかも政府で出来ることではない。 大気汚染を決めるのは政府、実態を調べるのは地方自治体と権限も中央、地方、企業、大 衆が責任を分担して取り組まねばならない」(日本経済新聞、1970年6月29日)と記 者会見で語った。

9月22日には日本弁護士連合会が新潟市で公害シンポジウムを開催し、環境問題を人権問題としてとらえる姿勢(環境権)を示し、注目された。

公害対策本部

各省庁の公害対策は1964年3月27日、閣議決定により設置された「公害対策推進連絡会議」(関係行政機関の事務次官で構成。会長は総理府総務長官)において調整連絡を行うに止まっていたが、1970年7月31日の閣議決定によって内閣総理大臣を本部長とする「公害対策本部」が設置された。公害関係法律の制定などについて政府としての統一見解を出す必要から協議の場として「公害対策閣僚会議」も発足した。

このようななかで、本県における公害対策も進行していった。

2. 調和条項の削除

津田県政

1967年4月、内山知事は引退し、津田文吾前副知事が知事に当選した。このとき、東京都知事に美濃部亮吉が当選している。

津田知事は、選挙において、住みよい郷土の建設、職場における明るい人間関係の確立、中小企業、農林漁業対策の推進、社会福祉の徹底、安心して住める近代的な地域社会の実現、住宅対策の推進と新しい町づくり、青少年対策の充実と教育環境の整備、そして、貿易振興と観光資源の再開発を、基本政策としてあげたのであった。

公害対策推進本部

公害対策基本法の成立を受けて、津田知事は、「本県の条例は、日本一進んだ内容を もったものなので、今後公害基本法と照らして改正すべきものは改正するよう中央に対処 していく。県条例が後退することはない」と、成立直後の1967年9月県会で伊藤寅雄 議員(社会党)に答弁している。

このように強い決意を表明した県は、公害担当の行政機構の強化などの対策を進めてい く。

1967年6月県会では「研究させてきただきたい」(千代村彦雄議員(公明党)へ)といい、同12月県会では「鋭意検討したい」(横松宗一郎議員(公明党)へ)と答えた「公害センター」を公害課検査測定係を母体とし、企画普及課、大気課、水質課、騒音課を設置し所長以下22名で、南区中村町に発足させた。1968年度には、横浜、川崎地区の大気汚染状況を集中監視するため、基準観測点11点と移動無線監視測定車からの無線送信により汚染状況を常時把握し、高濃度汚染発生時の緊急時には主要70工場に対し一斉指令を発し得る常時監視施設を新設した。

1968年、知事、副知事、各部長などで構成する「神奈川県公害対策会議」を設置したが、さらにこれを廃し、単に庁内組織の連絡調整を図るのではなく、県の総動員体制として構想されたのが「神奈川県公害対策推進本部」で、1970年7月14日に設けられた。これについては、今後の公害問題に対しては「もっと積極的な姿勢をとる。公害対策推進本部というようなものをここでつくりまして」、「あらゆる努力を傾注していきたいもの」(1970年6月15日、田島信雄議員へ)とか、例えば6月15日中尾安治議員(社会党)に公害部設置の考えをきかれ、津田知事は「気持ちとしてはそういうものをもって」いるが地方自治法上の制約があるのでむずかしい、などと答弁していた。また、「名称こそ『公害』となっているが、環境問題を明確に意識して組織された」(神奈川県公害対策事務局『神奈川県公害防止条例等逐条解説』、1972年2月)ものであった。知事を本部長、両副知事を副本部長とし、任命権者、各部長、指定研究機関の長、学識経験者を本部員として、計38人で組織された。なお、学識経験者は、法学、医学、理学、工

学の各分野から、11人の専門家を集めたものである。

本部の下に、企画調整班、対策実施班、調査研究班を設置、特定の公害事案に対してはプロジェクト・チームの編成を予定し、29日の部長会議では、光化学公害対策プロジェクト・チームを編成することが決定し、30日の初の本部会議で編成されている。このプロジェクト・チームは、県衛生部、衛生研究所、県警本部などの課長20名が①光化学スモッグのデータ収集と分析、②主要道路の交通量と排気ガスの関係、③測定体制の確立、④光化学スモッグが発生した場合の対策などを長期間にわたって調査する。また動植物実験や化学実験を行い、光化学スモッグの人体に与える影響などの解明に努力する(朝日新聞、1970年8月1日)というものであった。

国及び県の関係法令の整備に伴う公害対策、規制等の強化充実をはかるために、1970年、公害課を公害企画課と公害規制課とに分離し、有毒ガスの取締指導体制などについては工業課を分離し、工業保安課を新設し対応することとしている。

同年10月には、公害センター川崎支所を川崎市南幸の県工業試験所川崎支所内に、湘南支所を寒川町宮山の県企業庁水源事務所内に設置している。なお、1972年に、川崎 支所は京浜支所と改称し、湘南支所は平塚市豊原町に庁舎が完成している。

また、同じ10月に「公害モニター」制度を設けている。その仕事は、公害行政についての意見や要望の提出、座談会や連絡会への出席、広報活動への協力であって、定数は300人、地域ごとの面積、人口、工場数などを考慮して、県下全域に、専門知識を必要とするところから薬剤師会に依頼しその推薦を受けた薬剤師を配置するものであった。

公害防止資金の援助制度についても、強化が図られた。1968年には「中小企業公害防止設備資金融資制度」を、1970年には「中小企業公害防止設備資金利子補給金制度」を新設している。1961年に設定された「中小企業公害除去補助金交付制度」については、その助成率や限度額の引上げを実施している。

その他、県内警察署に酸素吸入器を配備するとか、交通信号機の設置、交通情報センターの新設、公害技術員の養成、公害防止技術の研究開発、公害規制権限の国から県への 委譲の要望などを行いながら、企業に対しては、良質重油への切り替えや硫黄分の取り除 きなどの行政指導を行っている。

調和条項削除

「公害の防止に関する条例」は、1969年10月11日及び翌年10月5日の2度改正されている。

1969年の改正は、飲食店営業等に係る深夜の騒音発生防止義務及び営業時間の変更勧告並びに航空機からの拡声器を使用した宣伝放送の禁止の規定を新たに設ける改正であった。この改正は、翌年4月1日から施行された。

1969年県会12月定例会で津田知事は、「公害防止条例の抜本的改正は、将来の問題として検討したいが、現状では変更する考えはない」と金木照義議員(共産党)に答弁し

ている。

1970年9月の改正は、条例の制定目的を「生活環境の保全と産業の発展との調和」とあったのを「人の健康の保護と生活環境の保全」と改めるという、1951年制定の条例以降続いていた所謂調和条項を削除することの他に、コンクリートプラント工場の自動車の出入口が幅員12メートル以上の道路に接していることとすること、学校・病院などの施設の周辺区域における拡声器の使用の制限、違反宣伝放送に対する警告、水質等の測定義務の設置、罰則の強化をすることとともに、機械の新設などの許可を得ることなく機械の新設などを行った者に対し、機械の使用停止命令をまたずに罰金の処理をすることができることとしたことである。

この10月には規則改正も行い、総水銀についてはA、B、Cの各水域とも「検出されないこと」など、国の基準改正を全県に拡大する厳しい改正などを実施している。

1970年9月県会に提出する条例改正案が、8月24日の県公害審査委員会に示され、「県では全面的な条例改正を来年2月県会に提案出来るよう準備を進めているといっている」と神奈川新聞は報道している(1970年8月25日)。

既に、国においては、公害対策本部設置後初の閣僚会議において、公害対策基本法の抜本的再検討を行うことで意見が一致し、公害対策基本法を改正し、この内容をいわば「公害憲章」にまで高めていくとの立場から、まず同法第1条第2項の「経済との健全な発展との調和が図られるようにする」という規定は削除されるとみられる旨の報道がされていた(日本経済新聞、1970年8月4日)。また、水質保全法、大気汚染防止法、騒音防止法についても、「産業との調和」条項の削除を含めて全面改正する方針を決定し、次の通常国会に提出するとの報道もされていた(日本経済新聞、同年8月14日)。

秋田、群馬、三重、島根、岡山などの各県においても、この9月定例会で「経済との調和」条項の削除をする予定である(日本経済新聞、同年9月16日)など、この削除の動きは全国的なものとなっていた。

なお、第3回公害対策閣僚会議(1970年8月25日)では、公害規制に関する国と地方公共団体との関係についての討議がなされ、次のような決定がなされた。1)環境基準のうち人の健康に関するものについては全国一律の基準で定める。2)生活環境保全に関する環境基準については、具体的な地域に対するあてはめが必要な場合には、そのあてはめの権限を都道府県知事に委任する。3)規制基準については、少量でも人の健康に著しい悪影響を及ぼす汚染物質にあっては原則として全国一律の厳しい基準を適用して常時規制するが、それ以外のものにあっては、国が全国につき基準を設けるとともに、地方公共団体は、これに対しより厳しい基準を上乗せすることができることとする。

第5回公害対策閣僚会議(1970年9月25日)では、現行6公害に土壌汚染を加え、 土壌汚染防止法の制定及び農薬取締法の改正を検討すべきことなどが決定された(『新訂公 害対策基本法の解説』)。

公害県会

1970年9月定例会は「公害県会」といわれたが、そこでの議会答弁をみてみよう。 津田知事は、「今回の一部改正案を事務当局はむしろ消極的であったわけでありますが、 という理由は国がせっかく手をつけようとしているのだからというようなことで、様子を見た上で来年あたりやりたい、こういうことだったのですけれども、私はやはり民選知事でありまするから、そういう消極的な、事務的な考え方ではいかぬ、少なくとも現在問題になっている、また新聞の大きな活字になっておるような問題ぐらいは、この際やっぱり取り急ぎ挿入すべきではないか、こういうことで一部改正ということになったわけであります」と佐藤正平議員(民社党)に答弁している(9月11日)。調和条項の削除のことであろう。

中尾安治議員(社会党)にはこう答えている。「従来の県の条例でのうたい方はきわめてすんなりしたうたい方をしてきておるわけでありまして、理想的にそれを考え、それをそういうふうに読むならば、決しておかしな疑義というものは出てこないわけであります。ところがそのような理想を掲げながらも現実のこの状態というか、これはひとり神奈川県だけじゃなしに、日本列島全体、いな世界的な問題になってきておる公害問題のまっただ中における立法措置としてはたしてどうか、こういうことに相なる場合におきましては、これはやはり条例は目的が公害をなくするための条例であるということに考え方がしぼられてこざるを得ないわけであります。そうなりますと、産業の発展との調和というのは気になるというか、疑義を生ずるというか、あるいは誤解を生じやすいというか、そういうことであろうかと思うのでありまして、そういう意味から今回それを削除することにいたしたわけであります。」(9月16日)

また、富山県において調和条項の削除を含む条例改正の直接請求が出され、これが否決されていたが、津田知事はこれをあげ、この条項の削除には、政府の姿勢にあやまちのないように、その方向にもっていくように、そういう狙いもあった、と答弁している(小笠原康夫議員へ、9月14日)。

まとめていえば、「あらためて現実を踏まえて考えてみた場合、さらにはまた世論の動向 というものを背中に感じながら、もう1回この条例を読み直してみた場合に、これをその まま続けていくということは、知事の姿勢として若干誤解を受けるおそれがあるというの で、今回この調和条項を変えさせていただこう、こういうこと」(金木照義議員へ、9月1 4日)になる。

ながく問題視されてきた調和条項を、県の姿勢を誤解されたくないので、国に先駆けて 削除したいという津田知事の公害に対する姿勢の表明といえる。

全部改正

津田知事は、条例の全部改正についての考え方を述べている。「公害問題が最近のような 状態でございますので、国においても具体的ないろいろな問題について抜本的な検討が加 えられる、こういうかっこうになってきておりますので、県といたしましては、そういった国のこの問題に対する動向を見ながら、今後の県の全文改正というか、そういう作業に一つ臨んでまいりたい、かように考える次第でございます。従って、具体的な規制措置等については今後に問題を残している、こういう姿勢であります。」

また、「現行の条例は国の法律体制がこれから大きく変わろうとする場合におきましては、お話のように手ぬるいというか、そういう感じがあるんではないかということは私の立場から見ましても言えるわけでありまして、今後国の法律改正の方向との関連においてひとつできるだけ早く許可制、認可制の問題はきめるように、そういう方向にひとつ持って生きたい、さように考えます。新しい形できめるように持っていきたいと思います。」

(中尾議員へ、9月16日)

したがって、「全文改正は、国の動向を、非常におおきな取り上げ方をしておりますので、 その動向を見きわめるか、また見きわめるのに相当時間がかかるようでありますれば、あ る程度のめどがつくところにおいて」全文改正、「そういうふうに持っていきたい」と伊藤 博議員(社会党)に答えている(9月11日)。

つまり、公害問題をめぐる世の中の動きは急であって、政府の動向も何時どうなるのか明確ではない。法律がどう決まってくるかが明らかでない状況において、条例の全部改正を行うことは適切ではない。具体的な規制措置等については今後に問題を残しているとか手ぬるいとかといったことはあるが、先にふれたように、政府は次の通常国会に改正法案を提出するといっているのだから、それによって法律が確定しているであろう2月県会をめどに条例改正を行ったほうが、ちぐはぐな結果を招くことなく、法的に安定すると考えるのが妥当であると判断したと考えられる。

社会党修正案

1970年9月14日、社会党は県会に、全76条から成る「神奈川県公害防止条例案」を提出している。県の条例改正案では「産業の発展との調和をうたってきた条例の基本的性格の変更を意味しない」(神奈川新聞、1970年9月8日)として条例案の提出を準備していたものであった。提案者を代表して奥村栄議員は、「大きな特徴は、前文におきまして、この条例の制定の目的、性格等を規定したところでございます」と語った。長くなるが、前文の全てをあげる。

「公害は、産業が発達する過程で、利潤追求に追われ、人間の生きる条件整備を忘れた 資本の論理がつくり出した明らかに人為的な社会的災害であり、いまや公害は、全世界共 通の人類の生存に係る重要課題となっている。

今日、急速かつ過度な産業発展がもたらした公害は、著しく生活環境を破壊し、国民の生命と健康の維持を困難にしている。特に、京浜工業地帯を有する神奈川県における『産業の発展と調和のもとに』の経済優先の長い間の諸政策の結果は、県民の日本国憲法によって保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を著しく阻害し、公害は、激

化拡大の道をたどっている。この条例は、県民の人間としての生きる権利の心からの叫びにこたえる最小限のものであり、公害を発生させ、発生させる恐れのある者に対する責任と処置を明らかにし、さらに予測し得る新たな公害から県民の健康で安全かつ快適な生活を確保するために、すべての公害を厳しく防止し、絶滅するために制定するものである。」この前文をあげるという方式は、前年7月2日に公布されている「東京都公害防止条例」の方式にヒントを得たものであろう。それは、公害の定義をみても、また「第1章総則第1節 知事の責務」をみても、そこに示されている条文が東京都のそれによく似てい

ることから推測できる。

社会党案の「第1節 知事の責務」の条文をみてみると、基本的責務、調査及び技術開発の義務、監視等の義務、公開及び報告の義務、規制措置の義務、情報管理組織整備の義務、都市施設の整備等の義務、小規模事業者に対する助成の義務、紛争の処理及び医療体制確立の義務、他の地方公共団体との協力義務、国に対して意見を具申する義務、となっている。以下は第3節 事業者の義務、第4節 県民の権利、となり、第2章は「公害発生原因者の最も最大のものであるところの工場に関する規制で」(提案説明)、工場設置はあらかじめ知事の認可を受けなければならないとする規定などを盛り込んだ、工場、指定作業場、自動車、拡声器の使用等、の節に分かれ、第3章は「住民サイドから公害に対するところの権利というものを明確にいたした」(同)規制の申立て等で、公害被害者500人以上から規制措置の申立てがあったときは知事は必要な規制措置をとること、工場設置の認可申請があったときはその申請書を関係人の縦覧に供し、その間に被害を受けるおそれのある者は知事に意見書を提出することができるなどの規定をおいている。第4章は神奈川県公害対策審議会に関する規定で、その構成員に、県議8名、学識経験者8名、県職員及び関係行政機関職員4名の他に、住民10名を加え、また委員に立入調査権を付与するものとなっている。つづいて雑則、罰則の章となっている。

この社会党提出案は、26日の県会総務企画常任委員会において、賛成少数で否決された。県政会は「来年2月に県が全面改正する以上、それを待って検討すべきだ。東京都の模倣色が強く、本県独自の対策が盛り込まれていない」と強調。民社党も「現行法規との二重規制のケースがめだち、条例案そのものに実効性がない」と述べ、公明党は「なお解明すべき問題点が多い」との見解を示した(神奈川新聞、1970年9月27日)。本会議においても、同様の見解が示されている(9月29日、30日)。

この常任委員会において、社会党提出案に対しては①工場認可申請の手数料は中小企業への負担を強いるもの、②一酸化炭素濃度の基準をこえる自動車を製造、販売禁止にするのは営業権への侵害。県外の自動車は野放しという矛盾もおこる、③工業用水のストップは災害時の支障になりかねない、④申立てによる規制措置は500人以上というが、人数だけそろえて悪用される危険もある、などの疑問が出されていた。社会党側でも指摘された点を認めた点もあり、このあたりの甘さがつけ入るスキを与えたと、また他の野党と事前調整を行わず単独提案に踏み切った時点から成立の可能性は消えたといえよう、さらに

それを承知で提案したのは、否決されても12月県会に再提案して県民へのアピールを深めることこそ最大のねらいだといえそう、統一選挙を前にスジを通した姿勢を強調しておきたいという方針にほかならないのかも知れぬ、と神奈川新聞は解説している(同年9月27日)。

12月県会

社会党は12月8日、定例県会に共産党と共同して、再度、「神奈川県公害防止条例案」を、前回の提案を補正して提出している。1)産業廃棄物を新たに公害に加え、事業者に産業廃棄物の処理又は廃棄の方法についての技術開発、防止方法開発の義務を課するなど。2)電気事業者及びガス事業者に規制基準をこえるばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、騒音、振動、悪臭を発生させてはならないとの規定、発生させたときの改善勧告や低いおう重油等の使用の勧告など。3)道路交通に起因して大気汚染、騒音、振動が著しく人の健康に障害を及ぼすおそれがある場合、規則で定める場合に該当する事態が発生したときは知事は公安委員会に交通規制を要請することができる。以上の3点を新たに盛り込んでの提案であった。

さらにこのときに上と同様、両党共同で「公害に係る健康被害者等に対する見舞金等の 支給に関する条例案」も提出している。

これらの案は、12月11日の県会総務企画常任委員会で多数をもって否決すべきものとされた。自民党及び県政会が「公害防止条例は来年2月に県が全面改正する以上それを待って検討すべきだ。国の関係法改正も間近いため、この時点で条例を先行させる理由がない」と強調。民社党も「時期的にみて、新条例を急ぐ必要はない。見舞い金条例には企業責任が盛り込まれておらず、こうした救済措置は法律でカバーすべきだ」と述べ、公明党は「9月県会で指摘した問題点が解明されていない。見舞い金支給条例にも公害病認定など疑問点が多い」としていた(神奈川新聞、1970年12月12日)。本会議において、両案とも否決された。

12月3日、県会における提案説明で津田知事は、国において提案されている「各法案の制定又は改正の動向をしんしゃくし、国との調整をはかりつつ、さらに条例改正の準備に努力を傾注してまいりたいと考えておりますので、これが成案を得次第、県議会に提案する所存であります。また公害の監視、規制等の体制につきましても現在の組織をさらに前進的に検討することにより、これが一そうの充実をはかってまいりたいと考えております」と報告した。

つづく議会答弁では、山田吉三郎(自民党)、上村秀二(社会党)、千代村彦雄(公明党)、戸倉又雄(民社党)の各議員の質問に対して、総合してみるならば、次のように答えている。(12月7日)

国の動向を無視することはできないが、本県は京浜工業地帯を擁し、自動車の交通量の 多いところであるので、公害から県民の健康を、生活環境を守る観点から法律に反しない 限りにおいて県の実情にあうような、県独自の立場から積極的に取り組みたい。少なくとも今度の臨時国会の大体の動向をつかんだ上で、2月県議会を目途として条例改正の措置をしたい、と前回9月県会と同様の答弁を行っている。

また、公害対策機構については、ひとつの部というふうにやるのではなく、独立した事務局を置いてこれに当たる。そういう考えを私自身いまもっている、その方向で、いま検討していると山田吉三郎議員に答弁している(12月7日)。公害対策推進本部から、公害対策事務局へと公害対策機構の強化充実が約束されたのである。

公害事件

1970年2月19日、県警は緑区荏田の鏡味生コンクリート㈱を公害の防止に関する条例違反の疑いで送検した。県は、汚水処理設備を設置するように数回にわたり勧告した後、1964年5月、条例に基づき機械使用停止命令を出したので、これにしたがい、同社は一時営業を中止していたが、6月に操業を再開していたものである(神奈川新聞、1970年2月20日)。この会社は、4月に至り銀行で不渡りを出し(同4月21日)、その後、今度は親の名義で制力ガミ生コンを営業している。1970年12月11日、県は同社を条例違反で告発している。この会社の事例によって、1970年10月には無許可営業の場合も即罰金を課することができるように条例改正が行われた。

他に、古河電池カドミウム汚染事件(1970年6月)、川崎市に光化学スモッグが発生した事件(同年8月5日)、昭和電工川崎工場の下請のしゅんせつ会社が横浜港本牧埠頭沖にヘドロを不法投棄した事件(同年8月)、シアン検出事件(同年同月)、日本鋼管㈱の扇島移転問題(同年9月17日合意)など様々な公害をめぐる出来事が起こっていた。

このころ県は、当面最も必要なこととして1)国における各種公害関係法令の整備、2)国における公害行政の一元化と自治体への権限移譲、3)下水道の早期抜本的整備、4)海域汚濁対策、5)光化学スモッグや重金属成分を含む河川・海域における堆積物の人の健康等に及ぼす影響のメカニズムの解明並びにこれが対策、等があるとしており、また、今日の公害が「物的、経済的損害のみならず、人の健康への侵害にも及んできており、それが慢性化、普遍化してきつつある点、特に注意しなければならないところである」としている。(羽毛田潔県企画調査部長「神奈川県の公害対策」、『都道府県展望』No145、1970年10月)

本県においては、川崎市で公害病認定患者が亡くなくなるということが起こっていたし、 この後も、起こったのである。

横浜方式の展開

1969年には横浜市の公害行政は新しい展開をみせる。それは、横浜市のみでは対処できない問題が発生し、他の自治体と共同して対策にあたるという態勢を初めてとったことである。具体的には日本鋼管京浜製鉄所の移転問題について、県、川崎市と共同して会

社との交渉にあたったことである。

1969年3月、日本鋼管は横浜、川崎両市に分散している京浜製鉄所を東京湾扇島前面海を埋め立て、移転したいと申請してきた。これに対し7月、飛鳥田市長は津田県知事、金刺川崎市長と会談し、運輸省を加えた「扇島埋立対策協議会」を発足させ、会社側との交渉の窓口を一本化した。9月に行われた第一回交渉で、協議会側は「製鉄所全体の排出量を1972年目標値の2/3以下とし、複合される亜硫酸ガス着地濃度を0.01ppm以下にすること」との要望を行った。これに対して10月、日本鋼管側は0.04ppm以下にする目算があるからともかく埋立てを認めてほしいと申し入れてきた。当時、市では亜硫酸ガスに関しては企業全体で0.01ppm以下におさえるよう指導していたが、この年政府が設定した「硫黄酸化物に係る環境基準」は、年間を通して1時間あたり0.05ppm以下を10年に達成というゆるいものであった。1970年2月、日本鋼管は0.03ppmを提示したが、協議会は0.01ppmを再確認、風洞実験(地形模型を使い大気汚染の程度を推定する実験)を実施することにした。また、扇島埋立計画の協力要請のため訪れた赤坂日本鋼管社長に対し、市長は0.01ppm以下にすることを主張し鋼管社長も努力すると回答した。

一方、1970年5月に「鶴見住民の会」「神奈川を住みよくする会」「川崎地区有志団体」の約200人により「京浜に青空を取り戻す会」が結成され、工場公害や大気汚染をなくすため横浜、川崎のほか東京も含めた広範な住民運動の展開が申し合わされた。会では県会、横浜・川崎市会に対し日本鋼管の扇島埋立地移転について公害が発生しないよう強力な指導をしてほしいと請願、日本鋼管に対しても協議会の提示した0.01ppmを受け入れるよう申し入れるなど協議会の交渉をバックアップした。

8月に開催された協議会において、事務局担当の横浜市は鋼管側が公害防止の具体案をほとんど示さないため、ppm論争をこれ以上続けても意味がないとして、使用燃料の低硫黄化、脱硫装置の設置、海外における焼結など6項目の具体策を鋼管側に申し入れることを提案、協議の末これらの具体策が可能かどうかを検討させることになった。これを受けて、9月に鋼管は0.012ppmへの低減が可能であるとの最終回答を行い、協議会側も了承、12月、協議会と鋼管は、複合着地濃度0.012ppm以下、1時間当たり総排出量650㎡以下などを骨子とする公害防止協定に調印した。その後協議会は、移転実施計画が出された1973年、0.01ppm、480㎡という厳しい条件を提示、鋼管側もこれに同意した。

こうした日本鋼管との交渉は、終始、横浜市がイニシアティブをとってすすめた。交渉の過程で会社側が 0.0 3 p p mが技術的限界でそれ以上無理な要求をすれば再立地をあきらめ他に移転するとの態度をとったため、鋼管の従業員と家族、下請け・孫請けなど「鋼管一家」 10万人をかかえる川崎市は 0.0 3 p p m での妥協を主張、県もこれに同調するなど協議会内部での対立もあった。しかし、横浜市が他の企業に要求していたのと同じ 0.0 1 p p m を最後まで押し通せたのは、政治的という批判があったにせよ飛鳥田

市長の強力なリーダーシップと「京浜に青空を取り戻す市民の会」をはじめとする世論のバックアップがあったからだといえる。

「横浜方式」は法的権限をもたない自治体が企業に厳しい公害防止対策をとらせることができたということで画期的なことであった。この方式は、その後全国的に広がっていく。それは、ともすれば既成の枠組みにとらわれ、国に関係法令の整備や規制権限の委譲を求めることが主流であった自治体政策に対して「自治」の意味を問う役割を果たしたともいえる。「公害行政は、都市自治の主軸に位置すべき行政であって、国や府県などの行政の補完や下請けに甘んじるべき行政ではない。住民及び滞在者の安全・健康・福祉の保持は自治体の本来固有の業務である。・・・都市自治体は、住民の健康や生活環境を直接に守る使命の重大さをいよいよ深く自覚して、住民参画による『都市自治の確立』によってその戦列の強化を期し、科学技術的武装を充実して、綿密周到な公害作戦を粘りづよく推進しなければならない」(横浜市公害対策局『公害との戦い』1973年度版)という確固たる理念に加え、市行政の内部に科学的な調査・分析能力をそなえていたこと、公害反対の世論が盛り上がっていたことが成功につながった。

「横浜方式」は企業も住民や行政とともに地域社会を構成する一員と考え、企業と市民 生活の共存を追求した結果のものであったが、それは企業の立地を前提にしているもので はなかった。実際、立地を拒否した例も多くあったという。

また、条例によらず個々の企業との協定という形をとったわけであるが、これは条例を 制定すればどうしても柔軟さに乏しくなるという判断もあろうが、"革新市政"で議会にお いては与党が少数派であったという事情も背景にあったのかもしれない。

川崎市公害行政の展開

1968年3月、「川崎市第二次総合計画」が策定された。この計画書は、「公害対策」の章を設けて公害の現状や今後の対策について述べている。公害は産業発展の必要悪と考えられていた時代もあったが健康で文化的な環境を要求する住民の意識の高まりとともにそのような考え方は受け入れられなくなってきたという認識にたち、「美しい自然の緑や市民の健康をむしばんでいる憎むべき公害の存在をこれ以上許さないためにもわれわれはなんらかの手を打たなければならない」としている。そして公害対策の方針として「①公害問題に対する諸科学の総合的な導入を図り、②企業の社会的責任の明確化とあいまって、公害のない美しい都市づくりへとまい進することとする」など産業発展との調和をうたった5年前の総合計画に比べ踏み込んだ表現がみられる。しかし、一方で「企業自身および国の責任の自覚が要求される」「公害問題を行政の場で取り上げる場合、あくまでその責任主体は国にあると思われる」と自治体が自らの責任で公害に対処することに対しては消極的な姿勢がみられる。

市の基本方針は以上のようなものであったが、市の公害行政は1965年4月衛生局に 公害課(課員11名)が新設されたのを機に徐々に体制が整っていく。公害課新設と同時 に「川崎市大気汚染注意報実施要綱」を制定、関係工場に対する注意報の発令体制を確立した。1966年、市庁舎にスモッグ監視用テレビカメラを設置した。1967年、利用が少なかった「公害除去施設助成要綱」を廃止、「公害は企業の責任」という観点に立って「川崎市公害防止施設整備貸付要綱」を制定した。新制度は貸付対象を公害を防止するための設備・施設の新増設及び移転とし、貸付限度額は200万円と前制度より拡大したものであった。1968年、大気汚染集中監視装置を市本庁舎に設置、市内3ヵ所の測定値をテレメーターで伝送し常時監視する体制をとった。また、市内の32工場に対し良質重油への燃料切り替えを要請した。1969年、公害課は公害部に昇格した。

一方、1960年代後半から川崎市では住民による公害反対運動が勢いを広げていた。 1966年、医療関係者などを中心に住民を健康被害から守ろうとする活動がはじめられ 「公害対策委員会」が結成された。委員会は公害の実態調査や住民へのアンケート調査を 行いその結果を新聞などに公表した。1968年5月、公害対策委員会を中心とする住民 グループは①公害を発生源で規制する、②住民本位の公害防止を確立させる、③生活(環 境)許容限度を厳格に守らせる、④公害防止施設は事業所につくらせる、⑤公害発生源の 監視を民主的に行えるようにさせる、⑥公害病を認定させる、の6項目を要求した請願を 議会に提出、市議会はこれを採択した。また、市議会では1968年6月、当時国会に提 出されていた公害対策基本法案に対して自治体としては初めて単独で意見書を提出、法案 について「産業保護に重点がおかれ市民の健康と財産を守るという精神からは遠く、公害 の根本的解決は期待できない」として公害防止対策の拡充、被害者の救済、自治体への大 幅な権限の付与を訴えた。1969年3月、全川崎労働組合協議会は公害対策特別委員会 を設け労働組合を中心に公害の実態調査と公害反対のキャンペーン活動を展開することに した。5月には川崎医療生活共同組合公害対策委員会など5団体により「川崎から公害を なくす会」が結成され、発会式において、「公害病を認定させよう」「公害の発生源をなく そう」「住民本位の公害防止を確立しよう」など6項目の活動方針案が採択された。

このような公害反対の強い住民の声と、公害による健康被害の広がりという状況の中で、 市では1969年12月、国に先がけ被害者救済のため「大気汚染による健康被害の救済 措置に関する規則」を制定、翌年1月から患者に対し個人負担分の医療補助をすることと した。

1970年は"公害元年"といわれるほど、公害が大きな社会問題としてとりざたされ、全国的な公害被害の発生に対して怒りの声が高まった年であった。年末の国会では公害関連14法案が成立、国の公害対策も整備されていった。川崎市においても、さまざまな動きのあった年である。

1月、市議会において戦前に作られた川崎市歌の3番の「黒く沸き立つ煙の焔は、空に記す日本」の部分が公害を賛美しているのかと問題になり、この一句を削除、3番と4番を合併させ新たな3番を作成することになった。

4月、1960年に制定された「川崎市公害防止条例」が廃止された。前述のように市

条例は、県条例の規定するものを除く公害を対象としていたが、1963年県条例が改正され、それまで事業所のみを対象にしていた県条例の適用範囲が一般公害にまで拡大された。このことによって、市条例が有名無実化し、実際に運用・活用されることがなくなったためである。

旧条例の廃止と同時に「川崎市公害対策審議会条例」が制定された。この審議会は公害対策基本法第30条の規定に基づき置かれたもので市議会議員、学識経験者等25名の委員から成り、市長からの諮問によって公害行政諸制度等についての答申を行っている。

8月、市は市内の重油消費量の90%を占める臨海地区の大手37社(39工場)と大気汚染防止協定の調印を行った。その内容は大気汚染防止計画の策定、注意報発令時の措置、操業の短縮、施設の設置などの協議、事故時の措置および報告、使用燃料などの報告等である。しかし、罰則規定がないため、一部に紳士協定にすぎず効果は少ないという批判もあった。これに対して市では民事訴訟を起こしても協定を守らせるとの態度を表明した。

12月、日本鋼管京浜製鉄所の扇島移転に伴う公害防止協定がようやく締結に至った。 この経過は前に述べたとおりである。

県会意見書

県会において直接、公害について決せられた意見書には、先にふれた1965年12月 18日の「公害対策の推進に関する意見書」の以降、次のものがある。

- ①学校に及ぼす公害対策に関する意見書(1968年3月27日)
- ②公害対策基本法に基づく関連法律の整備促進に関する意見書(同日)
- ③基地公害等に関する意見書(同年10月4日)
- ④公害対策に関する意見書((同年12月19日)
- ⑤自動車排気ガスの規制強化促進に関する意見書(1969年3月28日)
- ⑥「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」の施行に関する意見書(同年12 月17日)
- ⑦公害対策の強化推進に関する意見書(1970年3月27日)
- ⑧東京湾内の水質保全に関する意見書(同年6月23日)
- ⑨公害対策技術者の確保に関する意見書(同日)
- ⑩自動車の鉛公害に関する意見書(同日)
- ⑪公害追放の抜本的対策推進に関する意見書(同年9月30日)
- ②公害防止対策に関する意見書(同年12月8日)
- ③公害による健康被害の救済に関する意見書(同月15日)
- ④多摩生コンクリート工業㈱の工場の撤去に関する意見書(同日)

これらのうち、9及びûは神奈川県知事あてのものであり、5、6、7、8、0、1

1970年9月30日の「公害追放の抜本的対策推進に関する意見書」では「公害防止に関するより具体的、より積極的な施策が講ぜられることが要請されているが、一地方公共団体の行財政能力をもってしては、到底十分なる実効をあげえない実情にある」と県とともに国に対し強く公害対策を要望し、次の12月8日の「公害防対策に関する意見書」においては、「公害対策の主体である地方公共団体が、より適切な措置をとることができるよう配慮するとともに、地方財政を圧迫しないよう財源確保について、特段の努力が払われることを強く要望する」として、知事への権限と財源との委譲をその内容として、国の法案審議の状況を見ている知事に対する意見書ではない形をとっている。これは次の「公害による健康被害の救済に関する意見書」でも同様である。

このように、県会は、公害対策基本法改正案の次の通常国会における提出など政府の公 害対策強化の方針が明らかになっていた9月県会以降は、基本的には、むしろ今後の政府 や国会の動向を探り、また、待つ態勢をとったといっていいのではないだろうか。

なお、多摩生コンクリート工業㈱は、1965年に公園緑地内の恒久構造物が違法建築として撤去勧告され、1967年には撤去命令が出されていたものであり、1970年3月の県会公害対策特別委員会において問題とされ、同年12月の同委員会では違法営業に対し営業停止命令の措置をとる意思の有無について質疑応答がされていた(『議会時報』)。これに対する県の答弁は、公害対策を行えば、かえって違法建築を認めることになる。あくまで撤去させることが前提条件として、はじめから違法建築である以上、都市計画サイドで解決する以外にない(神奈川新聞、1971年3月7日)というものであったという。そうした経緯から、この意見書の提出となったもののようである。この後、1971年3月の同委員会において再度問題とされ、公害防止条例に基づく公害サイドからの規制の可否などを問われ(『議会時報』)、「5月10日までの現状回復命令に応じなければ、代執行に踏み切る」と、企画調査部長が県の方針を示している(神奈川新聞、同上)。

公害国会

1970年11月24日からはじまった第64臨時国会では、「公害対策基本法」の調和 条項の削除などの改正案のほか13法案が提案され、8法案について国会修正がなされ、 衆議院、参議院それぞれ14件の附帯決議が行われ、12月18日にはすべての法案が可 決し、成立した。

公害対策基本法のほかは、次の法律である。1)大気汚染防止法の一部を改正する法律~地域指定制をやめ、全国的に排出基準を拡大適用する、人の健康に特に関係の深い有害物質について常時規制を行う、など。2)道路交通法の一部を改正する法律~都道府県公安委員会は公害の防止を図るため必要があるときは、通行禁止、制限などの交通規制ができることとする。3)水質濁防止法~水質2法を一本化して、全公共用水域について規制する、汚濁が著しい水域については、都道府県知事が上乗せをできることとする、など。4)海洋汚染防止法、5)下水道法の一部を改正する法律~流域下水道制度を新設するなど。6)農用

地の土壌の汚染防止に関する法律、7)農薬取締法の一部を改正する法律、8)騒音規制法の一部を改正する法律~自動車騒音を規制対象に加える、特別区及び市の市街地以外の地域についても騒音規制法を適用する地域として都道府県知事が地域指定をすることができることとする、など。9)廃棄物の処理及び清掃に関する法律、10)公害防止事業費事業者負担法、11)人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、12)自然公園法の一部を改正する法律、13)毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律。

このように、国において法律の制定や改正が進むなかで、本県ではいよいよ条例改正を 約束した2月県会を迎えることとなるのである。

3. 良好な環境の確保に関する基本条例の制定

条例改正提案

知事及び県議会議員選挙の年となった1971年、津田知事は年頭記者会見で、県政に対する今年の抱負を語り、重点施策として①公害対策、②交通輸送体系の整備、③自然保護をあげた。公害対策については、14の公害関係法の成立によって権限の委譲が相当行われるが、県の責任として受けとめていく。国の法律ができても、国に先行する従来の姿勢を弱めることはない。機構面では、小さな公害部を設ける考えはない。あくまで私が本部長の公害対策推進本部による総ぐるみ体制を推進し、従来事務担当の企画調査部から専門の事務局を新設し、ここに関係部課のスタッフを集め、機能的な公害対策を展開していきたい、と語った(神奈川新聞、1971年1月6日)。

そういうなかで1月30日には、シアンを大量に川へ放出していた相模原市の小企業で 弱電気部品の加工メッキをしている旭鍍金衛に知事名で無期限の操業停止命令、旭電化工 業に市長名で工場施設の改善命令を出すことを決定するといったことも起こっていた(神 奈川新聞、1971年1月31日)。

1971年2月16日、津田知事は2月定例県会での提案説明で次のように述べた。

「1970年代の課題は国においても内政の充実をはかることにあるといわれております。この内政充実の基本は、社会経済の著しい進展に比して、かなりの立ちおくれを出している社会資本の整備を推進し、あわせて国民の生活環境にひずみをもたらす各種の要因を除去し、住みよい生活の場と豊かな地域社会を建設することにあると考える」とし、「自然の尊重と人間性の回復を基調としつつ、住民自治の基本理念に立脚し、県政の重点を次の8本の柱に集約し、県民の英知を集め、行動力をふるい起こしてこれに取り組む決意であります」と。8本の柱とは、①水資源の確保、②公害の克服と生活環境の保全・自然の保護、③新交通輸送体系・交通安全施設の整備、④産業・労働施策の強力な推進による県民経済の調和ある発展、⑤社会福祉・保健医療の飛躍的前進、⑥新しい手法による住宅建設の促進、⑦青少年対策、教育施策の充実整備、⑧基地問題の現実的かつ効果的解決、であった。

この上で「良好な環境の確保に関する基本条例案」、「神奈川県公害防止条例案」及び

「神奈川県公害対策審議会条例案」並びに公害対策事務局の設置のための条例改正案などを提案するとともに、中小企業における公害防止のための工場の移転、施設改善などに対する中小企業設備合理化資金貸付金の増額、これの利子補給や、畜産公害の除去及び防止を図るため畜産経営汚染防止資金の設定、これの利子補給の措置など公害対策のための予算68億7,700余万円、その他交通信号機の系統化改良など交通公害対策費をはじめ、関連予算を含めると100億7,500余万円となる公害防止対策関連予算案を示した。

良好な環境の確保に関する基本条例

1971年3月12日、「良好な環境の確保に関する基本条例」及び「神奈川県公害防止条例」が公布され、これによって、1964年に制定された「公害の防止に関する条例」は、廃止された。基本条例は公布の日から施行され、公害防止条例は、同条例第17条(炭化水素系物質に関する措置)の規定を除き、同年9月11日から施行されることとなった(8月20日付けの規則による)。

「良好な環境の確保に関する基本条例」は、「最近における環境問題の多様化、複雑化に対処していくためには、全く新たな感覚に支えられた、一貫性のある、包括的な理念がまず示されなければならないという要請があり、これに答えて」制定されたものであり、「環境保全に関する基本的な考え方となるべき理念、精神的訓示事項及び基本的施策のみで構成したもので」、実効性のある「規制規定との混在をあえて避けた」(『神奈川県公害防止条例等逐条解説』)、環境保全の「基本的な憲章」(2月22日、加藤禎吉(自民党)への知事答弁)というものであった。

構成は、「目的」、「基本的責務」、「事業者の責務」、「県及び市町村の責務」、「科学技術の振興」、「環境基準」、「環境保全計画」、「特別の施策」及び「県民の理解と協力」の全文9条からなる。この条例の特徴は次のとおりである。

- ①条例の目的は、環境の保全のために行政の総合的な推進を図るとして、行政の対象範囲 を広く捉えることとしたことである。
- ②環境保全の責務については、事業者に特に義務を課し、社会的な責任を明確にするとともに、県及び市町村に対してもその責任を明示し、さらに県民すべてにも協力を要請して、基本的には、「何人」も環境破壊を引き起こすことのないようにするとともに、良好な環境が確保されるように努めなければならない、としたことである。また、科学技術の振興とその成果の普及を知事の責務としていることも、公害問題の解決に科学研究の成果が重要な役割を果たすことを、公害防止行政への取り組みのなかから学んだ成果として率直に示し、責務とした点において注目していい。
- ③知事は、環境基準について上乗せ規定を設けることができることを明確化したことである。
- ①環境保全計画の策定の権限を知事に付与するとともに、環境保全のために特別の必要がある地域に対しては、都市の再開発、工場の移転、下水道の整備促進、動植物の保護、開発 行為の規制などの施策を遂行することに努力するよう知事に求めていることである。

神奈川県公害防止条例

神奈川県公害防止条例は、全文53条から成り、その特徴は次のとおりである。

- ①この条例は、良好な環境の確保に関する基本条例の本旨を達成するために制定されるものであることを目的としていることである。
- ②一定の機械を使用し、又は一定の作業をする工場又は事業場を設置使用とする者は、すべて知事の許可を受けなければならないと、それまでの届出制と許可制に分離していたものを、許可制ひとつにしたことである。
- ③この条例での公害を、所謂典型7公害に限定したことである。これは、ここに規定する以外は公害ではないという考えではなく「この条例で扱うのが適切である公害の種類を限定し、列挙したのであって」、「立法政策上の問題である」としている。また、未知の公害想定しても、同じ条例の中で規制手段を用意できない以上、この条例で規制することは不可能とし、したがって、新たな公害に対しては、「必要に応じてこの条例の一部改正によって措置するか、他の適切な行政分野でしかるべき条例を制定することによって措置」(前掲書)すべきものとしている。
- ④知事に許可の取消しの権限を付与していることである。
- ⑤排出絶対量規制 (総量規制) の方式を採用したことである。国の規制は、着地濃度規制 や排水口における濃度規制であった。

条例案の作成

公害防止条例の全面的な改正は、国の法改正の動向をみながら行うこととしていたが、 公害国会といわれた1970年12月の国会以前の本県の公害防止条例についての全面的 な改正に当たっての動きでは、当初は、良好な環境の確保に関する基本条例といった、基 本条例の制定は考えていなかったようである。

条例自体の名称についても「環境破壊の防止に関する条例」としていた時期もあったし、「神奈川県公害防止条例」としていた時期もあったが、それがいつの時期だったかは、現在のところ判らない。これらの条例案のなかに、後の基本条例に定められる条項の幾つかが含まれているが、これは、基本条例に規定するか、公害防止条例に規定するかの問題として考えればよいであろう。

「憲章」のようなものを考えたのは、1970年の秋のころであったようである。そのために当時、杜の都に関するところの憲章を定めていた仙台市や宮城県に視察に行ったという。これは、議会をも納得させ、行政にも納得できる方法はないかと思案しての結果だったようである。

公害国会によって、公害関係の14法が制定された結果、法律が全県に適用され、自治体の条例は、ほぼ全面的に失効したものと解釈されることになり、全国の知事に対して、 政府は、公害防止条例がおおむね失効したとの通達を発したという。 この事態に陥って、一時は条例の全面的な改正は不要なのかに思われたようであったが、 法の規制内容が十分でないことから、条例の改正作業が引き続き行われたのであった。

翌1971年の1月初めまでには、後の基本条例の素案である「神奈川県環境破壊防止基本条例案」ができていたと思われる。大気汚染防止法の上乗せ基準をその中に設定することは、既に考えられていた。この当時の案になかった条項は、事業者の責務については場所の選定、緑化の推進、県や市町村の施策への協力であり、県及び市町村の責務については土地の利用計画、歴史的文化的遺産の保全であり、特別の施策については都市の再開発、工場の移転、森林の保護である。また、県民については、理解を求める旨の項はあったが、協力する等の項はなかった。

環境基準を定めるにあたって必要と認める場合は関係都県と協議する旨の規定、科学技術の振興の条は県とともに市町村についても要求していたが、これらはともにはやい段階で消えたようである。県下の全ての市町村に対して科学技術の振興を図るために試験研究体制の整備や研究開発の推進などの措置を講ずることを求めるのは、実際問題として困難との判断がなされたことと思われる。

その名称が「良好な環境の確保に関する基本条例」と変化したのは、1月も下旬に入ったころのことのようである。

公害防止条例は先にふれたように失効といった問題を発生したが、①公害14法の成立によって法と条例との整合を図り、公害行政の重複と混乱を前もって回避するための措置が必要となったこと、②適用されるのが法律なのか条例なのか、また条例の有効性について判然としない難解さを有する条例は、規制条例として好ましくないこと、③政府の施策には、立地規制その他の公害発生源の規制を総合的かつ抜本的に行うための手法を欠いており、特に本県の特殊な事情から、他県に比較して多様化かつ深刻化する公害を防止するための特段の施策を条例において措置する必要がある、といったことの認識によって、総合行政の必要性、発生源規制の強化、法律と条例との間の調整の課題に答えるべく提案されたのが、「神奈川県公害防止条例案」であった。

公害防止条例は、前年中に作成しつつあった条例案の条項をその中に含むとともに、公害14法の成立による法律と条例との関係を検討しながら作成が行われ、前年検討された当初のころの案から、公害を起こす恐れのある合成洗剤の販売及び使用の禁止、隣地の境界との一定間隔の保持、環境破壊源商品の有害性表示義務、内燃機関の基準不適合の際の販売禁止、廃棄物の規制などの条項が条例案からなくなった。

また、1月当初は公害防止条例の中に含めて規定をされていた、公害対策審議会については、別個の条例として提案され、うえの二つの条例とともに成立し公布された。

なお、1月28日の記者会見においては、公害防止条例案は48条からなると報道されている(神奈川新聞、1971年1月29日)。これは48条程度との当局の発表であったものである。それが53条に変化した理由は分からないが、規定内容に変化があったのではないように思われる。

条例案の作成に当たって、成田頼明横浜国立大学教授に意見を求めている。法と条例との関係について、意見を求めたものであったようである(成田頼明「公害防止に関する法令と条例との関係」『自治研究』第47巻第4号、1971年4月、参照)。

公害の防止に関する条例では公害の現状に対応できず、許可制の導入が問題とされた。 これを法律にどう取り込めるか、ということが大きな問題であった。成田教授に相談して、 許可制の採用に踏み切ってもいいだろうということになった(高橋繁蔵、当時、公害企画 課長談)という。

この点について、京都府公害対策審議会(会長西尾雅七京大教授)は1970年12月6日、蜷川知事に「公害の規制範囲と手段」など3項について答申し、自治体の公害防止条例は経済との調和より人間の健康と暮らしを守り自然破壊を防ぐという観点に立って制定する、このためには法律の範囲を越えた規制手段をとっても違憲とならず、むしろ自治体の義務と考えるべきだ、などとしていた(神奈川新聞、1970年12月7日)。これを受けて京都府は1971年2月22日、府議会に公害防止条例案を示した。全国都道府県中、最後の制定であったが、「条例をつくるだけが公害防止ではない。それよりも、次元の高いもの、住民の支えとなるものという内容が必要」としていた。3月20日、自民党も含め満場一致で可決された条例案は、公害の発生源は企業とし、企業には公害防止を、府民には抵抗を、知事には監視と指導を義務づけ、また、企業と住民との公害防止協定の締結を明文化するなど厳しい内容のものとなっていた(朝日新聞、1971年2月23日、3月21日)。京都府議会における自民党の議席数は22で、定数61(欠員2)の半数に達しない状況にあった。

ところで、神奈川県の条例案は総量規制の方法を採用したのであるが、これについてもその具体的な方法をどうするかが困難な課題であった。個々の規制措置は有効でないことは判ったものの、それでは具体的にどういつだ規制方法をとればよいのか。米国に行って調査はしてみたものの、国情の違いから公害の発生の状況に差異があり、得るところはなく、ヨーロッパの国々においては個別規制を行っており、これも役に立たないことが判った。そのころ通商産業省が京浜工業地帯の公害状況について各社の調査を実施し、それがほぼゆきわたっており、その統計が出ていた。この実態調査に基づく数値を使い乗数を変化させることによる利用が、総量規制の具体的な方法を生むヒントとなったという(高橋談)。

条例案の提出

先に社会党が前年1970年9月及び12月に公害防止条例案を提出したことについて ふれたが、この2月23日には、日本社会党、公明党、日本共産党の3党が、「神奈川県公 害防止条例案」及び「公害に係る健康被害者等に対する見舞金等の支給に関する条例 案」の提出をした。

当局案は、「いままで取り来たった当局の公害を助長する各施策と、企業優先利潤追求を

擁護する結果、露呈された数々の失策をおおい隠し、新しい包装紙に包みかえ、これによって取り組むのだというような見せかけだけで、従来の基本姿勢を少しも変えずにオブラートしている」とし、また、「公害に対する基本的な考え方が不明確であ」る、つまり、「現在の公害の元凶はだれなのだという認識が明らかでな」いなどと小川玉子(社会党)議員は県会賛成討論において述べている(3月9日)。

中尾議員は提案説明の中で次のような7つの特徴をあげることができるとしている。①新公害関係法律にあるものは当然条例化する必要はないので除いた。②条例案の公害対象範囲は国より広くあつかえるようにした。当局案は国と同一範囲である。③条例案の体系は公害の発生源に向けられ、県独自の対処をするようになっている。さらに総排出量を基準としているが、当局案はようやく工場等の許可制を採ったが公害総体としては国の方針に従っている。④本条例案は環境保全と公害防止の関係が一本化されているのに、当局案は別々になっている。⑤本条例案は事業者と知事とが協定を結ぶことになっている。しかし当局案にはこれがない。⑥知事として県民が公害防止のために果たす役割を持ち得るように措置を決めているが、当局案にはこれがみられない。⑦乱用防止条項がついているが、県民からの公害認定請求ができることになっている。当局案にはこれがみられない。(2月23日)

行政当局はこの提案をどう受けとったのであろうか。①議員提案は、公害を典型7公害 に限らずに「等」の規定で上の②にいうように広く定めようとしているが、一方、規制基 準については一定の範囲に限定している。つまり、条例では規制するにあたり改正をしな ければ実効性がないことになるのではないか。②議員提案は、公害国会において新たに加 わった、土壌の汚染についての規定がないがどうしたわけか。③500人以上から規制の 申立てがあったときは、直ちに必要な規制措置をとらなければならないとしているが、5 00人という人数の根拠が理解できない。また、ひとりからであろうと、必要であれば規 制措置をとる必要があるのではないだろうか。④知事提案は、別表に規定する「指定工場 等」以外の工場や事業場に対しても、規制基準などによって規制し、また改善命令も出せ るようになっているが、議員提案は別表に定める工場や作業場に対して規制を加えること としており、その他の工場などに対する規制についてはどうするのか疑問である。⑤議員 提案は公害防止協定の締結を要求しているが、条例の規定が存在するのに、また許可制や 事前届出制をとりながら、さらに協定を締結するのはおかしい。⑥議員提案は、罰則にお いて、知事提案より緩やかではないのだろうか。これらなどの疑問があったのではないだ ろうか。そうだとすれば、全体としては、知事提案のほうが規制が強いと認識したように 考えられる。

さらに、「公害に係る健康被害者等に対する見舞金等の支給に関する条例」は、前年12月に提案したものと内容は同じであるが、これに行政当局は、①少なくとも特定企業が原因となって生じた公害病に対して税金で負担することは適当ではなく、企業負担を明確にすべきではないのだろうか、②公害の定義が曖昧であるため、給付対象が広汎にわたるし、また支給対象者の規定からは県外居住者でも対象者になり、県内居住者でも対象者になら

ない場合が生じる、などの疑問をもったのではないだろうか。

なお、3月3日の県会総務企画常任委員会の直前に民社党は自民党及び県政会に修正案の提出を申し入れている。県当局の条例案に健康障害に対する衛生上の施策と中小企業への助成措置の2条を追加したい、というものであった。民社党が当局案に反対すると総務企画常任委員会の構成から自民党・県政会5となるのに対して、社会党・公明党・民社党6となり、当局案は否決されることとなる。駆け引きの結果、5日の同常任委員会において民社党は修正案を撤回したのであった(神奈川新聞、1971年3月6日、10日)。ために、小川玉子議員は、民社党を議員提案賛成討論において批判している(3月9日)。このよう状況の出現には、与党である自民党が単独では過半数に達しない状況に至っていたという理由があったのである。

決議案

「神奈川県公害防止条例の施行に関する決議案」が3月9日に提出されている。同日に和田誠次外35名、つまり公害防止条例の修正案提出者と同一人から「公害対策に関する決議案」も提出された。前者は民社党が主となって提出したものであり、内容は①「中小企業の事業者が公害防止施設の設置もしくは改善または工場の移転等を行なう場合には、必要な金融上の措置を講ずるよう努めるべきである」②「県民の公害に及ぼす影響が、きわめて重大化しつつあることにかんがみ、その科学的な調査研究をするとともに、公害に係る健康障害に対する衛生上の施策を講ずるよう努めるべきである」という先にふれた民社党の主張を述べたものであった。前者が原案どおり決した。

なお、否決された後者は次のように主張している。「知事提出の神奈川県公害防止条例案は、審議の過程において、真に県民の立場にたって公害を防止しようとする考え方が不十分であることや、政府の見解に追従し、地方自治体としての主体性を喪失していることならびに中小企業の公害防止施設設置等に対して、特別な配慮が不明であり、さらに被害住民に対する対策欠如等々幾つかの問題点が指摘されたところである。よって今後、公害対策を推進するについては、真に県民の健康と生命を守るため、以上の諸点を十分留意した施策を講ずるよう努めるべきである。」

社会党などが主張したのは、条例案が「県民の立場より、政府の見解に忠実」(中尾安治議員提案説明、2月23日)であるということであった。県民の立場、住民の立場という主張は、かつての事業場公害防止条例の審議においても同様であった。

過失犯

2月5日には、横浜弁護士会公害対策委員会が津田知事、県議会議長、県会各団長などに要望書を提出している。その内容は、①基本条例は公害防止条例の前文とし、公害防止 憲章として位置づける、②自然、生活環境の保護を県民の権利とし、その不可侵性を明示 する、③県民を主体とする県公害監視委員会を県と県下市町村に設置し、公害の発生源と 公害行政の監視に当たらせ、県公害審査委員会などの公害関係機関の公聴会を開くなど住民参加の道を制度化する、④公害防止の実効性をあげるため過失犯も罰し、県知事の告発義務を明示する、⑤県知事は公害被害者の救済措置を含む公害防止計画をすみやかに策定する責務を負うことを条例に明示する、など(神奈川新聞、1971年2月6日)というものであった。

企業責任について神奈川新聞は、条例案の記者発表の報道のなかで「具体性を欠く企業 責任」と大きな見出しを出している(1971年1月29日)。その翌日30日に開催され た県公害審査委員会では改正案に対し、「各委員から『企業の過失で公害が発生した場合、 企業を罰する処罰規定を盛り込むべきだ』との意見が出されたため、県は、県警本部と協 議して処罰規定を新条例に盛り込む方針でいる」と伝えている(1月31日)。

加藤禎吉議員(自民党)は「改正された大気汚染防止法等では過失犯について罰則対象としていますが、この条例には同様の規定がないのはどういうわけか」と聞いている。津田知事は、県の条例は許可制をとっているので「無許可でやっております場合は、故意であろうが過失であろうが、これはもう当然まず許可違反ということになるわけでありまして、最後に県の命令に従わない場合は許可の取り消し、こういう措置で臨むわけでありますので、むしろこういう県の強い措置につきましては、過失犯に対する規定をあえてつくる必要がない、こういう趣旨でございます」(2月22日)と答えている。

また、大阪府公害防止条例が東京都公害防止条例にならって水道の送水停止の措置を規定しているがという金木照義議員の質問に対しては、「公害を規制すべき責任のある者が、そういう第三者的な立場に対してそういう要請をするというのは、これはやはり本来とるべき態度ではなかろうと思います」、許可制という「担保措置があれば、あえて第三者による何というか、特別の措置ということはいかがかと考えます」と答弁している(2月24日)。上水道の供給停止要請については、1970年中の条例案作成の段階においては、日常生活及び防災上著しい障害とならないよう考慮するという範囲内で、考えられていたが、翌1971年1月当初の段階では、先にふれた隣地の境界との一定間隔の保持の条項などとともに、なくなっている。

議員提出の神奈川県公害防止条例案は、その第38条に工業用水等の供給停止の要請の項を置いている。小川玉子議員は、県当局提案の許可制とその取り消しをもって「実効ある規制ができ得るかについては、非常に疑問であります」(3月9日)として先にあげた鏡味生コンクリートの例をあげ、この第38条は「公害除去に非常に有効な手段となり得るものであります」と主張している。

東京都公害防止条例については、既に本県においては許可制や総量規制を考えていたので、その制定によって条例改正を検討するといった影響はなかったという。また、水道の供給方式から、県営水道は問題の地域には配水されておらず、他は3市に分かれているので、水道の供給停止措置は考えられなかったという(高橋談)。

なお、マンション建設による日照権の問題から水道法違反によって武蔵野市長が起訴さ

れたのは1978年12月のことであり、それは1971年10月に制定された「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」を原因とするものであった(後藤喜八郎編『都市づくり要綱裁判』、1985年4月、日本評論社)。

公害対策審議会条例案

議員提出公害防止条例案と同一人によって、「神奈川県公害対策審議会条例案に対する修正案」が3月9日県会に提出されている。これは県当局提出案が、30人以内の委員をもって組織するとしているところを、委員30人をもって組織するとし、その内訳を学識経験者8人、県議会議員8人、県職員及び関係行政機関の職員7人、神奈川県内に住所を有する者(前3号に掲げる者を除く)7人として明確にするとともに、委員に現地調査権を与えるなどとする修正案である。蒲谷隆次議員(社会党)は提案説明で、県当局提案の条例案は「会議室の中で審議をするという性格でありますから、全くこの現地の事情を調査し、その中からどのような審議をし、結論を求めるかという、きわめて積極的な姿勢がこの中からは受け取れないわけであります」(3月9日)と述べた。

これらの点は、神奈川県事業場公害防止条例案の審議の際の議論と、基本的には、同様の主張である。

この案は、起立少数により否決された。

以上のように、新条例を制定して、県公害行政は新しい段階へと進むのである。

4. 生活環境の保全と総合行政

1960年代後半

1965年の不況は短期間で終わり、民間設備投資は回復、これによって「いざなぎ景気」がはじまり、1970年半ばまでつづいた。戦後初の赤字国債の発行や資本自由化を遅らせたこともあって、日本経済は重厚長大型の発展をみせ、重化学工業が伸展し、鉄鋼、自動車、テレビ、テープレコーダー、事務用機器、金属製品などの輸出が非常な伸びをみせたが、これは、米国やEC諸国からの輸出規制の要求を招いた。資本自由化などの所謂第二の黒船に対応して、新日本製鉄などの大型合併が相次ぎ、1964年5月には新全国総合開発計画が決定した。

公害関係では、第二水俣病の発見、公害防止事業団法の公布、自動車の排出ガス規制の 開始、四大公害の訴訟提起、公害対策基本法の公布、東京都公害防止条例の公布、大阪国 際空港騒音訴訟、公害健康被害救済特別措置法の公布などがあり、公害をめぐる住民運動 が活発になってきた。

1970年代前半

1971年6月沖縄返還協定の調印、同年8月ニクソン・ショックの後に日本は変動相場制移行を決定、翌年には田中角栄の日本列島改造論発表、これは全国的な土地投機を加

速し、積極財政はインフレ傾向をもたらした。1973年10月に起こった第四次中東戦争にともなう第一次石油危機は「狂乱物価」と呼ばれるまでの異常な物価上昇を引き起こし、福田赴夫総理大臣は総需要抑制策をとった。生産は低下し、雇用が縮小し、1974年の実質成長率はマイナスとなった。米国から繊維をはじめとする輸入制限、貿易、資本の自由化要求、輸入課徴金の設定などの圧力が強まり対米輸出の自主規制が実施された。重厚長大産業といった資源多消費型の日本の産業は、資源節約、知識集約、加工技術選択型へと転換するのである。

公害関係では、公害関係14法の成立にはじまり、1971年5月の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の公布、同年6月の悪臭防止法の公布、佐藤栄作総理大臣の決断によって前年12月末に環境保護庁(仮称)として設置が決まっていた環境庁が、1971年7月1日に発足、5日には大石武一衆議院議員が第2代長官に就任している。新潟水俣病の患者側勝訴(1971年9月29日)、日照権問題、PCB汚染、国連人間環境会議の開催(1972年6月)、四日市公害訴訟の患者側勝訴(1972年7月24日)、イタイイタイ病控訴審の患者側勝訴(同年8月9日)、三木武夫の第4代環境庁長官就任(同年12月22日)、水俣病公害訴訟の患者側勝訴(1973年3月20日)、自動車排出ガス規制強化、二酸化窒素、光化学オキシダント等に係る環境基準の設定(同年5月8日)、第三水俣病問題(同年5月)、窒素酸化物の排出基準の設定(同年8月10日)、公害健康被害補償法の公布(同年10月2日)、航空機騒音に掛かる環境基準の設定(同年12月27日)、大阪空港騒音公害訴訟、硫黄酸化物の総量規制導入(1974年6月1日)、環境影響評価法問題などがあった。

公害白書

新しい条例が制定されるとともに、県の公害対策のための組織もこれまでの公害対策推進本部の体制から、1971年4月に公害対策事務局が設置され、これに対応していくこととなった。

従来の公害規制課を大気騒音課及び水質課に分離し、公害企画課との3課体制となった。 県は1972年3月『昭和46年版神奈川の公害 現状と対策のあらまし』を発行した。 これ以降、1972年版~1976年版までは『公害白書』、1977年版~1979年版 は『環境白書』、1980年版からは『かながわ環境白書』と題して、所謂公害白書を毎年 発行している。

このころの公害の状況をみてみよう。工場立地、産業構造、生活様式の変化などにともなって、公害は全県的に拡大していった。公害が広域化し複雑化するにつれて、公害発生源を点としてとらえて、点から点をおさえるという方式は、あまり有効なものとはいえなくなるとともに、公害の内容が多岐多様となり、対処方法も多様になると類型別の施策を相互に関連なく実施することによっては、必ずしも十分な公害防止を図ることができるとは考えられなくなってきた。1971年に制定された基本条例はこの考え方を環境という

面からとらえた初期の段階のものであった。

公害のなかでも騒音・振動は苦情の件数も多く、対応の難しいものであった。その点から工業団地建設による中小企業工場の集団化は効果があったようである。工場移転資金の援助によって工場移転の促進を図ってきたが、限界があることから1968年からこの集団化に積極的に取り組むこととしたのであった。そのはじめは1970年6月に造成工事を完成した川崎市川崎区小島町の京浜工業団地である。他にこれと同様に公害防止事業団と本県などが実施したものとして綾瀬工業団地、綾瀬第二工業団地、峡の原工業団地(相模原市相原)などがあり、また、県企業庁が実施した伊勢原工業団地がある。平塚市は独自に大神第一工業団地、大神第二工業団地を造成し、前者は1970年9月までに、後者は1971年11月までに工場の進出が完了している。

公害対策基本法第19条の規定に基づき、1971年5月に、東京、大阪などとともに、相模川以東の14市5町の区域が第2次公害防止計画策定地域とされた。1972年12月19日に内閣総理大臣の承認を得たこの計画は、前期5か年の年次計画と後期5か年の一括計画とを併せた1972年度からの10か年計画であった。1977年6月に後期計画について見直しのための基本方針の指示が知事にあり、翌年3月計画が承認されている。

年 度	全 県	横浜市、川崎市	その他地域
1955年	4,730億円	8 4 %	16%
1960	14,056	8 6	1 4
1965	30, 492	7 1	2 9
1970	71,306	6 0	4 0
1971	74, 992	5 8	4 2
1 9 7 2	81, 530	5 5	4 5
1973	96, 310	5 6	4 4
1974	120, 902	5 8	4 2

県工業製品出荷額の推移

あくまでも国が支払うべき性質のものとしていた公害病に関する見舞金支給について、1971年5月には公害病認定患者遺族見舞金支給要綱を、川崎市が支給しているので支給したいと考え(蒲谷隆次議員への知事答弁、1971年6月)、施行し、同月には「神奈川県における光化学公害緊急時の暫定措置要綱」を実施、10月には上乗せ条例である「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排出基準を定める条例」を公布し、11月1日から施行した。12月には「深夜騒音規制措置要綱」を定めるなどしている。

神奈川県新総合計画

この計画は、第三次総合計画(1969年改定)に次ぐ総合計画であり、自然の尊重と 人間性の回復を基調として、県民のため安全で快適な生活環境の確保と自然環境の保全に 重点を指向し、福祉優先の豊かな地域社会の実現を期し、そのためやむをえない手段とし て流入人口の抑制という姿勢をとる、1985年を目標とする計画である。

1973年4月17日に県総合開発審議会において基本計画を、10月19日に整備計画を決定し、11月県において決定された。

まず、現状を次のような点からとらえている。1)人口~激しい人口増加は過密現象を助長し、県民生活に大きな問題をもたらしている。2)工業~この発展は県民所得と福祉の向上に大きな貢献をした反面、公害問題など環境の汚染などの問題を引き起こしている。3)自然環境~人口集中と工業の成長により、山地や農用地の大量の壊廃転用が起こり、宅地化が急速に進行し、自然環境を損ねている。4)生活の安全~経済の高度成長は生活環境の悪化をもたらし、モータリゼーションの普及は交通事故の増加をきたし、大都市では防災体制が不十分である。4)生活環境~住宅、都市公園、余暇施設など公共施設の不足や、都市騒音などから生活の快適さを確保するための施策が重要となっている。

以上の認識から、人口の適性規模と適性配置及び産業の適性配置によって、県土の適性な利用が必要であるとしている。このなかで工業については、工業地域の新たな拡大は期待できず、工業の分野においては、資源消費型から知識集約型への転換が望ましいとされているがこの傾向は本県においてもすでにみられるところで、この趨勢は都市型工業とともに将来本県が担うべき重要な機能である、としている。また、市町村が工場進出を希望するものについては、公害を発生しないもの、産業廃棄物の処理が容易なもの、多量の水を必要としないもの、大量の貨物輸送をともなわないものという方針にしたがい立地を認めるが、十分な緑地空間を確保させるなどとしている。

人間も自然界の一員であるという位置づけを認識し、自然の多様性のわくのなかで、将来にわたって安全で持続的な生存環境の保全をはかる必要がある。そのためには、県行政のすべての部門にわたり、自然の尊重を基調とした施策を有機的連携のもとに推進しなければならない。また、急激な経済社会の発展のなかで経済性、合理性、生活の利便性が追及されるあまり人間性が軽視されがちとなったが、人間の回復のため人間中心の地域社会の実現に向かって諸施策を展開することが必要である。そのためには、社会福祉施策はもとより、教育、保健衛生、土木、労働、警察などの各行政分野、財政運営などすべての分野において人間性の回復を基調とした施策の展開をしなければならない。以上のようにしたうえで、1)環境の保全と関連都市施設の整備、2)社会福祉と保健医療の飛躍的向上、3)教育の充実と文化の普及、4)農林水産業の進行と基盤の充実、5)働きがいの充実と県民スポーツ・レクリェーションの普及、6)資源の節約と有効利用、7)消費生活の安全と地価の安定、8)基地対策の課題と施策について述べ、環境の保全と関連都市施設の整備、県民福祉の向上、教育・文化の充実、県民経済の調和ある発展、働きがいの充実とスポーツ・レ

クリェーションの普及を特に大項目として「基本計画」及び1973年度から1980年 度までの8ヵ年計画とする「整備計画」において論じている。

これまでの総合計画とはその基調が変化しているのに気がつく。自然の尊重と人間性の回復という、津田知事が1971年2月県会の所信表明で述べた言葉を大きな柱として、あわせて、その政策の重点としていた福祉の向上を強調し、第三次総合計画にも盛り込まれていた教育・文化の充実、大工業と中小企業、農林水産業との調和のある発展を更に進め、それに新たに働きがいの充実とスポーツ・レクリェーションの普及を加えたのである。全体的には、福祉行政の内容の拡大とその強調の色合いが強いように思われる。このころは公害問題や都市問題の深刻な状況から、福祉対策の重要性が言われ、また地域主義が論議されるようになっていたこともあったが、次のことにも注目していいのではないだろうか。津田知事知事は、30数歳の年齢で財政課長から1951年5月に民生部長に就任し4年間在職したが、その後は総務部長を4年、副知事を8年勤めて、1967年知事に選出されている。民生部長のときに福祉課長を4か月、総務部長のときに農政部長を10数日兼務している。財政課長や総務部長など全体をみることができるであろう職についていはしたが、具体的な施策に直接係わったのは本県においては民生部門のみであった。30代半ばの4年間この事務に携わったことは、津田知事にとって大きな意味をもったのではないかと思われる。

新総合計画では、公害について次のように述べている。従来の公害発生源対策は汚染排出物の希釈拡散から総量規制等個々の発生源に対する対策を中心に行ってきたが、処理施設の管理、処理技術の限界等の面から必ずしも十分とはいえない。さらに、公害物質が質的にも多様化し、量的にも増大している現在では、公害源物質を発生させない産業技術の開発、普及が必要となってくる。この計画においては、公害防止の施策をすすめるにあたって、人の生命、健康の保護にととまらず、環境それ自体の汚染または破壊を未然に防止することを目標とする。

また公害の発生は、人間の諸活動に起因するものであるから、公害を防止するための施策も人間の諸活動そのもののあり方まで含めて、総合的に策定しなければ、抜本的な解決策とはならない。このような考え方に基づいて、公害防止の長期的施策を策定する、として1)環境容量の策定の推進、2)産業立地適正化の施策の推進、3)都市施設の整備の推進、4)生産・流通・消費の全過程を通ずるクローズドシステム化の推進、5)公害発生源の規制と無公害産業技術の開発の推進、6)環境監視、7)融資・助成、8)被害者救済および公害損害賠償補償制度、9)調査研究、をあげている。

ここでも公害を人間の諸活動から把握する視点を強調するとともに、第二次総合計画以来の公害未然防止策を更に進めていることが分かる。

しかし、この計画が決定された1973年11月は、先にふれたように、第一次石油危機が既に起こっており、この計画の達成は財政的にも困難になることが予想されたと思われる。

横浜市の公害行政

「横浜方式」の成果により、横浜市における硫黄酸化物排出量は1966年をピークに減少、1972年12月にはすべての測定点で0.05ppmという環境基準を達成した。しかし、全体としてみれば環境悪化はすすみ窒素酸化物等による複合的な大気の汚染、水質汚濁は深刻さを増していた。1971年5月、初めて光化学スモッグが発生し、この年の被害者は2,300人にのぼった。同年6月横浜市公害センターが公害対策局となり同時に公害対策協議会を改組し公害対策審議会が設置された。また、庁内機関である公害対策連絡調整会議が再編された。

1967年から69年にかけて、新潟水俣病、四日市ぜん息、富山イタイイタイ病、熊本水俣病の患者が企業や国を相手に次々に訴訟を提起した。その一方で、公害被害者に対する行政上の救済措置の必要性が叫ばれ、国は1969年、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」を制定した。しかし、当初、この法律の適用地域に横浜市で最も大気汚染の激しかった鶴見区が含まれていなかったため、市では1971年11月から救済法に準じた内容の独自の救済制度を実施した。その後、1972年2月に鶴見区臨海地域が救済法の指定地域となり、市の救済制度は国の制度に移行したが、国の救済法は応急的な医療救済を図るものであったため、市では1973年4月、生活保障的内容をもつ「横浜市公害健康被害者の救済に関する条例」を制定、生活補助費、療養手当等の給付を行った。この条例は、1974年9月に救済法にかわり「公害健康被害補償法」が施行され、市の制度の大部分がこの法の制度に吸収されたため廃止された。吸収されなかった部分については、1974年11月から「横浜市公害健康被害者保護規則」を施行し、認定患者が制度変更により不利益をこうむらないようにした。

1973年12月、1985年を目標とする横浜市の新しい総合計画「横浜市総合計画・1985一市民による新しいまちづくり」が策定された。この計画では「市民生活を守るための重要課題」のトップに「都市の環境問題と公害対策」があげられ、その中で市民の健康を守るにふさわしい環境目標が設定されている。公害関係法令が整備されたとはいえ「発生源である企業の利益を損なわない範囲で制定されている」法律や排出口濃度による規制のもとでは不十分だとして市独自の基準を設定したものである。

この目標実現のため、市ではひきつづき「横浜方式」による企業との公害防止協定の締結を既設工場あるいは水質汚濁対策へと範囲を広げすすめていった。また、規制方法も従来の企業ごとの排出負荷量規制から地域ごとの総量規制に発展させていく。そして1975年にこれまで締結した個別の公害防止協定に共通な事項を指導要綱としてまとめ「硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱」、「炭化水素系物質の蒸発防止設備設置等指導要綱」、「横浜駅周辺地盤沈下対策指導要綱」が定められた。次いで、1976年には「工場騒音測定指導要綱」、1977年には「公衆浴場の大気汚染対策指導要綱」、「窒素酸化物対策指導要綱」が制定された。このうち「硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱」及び「窒素酸

化物対策指導要綱」については、総量規制方式を導入している。 このように固定発生源に対する公害の事前予防対策が広がる一方、自動車による大気汚染や騒音など都市型ともいうべき新しい公害が問題化してきた。光化学スモッグの発生も自動車の排気ガスが主要因とみられていた。日本でもアメリカのマスキー法を基礎とし一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物の排出量を従来の1/10程度に減少させる目標がたてられ1976年完全実施の予定であったがメーカーからの要望で実施延期、段階的規制へと緩和された。この措置に反発した市では、自動車公害を大都市共通の問題としてとらえ、東京都、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市とともに1974年7月、「七大都市自動車排気ガス規制調査団」を作り研究、1976年度規制の技術的可能性を明らかにするとともに、国に対して1976年規制の完全実施を主張した。1975年夏、市は自動車から出されるNOx、COを沿線別に調査しその結果に基づき規制の度合をはじきだすことをねらいとして、全国で初めての「自動車の道路走行容量調査」を実施した。

このような公害の量的、質的な変化を鑑み、1974年1月、横浜市公害対策審議会は「公害研究所の創設について」という建議を市長に提出した。建議書は公害について「産業活動を含めたすべての市民生活から生ずるあらゆる環境汚染、自然破壊の問題を地球的レベルの資源とエネルギーの有効利用の観点から長期的、総合的に制限する必要性」を説き、自然科学のみならず社会科学等を包含した広範な分野からなる調査・研究を総合的に体系をたてて実施しなければならないとした。これを受けて、1976年、総数30名の職員をもって公害研究所が開設された。

また、公害防止のためには広域的な汚染対策が必要であるとして、1972年10月、横浜市は川崎市と共同して東京湾を囲む都市に対して広域公害対策の推進について協力を要請、翌年5月には東京湾を囲む1都2県の公害担当局部長会議が開かれた。つづいて横浜・川崎両市長は1都2県を含む各都市に対し公害対策首長会議の開催を呼びかけた。呼びかけにあたって東京湾岸の地域の公害対策は面的、広域的に大気、水質汚染の発生機構を究明し、汚染管理がなされるべきであると広域行政の必要性を強調した。そして、総合対策として広域監視管理センターの設置、大気汚染及び水質汚濁に対する共同管理計画の策定ならびに統一基準の設定、大気汚染及び水質汚濁の発生機構の共同研究、移動発生源対策、公害による健康被害者の救済など7項目の計画を発表した。この構想に対して千葉県側自治体は「あえて市長会議を開かなくても事務担当レベルの会議で目的は達せられる」と消極的回答をよせた。結局、首長会議は実現はしなかったが、1975年、東京湾岸の27自治体により「東京湾岸自治体公害対策会議」が結成され、8月の初会合において汚濁発生源工場の年内一斉立入調査を行うこと等を決め、今後広域的に東京湾の水質浄化対策の推進などを盛りこんだ会議規約を承認した。

川崎市公害防止条例

1971年4月、「市民生活優先」の原則を掲げる伊藤市政が誕生した。市長は就任後、公害の防止、健康被害者の救済に取り組むことを表明した。その年の8月、市長は市と公

害防止協定を結んでいる39工場に対して亜硫酸ガス排出の環境基準達成をこれまでの計画より1年早め1974年末までに0.05ppm以下とするため公害防止の促進を要望、それに向けての計画書を提出するよう求めた。10月には公害部を衛生局から分離昇格させて「公害局」とし、同時に市内の環境汚染状況を集中的に監視するための「公害監視センター」と公害問題に係る調査・研究を推進するための「公害研究所」を設置した。1972年9月、環境テレメーター装置と発生源亜硫酸ガス自動監視装置が公害監視センターに設置された。これにより、市内7か所の観測地点の大気汚染状況ならびに市内32工場の燃料使用量、亜硫酸ガス濃度の自動測定が可能になった。発生源亜硫酸ガス自動監視装置の設置にあたっては、警報や注意報が発令されると各工場に燃料の切り替え、硫黄分低減処置などを一斉に指令する仕組みを同時にとった。

このころ川崎では公害病患者の死亡が相次ぎ、川崎は「公害の町」として全国に名が知られるようになっていた。市では「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する規則」の地域指定を拡大、また公害病認定患者世帯を非汚染地区の市内北西部の市営住宅へ優先入居させる等の対策を講じていたが、1971年10月、公害病患者救済の総合対策として①医療救済、②患者管理の方策、③療養環境の整備、④生活補償の充実、の基本方針を決定した。

1971年10月、市長は川崎市公害対策審議会に公害防止条例の制定のための公害行政諸制度について諮問した。内容は①公害対策についての基本理念、②事業者の負うべき責務、③環境基準の設定及び環境保全のための施策、④市民の理解と協力を得るための施策、⑤発生源に対する規制基準及び措置、⑥公害防止協定のあり方、⑦発生源監視のあり方、の7項目である。1972年1月の審議会答申を受け、同年3月「川崎市公害防止条例」が制定された。この条例は、1969年に制定された東京都の公害防止条例をモデルにしてつくられ、前文で生態系のバランス関係の上に成り立つ「環境」というものの捉え方についてふれ、「すべて川崎市民は、安全で健康であり、好ましい環境に対する権利と責任を有するものである」など3つの原則を掲げている。そして、市独自の環境目標値、地区別許容排出総量、工場新設の際の公害防止設備基準を設定するなど国の法律や県の条例のワクを大きく越えた思い切った内容のものであった。また、条例では違反工場に対しては名前の公表、工業用水の供給停止など厳しい措置が決められているほか、市民による公害監視会議の設立などももりこまれている。市公害局では、国の法律や県の条例を上回る規制措置を規定したこの条例の違法問題が提起されるのを懸念し、判例研究や学者の意見聴取などを通じて条例の合法性に関する理論づけを行ったという。

川崎市公害健康被害補償条例

公害による健康被害者救済については前述の基本方針に基づき、特に医療的救済から経済的救済へと転換が図られた。それにあたっては本来原因者である企業の参画によって対処すべきであるとの原則にたち、財源負担を企業に求めることとし、次のような方式が考

え出された。それは、川崎市と公害防止協定を結んでいる43企業(47工場)に1970年から1972年の3年間の硫黄酸化物の排出実績に応じて基金(総額30億円)の負担を求め、その基金の利子分1億8千万円を市に寄付、市がこれを公害被害者の救済にあてるという全国でも初めての試みであった。1972年9月、川崎商工会議所は市からの要望をうけ、この基金管理を行う「財団法人川崎市公害対策協力財団」を設立した。

市はこの制度を条例化しようと1973年1月、療養生活補助費及び遺族への弔慰金の給付を主な内容とする「川崎市公害病認定患者療養生活補助等助成条例」案を発表した。それに先だち、公害病友の会などを中心とする患者側は入院患者に症状により7段階のランクに分けて支給される生活補助費は差別を生むとし、一律月額3万円を要求、今回の条例化は企業の免罪符となるものとの声明まで出した。これに対して市では次年度にランク別支給方式の再検討を約束、患者側の理解を求めた。企業側は条例案を歓迎したが、不法行為に対する損害賠償とみられては困るとの見解を述べている。また、横浜弁護士会では、条例制定についての要望書を提出、同制度が民事的なものか単なる見舞金制度なのか不明確であるとし、支給額のランク付けの撤廃を求めた。

1月末から開催された市議会においては、この条例案に審議が集中、結局原案どおり可決されたが、委員会において各会派から患者の生活補償になるよう企業の拠出金を増額するなどの要望も出された。議会において市長は、この制度は見舞金的制度になるのはやむをえないと説明、また、この制度によって企業の公害責任が免除されるものではないと述べた。

1973年1月、市では工事公害を事前に規制するため「開発行為等に関する工事公害の防止措置のための指導要綱」をまとめ施行した。内容は日曜・祝日の作業、夜間工事の禁止、機械類の消音装置の設置、工事着工に際して周辺住民と事前協議の必要、工事者からの契約書の提出などである。同年4月には光化学スモッグで被害を受けた市民に本人負担の医療費を全額市が支給する「光化学スモッグ被害者医療費支給要綱」を制定、施行した。

1974年9月、民事責任を踏まえた損害を填補する制度として「公害健康被害補償法 (公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法)」が施行された。それまでも市では独自 の制度を設け国に先行して地域指定を行い、被害者の救済に取り組んでいたが、同法の適 用されない被害者を救済するため、同年10月、「川崎市公害健康被害補償条例」を制定、 これに必要な財源は全額企業が出すこととなった。

また、市では認定患者と公害発生源企業との間の補償問題に関する話し合いを仲介し、11月、患者団体と企業43社がそれぞれ市と確認書を取りかわす形で解決させた。本来は「原因者と被害者の間で民事的な損害賠償事例として処理されるのが原則」であるが、現実的な訴訟は長期にわたるので「迅速かつ円滑な補償問題の解決は、地域住民の福祉をあずかる行政として喫緊の課題」と考え、行政的な解決を図ったものである(松本秀雄「川崎市公害健康被害補償制度について」『ジュリスト』No579、1975.1.15)。

確認書の内容は①国の公害健康被害補償法が対象外としている1974年8月以前の患者の逸失利益の補償(いわゆる過去分の補償)、②新法の施行に伴う不利益の補填(川崎市公害健康被害補償条例による措置)、③市民施設(仮称・ぜん息センター)の建設費の拠出、の3点が骨子となっている。また、これによる補償がなされても、それは個々の被害者の民事上の権利行使をさまたげるものではない旨が明記されている。このうち、③の市民施設については、後に同趣旨の構想をもつ横浜市と提携し、1977年1月、「財団法人川崎・横浜公害保健センター」として設立され、1978年4月、両市の市境付近の川崎区日進町において業務を開始した。

1974年11月、「川崎市新総合計画」が策定された。この計画は「人間尊重を基調とする人間都市の創造」を都市づくりの目標として掲げ、1985年における市民生活のあり方を想定し、その実現をめざすものである。総論の「川崎市の現状とおかれている立場」の中では「産業や人口の過度集中が都市に多くの問題を生起させている。」それは「国の政策とその方向に従って地域の都市問題についてあまり顧みなかった自治体の態度にも責任があろう」、「これからは人間中心の都市の姿に立ち帰る努力が都市自身によってはらわれなければならない」と自治体の責務を明らかにし、さらに、都市環境の悪化に対しては問題発生の因果関係を的確に把握したうえで、総合的な施策を講ずる必要性を述べている。各論の第1部「生活環境の整備」で公害は最初の課題として掲げられ、公害対策の構想として(1)防除対策 ア.発生源に対する規制措置 イ.計画的土地利用 ウ.環境回復事業 エ.公害防止の誘導策 (2)被害対策 があげられている。さらに、河川、下水道、港湾整備、交通体系整備、水道、保健・医療など関連施策を組み入れた総合的な施策体系を掲げている。また、汚染者負担の原則を明記、企業は公害防止対策だけでなく破壊された環境を再び回復させることと被害者救済について責任を負うものとしているのも特徴のひとつである。

1. 環境影響評価条例

革新知事

1975年4月23日、長洲一二前横浜国立大学教授が知事に就任した。知事が公選になって以降、内山岩太郎知事、津田文吾知事に続き3人目の知事である。

長洲知事は、同年6月の定例県会で次のように所信を表明している。

「戦後日本の国是となってきたGNP成長至上主義は、いまや内外両面から行きづまり、 わが国はいま戦後最大の転換期に際会するにいたったのであります」とし、「もろもろの社 会システムを、新しい時代の新しい理念にもとづいて再編成し、転換することが不可欠の 課題となって」 おり、「こうしたシステムの転換における中心課題の一つは、 地方自治の新 しい位置づけと、それによる地方自治の新しい可能性の探究にある、と私は確信す る」とした。そうして、「中央と地方の政治と行財政のあり方を根本的に」「分権と自治の 精神にもとづいて」見直すことが最大の課題であるとして、「革新自治体」から「自治体革 新」へのために「行政全体のシステム転換」が不可欠であるとした。そのうえで、「神奈川 県政に臨もうとする私の基本的姿勢」として、1)「自治と連帯の社会」をつくりたい、2) 「生活者の心がしみ通り、脈打つ県政」を確立したい、3)「子や子孫に誇れる神奈川」を つくりたい、として、このことの具体化のために「新神奈川計画とでも呼ぶべき、総合的 な計画を用意したいと考えて」いるとした。これは、新総合計画が「その後の情勢の変化、 なかんずく高度成長から低成長への日本経済のドラスティックな転換によって、全体的な 見直しと改訂の必要に迫られてい」るからであると主張した。また、この作業を進めるに あたっては、「学識経験者や職員の専門知識を活用するとともに、新たに市町村当局や県民 の英知と創意をより広く結集するよう努力してまいりたいと考えております」 と語っった。

環境部の設置

公害行政から総合的な環境行政への前進をはかるため、1977年5月16日、環境部が新設された。これまでの公害3課を改組して、環境総務室、大気保全課、水質保全課とし、騒音振動と廃棄物を担当する環境整備課、自然保護課、防災消防課、工業保安課を加えた1室6課となり、地区行政センター(横浜地区を除く)に環境部を設置した。

1970年代後半に特に問題となったのは、自動車排気ガスを主要な発生源とする光化学オキシダントや二酸化窒素、その他硫黄酸化物による大気汚染、カドミウム・シアン・PCBなどの有害物質による水質汚染、農薬汚染、基地・航空機・鉄道の交通騒音、東京湾の汚染などであったし、更に湖沼や酸性雨についても問題となってきていた。

環境部のその後は、1980年8月、地震対策の強化を図るため衛生部から温泉地学研究所が移管され、1981年6月には環境影響評価制度の実施及び環境管理計画を策定す

るために環境管理課を新設、また公害センター京浜支所を特殊環境部と改称し、本所の機構とした。1986年4月には、自動車交通公害対策の充実をはかる目的から環境整備課の騒音・振動班を廃止し、大気保全課に騒音振動班を新設、これに伴い環境整備課に美化推進事業の充実を図るため美化推進班を新設した。環境部には、自然保護センター、箱根公園管理事務所、丹沢大山公園管理事務所、消防学校も置いている。

新神奈川計画

長洲知事が就任した1975年は戦後最大の不況の年の中にあって、県財政においても 法人関係税収入は前年実績を下回ることとなり、赤字再建団体になるのではないかと憂慮 されたときであったが、これは切り抜けられた。県財政は異常事態に陥ったということを 内外に宣言すべきだと思うと長洲知事は議会で述べ、産業構造を考え直す時にあると言い、 このような状況のなかで、いやおうなしに新総合計画を抜本的に改訂せざるを得ないとし ていた(1975年6月23日)。本県は、地方交付税の交付団体となった。

2年後の1977年には、「未曽有の財政危機との闘いも一応の成果を収め、51年度をもって暗く長かったトンネル脱出への展望をつかむことができましたので、やや積極型の予算を編成し、切実な県民要求に対する諸施策の積極的な展開をはかることにいたした」(6月27日、長洲知事提案説明)とはいえ、県財政をとりまく環境は依然厳しいものがあるとも述べていた。

その後、急激な円高によって再度深刻な不況に日本経済は陥り、「県財政は引き続き困難な運営をよぎなくされる見通し」(1978年2月20日、長洲知事提案説明)となるのであった。

長洲知事は、このときの提案説明にあたって注目すべき発言をしている。「経済成長と福祉の充実は、とかく矛盾するかに考えられがちでありますが、福祉型経済成長こそ、これからの経済成長のパターンでなければならないでありましょう。従来の公共事業の概念も、こうした観点から見直すことが必要でありましょう。このたびの予算編成にあたっては、県民福祉に直結する生活関連公共事業にしぼってできるだけこれを導入する一方、福祉、医療、教育、文化等の諸事業に重点的な財源配分を行いました。」「今後とも"列島改造"型成長への逆戻りでなしに、新しい『福祉型成長』という考えで、財政運営にのぞんでまいりたいと存じます。」

内山知事も津田知事も、ともに福祉行政に非常に力を入れたが、産業の発展と福祉政策との関係がどうであったのかは今回の調査研究では検討できなかった。福祉型経済成長がどういう内容のものかは詳しく見てみないと判らないが、この視点から長洲知事も含めこれまでの県行政を検討してみることは価値があるだろう。しかし、それは今後の課題にしたい。

さて、こういう状況のなかで、新神奈川計画は、1978年2月に決定された。21世紀を展望する長期的視野に立った新しい発想に立つ新しいタイプの計画を目指し、従来の

行政計画の枠をこえた社会計画とし性格づけられた。策定にあたっても、県民の積極的な参加を呼びかけた。それは長洲知事の「県政は、まず第一に私と県議会議員の皆さん、県職員の皆さんとの共同作品であり、何よりも六百三十万県民の皆さんとの共同作品でなければなりません」(1975年6月県議会知事所信表明)との主張によっていた。

自治と連帯による社会づくりを基本とするこの計画は、基本構想、基本計画、実施計画 の三つからなっている。実施計画は、1978年を初年度とする5か年計画であり、三年 ごとに見直しを行うとされている。

基本方向は、1)健康を守り福祉の向上をはかるために、2)文化をはぐくみ教育を充実するために、3)自然を守り住みよい環境をつくるために、4)生活と調和した産業の発展をはかるために、の4点から述べられる。

公害については、直接的には、この3)のなかの「緑豊かな住みよい環境の創造」で述べられている。そこでは、人間の社会的、経済的な活動が自然との共存のなかで営まれるという基本的な考え方のもと、「公害の防止と自然環境の保全、回復をはかり、住みよい自然豊かな環境の創造を推し進め」、「そのためには、県民自らが環境に対する監視者であると同時に、地域社会の担い手として新しい環境の創造に参加することが期待される」としている。

①公害の発生源対策、②公害の未然防止の推進、③廃棄物の処理と再利用の促進、④自然の保護、⑤緑化の推進、⑥環境管理体制の確立の6点を基本計画においてあげている。特に新しいものをひろってみると、まず、①中で、「脱公害への転換」の項にある企業におけるテクノロジー・アセスメント(技術影響評価)であるが、これは実施計画にいう「新製品、新技術の開発にあたってその影響などを長期に予測する技法の検討を行う」にあたる。テクノロジー・アセスメントは1966年ごろから米国ですすめられ、それに関する法律も制定され、この考え方が環境アセスメントの基礎をなしたものと考えられるという(山村恒年『環境アセスメント』、1980年5月、有斐閣)。次には、⑥中で環境管理計画の策定及び環境アセスメントの実施をあげることができる。その他は、全体としてみると、従前の計画などと大差はないといっていいであろう。

環境アセスメント

1969年12月、米国で「国家環境政策法(NEPA)」が成立したが、これは環境アセスメントによる環境保護立法であると受けとられているという(人間環境問題研究会編『環境アセスメントの法的側面』、1975年11月、有斐閣、池上徹論文「わが国における環境影響評価(環境アセスメント)への対応」以下)。我が国における環境アセスメントの制度化に当たっての動向のはじめは、1972年6月6日の閣議了解「各種公共事業に係る環境保全対策について」であるという。このなかでは、「国の行政機関は、その所掌する公共事業の実施主体に対し、あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容および程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査研究を行なわしめ、その結

果を徴し、所要の措置をとらしめる等の指導を行なうこと」、「地方公共団体に対しても国 に準じて所要の措置が講ぜられるよう要請すること」とされ、同月都道府県知事あて、農 林、運輸、建設事務次官名通達「各種公共事業に係る環境保全対策について」が出された という。また、この同じ6月6日には国連人間環境会議において、大石環境庁長官が「私 は、公共事業の策定にあたり環境アセスメントの手法を取り入れる所存であります。その 事業の環境に及ぼす影響について事前に十分な検討を行なわせ、必要と認めるときは、環 境庁が環境保全の措置を勧告するものであります。近い将来にはこの環境アセスメントを、 さらに、国土開発、観光開発等の事業にも広く応用したいと考えております」と演説した。 1973年2月、日本弁護士連合会は「環境保全基本法」、「環境保全計画法」及び「地域 開発の策定に関し住民等の参加を確保する法律」の3試案要綱を作成した。1974年7 月1日には、環境庁企画調整局防止計画課を環境管理課と名称変更し、環境影響評価に関 する政策の企画、立案、推進などをその所掌事務としている。また、1975年2月には、 公明党が「環境に対する影響の事前評価による開発事業等の規制に関する法律 案」を国会に提出し、また同年、日本弁護士連合会は「環境保全政策法試案要綱」を公表。 1976年には社会党が「環境影響審査に基づく開発行為の規制に関する法律案」を国会 に提出するなど既に環境アセスメントの動きはみられていた。

環境影響評価条例

「神奈川県環境影響評価条例」は、1980年10月20日公布され、翌年7月1日から施行された。川崎市では、1976年10月に「川崎市環境影響評価に関する条例」が公布され、翌年2月から施行されていた。

先にふれたような環境のなかで、県は環境アセスメントを問題としてあげざるをえない 状況に、少なくとも、置かれていたと言える。

1976年11月2日の部長会議において、とりあえず、農政部自然保護課が窓口となって、全庁的なプロジェクト・チームを編成し、環境アセスメントの制度化について検討することが決定し、これによって環境アセスメントの本県における本格的な検討が開始されたようである。同年12月1日に「環境アセスメント制度化プロジェクトチーム」(メンバー21名)を発足させ、問題点の検討を行い、翌77年4月「神奈川県における環境アセスメントの制度化について」の検討結果をまとめた。同年5月16日の機構改革により環境部自然保護課における所掌事務となり、同年10月1日、「神奈川県訓令第15号(1977年5月16日)に基づく全庁的プロジェクトチーム」として「環境影響評価プロジェクトチーム」(メンバー13名)が設置され、「環境影響評価を制度化するため、本県における環境影響評価のあり方について検討する」こととなった。

なお、新神奈川計画の見直しについての総合開発審議会の答申があった際に、環境アセスメントを行うこと、絶えず県民に情報を提供することなどの提案があったとし、アセスメント作業については、さっそく検討する、と横松宗一郎(公明党)議員に長洲知事は答

弁している(1977年3月2日)。

民間研究機関に研究委託も行っている。 1977年には、①神奈川県における環境アセスメント・システムの検討、②神奈川県の環境創造及び環境保全のグランド・デザイン、③神奈川県における環境問題の実態は握と環境アセスメントのあり方、1978年度には①地域特性と開発行為特性との組合せにおける評価項目の重要性の検討、②評価項目ごとの情報源、情報処理の手法、適用条件の整理及び試行、③神奈川県における土地利用の分野と類型化、④地域環境特性による地域区分と土地利用の組合せによる解析及びその結果の整理、についてである。

1977年7月19日の県会県民環境常任委員会において、既に県独自の環境アセスメント制度の内容は如何なるものなのかが問われている(『議会時報』)。翌年3月の同委員会においては、同制度研究の推進状況などについて、また、釜利谷開発についての環境アセスメントによる検討の有無についての質疑などがなされている。

1978年8月、環境影響評価プロジェクトチームによる「環境影響評価の制度化について」がまとめられている。この報告を受けて、企画調整会議で素案を作成すること、その下部組織として全庁的な環境影響評価部会を設置することが決定した。部会では、1979年度20回の会議を重ね、制度の在り方、対象とすべき事業予測評価の項目、予測評価の実施主体、予測評価の時期、住民参加の方法などを検討し、これを適宜企画調整会議に報告し、制度の基本的な考え方をまとめていった。また、市町村とも16回の会議を開催し、市町村の役割、その制度との関係について検討を進めた。その結果、基本的な事項として、制度の性格は手続法的なものとすること、対象事業は環境に及ぼす影響の著しいものを広く対象とする、予測評価は公害、自然環境に係る項目のみならず、社会文化に係る項目も可能な限り対象とする、予測評価の主体は事業者とする、住民参加手法は説明会、公聴会の開催、公告縦覧の実施、意見書の提出など効果的な手法を取り入れることなどの方向性が確認された。更に、「環境影響評価研究会」を開催し、リモートセンシングの活用と環境の予測評価、環境影響評価のための定量的総合評価の手法などについて検討をおこなった(『環境自書』1980年版)。

1979年2月14日、長洲知事は県会提案説明において、「公害の防止と自然環境の保全をはかり、住みよい緑豊かな環境を創造し確保するため」、これまでもたびたび強調してきていたクリーン・アンド・グリーン作戦の展開を主張し、同時に「環境影響評価についても、早期に制度をはかるべく積極的に取り組んでまいる所存であります」と環境アセスメントの実施に積極的な姿勢を示した。

同年6月18日、長洲知事は県会提案説明において、こう述べた。「この神奈川にいかなる社会を創りあげることを目指すのか」として5点のなかのその一つとして、「環境創造により、自然につつまれ文化が香る神奈川をつくること」をあげ、「そのために、自然を県民共有の財産として守ると同時に、都市部の緑の復権につとめ、長期的視野にたった緑のネットワークを積極的に整備していくべきでありましょう。今日、国の環境政策の後退が云々

されておりますが、私は、これからも公害を防止し、環境アセスメントを実施し、環境管理を強めるなかで、環境政策をさらに前進させてまいる決意であります。」「生活環境に、やすらぎとうるおいと美しさを求める『アメニティ』の実現を目指して、ハードとソフトをつなぐ施策を工夫していきたいと考えております。」ここで環境アセスメントの実施に、長洲知事は再び積極的な姿勢を示した。同月22日には中西国夫議員(共産党)の質問に、国がやらねば県独自にやるつもりだ、と答弁している。

県会の議論

こうして、1980年6月26日、「神奈川県環境影響評価条例(仮称)骨子(案)」が公表された。「県のたより」「月刊かながわ」に制度内容を紹介し、また、条例案を載せたリーフレットを配布し、県民及び各界各層の意見を求め、県政モニター150人にもアンケートを実施している。以後、第2次骨子案、最終要綱案の提示を経て県会に1980年9月18日に「神奈川県環境影響評価条例案」及び「神奈川県環境影響評価審査会」を設置するための条例改正案が提出された。

骨子(案)がしめされた6月県会、県会県民環境常任委員会においては、多くの質疑がなされている。長洲知事は、環境アセスメントを開発抑制の切り札とは考えていない、子や孫に誇れる環境づくりのために責任をもってやりたい、などの発言を強調している。

「国においてまだ検討中の段階において、なぜ国に先駆けて」提案されなければならないのか(古家安治議員(自民党)、9月24日)という質問に、長洲知事は、「環境問題というのは、本来的に地域性の強いものでございますから、やはりそれぞれの地域の者が、自分たちの環境についてはその地域特性に応じて責任を負っていく、私ども基本的にそう考えております。したがいまして、本県の場合には何といっても高度成長期に、もちろんマイナスだけではございませんけれども、やはりいま考えると反省すべき乱開発をやったことは事実だと私は思います。そういう点で、やはり神奈川県の知事としては、この神奈川県土を子供や孫たちのために乱開発のそしりを受けないような形で守り抜いていく責任があろうかと存じますので、国が国全体のミニマムの基準をつくってくださるのは結構でございますが、やはり県は県独自の考えで県ミニマムの制度はつくるべきだ、こうかねてから考えておりまして、かなり以前からこの問題を私の政治公約として皆様にも申し上げてきた次第でございます」と地方自治の立場から強くその制定への決意を述べている。

「環境管理計画が不明のまま手続法の環境アセスメント条例を提出してきたことは、本末転倒ではないでしょうか」(古家議員)、「本来ならば環境管理計画ができて、アセスを実施するのが理想であると言っている」(柳下福三郎議員(公明党)、同日)という意見に対しては、「それができればあって、先にできていて、そして環境アセスメントがそのなかにはめ込まれるというのは、1つの理想」であるが、環境管理計画は「大変技術的に詰めてみるとむずかしい問題が出て」予定よりも作業が遅れている(柳下議員へ)と答弁し、これに関連しての質問として多く出されたそんなに急ぐ必要はないのではないかという趣旨の

質問には、次のように長洲知事は言っている。「かけがえのない神奈川の環境を守っていきたい、こういうことでございますので、現在の科学的知見の範囲内でございますけれども、できるだけできることは早くやりたい、こういうつもりで条例制定をお願いしているわけでございます」(柳下議員へ)、また、東京は準備予告期間を1年おいているが(古家議員)に対しては、この近辺では既に川崎、横浜が御案内のようにやっているし、埼玉、千葉も要綱の形だが来年4月からと伺っているので、そういう意味で神奈川も来年4月からやりたいと。

個別規制法の網が多様にかぶっており、現状でも事業者にとって相当過大な負担となっているし、しかも個別規制法でかなりの効果が期待できるのにアセスメント制度を導入しようとするのはなぜか(加藤勇議員(県政会)、9月25日)との質問には、「こうきめ細かく全体として考えるということになりますと、それで個別規制法が考えております問題の環境規制で漏れるところは全部カバーして、一体となって補完することができる、こんなふうに私どもは理解して、アセスの研究をスタートさせたわけで」あると答えている。

修正案

県会県民環境常任委員会において、10月1日、2日と質疑が続き、7日にいたって山野井富三郎委員(自民党)外11名から、附則第1項中「昭和56年4月1日」を「昭和56年7月1日」に改めるとの修正案の提出があり、神奈川県環境影響評価条例について多数をもって修正して可決すべきものと共産党を除く6党が賛成して同委員会で決し、本会議においても、共産党が4月1日実施は可能としてこれに反対したのみで、修正されたうえ、神奈川県環境影響評価条例は成立した。

議会討論において山野井議員は自民党県議団を代表して、環境への影響を無視した開発によって多くの公害が起きたという過去の誤りを反省し、再び間違いを起こさぬよう努めなければならないが、しかし、同時にアセスメント法あるいは条例を逆手に使うことによって生ずる社会的混乱、経済的損失というものも十分警戒しなければならないと考える、また、アセスメントが極端な住民運動に利用され、その影響を受けて事業が大幅に遅れるようなことが起これば、大きな経済的損失を招き、国民、県民の経済的負担増となってはね返ってくる、したがって「環境保全と経済上の影響という2つの立場をあわせて考え、条例の施行規則をきめるに当たっては、慎重かつ十分なる検討をのぞむものであります」と主張している。

成島敏行議員(社会党)は公明党、民社党、日本社会党を代表しての討論において、この条例をめぐる討論の中で、「環境管理計画制度の内容を煮詰めながら、本条例を制定することは何ら支障がなく、むしろ環境アセス制度のおくれこそ、環境行政推進の上で大きなマイナスとなること等々が明らかになった」として、仮にもこの条例の適用が「開発の免罪符とならないよう、特段の配慮を求め」、関係住民の範囲の決定に当たっては、アセスの持つ住民参加の手法が十分に生かされるよう留意すること、などを要望した。

また、小川勇夫議員は新自由クラブを代表し、「わが党は継続審査もやむなしと考慮し」 たが、3か月延長の意見や、県当局のその準備などに万全を期する旨の発言から、「規則や 基本計画等の策定に十分な、しかも慎重な配慮を強く要望」して賛成計論を行っている。

環境影響評価条例は手続法として提案されていることからか、また、国において環境影響評価法がなかなか成立しないという状況もあったのだろう、先の神奈川県公害防止条例の制定時とは異なり、国の法律制定を待つということなく当局から提案された。先にふれたように、できるだけできることは早くやりたい、という長洲知事の強い決意のもとに提案され、制定されるにいたったのであった。勿論、そこには、前述したように、過去に公害防止の措置が遅れたことによって、それが招いた事態に対する反省があったことが、さほど遠いときでない記憶に強く残っていたこともあったと思われる。

横浜市環境影響評価指導指針

1973~74年のオイルショックにより高度経済成長の時代が終わりを告げ、社会や人々の価値観に大きな転換がみられた。「環境」に目が向けられるようになったのもその一つの現れである。それは単に個々の公害の除去に止まらず日常生活空間を中心としたトータルな環境の質の向上を求める動きであった。

横浜市公害対策局発行の『公害との戦い』 1979年版は「今後は公害問題を広く都市における環境問題としてとらえなおすべき転換期にあると言える」そして「良好な都市環境を保全・創造するためには従来から行われてきた諸対策を実施することと合わせて環境影響評価制度を確立することが必要」と述べている。 1977年、市は公害対策審議会に「環境影響評価制度のあり方について」諮問した。審議会では約1年半の審議のうえ答申を市長あて提出した。この答申を基本として1980年4月から「横浜市環境影響評価指導指針」を実施した。「指針」としたのは県が条例による環境影響評価制度を実施したいという意向をもっていたため、その点を考慮したとされている。指針は環境影響評価の手続面を定めた手続要領と事業者が環境影響評価を実施していくうえで必要な技術面を定めた技術要領で構成されている。手続の主な流れは他の制度と同じであるが横浜市の制度の特徴は市民等の意見書提出を2回設けていること、評価準備書・評価書を作成するにあたっての留意すべき事項をあげたことである。

1986年3月、21世紀に向けた良好な都市環境の形成、自然と人為との調和ある都市づくりをめざす規範として「横浜市環境基本憲章」が定められた。憲章は次の5項目からなっている。

- 一 自然の適正な保全・活用を図り、災害から市民生活を守る都市環境を確保しよう。
- 二 健康な市民をはぐくみ、人間性豊かな都市環境を実現しよう。
- 三 生活に必要な都市施設などが充実し、市民生活の利便性が確保される都市環境を整備しよう。
- 四 豊かな市民生活をささえる活力ある都市環境を形成しよう。

五 水やみどりとのふれあいがあり、よこはまの歴史・文化・国際性を生かした個性ある 快適な都市環境を創造しよう。

同時にこの憲章を具現化するための環境管理計画(環境プラン21)が策定された。この計画は1981年12月に策定された「よこはま21世紀プラン」の標傍する「安全で快適な市民生活がおくれる都市よこはま」を環境面から実現するための指針としての役割を果たすものとされた。

川崎市環境影響評価に関する条例

公害規制関係法令や条例の制定、行政組織の整備など公害行政が体系的に確立されたのと期を同じくしてオイルショックが起こり高度経済成長時代が終わりを告げた。この頃からこれまでの被害の予防と救済に重点を置いていた「公害行政」から良好な環境を維持するための「環境行政」への転換の必要性が言われるようになった。すなわち、環境汚染の未然防止の徹底である。国においても1972年に中央公害対策審議会が環境アセスメントの確立について提言、以来法制化についての検討が行われていたが、川崎市は制度化を検討している他の都市と共同研究を行い、1976年10月、自治体としては初めて「川崎市環境影響評価に関する条例」を制定した。条例制定と同時に良好な環境の保全を図るための指針となる「地域環境管理計画」を策定、その中で①環境影響評価項目、②地区別環境保全水準、③環境影響評価にあたっての標準的技術、等について定めた。1986年4月には、総合的予見的な環境行政の推進のため公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の2局1部を合併し、環境保全局が新設された。

2. 神奈川県公害防止条例

神奈川県公害防止条例

今回、述べる余裕がなかったが、神奈川県公害防止条例は1976年公布の後、全面改正が実施されている。1978年3月31日に公布され、一部を除き同年9月30日から施行された、同名の「神奈川県公害防止条例」が、現行の条例である。

1976年条例「の内容を充実強化し、公害発生源の総合的かつ体系的な規制を一層推進するとともに、公害の未然防止の方策をより根底的な次元でとらえ直すことにより今日の公害問題に有効的確に対応していくことを目指して、旧条例を全面的に改正し」(「神奈川県公害防止条例の施行について」1978年11月17日、環総第99号)たものであった。「従来どおりの外在的な規制に頼るだけでは所期の目的を達成するに十分ではなく、これと並行して内部的、自主的な規制がいかに大切であるかを痛感せざるをえないものがある。この点が今回条例を全面改正するに至った最も大きな動因であり、このような状況を背景として成立したものが」新条例であるとし、1976年条例の優れた制度を有効に継承しつつ、それらの強化充実を図るとともに、工場又は事業場の内部における自主的な公

害防止気運を高揚せしめることを骨子として構成されているほか、公害発生の過程を物の 製造、加工段階から物の廃棄段階にまで拡大して把握するなど視野の拡大ないし視角の転 換を示す措置を盛り込んだ(同、通達)としている。

なお、新条例が1976年のそれを継承していることから、必ずしも全面改正の方式を とることなく、一部改正に拠ることも可能であったが、「条文の整序のための便宜等を考慮 して全面改正の方式に拠ることとしたものである」(同、通達)とも述べている。この条例 以後にも、各種の要綱などが出され、公害対策に関する行政は進められている。

1987年3月の公害健康被害補償法改正に代表される国の最近の公害対策に対して、 方向の変更が言われている。

3. 今後の課題

これまでみてきたように、公害行政は、公害防止や被害救済という対症療法的施策から環境汚染・環境破壊の未然防止へ、さらに快適な環境の創出へと大きく流れが変わってきている。自然を守り、住みよい環境や良好な環境をつくるためには、環境行政担当部局にかかる施策だけではなく、都市計画、土地利用、道路、産業等を含めた総合的施策の推進が必要である。神奈川県では、1983年3月、①子や孫に引き継ぐ県土の持続的活用、②地域社会の自治と連帯による環境づくり、③環境政策の科学的・総合的推進、④環境への配慮を社会的ルールに高める、の4点を基本理念とする「かながわ環境プラン」を策定し、神奈川の環境の保全と創造を進めるための指針としている。

しかし、公害行政から環境行政へと転換がなされても、公害そのものはなくなったわけではない。神奈川の場合、大気のうち二酸化窒素について環境基準を達成しておらず、水質については河川・海域とも半数程度の水域で環境基準を達成していない。これら環境汚染は、従来は工場が主な発生源であったが、近年は自動車や生活排水による負荷が増大している。住宅の密集化で生活騒音に対する苦情も多くなってきている。すなわち、公害の被害者であった住民が加害者の側にまわるような状況にもなってきているのである。

また、化学物質による環境汚染が新たな公害問題として発生してきている。廃棄物処理の過程で発生するダイオキシン、白アリ駆除剤として使用されていたクロルデン類、IC製造過程やクリーニングに使用されるトリクロロエチレンによる大気、地下水、生物の汚染がその例である。化学物質は、少量で大きな被害をもたらし、環境中で容易に分解しないため、一度汚染が進むとその回復が困難になると言われている。特に、公害のないクリーンな産業と考えられていた先端技術産業(マイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなど)では、多くの化学物質が様々な用途に用いられており、それらによる環境汚染が顕在化している。しかし、使用の実態、環境への排出・汚染状況や人体への影響などの解明が進んでおらず、抜本的な対策は立てられていない。

さらに、酸性雨、大気中の二酸化炭素濃度の上昇による地球温暖化、フロンガスによる

オゾン層の破壊など、環境問題は地球規模にまで広がっている。身近な公害問題にせよ、 地球規模の問題にせよ、究極的には、人間一人ひとりの生き方や生活スタイル、そこから 派生する社会や産業のあり方が出発点になっている。人間も地球を構成する生態系の一員 である。その人間が他の動物や植物、未来の地球のことを考えずに勝手に環境を破壊する ことは許されない、ということを現代に生きる我々は肝に命じておくべきであろう。

おわりに

戦後神奈川県の政策動向を、経済的な側面から戦後復興期、工業化前期、工業化期及び 低成長期の四つに分類し第1章において述べたところであるが、また、次のような別個の分 類からみることも可能である。

それは第1に1945年から1963年ごろまでの時期、工業の復興と発展を重視した時期である。第2は1963年ごろから1971年ごろまでの時期、変換期とでもいう時期である。第3は1971年ごろから以降現在にいたる時期、人間の生命や生き方を重視しようとする時期、津田知事の言葉によれば「自然の尊重と人間性の回復」、長洲知事の言葉によれば「自治と連帯の社会」「生活者の心がしみ通り脈打つ県政」といったように表現される時期である。

これは、県政が主要な政策の基本に置いた思想による分類ともいうべきものである。第 1の時期は、食糧の増産確保からはじまり、やがて朝鮮戦争による特需を大きな契機とし、 それまでのまた、その後の工業地帯造成事業もこれに貢献することによって、工業生産力 の復興を重要な鍵として意識した時期であった。

この時期の後期には、前期における工業生産重視を基礎とする政策が経済の発展に追いつかず、道路交通、住宅、水資源などに関する政策が後を追う状況になり、歪みが表面化してくることとなった。1957年ごろから人口の増加が激しくなり、公害陳情が増加しはじめ、工場の進出が急増した1960年の翌年には公害陳情が急増している。

第2の時期は、「公害の防止に関する条例」の制定や「神奈川県第三次総合計画」の策定を検討するなかで、県民の福祉の向上という点に県政の目標が移動してくる時期であるが、未だ十分にその方向をとるにいたらず、高度成長のなかで当初においては工業の振興にも気を配っていた時期であった。本県では既に公害反対の動きが大きくなりつつあったが、後期になると公害対策基本法の制定のあたりから本県も含め全国的な公害反対の気運がマスコミの力も加わって一層盛り上がった。

第3の時期は、「良好な環境の確保に関する基本条例」の制定や「神奈川県新総合計画」の策定によってはじまる。この総合計画は、これまでの総合計画とは内容が異なる画期的なものであり、余暇や老人問題なども含んで、時代の変化を感じさせるものとなっている。

地方自治法の施行とともに新しい地方自治の時代が始まったが、人間の意識は急激な変化に応じ難く、人間存在と法との相剋は避けられないものであった。そういうなかで行政を担う自治体の存在価値の追求が重要課題であった。

内山知事は、1950年、3か月間に及ぶ米国の地方自治の実情視察を行い、帰朝報告会を中区本町小学校で開催するとともに、報告書を作成している。国民の一人ひとりが自主的な市民であることを必要とする如く、知事も自主的な知事であることが必要であり、そのためには知事はそれだけの人物がでなければ駄目とし、「東京で中央政府のご機嫌伺ばかりを能事とする様では到底地方自治は成長しない」などと述べ、民主政治は形か人か

というよりも先ず民主政治の目的は何かということを明確に意識したいと思うとし、これを運用する人が更に大切であり、その為に教育と公共の為に尽くすことが必要であるとした(神奈川新聞、1950年8月19日)。地方自治を強く意識していたと思われる知事であったが、実際の神奈川県行政においての自治の実現は法的な権限や財源の不足などによって困難なものとなった。

県は常に国に対して強く権限の移譲(委譲)を要望してきたが、財源のそれとともに、 遅々としてこれは進展をみせない。権限が国に所在することを県民に示すことともに、地 方自治についての県民意識の変化、職員意識の変化も地方自治を確立するに当たっての重 要な点であることは、公害反対運動のよく教えることである。この運動が地方自治に与え た影響は多大なものがあり、住民の力によって政治が変化し得ることを示した具体的な例 と言える。

県公害行政は具体的な公害事例に教えられ、その解決のための施策の積み重ねを徐々に 進めながらその対策を講じてきた。具体的な事例が先にあってはじめて、打つ手を考える ことができたとも言えよう。

本県においては、条例の不十分な部分を公害防止技術の研究成果と条例の運用によって補おうとする意図があったと考えられるが、公害防止技術の十分な発達がなかったがためにこれに対応することには困難な部分があった。このときに法律という強力な武器がなかったことは、自治体の公害政策にとって痛手となったであろう。また、公害規制関係の法律が制定された後においては、法的な規制権限が自治体になく国に与えられているものについては、国に権限の移譲などを陳情することが主とならざるを得なかったと思われる。

今後の地方自治をすすめるに当たっては、法律と条例との相互の力関係の問題を検討し、 その結果にどう対処していくかということと同時に、時代潮流を的確につかみ、自ら先導 的役割を担う施策を展開していくことが重要な課題となる。狭い範囲の運動のうちは、訴 える力は弱い。昔から行われているように、横断的な連携をとって縦断的な組織にあたり、 訴える力の強化を図ること、県民の意識の高揚が大切である。県行政にとって難しい場面 となることがあっても、主権者である県民の立場を、長期的にみて重視することが結局は 県にとって住みよい県土を築くことにつながることになるであろう。

知事の姿勢が県行政や県職員に与える影響は大きい。地方政治に与える議会の力は、一般的にはまだ弱いといわれているが、本県における公害行政の歴史をみると必ずしもそうは言えない。会派の勢力分野の状況が与える影響は、そのなかでは特に強いように思われる。そうは言っても知事の持つ力は強く、その影響は大きい。その影響下にあり、県行政に携わる県職員の意識が、県民などからの力を除けば、日常的なだけに最終的には政策形成にあたって多大な影響力を持つように考えられる。

最後に:地盤沈下や、ますます大きな問題となってきている廃棄物公害、また、1950年代からしばしば取り上げられている主として米軍による飛行機騒音については、今回

ふれていない。その他にも多々問題はあるのだろうが、それらについては今後の調査研究 に期待したい。

また、「公害」から「環境」への移行については重要な問題であるが、今回ふれることができなかった。

県議会議員の方々の公害対策についての貢献についても、十分に調査することができなかった。また、その議論は、一部の方に代表させていただいているが、特に意図があるわけではないことを、ご理解願えればありがたいと思う。

更に、県における過去の資料についても、『神奈川県史』を作成する際にはあったものが、現在のところ、所在不明のものもあり、十分な検討ができなかった。

最後になりましたが、この調査研究を実施するに当たりお世話になった方々に、厚くお 礼申し上げます。 公害の防止に関する条例をここに公布する。

昭和 39 年 3 月 31 日

神奈川県知事 内 山 岩 太 郎

神奈川県条例第16号

公害の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害を防止して、生活環境の保全と 産業の健全な発展との調和を図り、もつて県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義

第2条 この条例において「公害」とは、工場又は事業場から発生する騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、 粉じん、ガス、臭気等により人又は物に与える障害であつて、規則で定める基準に基づき、知事が防止 の措置を必要と認めたものをいう。

(公害発生防止義務)

第3条 事業主(工場又は事業場の長を含む。以下同じ。)は、公害を発生しないように努めなければならない。

(機械の新設等の許可)

- 第4条 事業主は、別表第1に掲げる機械を新設、増設、変更若しくは移転しようとするとき又は別表第2に掲げる作業を新たに行なおうとするとき若しくはその作業量を著しく増加しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 2 知事は、機械の新設、増設、変更若しくは移転又は作業の方法が公害の発生の防止に支障がないものであると認めるときでなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。

(機械の使用停止命令等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による許可を受けないで、機械を新設、増設、変更若しくは移転した 者又は作業を行なつている者に対し、必要な限度において、当該機械の使用停止又は当該作業の停止を 命ずることができる。

(機械の新設等の届出)

第6条 事業主は、別表第3に掲げる機械を新設、増設、変更若しくは移転しようとするとき又は別表第4に掲げる作業を新たに行なおうとするとき若しくはその作業量を著しく増加しようとするときは、あらかじめ、その旨及びそれによつて発生するおそれのある公害の防止の措置を知事に届け出なければならない。

(公害発生防止措置の命令)

第7条 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、公害が発生するおそれがあると認めると きは、その届出をした者に対し、機械を新設、増設、変更若しくは移転又は作業の実施に関する計画の 変更その他公害の発生の防止について必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公害防止の勧告)

- 第8条 知事は、公害が発生するおそれがあると認めるとき又は公害が発生しているときは、当該事業主 に対し、公害の防止について必要な勧告を行わなければならない。
- 2 前項の規定により勧告を受けた事業主は、すみやかに公害の防止の措置を講じなければならない。

(公害防止措置の命令)

- 第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業主に対し期限を指定して公害の防止のため 必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - (1) 公害の防止の措置を緊急に講ずる必要があるとき。
 - (2) 事業主が前条第2項の規定による公害の防止の措置を講じないとき。
 - (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

(行政処分)

第10条 知事は、事業主が前条の規定による命令に従わないときは、公害を防止するために必要な限度に おいて、期限を指定して、公害を発生させている機械の使用停止、移転若しくは除却、作業の停止又は 物品の撤去を命ずることができる。

(諮問)

第11条 知事は、第2条の規定による基準を定めようとするとき又は第9条(同条第1号に掲げる場合を除く。)若しくは前条の規定による処分をしようとするときは、神奈川県公害審査委員会の意見をきかなければならない。

(公害防止措置の届出及び有効保持)

- 第12条 事業主は、第9条の規定による命令に基づき公害の防止の措置を講じたときは、10日以内に知事 に届け出て検査を受けなければならない。
- 2 事業主は、前項の規定により検査を受けた公害の防止の措置を有効に保持しなければならない。 (立入検査)
- 第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害に関する調査、検査等のため、工場又は事業場にその職員を立入検査させることができる。
- 2 前項の立入検査を行なう職員は、その身分を証する証票を携帯し、かつ、関係人の請求がある場合には、これを提示しなければならない。
- 3 事業主及び関係人は、第1項の規定による立入検査を拒むことはできない。

(報告の徴収)

- 第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し必要な報告をさせることができる。 (罰則)
- 第15条 第5条又は第10条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処 する
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条の規定による許可の申請をせず、又は虚偽の申請をした者
 - (2) 第7条又は第9条の規定による命令に違反した者
 - (3) 第12条第2項の規定に違反した者
- 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第13条第3項の規定に違反した者
 - (3) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を 科する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年6月1日から施行する。
- 2 神奈川県事業場公害防止条例(昭和 26 年神奈川県条例第 78 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、別表第1若しくは別表第3に掲げる機械(旧条例別表の一に掲げる機械を除く。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)又は別表第2若しくは別表第4に掲げる作業(旧条例別表の二に掲げる作業を除く。)を行なつている者(作業に使用する機械等の設置の工事をしている者を含む。)は、この条例施行の日から1箇月以内に次に掲げる事項を知事に届け出なければならない
- (1) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (2) 別表第1又は別表第3に掲げる機械の種類、数量、用途その他知事が別に定める事項
- (3) 別表第2又は別表第4に掲げる作業の種類、工程その他知事が別に定める事項
- (4) 公害の防止の措置
- 4 この条例施行の際、別表第1に掲げる機械の新設、増設、変更若しくは移転又は別表第2に掲げる作業に使用する機械等の設置の工事をしている者については、この条例施行の日から2箇月間は、第4条の規定は適用しない。
- 5 この条例施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例 による。
- 6 附属機関の設置に関する条例(昭和 28 年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

神 奈 川 県 公害の防止に関する条例(昭和 39 年神奈川県条例第 16 号)の運営及び公公害審査 害の防止に関する重要施策につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結 30 人以内委員会 員会 果を報告し、又は意見を建議すること。

同表中神奈川県事業場公害審査委員会の項を削る。

7 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号)の一部を次のように改正する。 第17条第1項第3号中「神奈川県事業場公害防止条例(昭和26年神奈川県条例第78号)第9条」を「公 害の防止に関する条例(昭和39年神奈川県条例第16号)第13条」に改める。

別表第1

- 1 鍛造機
- 2 コンクリートプラント(容量 0.3 立方メートル以上のものに限る。)
- 3 動力を使用する砕石機(建設現場に設置するものを除く。)
- 4 動力を使用するじやり選別機
- 5 圧縮機(動力 75 キロワット以上を用いるものに限る。)
- 6 木材用動力のこぎり機(動力0.75キロワット以上を用いるものに限る。)又は動力かんな盤(動力 0.75キロワット以上を用いるものに限る。)

別表第2

- 1 板金(厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いるものに限る。)又は製かんの作業
- 2 鉄骨又は橋梁の組立ての作業 (建設又は建築の現場作業を除く。)
- 3 鋼製船舶の建造又は修理の作業
- 4 獣畜、魚介類又は鳥類の臓器又は排せつ物を原料とする飼料又は肥料の製造又は加工の作業
- 5 原皮のなめしの作業

別表第3

- 1 アスフアルトプラント
- 2 コンクリートプラント (容量 0.3 立方メートル以上のものに限る。)
- 3 圧縮機 (動力 2.25 キロワツト以上 75 キロワツト未満を用いるものに限る。)
- 4 送風機(動力 2.25 キロワツト以上を用いるものに限る。)
- 5 デイーゼルエンジン (出力 7.5 キロワツト以上のものに限る。) 又はガソリンエンジン (出力 7.5 キロワツト以上のものに限る。)
- 6 動力を使用するプレス機械
- 7 動力を使用するシヤーリングマシン
- 8 ポータブルグラインダー
- 9 カツトグラインダー
- 10 動力を使用する織機又は編機
- 11 ボイラー(電気ボイラー、廃熱ボイラー、いおう化合物の含有率が容量比で1パーセント以下である ガス(以下「希硫ガス」という。)を燃料として専焼させるもの、移動式のもの及び伝熱面積10平方 メートル未満のものを除く。)
- 12 金属の精練又は無機化学工業品の製造の用に供するばい焼炉、焼結炉(ペレツト焼成炉を含む。)又はか焼炉
- 13 金属の精練の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)又は転炉
- 14 製鋼の用に供する平炉
- 15 金属の精製又は鋳造の用に供する金属溶解炉(電気炉、転炉、平炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)
- 16 金属の鍛造、圧延又は熱処理の用に供する金属加熱炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させる ものを除く。)
- 17 石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)
- 18 窯業製品の製造の用に供する焼成炉又は溶融炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く)
- 19 食料品又は無機化学工業品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラツク製造用燃焼装置を含む。) 又は直火炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)
- 20 乾燥炉 (電気炉、希硫ガスを燃料として専焼させるもの及びアスフアルトプラントに付属するものを 除く。)
- 21 製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉(製鋼の用に供する炉にあつて は、酸素吸込式のものに限る。)
- 22 ごみその他の汚物の処理の用に供する焼却炉(火ごうし面積2平方メートル以上のものに限る。)

別表第4

- 1 金属の表面処理又はめつきの作業
- 2 動力を使用する吹付塗装の作業
- 3 石油の精製の作業
- 4 石油化学製品の製造の作業(その製造に用いる原料又は中間物の製造の作業を含む。)
- 5 塗料又は顔料の製造の作業
- 6 界面活性剤の製造の作業
- 7 合成、発酵又は抽出による医薬品又はその中間物の製造の作業
- 8 合成、発酵又は抽出による食品添加物の製造の作業
- 9 農薬の製造の作業
- 10 化学肥料の製造の作業
- 11 動植物油の精製の作業
- 12 廃油の再生の作業
- 13 活性炭の製造の作業
- 14 炭素製品の製造又は加工の作業
- 15 貝灰の製造の作業
- 16 窯業用原料の粉砕又はふるい分けの作業
- 17 バフ研ま機又は粉体を用いる研まの作業
- 18 合成樹脂の成型の作業
- 19 ガスを用いる金属の切断の作業
- 20 綿の製造又は再生の作業
- 21 羊毛の洗浄の作業
- 22 染色又は漂白の作業
- 23 紙の製造の作業
- 24 乳製品の製造の作業
- 25 食肉製品又は魚肉ねり製品の製造の作業
- 26 食料品かんづめの製造の作業
- 27 でん粉の製造の作業
- 28 酒類の製造の作業
- 29 ふつ素化合物を用いる作業
- 30 1から29までに掲げるもののほか、製造、加工又は修理の工程において、亜硫酸ガス、硫酸ミスト、硫化水素、一酸化炭素、塩素、窒素酸化物若しくは二酸化セレンが発生する作業又は遊離塩素、シアン、硫化物、酸、アルカリ、重金属化合物、糖、でん粉、油脂、鉱油、フエノール酸若しくはアルデヒド類を含む水が排出される作業

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和 44 年 10 月 11 日

神奈川県知事 津 田 文 吾

神奈川県条例第 48 号

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例

公害の防止に関する条例(昭和39年神奈川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公害」を「工場事業場公害その他の公害」に改める。

第2条中「公害」を「工場事業場公害」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例において「飲食店営業等」とは、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第1号 に規定する飲食店営業その他規則で定める営業をいう。

第3条(見出しを含む。)、第4条第2項、第6条及び第7条から第9条までの規定(見出しを含む。)中「公害」を「工場事業場公害」に改める。

第10条中「公害」を「工場事業場公害」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(飲食店営業等に係る深夜の騒音発生防止義務)

第10条の2 飲食店営業等を営む者は、当該飲食店営業等に係る深夜(午後11時30分から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。)における騒音により周辺の生活環境をそこなうことのないように努めなければならない。

(深夜における飲食店営業等の規制)

- 第10条の3 知事は、飲食店営業等に係る深夜における騒音により周辺の生活環境がそこなわれていると 認めるときは、当該飲食店営業等を営む者に対し、その営業時間を変更すべきことを勧告することがで きる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を営んでいるときはときは、当該飲食店営業等を営む者に対し、その営業時間の変更を命ずることができる。

(航空機からの宣伝放送の禁止)

第10条の4 何人も、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。) から拡声機を使用して宣伝放送を行なつてはならない。ただし、公共のための宣伝放送その他営利を目 的としない宣伝放送については、この限りでない。

第 11 条中 「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に、「若しくは前条」を「、第 10 条若しくは第 10 条の 3 第 2 項」 に改める。

第12条(見出しを含む。)中「公害」を「工場事業場公害」に改める。

第13条第1項中「公害」を「工場事業場公害その他の公害」に改める。

第15条を次のように改める。

(罰則)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第5条、第10条又は第10条の3第2項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第10条の4の規定に違反した者

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期目を定める規則をここに公布する。

昭和 45 年 3 月 20 日

神奈川県知事 津 田 文 吾

神奈川県規則第19号

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例(昭和 44 年神奈川県条例第 48 号)の施行期日は、昭和 45 年 4 月 1 日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和 45年 10月 5日

神奈川県知事 津 田 文 吾

神奈川県条例第60号

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例

公害の防止に関する条例(昭和39年神奈川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生活環境の保全と産業の健全な発展との調和」を「人の健康の保護と生活環境の保全」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、知事は、第1項の許可の申請がコンクリートプラントに係るものである場合において、当該コンクリートプラントに係る工場の自動車の出入口が幅員12メートル以上の道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。)に接していないときは、第1項の許可を与えてはならない。ただし、当該自動車の出入口の間口の状況その他周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りでない。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第 10 条の4の見出しを「(拡声機による宣伝放送の禁止及び制限)」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(飲食店営業等に係る深夜の騒音発生防止義務)

- 第10条の5 前条に規定するもののほか、何人も、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する 学校、医療法(昭和23年法律第 205号)第1条第1項に規定する病院その他の特に静穏の保持を必要と する施設の周辺の区域であつて、規則で定める区域においては、屋外において、又は屋内から屋外に向 けて拡声機を使用して宣伝放送を行つてはならない。
- 2 前条及び前項に規定するもののほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣 伝放送を行なう者は、拡声機の使用方法、使用時間、音量等について規則で定める事項を遵守しなけれ ばならない。
- 3 前2項の規定は、公共のための宣伝放送その他営利を目的としない宣伝放送については、適用しない。 (違反宣伝放送に対する警告)
- 第10条の6 知事は、前条の規定に違反して宣伝放送を行つている者に対し、必要な限度において、警告を発することができる。

第11条中「又は第9条」を「、第9条」に改め、「処分をしようとするとき」の次に、「又は第10条の5 第1項の規定による区域若しくは同条第2項の規定による遵守すべき事項を定めようとするとき」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(水質等の測定義務)

- 第12条の2 汚水又は廃液を排出する者のうち規則で定める者は、規則で定めるところにより、汚水又は 廃液の水質及び水量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
- 2 ばい煙を排出する者のうち規則で定める者は、規則で定めるところにより、ばい煙量及びばい煙濃度 を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

第15条中「1年」を「2年」に改め、第2号を第3号とし、同条第1号中「第5条、」を削り、同条中同号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第4条第1項の規定に違反して、機械を新設、増設、変更若しくは移転し、又は作業を新たに行ない、 若しくはその作業量を著しく増加した者

第16条第1号中「の申請をせず、又は」を「について、」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第10条の6の規定による警告に違反した者
- 第17条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第12条の2の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、第15条及び第16条第1号の改正規定は公布の日から起算して10日を経過した日から、第10条の4の次に2条を加える改正規定、第12条の次に1条を加える改正規定、第16条第2号の次に1号を加える改正規定及び第17条第1号の次に1号を加える改正規定は公布の日から起算して3月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。
- 2 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例の規定中第10条の4の次に2条を加える改正規定等の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和 45 年 12 月 25 日

神奈川県規則第 129号

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例の規定中第10条の4の次に2条を加える改正規定等の施行期日を定める規則

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例(昭和45年神奈川県条例第60号)の規定中第10条の4の次に2条を加える改正規定、第12条の次に1条を加える改正規定、第16条第2号の次に1号を加える改正規定及び第17条第1号の次に1号を加える改正規定の施行期日は、昭和46年1月1日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

良好な環境の確保に関する基本条例をここに公布する。

昭和 46年3月12日

神奈川県知事 津 田 文 吾

神奈川県条例第4号

良好な環境の確保に関する基本条例

(目的)

第1条 この条例は、住みよい県土を実現するためには、良好な環境(生活環境及び自然環境をいう。以下同じ。)の確保が必要かつ欠くことのできないものであることにかんがみ、人為による環境の破壊を防止し、及び破壊された環境を回復するための施策等の基本となる事項を定めることにより、環境の保全のための対策の総合的推進を図り、もつて県民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本的責務)

第2条 何人も、みだりに環境の破壊をひき起こすことのないようにするとともに、すすんで良好な環境 が確保されるように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、前条の責務を果たすにあたつては、特に次に掲げる事項を遂行するように努めなければならない。
 - (1) 事業の内容、地域の状況等を勘案して、みだりに環境を破壊しないように工場及び事業場を設置し、 並びに事業活動を行なう場所を選定すること。
 - (2) 原材料、燃料等の使用、物の製造工程及び作業の方法の選択、廃棄物の処理等にあたつて、環境を 破壊しないように適切な措置を講ずること。
 - (3) 事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、騒音、悪臭等を防止するための適切な措置を講ずること。

- (4) 環境の破壊を防止するための技術の研究開発の推進その他工場及び管理体制の確立を図ること。
- (5) 工場及び事業場の敷地内における緑化の推進その他工場及び事業場における環境の整備を図ること。
- (6) 県及び市町村が実施する環境の保全のための施策に協力すること。

(県及び市町村の責務)

第4条 県及び市町村は、相互に協力して地域の自然的、社会的条件に応じた環境の保全のための施策を 実施するとともに、地域の開発、土地の利用計画、都市計画、企業の立地等に関する施策の策定及び実 施にあたつては、良好な環境を確保するように努めるものとする。この場合においては、歴史的、文化 的遺産の保全についても、あわせて配慮するものとする。

(科学技術の振興)

第5条 知事は、環境の破壊の防止に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境基準)

- 第6条 知事は、この条例の目的を達成するために維持されることが望ましい環境上の基準を定めることができる。
- 2 県は、環境の保全のための施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、前項の基準が確保される ように努めるものとする。

(環境保全計画)

- 第7条 知事は、環境の保全のための施策に係る計画を策定することができる。
- 2 県及び市町村は、前項の計画の達成のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(特別の施策)

- 第8条 知事は、環境保全のために特別の施策を必要とする地域があると認める場合は、次に掲げる施策 を遂行するように努めるものとする。
 - (1) 環境を回復するために特別の施策を必要とする地域について、都市の再開発、緑地帯の放置、工場の移転及び集団化の促進その他の施策を講ずること。
 - (2) 上水源の保護を図るために特別の施策を必要とする地域について、森林の保護、下水道の整備促進、工場及び事業所の規制の強化その他施策を講ずること。
 - (3) 自然環境を保全するために特別の施策を必要とする地域について、動植物の保護、開発行為の規制 その他の施策を講ずること。

(県民の理解と協力)

- 第9条 知事は、環境の破壊の状況又は環境の保全のための施策について県民に周知させ、その理解を得るように努めなければならない。
- 2 県民は、県及び布町村が実施する環境の保全のための施策に協力する等良好な環境の確保に寄与するように努めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県公害防止条例をここに公布する。

昭和 46 年 3 月 12 日

神奈川県知事 津 田 文 吾

神奈川県条例第5号

神奈川県公害防止条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 工場等に関する規制等

第1節 許可等 (第3条~第11条)

第2節 大気の汚染及び悪臭 (第12条~第21条)

第3節 水質の汚濁 (第22条~第30条)

第4節 騒音及び振動(第31条~第36条)

第5節 地盤の沈下及び土壌の汚染 (第37条~第42条)

第6節 改善命令等(第43条)

第7節 公害防止技術者(第44条)

第3章 雑則 (第45条~第48条)

第4章 罰則 (第49条~第53条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の確保に関する基本条例(昭和46年神奈川県条例第4号)の本旨を達成するため、工場及び事業場の設置についての規制その他公害を防止するために必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大 気の汚染、悪臭、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、 騒音、振動、地盤の沈下及び土壌の汚染によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをい う。
- 2 この条例において「指定工場等」とは、別表第1に掲げる機械を使用し、又は別表第2に掲げる作業 をする工場又は事業場をいう。
- 3 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。
 - (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
 - (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質 (第1号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

- 4 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理、たい積若しくは運搬又は動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 5 この条例において「排出水」とは、工場又は事業場(以下「工場等」という。)から水質汚濁防止法(昭和 45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水をいう。

第2章 工場等に関する規制等

第1節 許可等

(指定工場等の設置の許可)

- 第3条 指定工場等を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 指定工場等の名称及び所在地
 - (3) 指定工場等の業種及び主要な生産品目
 - (4) 指定工場等の位置
 - (5) 指定工場等の敷地内における建物等の配置及び構造
 - (6) 別表第1に掲げる機械の種類、位置及び使用の方法
 - (7) 別表第2に掲げる作業の種類、場所及び方法
 - (8) 原材料、燃料等の種類及び使用予定量
 - (9) 製造工程
 - (10) ばい煙、粉じん、悪臭、排出水、騒音又は振動の処理の方法
 - (11) その他知事が必要と認める事項

(許可の基準)

- 第4条 知事は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、その内容が次の各号のいず れかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。
 - (1) 第12条第1項、第22条第1項又は第31条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。
 - (2) 第16条、第17条又は第25条から第27条迄の規定に違反すると認めるとき。
 - (3) 生コンクリートプラント (容量が0.3立方メートル未満のものを除く。) を設置する指定工場等にあっては、当該指定工場等の自動車の出入口が幅員12メートル以上の道路 (道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項に規定する道路をいう。) に接していないとき。ただし、当該自動車の出入口の間口の状況その他周囲の状況等から知事が支障がないと認めるときは、この限りではない。

(許の条件)

第5条 知事は、第3条第1項の規定による許可には、公害の防止上必要な限度において、条件を付する ことができる。

(事業開始の届出)

第6条 第3条第1項の規定による許可を受けた者は、当該指定工場等に係る事業を開始したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定工場等の位置等の変更の許可)

第7条 第3条第1項の規定による許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第4号、第6号、第7 号又は第10号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、 知事が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の場合に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第8条 第3条第1項の規定による許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第1号から第3号まで、 第5号、第8号又は第9号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届 け出なければならない。ただし、知事が認める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

- 第9条 第3条第1項の規定による許可を受けた者からその許可に係る指定工場等を譲り受け、又は借り 受けた者は、当該指定工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 2 第3条第1項の規定による許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後 存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第3条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業廃止の届出)

第10条 第3条第1項の規定による許可を受けた者は、当該指定工場等に係る事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

- 第11条 知事は、第3条第1項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。
 - (1) 詐欺その他不正な手段により、第3条第1項又は第7条第1項の規定による許可を受けたとき。
 - (2) 第7条第1項の規定に違反して第3条第2項第4号、第6号、第7号又は第10号に掲げる事項を変更したとき。
 - (3) 次条第2項、第16条、第17条、第22条第2項、第25条から第27条まで又は第31条第2項の規定に違 反していると認めるとき。
 - (4) 第 43 条の規定による命令に違反したとき。

第2節 大気の汚染及び悪臭

(ばい煙の規制基準)

- 第12条 工場等において発生するばい煙についての規制基準は、規則で定める。
- 2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

(大気汚染防止法の排出基準)

第13条 県は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第4条第1項の規定により、排出基準を別に条例で 定めるものとする。

(ばい煙の拡散の規制)

第14条 事業者は、工場等において発生するばい煙の排出による大気の汚染を防止するにあたつては、当該ばい煙を大気中に単に拡散する措置をとることをもつて、大気の汚染の防止の措置をとつたものと解してはならない。

(船舶からのばい煙の排出の制限)

第15条 船舶を航行させる者は、規則で定める港湾において、当該船舶から規則で定める限度以上のばい 煙を大気中に排出してはならない。

(粉じん及び悪臭に関する遵守事項)

- 第16条 事業者は、粉じんを発生し、若しくは飛散させる工場等又は悪臭を発生させる工場等について、 施設等の構造、作業の方法、原材料の管理等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。
- 2 原材料、土砂等の運搬に伴つて粉じんを発生し、又は飛散させる事業者は、原材料、土砂等の運搬の 方法等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。

(炭化水素系物質に関する措置)

第17条 事業者は、工場等において炭化水素系物質で規則で定めるものを規則で定める量をこえて貯蔵する場合は、当該貯蔵に伴つて発生する気体状の物質が大気中に排出されるのを防止するために必要な措置をとらなければならない。

(屋外燃焼行為の制限)

第18条 何人も、燃焼の際ばい煙又は悪臭が著しく発生するおそれのあるゴム、皮革、合成樹脂その他の物を屋外において多量に燃焼させてはならない。 ただし、ばい煙又は悪臭の発生を最少にする方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

(警告)

第19条 知事は、前条の規定に違反して燃焼行為を行つている者に対し、必要な限度において、警告を発することができる。

(ばい煙量等の測定)

- 第20条 工場等において発生するばい煙を大気中に排出する事業者のうち規則で定める事業者は、規則で 定めるところにより、ばい煙量及びばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 (緊急事態が予想される場合の措置)
- 第21条 知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態 の発生が予想される場合は、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者等に対し、 大気の汚染を減少させるために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第3節 水質の汚濁

(排出水の規制基準)

第22条 排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)についての規制基準は、規則で定める。

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。。

(水質汚濁防止法の排水基準)

- 第23条 県は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定により、排水基準を別に条例で定めるものとする。 (排出水の希釈の抑制)
- 第24条 事業者は、排出水の排出による水質の汚濁を防止するにあたつては、当該排出水を単に希釈する 措置をとることをもつて、水質の汚濁の防止の措置をとつたものと解してはならない。

(汚水等の地下浸透の禁止)

- 第25条 事業者は、カドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものを含む汚水又は廃液(これらを処理したものを含む。)を地下に浸透させてはならない。 (水質保全水域への排出水の排出の禁止)
- 第26条 事業者は、シアンを含む排出水を飲料水としての水質の保全を必要とする水域として規則で定める水域に排出してはならない。

(水質保全湖沼等への排出水の排出の禁止)

第27条 事業者は、カドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(シアンを除く。)で規則で定めるものを含む排出水を上水源としての水質の保全を必要とする湖沼及びこれに接続する水域として規則で定める湖沼及びこれに接続する水域に排出してはならない。

(協力要請)

第28条 知事は、前2条に規定する水域及び湖沼の水質の保全上必要があると認めるときは、関係地方公 共団体の長に必要な協力を要請するものとする。

(排出水の汚染状態等の測定)

- 第29条 排出水を排出する事業者のうち規則で定める事業者は、規則で定めるところにより、排出水の汚染状態及び水量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。(緊急時の措置)
- 第30条 知事は、河川の水質の汚濁が著しくなり、飲料水の取水その他人の健康又は生活環境に重大な影響が生ずるおそれがあると認めるときは、当該河川に排出水を排出する事業者に対し、期間を定めて、 排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該工場等の事業の全部若しくは一部 の停止を命ずることができる。

第4節 騒音及び振動

(騒音及び振動の規制基準)

- 第31条 工場等において発生する騒音及び振動についての規制基準は、規則で定める。
- 2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。。

(騒音及び振動に関する遵守事項)

第32条 事業者は、騒音及び振動を発生させる工場等について、施設等の構造、作業の方法及び場所等に 関し規則で定める事項を遵守しなければならない。

(拡声機騒音の規制)

- 第33条 何人も、航空機(航空法(昭和27年法律第 231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から拡声機を使用して宣伝放送を行つてはならない。
- 2 前項に規定するもののほか、何人も、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、医療法 昭和23年法律第 205号)第1条第1項に規定する病院その他の特に静穏の保持を必要とする施設の周辺の区域で規則で定めるものにおいては、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行なつてはならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送 を行なう者は、拡声機の使用方法、使用時間、音量等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。
- 4 前3項の規定は、公共のための宣伝放送その他営利を目的としない宣伝放送については、適用しない。 (警告)
- 第34条 知事は、前条第2項又は第3項の規定に違反して宣伝放送を行つている者に対し、必要な限度に おいて、警告を発することができる。

(飲食店営業等に係る深夜騒音の防止)

第35条 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第1号に規定する飲食店その他規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)を営む者は、当該飲食店営業等に係る深夜(午後11時30分から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。) における騒音により周辺の生活環境をそこなうことのないように努めなければならない。

(勧告等)

- 第36条 知事は、飲食店営業等に係る深夜における騒音により周辺の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該飲食店営業等を営む者に対し、その営業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を営んでいるときは、 当該飲食店営業等を営む者に対し、その営業時間の変更を命ずることができる。

第5節 地盤の沈下及び土壌の汚染

(地下水採取の規制地域の指定)

第37条 知事は、地下水を採取したことにより地盤の沈下が生じている地域並びに地盤及び地下水の状況 から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認める地域を地下水の採取を規制する地域として指定すること ができる。

(地下水採取の届出)

- 第38条 前条の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)内において規則で定める量以上の地下水を採取しようとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 揚水施設の位置及び構造
 - (3) 地下水の採取予定量
 - (4) その他知事が必要と認める事項
- 2 一の地域が指定地域となった際現にその地域内において前項の規則で定める量以上の地下水を採取している者は、当該地域が指定地域となった日から30日以内に、前項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出をした者は、第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(揚水施設の構造基準)

第39条 知事は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、指定地域内において使用する揚水施設について構造基準を定めることができる。

(命令)

第40条 知事は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、指定地域内において第38条第1項の規則で定める量以上の地下水を採取している者に対し、期限を定めて、揚水施設の改善を命じ、又は地下水の採取の量の減少若しくは停止を命ずることができる。

(水量等の測定)

第41条 指定地域内において第38条第1項の規則で定める量以上の地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、水量及び水位を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。

(土壌の汚染)

第42条 工場等の事業活動に伴つて生ずる土壌の汚染の規制については、第12条第1項及び第22条第1項 の規制基準並びに第13条及び第23条の規定により定めた基準に定めるところによる。

第6節 改善命令等

第43条 知事は、事業者が第12条第2項、第16条、第17条、第22条第2項、第25条から第27条まで又は第

31条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該工場等における ばい煙等の処理の方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その 他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該工場等の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることが できる。

2 前項の規定は、第5条(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反している者に準用する。

第7節 公害防止技術者

第44条 規則で定める業種及び規模の指定工場等の事業者は、当該指定工場等における作業の方法、施設 の維持等について監視させるため、規則で定める資格を有する公害防止技術者を置かなければならない。

第3章 雑則

(諮問)

第45条 知事は、第12条第1項、第22条第1項及び第31条第1項の規制基準の設定その他この条例の施行 に関し必要な事項について規則を定めようとするときは、神奈川県公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(報告の徴収)

第46条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第47条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場等その他の場所に立ち入り、 施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければ ならない。
- 3 工場等において発生するばい煙を大気中に排出する事業者又は排出水を排出する事業者は、ばい煙量 等又は排出水の汚染状態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設ける等により第1項の 規定によるに協力しなければならない。

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して指定工場等を設置した者
- (2) 第33条第1項の規定に違反した者
- (3) 第36条第2項、第40条又は第43条の規定による命令に違反した者
- 第50条 第30条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第19条又は第34条の規定による警告に違反した者

- (2) 第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第46条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第6条、第8条、第9条第3項又は第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届
 - (2) 第20条又は第29条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
 - (3) 第41条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 第44条の規定に違反して公害防止技術者を置かなかつた者
- 第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑 を科する。

附則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、 第17条の規定は、公布の日から起算して1年6月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。
- 2 公害の防止に関する条例 (昭和 39 年神奈川県条例第 16 号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。
- 3 この条例施行前に旧条例第4条第1項の規定による許可を受けた者若しくは旧条例第6条の規定による届出をした者、大気汚染防止法第6条第1項、第7条第1項、第18条第1項若しくは第18条の2第1項の規定による届出をした者、水質汚濁防止法第5条若しくは第6条の規定による届出をした者又は騒音規制法(昭和43年法律第98号)第6条第1項、第7条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした者は、第3条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。
- 4 前項に規定するもののほか、この条例施行の際現に指定工場等を設置している者は、第3条第1項の 規定による許可を受けたものとみなす。
- 5 前2項の規定により第3条第1項の規定による許可を受けたものとみなされた者(以下「従前の事業者」という。)は、この条例施行の日から1年をこえない範囲内で規則で定める日までに第3条第2項 各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 6 従前の事業者が、この条例施行の日から1年以内に前項の規定による届出をしなかつた場合は、当該 指定工場等に係る許可は、当該期間経過の時において、取り消されたものとみなす。
- 7 従前の事業者については、前6条の規定は、適用しない。
- 8 従前の事業者についての第8条の規定の適用については、同条中「第3条第1項の規定による許可を 受けた者」とあるのは、「附則第5項の規定による届出をした者」とする。
- 9 従前の事業者については、第11条の規定は、この条例施行の日から1年間は、適用しない。
- 10 この条例施行の際現に工場等を設置し、又は工場等の設置の工事をしている事業者については、第25 条から第27条までの規定は、当分の間、適用しない。
- 11 この条例施行前に旧条例によつてした勧告、命令、警告、許可の申請その他の行為は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例によつてしたものとみなす。
- 12 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 13 第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1

- 1 金属の精製又は鋳造の用に供する金属溶解炉(電気炉、転炉、平炉及びいおう化合物の含有率が容量 比で 0.5 パーセント以下であるガス(以下「希硫ガス」という。) を燃料として専焼させるものを除 く。)
- 2 ごみその他の汚物の処理の用に供する焼却炉(火ごうし面積2平方メートル以上のものに限る。)
- 3 金属の鍛造、圧延又は熱処理の用に供する金属加熱炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)
- 4 アスフアルトプラント
- 5 金属の精練又は無機化学工業品の製造の用に供するばい焼炉、焼結炉 (ペレツト焼成炉を含む。) 又 はか焼炉
- 6 金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)又は転炉
- 7 石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉(希硫ガスを燃料として専 焼させるものを除く。)
- 8 ボイラー (電気ボイラー、廃熱ボイラー、希硫ガスを燃料として専焼させるもの、移動式のもの及び 伝熱面積10平方メートル未満のものを除く。)
- 9 製鋼の用に供する平炉
- 10 窯業製品の製造の用に供する焼成炉又は溶融炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)
- 11 食料品又は無機化学工業品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラツク製造用燃焼装置を含む。) 又は直火炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)
- 12 乾燥炉 (電気炉、希硫ガスを燃料として専焼させるもの及びアスフアルトプラントに付属するものを 除く。)
- 13 製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉(製鋼の用に供する炉にあつては、酸素吸込式のものに限る。)
- 14 コンクリートプラント
- 15 動力を使用する砂利選別機
- 16 鍛造機
- 17 動力を使用するプレス機械
- 18 動力を使用するシヤーリングマシン
- 19 動力を使用する砕石機 (建設現場に設置するものを除く。)
- 20 圧縮機 (動力 2.25 キロワツト以上を用いるものに限る。)
- 21 木材用の動力のこぎり機(動力 0.75 キロワツト以上を用いるものに限る。)又は動力かんな盤(動力 0.75 キロワツト以上を用いるものに限る。)
- 22 送風機 (動力 2.25 キロワツト以上を用いるものに限る。)
- 23 デイーゼルエンジン (出力 7.5 キロワット以上のものに限る。) 又はガソリンエンジン (出力 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- 24 ポータブルグラインダー
- 25 カツトグラインダー
- 26 動力を使用する織機又は編機

別表第2

- 1 炭素製品の製造又は加工の作業
- 2 活性炭の製造の作業
- 3 動力を使用する吹付塗装の作業
- 4 石油の精製の作業
- 5 塗料又は顔料の製造の作業
- 6 合成、発酵又は抽出による医薬品又はその中間物の製造の作業
- 7 金属の表面処理又はめつきの作業
- 8 石油化学製品の製造の作業(その製造に用いる原料又は中間物の製造の作業を含む。)
- 9 化学肥料の製造の作業
- 10 弗素化合物を用いる作業
- 11 貝灰の製造の作業
- 12 農薬の製造の作業
- 13 窯業用原料の粉砕又はふるい分けの作業
- 14 綿の製造又は再生の作業
- 15 バフ研ま機又は粉体を用いる研まの作業
- 16 獣畜、魚介類又は鳥類の臓器又は排せつ物を原料とする飼料又は肥料の製造又は加工の作業
- 17 原皮のなめしの作業
- 18 動植物油の精製の作業
- 19 廃油の再生の作業
- 20 界面活性剤の製造の作業
- 21 合成、発酵又は抽出による食品添加物の製造の作業
- 22 羊毛の洗浄の作業
- 23 染色又は漂白の作業
- 24 紙の製造の作業
- 25 乳製品の製造の作業
- 26 食肉製品又は魚肉ねり製品の製造の作業
- 27 食料品かんづめの製造の作業
- 28 でん粉の製造の作業
- 29 酒類の製造の作業
- 30 合成樹脂の成型の作業
- 31 板金(厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いるものに限る。)又は製かんの作業
- 32 鉄骨又は橋梁の組立ての作業 (建設又は建築の現場作業を除く。)
- 33 鋼製船舶の建造又は修理の作業
- 34 ガスを用いる金属の切断の作業
- 35 1から34までに掲げるもののほか、シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、クロム (6 価)、ヒ素、 総水銀、クロムその他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある物質で規則で 定めるものを発生し、又は排出する作業

別表

ガソリンエンジン (七・五キロワツト以上のもの) 原動機のうちデイーゼルエンジン(七・五キロワツト以上のもの)又は

造

電動機を使用するプレス機械(三台以上)

3 2

4 シヤーリングマシン(電動機七・五キロワツト以上のもの)

グラインダー 研ま機のうちバフ研ま機(三台以上)、ポータブルグラインダー又はエアー

5

6

力かんな盤 (電動機〇・七五キロワツト以上のもの)

木材用動力のこぎり機(電動機○・七五キロワツト以上のもの)又は動

圧縮機(電動機一五キロワツト以上のもの)

7

送風機 (電動機七・五キロワツト以上のもの)

アスフアルトプラント又はコンクリートプラント

固形燃料(コークスを除く。)を使用するボイラー

10 9 8

金属の溶融又は精れんの作業

金属の表面処理又はメツキの作業

原動機による吹付塗装の作業

3 2

4 板金又は製かんの作業

合成樹脂の成型作業

5

7 6 製造、 製綿の作業 加工又は修理の工程中亜硫酸ガス、 硫化水素、

酸化炭素、

塩酸

ガス、塩素又は酸化窒素を発生する作業

8 ン、硫化物、 製造、加工又は修理の工程より生ずる排水に遊離塩素、ふつ化物、 酸、 アルカリ、重金属化合物、 糖、でんぷん、油脂、

鉱油、

9

染色又は製紙の作業

この条例は、 昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則

が第三条第二項又は第三項の規定に違反して届出をしないとき、 又は

虚偽の届出をしたときは、科料に処する。

別表として次のように加える。

別 表

1 ガソリンエンヂン(七・五キロワツト以上のもの) 原動機のうちデイーゼルエンヂン(七・五キロワツト以上のもの)又は

2 鍛造機

- 3 フリクションプレス(三〇〇トン以上のもの
- 4 研ま機のうちバフ(三台以上のもの)、タンブラー又はサンドブラス

める。

- 5 木材用動力のこぎり機のうち丸のこぎり機又は帯のこぎり機
- 6 動力かんな盤のうち自動かんな盤又は三方かんな盤
- 圧縮機 (電動機一五キロワツト以上のもの)

7

- 8 送風機 (電動機七・五キロワツト以上のもの)
- 固形燃料

9 (コークスを除く。) を使用するボイラー

- 1 金属の溶融、 精れん、 メツキ又は吹付け塗装の作業
- 2 びよう打の作業
- 板金又は製かんの作業

3

- 4 ドラムかんの洗じようの作業
- 5 タール又はピツチを加工する作業
- 6 製造、 加工又は修理の工程中、 亜硫酸ガス、 硫化水素、
- 酸ガス、 塩素若しくは酸化窒素を発生する作業

8 7 染色又は製紙の作業 でんぷんの製造

則

- 1 この条例は、 公布の日から施行する。
- 2 又は同表の二に掲げる作業を行つている事業主は、この条例施行の日から起 この条例施行の際、 現に事業場において別表の一に掲げる機械を設置し、
- 条第三項の規定を準用する。 算して六十日以内に第三条第二項の規定に準じて届け出なければならない。 前項の規定による届出については、改正後の第三条の二及び改正後の第九

3

- 4 附属機関の設置に関する条例 (昭和二十八年神奈川県条例第五号) の一部
- 別表神奈川県事業場公害審査委員会の項中「二十人」を「二十四人」に改

を次のように改正する。

神奈川県条例第十六号

神奈川県事業場公害防止条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 神奈川県事業場公害防止条例(昭和二十六年神奈川県条例第七十八号)の一

とし、 七条」に改め、 第三条の二を削り、第十条を第十二条とし、第九条第一項中「第五条」を「第 第四条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、 同条第二項中 「第六条」を「第八条」 第三条の三を第四条とし、 に改め、 同条を第十一条

(指導及び勧告)

一酸化炭素、

塩

同条の次に次の一条を加える。

第五条 防について必要な指導又は勧告を行うものとする。 知事は、 公害の生ずるおそれがあると認めるときは、 直ちに公害の予

6 委員会の会務を処理させるため事務局を置く。

知 事に意見を具申することができる。 委員会は、 第二条第二項に定める職務を行う外、この条例の施行について

(事業主の責任)

第九条 違反防止について周到な措置をとつていたときは、この限りでない。 がしたものでないとの理由で処罰を免れることができない。 員がその業務に関してこの条例に基いて発する命令に違反したときは、自己 事業主は、その代理人、家族、 同居者、雇よう者、 工員その他の従業 但し、事業主が

(罰則

第十条 罰金に処する。 事業主が、 第五条の命令に違反したときは、一万円以上十万円以下の

い罰金に処する。 事業主が、第六条第二項の規定に違反したときは、 五千円以上五万円以下

(委任規定)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、 知事が定める。

この条例は、 昭和二十七年三月一日から施行する。

神奈川 県事業場公害防止条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

和三十四年四月一日

昭

奈川県知事職務代 理 者

副知事 矢 柴 信 雄

:奈川県条例第十八号

神奈川県事業場公害防止条例の

部を改正する条例

神奈川県事業場公害防止条例 (昭和二十六年神奈川県条例第七十八号) の一

部を次のように改正する。

第二条第 一項各号列記以外の部分中「若しくは」を「又は」に、 同条同 .項各

号中 「事業」を 「作業」 に改める。

第三条の見出しを「(事業主等の義務)」に改め、

同条第二項

及び第三項を次

のように改める

2

れ ときは、あらかじめ、その旨と当該機械の設備又は当該作業から生ずるおそ 移転しようとするとき、又は同表の二に掲げる作業を業として行おうとする 事業主は、事業場において、 のある公害の防止措置とを知事に届け出なければならない。 別表の一に掲げる機械を新設 増設若しくは

3 前項の規定は、 新たに事業場を設けようとする者について準用する。

(指導等)

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 て必要な指導又は勧告を行うものとする。 おいて公害の生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに公害の予防につい 知事は、 前条第二項及び第三項の規定による届出があつた場合に

(調査の請求)

第三条の三 めるときは、 事業主は、自己の事業場について公害が生ずるおそれがあると認 知事にその調査を請求することができる。

2 て調査させ、 知事は、 前項の規定による調査請求があつたときは、直ちに当該吏員をし その結果を当該事業主に通知するものとする。

要と認めるときは、 第七条第一項中「公害に関する調査」を「この条例の目的を達成するために必 公害に関する調査」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3

事業主 (第三条第三項において同条第二項の規定を準用される者を含

神奈川県事業場公害防止条例

神奈川県事業場公害防止条例をここに公布する

昭和二十六年十二月二十八日

符奈川県知事 内山岩太郎

神奈川県条例第七十八号

神奈川県事業場公害防止条例

(目的)

る。 ずる公害を防止し、産業の発展と住民の福祉との調和を図ることを目的とす第一条 この条例は、他の法令に特別の定がある場合を除く外、事業場から生

(定義)

作業に使用し、若しくはその作業により製造されたものの貯蔵所をいう。211条 この条例において事業場とは、次に定める作業を行う作業場及びその

一 物の製造、選別、包装又は修理の事業

二 電気又は動力の発生伝導又は供給の事業

条に定める公害審査委員会に諮問して除外を必要且つ適切と認めたものをいじん、廃液、ガス等により、 人又は物に与える障害であつて、知事が第八一 この条例において公害とは、事業場から発生する騒音、振動、ばい煙、粉

(事前調査の請求等)

う。

らなハ。 第三条 事業主は、自己の事業場について公害を生じないよう努めなければな

あらかじめ知事にその調査を請求することができる。 2 事業主は、自己の事業場について公害が生ずる虞があると認めるときは

その結果を事業主に通知するものとする。
3 知事は、前項による調査請求があつたときは、直ちに当該吏員に調査させ、

(行政措置)

講ずるよう事業主に通知しなければならない。第四条 知事は、公害が生じたときは、直ちにその除外について必要な措置を

ければならない。但し、知事の許可を得たときは、他の措置を講ずることが「事業主は、前項の通知を受けたときは、すみやかにその除害措置を講じな

できる。

2

限を指定してこれを行うべきことを命ずることができる。 第五条 事業主が前条第二項による除害の措置を行わないときは、知事は、期

(除害措置の届出及び有効保持)

事に届け出て検査を受けなければならない。 第六条 事業主が前二条の規定により除害措置を講じたときは、十日以内に知

事業主は、前項により検査を受けた除害措置を有効に保持しなければなら

(立入検査)

2

査させることができる。 第七条 知事は、公害に関する調査、検査等のため事業場に当該吏員を立入検

つ、関係人の請求がある場合は、これを提示しなければならない。2 当該吏員は、立入検査をする場合は、その身分を証する証票を携帯し、且

(公害審査委員会)

が任命又は委嘱する委員二十人以内をもつて組織する。 第二条第二項による公害審査委員会(以下委員会という。)は、知事

但し、再任することができる。 2 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、必要に応じて臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。

4 委員会に委員長一人及び副委員長一人を置き、委員の互選により選出する。

5 委員会は、委員長が招集する。